

令和4年2月24日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

1 番	板 倉 克 典	2 番	那 須 英 二
3 番	小久保 照 枝	4 番	堀 岡 敏 喜
5 番	加 藤 明 由	6 番	佐 藤 仁 志
7 番	横 井 克 典	8 番	江 崎 貴 大
9 番	加 藤 克 之	10 番	高 橋 八重典
11 番	鈴 木 みどり	12 番	早 川 公 二
13 番	平 野 広 行	14 番	三 浦 義 光
15 番	佐 藤 高 清	16 番	大 原 功

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

10 番	高 橋 八重典	11 番	鈴 木 みどり
------	---------	------	---------

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

市 長	安 藤 正 明	副 市 長	村 瀬 美 樹
教 育 長	奥 山 巧	総 務 部 長	横 山 和 久
市民生活部長	伊 藤 仁 史	健康福祉部長兼 福祉事務所長	山 下 正 巳
建 設 部 長	伊 藤 重 行	教 育 部 長	柴 田 寿 文
総務部次長兼 企画政策課長	伊 藤 淳 人	健康福祉部次長兼 保険年金課長	服 部 利 恵
建設部次長兼 土木課長	小笠原 己喜雄	会 計 管 理 者	伊 藤 えい子
教育部次長兼 歴史民俗資料館長	伊 藤 隆 彦	監 査 委 員 長	佐 藤 雅 人
総 務 課 長	鈴 木 博 貴	財 政 課 長	立 石 隆 信
人事秘書課長	山 森 隆 彦	防 災 課 長	太 田 高 士
税 務 課 長	横 江 兼 光	収 納 課 長	細 野 英 樹
市民課長兼 鍋田支所長	伊 藤 篤 由	環 境 課 長	田 口 邦 郎
市民協働課長	藤 井 清 和	商工観光課長	浅 野 克 教
十四山支所長	山 田 淳	健康推進課長	山 守 美代子

福 祉 課 長	梅 田 英 明	介護高齢課長兼 総合福祉 センター所長兼 十四山総合福祉 センター所長	安 井 幹 雄
児 童 課 長	飯 田 宏 基	農 政 課 長	上 田 忠 次
都市整備課長	三 輪 秀 樹	下 水 道 課 長	水 谷 繁 樹
学校教育課長	渡 邊 一 弘	生涯学習課長兼 十四山スポーツ センター館長	中 野 修
図 書 館 長	岩 田 繁 樹		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	佐 野 智 雄	書	記	佐 藤 文 彦
書	記	鷺 尾 里 恵		

6. 議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3	諸般の報告
日程第 4 議案第 2 号	令和 4 年度弥富市一般会計予算
日程第 5 議案第 3 号	令和 4 年度弥富市土地取得特別会計予算
日程第 6 議案第 4 号	令和 4 年度弥富市国民健康保険特別会計予算
日程第 7 議案第 5 号	令和 4 年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8 議案第 6 号	令和 4 年度弥富市介護保険特別会計予算
日程第 9 議案第 7 号	令和 4 年度弥富市下水道事業会計予算
日程第10 議案第 8 号	新市基本計画の変更について
日程第11 議案第 9 号	弥富市部設置条例及び弥富市農政推進協議会条例の一部改正について
日程第12 議案第10号	弥富市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について
日程第13 議案第11号	弥富市個人情報保護条例の一部改正について
日程第14 議案第12号	弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第15 議案第13号	弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第16 議案第14号	愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について
日程第17 議案第15号	弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第18 議案第16号	弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

- 日程第19 議案第17号 海部南部水道企業団規約の変更について
- 日程第20 議案第18号 弥富市道路占用料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第19号 関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について
- 日程第22 議案第20号 弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結について
- 日程第23 議案第21号 市道の廃止について
- 日程第24 議案第22号 市道の認定について
- 日程第25 議案第23号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第15号）
- 日程第26 議案第24号 令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第27 議案第25号 令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第28 請願第1号 駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書
- 日程第29 請願第2号 県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願書

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開会

○議長（大原 功君） 会議に先立ち、報告をいたします。

西尾張CATVより本日の撮影と放映、市側より撮影を許可されたい申出がありました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をよろしくお願いいたします。

ただいまより令和4年第1回弥富市議会定例会を開会いたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、議場には定足数の8人を下回らないよう入場し、他の議員につきましては議員控室のモニターにて視聴し、審議に参加してください。

なお、採決につきましては、全員が議場に入場して行います。

また、傍聴者の皆様方におかれましては、会議中は静粛をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、これより会議に入ります。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、高橋八重典議員と鈴木みどり議員を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 会期の決定

○議長（大原 功君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

第1回弥富市市議会定例会の会期を本日から3月23日までの28日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月23日までの28日間と決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第3 諸般の報告

○議長（大原 功君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から、地方自治法の規定により例月出納検査の結果及び定期監査の結果がそれぞれ提出され、その写しを各位のお手元に配付してありますので、よろしくお願いいたします。

以上で諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 4 議案第 2 号 令和 4 年度弥富市一般会計予算

日程第 5 議案第 3 号 令和 4 年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 6 議案第 4 号 令和 4 年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 7 議案第 5 号 令和 4 年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 8 議案第 6 号 令和 4 年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 9 議案第 7 号 令和 4 年度弥富市下水道事業会計予算

○議長（大原 功君） この際、日程第 4、議案第 2 号から日程第 9、議案第 7 号まで、以上 6 件を一括議題といたします。

安藤市長に令和 4 年度予算編成に伴う施政方針及び各議案につきましての提案理由の説明を願います。

安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本日ここに、令和 4 年第 1 回弥富市議会定例会の開催に際し、市政運営に臨む私の所信と、令和 4 年度予算案につきまして、その概要を申し上げ、市民の皆様、議員の皆様に御理解、御賛同を賜りますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症は世界規模で拡大し、国内における感染初確認から 2 年が経過いたしました。

全国的な感染拡大の波は繰り返し押し寄せ、新しい生活様式に基づく感染防止対策の実践に御協力いただく中、この感染症は新しい変異株であるオミクロン株を伴い、依然としてその終息が見通せない状況が続いております。

このような中、昨年、本市では皆様の御理解と御協力によりワクチン接種が順調に目標を達成することができ、多くの方の接種率の向上が暮らしの安全・安心につながったと考えております。

また、市民の皆様、事業者の皆様には危機感を持って感染症対策に取り組んでいただき、厚くお礼申し上げます。とりわけ、海南病院をはじめ多くの市内医療機関、保健関係者の皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。誠にありがとうございます。

現在、コロナ感染者が高止まり傾向にある中、本市では引き続き市民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に考え、ワクチンの 3 回目接種や市民生活の安定と経済回復の取組を推進しております。

さて、時の流れは誠に速いもので、私ごとではございますが、市政運営をスタートしてから 4 年目を迎えており、令和 4 年度は任期 1 期目の集大成であります。また、本年はとら年であり、私自身年男であります。一日で千里の距離を走り、そして戻るといった虎のように、積極的な行動力、チャレンジ精神を持ってコロナに打ち勝ち、これまでの取組の成果を礎に、

初心を忘れることなく市政の一層の発展と本市のさらなる安全・安心なまちづくりに全力を尽くし、輝く未来へ着実に歩みを進めてまいりたいと決意を新たにしているところでございます。

これまで市政を着実に進めることができましたのは、市民の皆様や市議会の皆様方の力強い御支援と御協力、御理解のたまものと心より感謝を申し上げる次第であります。皆様方とともに協働によるまちづくりの推進を着実に進め、新年度につきましても様々な課題にしっかりと取り組んでまいります。

今後もコロナ対策をはじめとする本市を取り巻く諸課題を市民の皆様と共有し、先人たちが積み重ねてこられた豊かな自然・歴史・文化を大切に市政運営に努める所存であります。市民の皆様、市議会の皆様におかれましては、市政の推進に深い御理解と温かい御支援をいただきますようお願いいたします。

それでは、令和4年度基本方針を述べさせていただきます。

令和4年度の市政運営に当たっての重要な視点として、引き続き次の3つの視点を持って取り組んでまいります。

1点目は、「健やかに暮らせる、安全・安心なまちづくり」であります。

安全・安心は私たちの暮らしの基本でありますことから、令和3年度に作成したハザードマップを活用し、地域のコミュニティや自主防災会の防災訓練、防災出前講座などの活動を通じて、日頃から防災意識の向上、高揚を図り、災害からの被害の防止や軽減につなげ、自助・共助・公助によるみんなでつくる安全・安心に暮らせる災害に強いまちの実現に取り組んでまいります。

また、人口減少、少子高齢化社会に対応していくために、本市の特性や資源を最大限に生かし、住み続けたいと思われるような選ばれるまちを実現していかなければなりません。

第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略にある、結婚・妊娠・出産のサポート、子育て支援を図るため、18歳までの医療費無償化の拡充や、ファミリー・サポート・センター、子育て世代包括支援センターの利用促進など、切れ目のない支援を進めてまいります。

あわせて、若い世代の定住支援、コミュニティの活性化、協働による活力ある地域づくりを推進してまいります。

2点目は、「地域産業が元気で、生き生きと働けるまちづくり」であります。

本市を活力に満ちたまちにしていくためには、地域経済力向上の促進が重要であります。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、国及び県の施策と歩調を合わせながら商工会の支援と強化、商店の維持・活性化の推進等により、商業の振興、持続支援を行うとともに、本市の基幹産業であります農業と地場産業の振興に努め、農産品のブランド強化や収益力向上を図るための支援を農業者に対しまして行ってまいります。

港湾地域では、令和3年度に弥富埠頭第1貯木場埋立地約12.8ヘクタール全ての分譲が終了しました。また、名古屋港背後地の西末広地内約13ヘクタールの地域では、市街化調整区域の地区計画を活用した工業系土地利用に向けて地権者の方々と勉強会を進めております。

地域特性を生かした新たな企業誘致は、雇用や税収の確保、地域経済の活性化につながることから、関係機関等と連携、情報を共有して取り組んでまいります。

3点目は、「人が行き交い、魅力と賑わいあふれるまちづくり」であります。

新たな人の流れはまちに活力を取り戻し、好循環を与えます。

4月より、図書館棟1階に歴史民俗資料館がリニューアルオープンいたします。歴史民俗資料館と市観光協会事務局を移転し、2階には市民協働スペースの利活用による市民交流の推進といった複合的な要素を備えた新たな市の拠点を整備してまいります。

1階スペースには、歴史民俗の探求、金魚や市の観光資源の情報発信、市民協働活動に興味を持つ人を呼び込むための玄関口として弥富金魚水族館（YaToMiAQUA）を設置し、観光振興や交流拠点の推進、文化・自然などの歴史や豊かさ、美しさ、楽しさなど、本市の魅力を市内外へ発信し、人が行き交い、にぎわいあふれるまちづくりを創出してまいります。

名古屋競馬場につきましては本市に移転し、開場を迎えることから、競馬場としての機能以外に常設のイベント会場も活用しながら、愛知県競馬組合と連携し、本市の情報発信を図ってまいります。

また、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業、並びに弥富駅北口駅前広場等整備事業は、駅周辺の一体的なまちづくりの一つとして、市民の皆様が安全・安心に行き交い、誰もが便利で快適に暮らせるまちの実現に向けて取り組んでまいります。

続きまして、令和4年度の重点施策について、3つの重要な視点に基づく6つの基本目標を申し上げます。

初めに、基本目標1としまして、いつまでも住み続けたい安全・安心なまちでございます。

防災・減災対策について申し上げます。

令和4年度につきましては、令和3年度に作成しました洪水ハザードマップ、高潮ハザードマップ、浸水津波ハザードマップを活用しながら、市民の皆様へ避難方法や事前防災の違いなど、ふだんから備えについて啓発してまいります。

また、地域防災における自主防災会を中心とした自助・共助の役割、公助との連携のさらなる向上を図るため、引き続き各種団体、関係機関と新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた避難所運営などをテーマに、防災ワークショップ、出前講座など、地域への支援を行ってまいります。

避難所の確保としましては、前ヶ平地区にあります旧愛知県農業総合試験場の跡地の一部を取得し、既存の旧庁舎建物の2階部分を緊急時避難場所として指定に向けて進めてまいり

ます。

防犯・交通安全対策について申し上げます。

防犯の取組としましては、地域の安全を図るため、自治会への防犯カメラ設置補助を継続して実施してまいります。あわせて、警察や地域の防犯パトロール活動と連携しながら、市内巡回やキャンペーン等を行い、犯罪防止に取り組んでまいります。

また、小・中・高校生や高齢者の交通安全対策事業として、愛知県と連携し、引き続き自転車乗車中の交通事故による頭部損傷の軽減に資するためにヘルメットの購入に対する補助制度を実施いたします。

環境衛生対策について申し上げます。

かけがえのない地球環境を次の世代に引き継いでいくためには、一人一人の行動の積み重ねが重要であります。温室効果ガスの抑制のために、弥富市地球温暖化実行計画を着実に推進してまいります。

令和3年8月より供給開始しました新火葬場「いつくしみ」につきましては、環境に配慮した最新型の設備と、故人の最後のお別れの場所としてふさわしい心の通ったサービスを提供できるよう、市民の皆様の声を第一に運営してまいります。

また、令和4年度は一般廃棄物処理基本計画の最終年度に当たり、実行計画における目標達成状況を把握、評価した上で見直し、今後のごみ処理及び生活排水処理に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画を策定いたします。

続きまして、基本目標2．笑顔あふれる、健やかで共に支え合うまちでございます。

子育て支援について申し上げます。

子育て世帯の支援につきましては、市が運営する保育所、児童館、児童クラブ、子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターをはじめ、民間事業者や関係機関と連携を図りながら、安心して子供を育てられるよう、子育て支援事業の充実に努めてまいります。

弥富市公共施設再配置計画に基づき、多様化する教育・保育ニーズに対応できるよう、保育所の民営化及び認定こども園化に向けた取組を進め、まずは令和7年4月を目標に1か所の民営化を実施してまいります。

また、老朽化が進む南部保育所の長寿命化改良工事を令和5年1月を目標に完了させるほか、十四山公民館内の十四山東部児童クラブを十四山東部小学校北校舎に移設し、適切な教育・保育環境の維持管理に努めてまいります。

高齢者支援について申し上げます。

本市においても高齢化が確実に進展している中で、高齢者の安心な生活を支え合い、共に元気で暮らせるまちづくりの実現に向け、引き続き介護予防事業に取り組むとともに、介護サービスの適切な提供と介護保険事業の安定的な運営に取り組んでまいります。特に、コロ

ナ禍で外出や行動などが制限される中、ふれあいサロンや元気塾、スマイル教室など、地域の中で介護予防につながる活動については、感染予防対策をしっかりと行いながら、継続して行えるように各種団体等と連携を図ってまいります。

また、緊急通報システム事業につきましては、これまで所得税、非課税世帯に限定しておりましたが、課税世帯の方にも一部の御負担で御利用していただけるよう拡充を図り、独り暮らしの高齢者などの急病や事故等の緊急事態に対応してまいります。

さらに、誰もが住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるように、弥富市、蟹江町及び飛島村の3市町村が共同で設置した海部南部権利擁護センターを中心に、自らの権利を守るために支援を必要としている認知症高齢者、知的障がい者や精神障がいがある方々、またその家族などに成年後見制度の利用支援や権利擁護に関する相談事業の充実にも努めてまいります。

健康づくりの推進について申し上げます。

健康都市宣言の下、健康長寿のさらなる延伸を目指し、保健師等による健康相談や各種保健教育事業の充実を図るとともに、市民一人一人が健康づくりに関する知識と意識を高め、自主的な健康づくりを促す取組を推進してまいります。

母子保健事業といたしましては、子育て世代包括支援センターにおいて、孤立しがちな妊婦及び母子への支援を充実し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談・支援体制を確立し、育児不安や虐待の予防に努めてまいります。

また、多胎児妊婦の早産等のリスクを回避するためには妊婦健康診査が大変重要なことから、妊婦健康診査の基本健診5回分を追加実施し、経済的負担の軽減を図ってまいります。

さらに、3歳児健康診査ではスポットビジョンスクリーナーで検査を実施し、近視、遠視、乱視、斜視等の弱視の危険因子を早期発見し、適切な治療につなげるよう努めてまいります。

予防接種事業といたしましては、新型コロナウイルスワクチン接種の追加接種の予約やお問合せにも的確に対応できるよう、引き続きコールセンターや予約窓口を設置するとともに、市民の皆様が一日も早く安全にワクチン接種ができるよう全力で取り組んでまいります。

また、15歳以下の子供及び妊婦に対してのインフルエンザ予防接種の費用助成を引き続き実施するとともに、子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、積極的な接種勧奨の再開により接種機会を逃した方への対応についても取り組んでまいります。

歯科保健事業といたしましては、節目歯科無料クーポン健診対象者を25、35、45、55、65、75歳にも拡充し、う蝕や歯周病の早期発見、早期治療のために歯周病検診の必要性を啓発し、受診率の向上を目指します。

福祉医療事業といたしましては、子ども医療において県内の自治体で対象年齢を拡大する動きが加速化しておりますことから、助成対象を高校生世代までとする新しい子ども医療制

度をスタートさせ、次の時代を担う子供たちが健やかに育ち、安心して子供を産み育てることが出来る環境を整えてまいります。

国民健康保険事業といたしましては、年金所得者の比率増加や新型コロナウイルス感染症拡大による個人所得の減少等により、令和3年度に引き続き国民健康保険税の減収が懸念されることなど、厳しい国民健康保険事業運営の中ではありますが、長引くコロナの影響を考慮し、財政調整基金を活用することで令和4年度は国民健康保険税の税率改正を行わないこととしました。

また、市が保有する40歳から74歳までの国保加入者データを全国の対象者の受診情報に照らしてAIで分析し、特定健診未受診者個人に対し、最適な勧奨方法で文書等を送付通知することで特定健康診査受診率の向上に努めてまいります。

障がい者支援について申し上げます。

障がいのある方やその家族から相談内容が多様化、複合化することに対応するため、身近なところで専門的かつ総合的な相談が受けられるよう、地域の相談支援事業者や基幹相談支援センターと連携しながら支援体制の充実を図ってまいります。

生活困窮者対策につきましては、経済的な困窮をはじめ、就労相談などの相談件数は増加傾向にあります。引き続き生活自立支援センターでは専門の相談員が生活する上で直面する様々な困難に対し、相談者に寄り添いながら市や関係機関と連携し、自立に向けた支援を行ってまいります。

続きまして、基本目標3. 心豊かで文化を育む人づくりのまちでございます。

教育、文化、スポーツの充実について申し上げます。

学校教育の取組につきましては、主体的・対話的に深い学びを実現することで、確かな学力と道徳的心情の育成、社会に参画する能力の育成を図ってまいります。

また、安全・安心で社会の情報化・グローバル化に対応できる学習環境整備に努め、地域に信頼される開かれた学校を実現してまいります。

いじめや不登校などの対策につきましても、いじめの未然防止と早期に発見できる体制づくりをより重視するとともに、市の適応指導教室であります「アクティブ」の効果的な運用を図り、各小中学校へスクールカウンセラーの派遣を拡充させ、新たなスクールソーシャルワーカーを巡回派遣することで、子供や保護者の心のケアと家庭支援の充実を図ってまいります。

学校教育におけるICT化の取組につきましては、令和2年度に市内全校児童・生徒に1人1台のタブレット端末を整備したことから、時代の潮流に遅れることなく、子供たちが必要な資質や能力を身につけることができるよう、教職員に指導・助言を行うためのICT支援員を配置し、児童・生徒の学習内容の充実を図ってまいります。

また、令和４年度における学校施設長寿命化改良工事としましては、弥富北中学校において耐力度調査、基本調査及び設計を行ってまいります。

スポーツ振興につきましては、心身両面の健全な発達に必要なものであり、誰もが気軽にスポーツや運動に楽しく接することができる環境や、各種スポーツ団体との連携により市民が主体的かつ継続的に参加できる仕組みや環境を整えてまいります。

また、安全・安心な社会教育施設の整備につきましては、総合社会教育センターアリーナの特定天井、いわゆるつり天井の撤去工事を実施するほか、南部コミュニティセンターの多目的ホール棟の特定天井撤去を含めた屋根ふき替え工事に向け、実施設計を行います。

歴史民俗資料館の移転事業につきましては、予定どおり図書館棟１階に令和４年４月１日リニューアルオープンの運びとなりました。新しい資料館では、歴史文化・観光等、幅広い情報の発信拠点となるべく、各種事業を進めてまいります。

また、２階にはギャラリーを整備しましたので、市民の皆様にご活用いただければと思います。

続きまして、基本目標４．人と地域の資源を活かし、にぎわいを生み出すまちでございます。

農業振興について申し上げます。

農業を取り巻く環境が大変厳しい中、今後ますます農業の体質強化が必要となってまいります。そのため、収益性の高い農作物の生産・販売、６次産業化への取組を引き続き支援し、地元で取れた安全・安心な農産物の地産地消を推進してまいります。

また、農業者が行う農業用機械や施設の更新に対する支援をはじめ、国の戦略作物とする主食用米から飼料用米、小麦・大豆への転作補助や、カメムシ対策としまして、共同防除費費用の一部につきましても引き続き支援してまいります。

観光振興について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない状況が続く中でのイベントの開催は、感染防止対策を十分に行うとともに、引き続きいかにして実施するかを念頭に置きながら取り組んでまいります。

令和４年度の新たな試みとしては、三花めぐりのスタートに総合社会教育センター南側桜堤防道路の一部をライトアップし、市民に心を癒やせる場の提供をしてまいります。

続きまして、基本目標５．良好な都市基盤が整った便利で快適に暮らせるまちでございます。

下水道事業について申し上げます。

公共下水道につきましては、市街化区域及び人口集中地域であります佐古木地区、鯛浦地区、五明地区の整備を進め、供用区域を拡大し、普及率の向上を図るとともに接続促進に努

めてまいります。

次に、農業集落排水事業につきましては、7か所ある処理場の適切な維持管理に努め、十四山西部処理場、十四山南部処理場、鍋田浄化センターの機能強化工事をするための全体実施設計を行い、施設の長寿命化に取り組んでまいります。

道路網の整備について申し上げます。

都市計画道路名古屋第3環状線は、本市の中心市街地を縦断する前ヶ須工区及び伊勢湾岸自動車道の弥富木曽岬インターチェンジ北の供用済み区間から国道23号までの中原・境工区で愛知県により鋭意整備が進められており、市内の道路ネットワークを構築する主要地方道弥富名古屋線の整備促進とともに、関係機関へ積極的に要望してまいります。

また、木曽川高潮堤防未整備区間の整備に併せて、国道1号の尾張大橋架け替えを含む国道1号の4車線化の早期事業採択及び大規模災害時の避難及び救命・救助活動等に必要となる地域高規格道路一宮西港道路の早期実現に向けて、関係機関と連携し、必要な取組をしてまいります。

道路の老朽化対策につきましては、引き続き橋梁長寿命化修繕計画や舗装修繕計画などに基づき、計画的に修繕を実施し、道路施設の適切な維持管理に取り組んでまいります。

市街地の計画的整備について申し上げます。

J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業、並びに弥富駅北口駅前広場等整備事業につきましては、本市の総合計画の重点施策に位置づけられ、鉄道により分断された南北地区の連携強化、駅東西の踏切を通行する歩行者、自転車の安全確保及び高齢者・障がい者などの利便性を高めるバリアフリーに配慮した交通結節点を整備するため、令和4年3月議会可決後、4月初旬に鉄道事業者と工事協定等の締結を予定するとともに、弥富駅北口駅前広場の整備に向け、土地所有者、関係機関との調整を進めてまいります。

また、都市拠点となる弥富駅周辺を取組につきましては、本市の玄関口となる区域であり、駅周辺の一体的なまちづくりを推進し、誰もが便利で快適に暮らせるまちの実現に向けて、関係住民の皆様との勉強会を通じて弥富駅中央駅前広場及び周辺整備の検討を進めてまいります。

さらに、弥富駅から徒歩圏内にある車新田地区におきましては、令和3年10月に、仮称でございますが、弥富車新田土地区画整理事業発起人会が結成され、今後は土地区画整理組合設立に向け支援してまいります。

交通網の充実について申し上げます。

公共交通であるコミュニティバスにつきましては、市民の皆様とのワークショップから持ち上がった要望に基づき、令和3年9月より実施した急行便の第1期社会実験運行実施結果を踏まえ、令和4年4月から第2期社会実験運行を実施してまいります。

2回にわたる社会実験の結果を検証し、地域の実情に適した南部ルートの再編につきましては、乗合型デマンド交通とコミュニティバスを組み合わせることや、近隣市町村の公共交通との連携を強化することも選択肢として模索してまいります。

また、東部ルートにつきましても、利用者や市民との意見交換会などを通してニーズを把握し、運行方法の変更も念頭に置いた再編を検討し、実施してまいります。

新たな活力の創出について申し上げます。

令和4年4月に開業する新名古屋競馬場につきましては、「弥富市」の名を冠としたレースの開催が決定されたことを受け、本市の名を積極的に発信してまいります。

また、競馬ファン以外の方にも本市に来て楽しんでいただけるよう、愛知県競馬組合や名古屋競馬PFI株式会社と連携し、競馬開催日以外の土曜日、日曜日にイベントなどを開催し、にぎわいづくりを創出できるように取り組んでまいります。

港湾地域等の取組について申し上げます。

現在、名古屋港鍋田埠頭コンテナターミナルでは、タイヤ式門型クレーン10基の遠隔操作・自動運転システムを段階的に運用開始しており、令和5年春には40基全ての本格運用を目指しているところでございます。

令和3年5月に、名古屋西ジャンクション、飛島ジャンクション間が開通した名古屋第二環状自動車道など、さらなる道路網の整備により、鍋田埠頭第3バースではますます利便性が向上し、荷役の増加が想定され、貿易拠点港として一層期待されております。

令和4年度においても、早期に鍋田埠頭第4・第5バースの整備事業が実現されるよう、国の関係機関とも意見交換などを継続し、併せて名古屋港管理組合をはじめとする港湾関係団体と連携してまいります。

続きまして、基本目標6．市民と行政がつながり、共につくるまちでございます。

持続的な行財政運営について申し上げます。

第2次弥富市総合計画前期基本計画、第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略について、それぞれの計画期間が令和5年度で終了するため、令和6年度から令和10年度までを計画期間とする一つの計画として統合し、2か年かけて策定してまいります。

令和4年度は、現況調査や市民ニーズを把握するためのアンケートやワークショップなどを開催してまいります。さらに、第5次行政改革大綱を新たに策定し、自主財源の確保や業務の見直しを進めながら公共施設再配置計画等の推進を図るとともに、施設に係るライフサイクルコストの縮減に取り組んでまいります。

また、市が所有する施設に企業名や商品名等を含む愛称の命名権を付与するネーミングライツ事業を実施してまいります。

市民協働の推進、コミュニティの強化について申し上げます。

各コミュニティ推進協議会につきましては、事業の継続や自主的かつ自立的な組織として地域の課題解決に向けた活動をしていただく団体などに対し支援してまいります。あわせて、地域で公益的な活動を行うボランティア団体やサークル等に対する支援策としまして、地域づくり補助金制度を引き続き実施してまいります。

令和4年度から、市民活動団体等と行政の協働のまちづくりを進めるために図書館棟の2階に市民協働スペースをオープンしますので、ちょっとした打合せや作業、準備などのスペースとして、団体を越えた交流、情報交換の場として多くの市民に活用される施設を目指してまいります。

また、その場所を拠点にコーディネート役割を担う中間支援団体の育成に向けた取組として、第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、市民を中心としたワーキンググループである地方創生プロジェクト会議、通称ヤトミーティングと共に、誰もが活躍の機会を見いだせるような仕組みや、市内のあらゆる情報、資源を共有できるような仕組みを構築し、協働のまちづくりを推進してまいります。

最後に、デジタル化の推進について申し上げます。

令和4年度は行政手続のオンライン化を進めるため、マイナポータルからの申請データを各業務システムへ効率的に取り込むための申請管理システム整備を行います。

また、道路台帳管理の効率化及び市民サービスの向上を進めるため、道路台帳のデジタル化を進めてまいります。

以上、令和4年度の重点施策について申し上げます。

続きまして、令和4年度の予算について申し上げます。

令和4年度の予算規模は、一般会計は167億9,000万円、前年度比3.4%増となりました。

また、特別会計は4会計合わせまして85億8,855万4,000円、前年度比5.2%増、企業会計は21億6,218万円、前年度比1.9%増、全ての予算の合計では275億4,073万4,000円、前年度比3.8%増となりました。

市税収入におきましては、個人所得が堅調であったことに加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う固定資産税の軽減措置が終了したことから、市民税や固定資産税が増加するなど、令和3年度と比べて7億5,204万5,000円、9.9%増を見込みました。

また、市債におきましては、弥生小学校長寿命化改良事業に伴う学校施設整備事業債の発行額が4億4,990万円と増加したものの、市営火葬場建設事業が令和3年度をもって終了したことに伴い、前年度対比8.9%減の14億2,800万円を計上しております。

一方、歳出におきましては、J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業に本格的に着手するための関連予算のほか、扶助費の伸びや子育て施策の拡充、防災・減災対策に重点的な予算配分を行ったものでございます。

市民の皆様の生活向上や本市のさらなる発展に向け、必要な各種施策を推進してまいります。

結びとなりますが、令和4年度の予算編成に当たりましては、第2次弥富市総合計画に掲げた基本目標の実現に向け、限られた財源を効果的、効率的に配分したところであります。

新型コロナウイルス感染症拡大はいまだ予断を許さない状況下であり、本年は新型コロナウイルス感染症と共存する社会、ウイズコロナ社会において、持続可能な経済・社会・環境の要素の統合性を満たす政策推進を行い、スピード感を持って全力で取り組んでまいります。

以上、市政運営に対する私の基本的な考えを申し上げます。

市民の皆様、市議会の皆様に市政運営に対する御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、令和4年度に臨む施政方針といたします。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 議案の説明を総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第2号令和4年度弥富市一般会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を167億9,000万円、前年度対比3.4%の増となり、前年度を5億5,500万円上回る予算規模となりました。

歳入の主なものにつきまして御説明申し上げます。

市税収入につきましては、固定資産税等の増加により、市税全体では前年度対比9.9%増の83億6,814万8,000円を見込んでいます。これは歳入全体の49.8%を占めるものであります。

また、地方交付税につきましては、本年度の実績も考慮し、特別交付税と合わせて5億7,100万円を見込んでいます。

国・県支出金につきましては、33億2,079万2,000円を計上いたしました。

また、歳出の諸事業の財源不足に充当するため、市債として学校施設整備事業債4億4,990万円をはじめとして14億2,800万円を措置いたしました。

歳出の主なものについて御説明申し上げます。

2款総務費につきましては、申請管理システム導入委託料、コミュニティバス運行事業など18億4,245万5,000円を計上いたしました。

3款民生費につきましては、障がい者自立支援事業、児童手当支給事業、子ども医療費助成事業、要支援者等の多様な介護予防・日常生活支援ニーズに地域全体で応えていくための総合事業等、きめ細やかな対応を図るため70億4,563万8,000円を計上し、一般会計予算の42%を占めるものであります。

4款衛生費につきましては、新型コロナウイルス感染症対策事業、一般保健事務事業、子供及び妊婦等の予防接種事業、母子保健事業、健康増進事業、ごみ処理や資源再生の推進、環境保全に取り組むため、13億9,699万円を計上いたしました。

6 款農林水産業費につきましては、農業振興事務事業、水田農業構造改革事業、農業基盤整備事業、多面的機能支払事業など、魅力ある農業を実現するために 8 億 2,511 万 6,000 円を計上いたしました。

7 款商工費につきましては、商工業振興資金事業、観光振興推進事業など、商工観光事業の発展等のために 1 億 8,962 万 5,000 円を計上いたしました。

8 款土木費につきましては、良好な道路環境整備のための道路改良事業や、舗装修繕計画に基づく舗装工事をはじめとする道路維持管理事業、そのほか公園管理事業や自由通路整備事業など、11 億 1,537 万 6,000 円を計上いたしました。

9 款消防費につきましては、消防団運営事業、災害対策事務事業など、災害に強い安全・安心なまちづくりを進めるため、7 億 7,675 万 2,000 円を計上いたしました。

10 款教育費につきましては、学校施設長寿命化対策の調査費や工事費をはじめ、小・中学校の環境改善のための工事費や、総合体育館特定天井撤去の工事費など、教育環境の充実を図るため、22 億 2,322 万 3,000 円を計上いたしました。

次に、議案第 3 号令和 4 年度弥富市土地取得特別会計予算につきましては、弥富駅北口駅前広場の公共用地を先行取得するため、3 億 7,329 万 4,000 円を計上いたしました。

次に、議案第 4 号令和 4 年度弥富市国民健康保険特別会計予算につきましては、前年度対比 2.4% 減の 38 億 2,897 万円を計上いたしました。

次に、議案第 5 号令和 4 年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、前年度対比 7.1% 増の 7 億 2,199 万円を計上いたしました。

次に、議案第 6 号令和 4 年度弥富市介護保険特別会計予算につきましては、前年度対比 2.7% 増の 36 億 6,430 万円を計上いたしました。

最後に、議案第 7 号令和 4 年度弥富市下水道事業会計予算につきましては、農業集落排水事業につきましては機能強化対策工事費など、公共下水道事業につきましては市街化区域及び人口集中地域を対象に面整備を図るための管渠布設工事費などで、前年度対比 1.9% 増の 21 億 6,218 万円を計上いたしました。以上でございます。

○議長（大原 功君） お諮りいたします。

本案 6 件は、継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案 6 件は継続議会で審議することに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 10 議案第 8 号 新市基本計画の変更について

日程第 11 議案第 9 号 弥富市部設置条例及び弥富市農政推進協議会条例の一部改正につ



いて

日程第12 議案第10号 弥富市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第11号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第14 議案第12号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第15 議案第13号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第16 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第17 議案第15号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第18 議案第16号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第19 議案第17号 海部南部水道企業団規約の変更について

日程第20 議案第18号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

日程第21 議案第19号 関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について

日程第22 議案第20号 弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結について

日程第23 議案第21号 市道の廃止について

日程第24 議案第22号 市道の認定について

日程第25 議案第23号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第15号）

日程第26 議案第24号 令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第27 議案第25号 令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（大原 功君） この際、日程第10、議案第8号から日程第27、議案第25号まで、以上18件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

○市長（安藤正明君） 次に提案し、御審議いただきます議案は、条例関係議案8件、法定議決議案6件、予算関係議案3件、そのほか議案1件でございます。その概要につきまして御説明を申し上げます。

議案第8号新市基本計画の変更につきましては、歴史民俗資料館移転等改修事業を進めていくに当たり、本計画の計画期間を同事業が完了する年度まで延長するもので、財政運営上で有利な合併推進債の活用を図るため必要があるものであります。

次に、議案第9号弥富市部設置条例及び弥富市農政推進協議会条例の一部改正につきましては、組織・機構の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第10号弥富市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改

正につきましては、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い及び行政手続等を情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う市の機関に議会を加えるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第11号弥富市個人情報保護条例の一部改正につきましては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の廃止に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第12号弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につきましては、育児または介護を行う職員について、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置の対象となる子の範囲を、国家公務員において定められている子の範囲に合わせるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第13号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正につきましては、非常勤職員の育児休業等の取得要件を緩和する措置及び育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置を講じるため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第14号愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更につきましては、愛知県市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させ、愛知県市町村職員退職手当組合規約を変更することについて協議するため必要があるものであります。

次に、議案第15号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきましては、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第16号弥富市国民健康保険税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第17号海部南部水道企業団規約の変更につきましては、海部南部水道企業団の共同処理する事務に、愛西市に係る農業集落排水事業区域及びコミュニティ・プラント整備事業区域を追加し、海部南部水道企業団規約を変更することについて協議するため必要があるものであります。

次に、議案第18号弥富市道路占用料条例の一部改正につきましては、愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、道路占用料の額を改定するため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第19号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結につきましては、関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事施行のため必要があるものであります。

次に、議案第20号弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結につきましては、尾西線弥富駅構内における自由通路新設に係る鉄道施設整備施行のため必要があるも

のであります。

次に、議案第21号市道の廃止につきましては、道路を廃止するものでございます。

次に、議案第22号市道の認定につきましては、開発事業等に伴う路線再編成により、路線を認定するものであります。

次に、議案第23号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第15号）につきましては、国の補正予算に伴い、農業基盤整備事業の県営事業負担金を増額計上するほか、歳入歳出予算を最終調整した結果等の補正予算であります。

次に、議案第24号令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）及び議案第25号令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果等の補正予算であります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては関係部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を関係部長に求めます。

なお、補正予算は総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 総務部所管の議案説明をさせていただきます。

議案第8号新市基本計画の変更について説明いたします。

7枚めくっていただきまして、新市基本計画の変更のあらましを御覧ください。

1. 令和3年度地方債同意等基準の告示により、合併推進債の対象事業に発行可能期間内に実施設計に着手した事業が追加されたため、新市基本計画の計画期間を変更し、着手した事業が完了する年度まで延長することとした。

2. 財政計画について、内容を時点修正することとした。なお、財政計画における数値のうち、平成29年度から令和2年度に係るものについては実績数値に置き換えることとした。

3. その他、必要な規定の整備を行うこととした。

議案第9号弥富市部設置条例及び弥富市農政推進協議会条例の一部改正について説明いたします。

4枚めくっていただきまして、弥富市部設置条例及び弥富市農政推進協議会条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 行政課題に対応するため、組織・機構を見直すこととした。

2. この条例は令和4年4月1日から施行することとした。

議案第10号弥富市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について説明いたします。

5枚めくっていただきまして、弥富市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する

条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の一部改正に伴い、必要な規定の整備を行うこととした。

2. 行政手続等を情報通信の技術を利用する方法により行わせ、または行う市の機関に議会を加えることとした。

3. この条例は令和4年4月1日から施行することとした。

議案第11号弥富市個人情報保護条例の一部改正について説明いたします。

3枚めくっていただきまして、弥富市個人情報保護条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の廃止に伴い、規定の整備を行うこととしました。

2. この条例は令和4年4月1日から施行することとした。

議案第12号弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について説明いたします。

4枚めくっていただきまして、弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 育児または介護を行う職員について、育児等と仕事の両立支援のために講じる措置の対象となる子の範囲を国家公務員において定められている子の範囲に合わせることとした。

2. その他、必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は令和4年4月1日から施行することとした。

議案第13号弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について説明いたします。

5枚めくっていただきまして、弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 非常勤職員の育児休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上との要件を廃止することとした。

2. 育児休業を取得しやすい勤務環境を整備するための措置を講じることとした。

3. その他必要な規定の整備を行うこととした。

4. この条例は令和4年4月1日から施行することとした。

議案第14号愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について説明いたします。

3枚めくっていただきまして、愛知縣市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約のあらましを御覧ください。

1. 愛知縣市町村職員退職手当組合から尾張旭市長久手市衛生組合を脱退させることとし

た。

2. この規約は令和4年4月1日から施行することとした。

議案第15号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について説明いたします。

6枚めくっていただきまして、弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。

2. その他必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は令和4年4月1日から施行することとした。以上です。

○議長（大原 功君） 次に、山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 健康福祉部所管の議案を説明させていただきます。

議案第16号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

9枚めくっていただきまして、弥富市国民健康保険税条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

1. 納税義務者に対して課する被保険者均等割額のうち、未就学児の均等割額を5割減額することとした。

2. その他、必要な規定の整備を行うこととした。

3. この条例は令和4年4月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（大原 功君） 次に、伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 続きまして、市民生活部所管の議案について御説明申し上げます。

議案第17号海部南部水道企業団規約の変更について御説明申し上げます。

3枚めくっていただきまして、海部南部水道企業団規約の一部を変更する規約のあらましを御覧ください。

1. 愛西市に係る下水道事業の使用料計算及び徴収に関する事務の区域について、新たに農業集落排水事業区域及びコミュニティ・プラント整備事業区域を加えることとした。

2. この規約は令和5年6月1日から施行することとした。以上でございます。

○議長（大原 功君） 次に、伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 続きまして、建設部所管の議案の説明をさせていただきます。

議案第18号弥富市道路占用料条例の一部改正について御説明申し上げます。

6枚めくっていただきまして、弥富市道路占用料条例の一部を改正する条例のあらましを御覧ください。

１．愛知県道路占用料条例の一部改正に伴い、これに準じて道路占用料の額を改定することといたしました。

２．この条例は令和４年４月１日から施行することといたしました。

続きまして、議案第19号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について御説明申し上げます。

１．協定の目的、関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事。

２．協定金額、29億5,180万円。

３．協定の相手方、東海旅客鉄道株式会社でございます。

続きまして、議案第20号弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結について御説明申し上げます。

覚書の目的、尾西線弥富駅構内における自由通路新設に関わる鉄道施設整備。

２．覚書の金額、10億9,247万円。

３．覚書の相手方、名古屋鉄道株式会社でございます。

続きまして、議案第21号市道の廃止について御説明申し上げます。

１枚めくっていただきまして、廃止路線調書を御覧ください。

市道馬ケ地２号線及び鮫ケ地19号線の２路線を路線の見直しにより廃止するものであります。

続きまして、議案第22号市道の認定について御説明申し上げます。

１枚めくっていただき、認定路線調書を御覧ください。

市道荷之上93号線から前ケ須91号線までの５路線につきましては、住宅開発事業や道路事業により新たに認定し、馬ケ地２号線及び鮫ケ地19号線の２路線につきましては、路線の見直しにより改めて認定するものでございます。

以上が、建設部所管の議案の説明でございます。

○議長（大原 功君） 次に、横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第23号令和３年度弥富市一般会計補正予算（第15号）につきましては、歳入歳出それぞれ8,072万5,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を183億487万8,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の主な増額の内容といたしましては、法人市民税7,000万円、地方消費税交付金4,000万円、普通交付税２億7,698万6,000円、農林水産業事業債6,430万円であります。

歳出予算の主な増額の内容といたしましては、総務費におきまして、積立金７億2,149万4,000円、住民記録システム改修委託料451万円、民生費におきまして、介護給付費・訓練等給付費1,800万円、農林水産業費におきまして、国の補正予算に伴う農業基盤整備事業の県営事業負担金8,947万5,000円であります。

その他につきましては、歳入歳出予算を最終調整した結果の補正予算であります。

次に、議案第24号令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ399万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を40億3,100万円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、災害臨時特例補助金121万2,000円、保険給付費等交付金232万9,000円の増額を計上する一方、一般被保険者国民健康保険税の医療給付費分現年課税分172万2,000円、出産育児一時金繰入金266万3,000円の減額を計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、出産育児一時金399万4,000円の減額を計上するものであります。

次に、議案第25号令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出それぞれ8,986万円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億9,064万2,000円とするものであります。

歳入予算の主な内容といたしましては、介護保険料の現年度分普通徴収保険料977万3,000円、国庫負担金の介護給付費負担金364万6,000円の増額を計上する一方、介護保険料の現年度分特別徴収保険料4,154万4,000円、支払基金交付金の介護給付費交付金2,728万5,000円の減額を計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、地域密着型介護サービス給付費2,851万4,000円、介護予防サービス給付費308万円の増額を計上する一方、施設介護サービス給付費7,991万8,000円、通所型サービス事業支給費1,700万円の減額を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（大原 功君） お諮りいたします。

本案18件は継続議会で審議したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案18件は継続議会で審議することに決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 請願第1号 駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書

日程第29 請願第2号 県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願書

○議長（大原 功君） 次に、日程第28、請願第1号駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書及び日程第29、請願第2号県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願書、以上2件を一括議題といたします。

各請願はお手元に配付してありますので、請願の文書表のとおり所管の委員会に付託します。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時14分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 高 橋 八重典

同 議員 鈴 木 みどり



令和4年3月10日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 板 倉 克 典 | 2 番  | 那 須 英 二 |
| 3 番  | 小久保 照 枝 | 4 番  | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番  | 加 藤 明 由 | 6 番  | 佐 藤 仁 志 |
| 7 番  | 横 井 克 典 | 8 番  | 江 崎 貴 大 |
| 9 番  | 加 藤 克 之 | 10 番 | 高 橋 八重典 |
| 11 番 | 鈴 木 みどり | 12 番 | 早 川 公 二 |
| 13 番 | 平 野 広 行 | 14 番 | 三 浦 義 光 |
| 15 番 | 佐 藤 高 清 | 16 番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 12 番 | 早 川 公 二 | 13 番 | 平 野 広 行 |
|------|---------|------|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

|                    |         |                    |         |
|--------------------|---------|--------------------|---------|
| 市 長                | 安 藤 正 明 | 副 市 長              | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長              | 奥 山 巧   | 総 務 部 長            | 横 山 和 久 |
| 市民生活部長             | 伊 藤 仁 史 | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長  | 山 下 正 巳 |
| 建 設 部 長            | 伊 藤 重 行 | 教 育 部 長            | 柴 田 寿 文 |
| 総務部次長兼<br>企画政策課長   | 伊 藤 淳 人 | 健康福祉部次長兼<br>保険年金課長 | 服 部 利 恵 |
| 建設部次長兼<br>土木課長     | 小笠原 己喜雄 | 会 計 管 理 者          | 伊 藤 えい子 |
| 教育部次長兼<br>歴史民俗資料館長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長          | 佐 藤 雅 人 |
| 総 務 課 長            | 鈴 木 博 貴 | 財 政 課 長            | 立 石 隆 信 |
| 人事秘書課長             | 山 森 隆 彦 | 防 災 課 長            | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長            | 横 江 兼 光 | 収 納 課 長            | 細 野 英 樹 |
| 市民課長兼<br>鍋田支所長     | 伊 藤 篤 由 | 環 境 課 長            | 田 口 邦 郎 |
| 市民協働課長             | 藤 井 清 和 | 商工観光課長             | 浅 野 克 教 |
| 十四山支所長             | 山 田 淳   | 健康推進課長             | 山 守 美代子 |

福祉課長 梅田英明

介護高齢課長兼  
総合福祉  
センター所長兼  
十四山総合福祉  
センター所長

安井幹雄

児童課長 飯田宏基

農政課長

上田忠次

都市整備課長 三輪秀樹

下水道課長

水谷繁樹

学校教育課長 渡邊一弘

生涯学習課長兼  
十四山スポーツ  
センター館長

中野修

図書館長 岩田繁樹

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 佐野智雄

書記 佐藤文彦

書 記 鷺尾里恵

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

～～～～～～～～○～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） 会議に先立ち、報告いたします。

西尾張CATVより本日及び明日の撮影の放映を許可されたい旨の申出がありました。

よって、弥富市議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可することにいたしましたので、御了承をよろしくお願いいたします。

質問、答弁される皆さんは、努めて簡潔明瞭にお願いしたいと思います。

なお、傍聴者の皆様方におかれましては、会議中には静粛でお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、早川公二議員と平野広行議員を指名いたします。

議事整理のため、暫時休憩をいたします。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

午前10時01分 休憩

午前10時02分 再開

～～～～～～～～○～～～～～～～～

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

～～～～～～～～○～～～～～～～～

#### 日程第2 一般質問

○議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

通告に従いまして、質問させていただきます。

今回は1つ、スクールカウンセラーの常勤配置について、2つ、コロナ対策について、この2点について質問いたします。

まず1つ目、スクールカウンセラーの常勤配置についてでございます。

この間、県や名古屋市によるスクールカウンセラーの派遣について、まずどうであったか、成果や感想などをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 奥山教育長。

○教育長（奥山 巧君） 昨年11月に発生した事件を受け、事件直後からスクールカウンセラー7人を愛知県教育委員会と名古屋市教育委員会から緊急派遣していただき、児童・生徒、教職員、保護者のカウンセリングをしていただきました。

大きな出来事であっただけに、子供たちの心のケアが求められた中での派遣で、事件翌日から3日間という短期間で全校生徒にカウンセリングを行うことができました。また、必要に応じ、近隣小学校へのカウンセリングも実施していただきましたことを非常に感謝しております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 昨年の事件後、多くの子供たち、これは小学生も含めですけども、保護者の皆さん、本当に不安の声がありますが、市はそういった声を把握しているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育長。

○教育長（奥山 巧君） 事件のことで子供たちがショックを受けたこと、さらにマスコミの取材攻勢に心を痛めたこと、不安で眠れないことなどの多くの声が聞かれました。保護者の中には、進学などの心配や、子供との関わり方や距離の取り方の悩みなどを持つ方が多く見えました。そのようなことから、子供たちや保護者の方々が不安を抱えていることは実感しております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 私も直接保護者の方々とお話しすることがありまして、やはりこうした事件があった中で進学するのが怖いというような話もあったわけですが、そうした心のケアをやはり重要視しながら対応していかなければならないと思います。

そこでまず整理していきたいのですが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの役割の違いを教えてください。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） スクールカウンセラーは、児童・生徒、教職員、保護者の心のケアを行い、保護者の要望により発達検査なども実施いたします。スクールソーシャルワーカーは、いじめや不登校をはじめ、虐待、ケアラーなど問題を抱える児童・生徒について生活環境から関わり、学校、家庭、地域などと連携し、課題の解決を目指す方でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） そういった違いがあるわけですけども、このカウンセラーやソーシャルワーカーはやはり増員していかなければならないというふうに思います。

そして、新年度、今派遣されているスクールカウンセラーやスーパーバイザー等がいなくなるわけですけども、そこで新年度の体制としてスクールカウンセラーやソーシャルワーカー

カー、新年度予算では少し増額となっていますけれども、新年度からの体制をまずお聞かせください。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 増額予算となっておりますが、スクールカウンセラーを増員したのではなく、同じスクールカウンセラーで継続的に対応していただくために相談回数を増やしました。これにより、相談回数は中学校は既に各校週 1 回 6 時間、年 40 回の相談ができる環境であります。小学校がこれまで年 18 回から 23 回程度であったため、児童数 300 人以上の学校は年間 30 回、そのほかの学校においても年 21 回の相談回数を確保いたしました。

また、スクールソーシャルワーカーは新たに 1 名配置し、各校を巡回し対応してまいります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） そうしますと、中学校というのは増えないという状況でよかったですか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 中学校に関しては、現在と同じ状況になります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） なかなか中学校に関しては時間も増えていない、これまでどおりと。小学校は幾らか増やしたというところがございますけれども、まずそこで、このカウンセラー自体が県からの派遣なのか、あるいは市独自で派遣するのか。また、県の補助というのは新聞報道によりますと増額予算、補助の予算がついておりますけれども、その県の補助がどれだけあるのかお答えください。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 繰り返しになりますが、スクールカウンセラーが増員になったものではございません。スクールカウンセラーの配置事業につきましては、県費補助はありません。参考に、スクールソーシャルワーカーの配置事業については、県費補助率は 3 分の 1 でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） 県の予算がカウンセラーには適用されず、ソーシャルワーカーのみと。しかも 3 分の 1 というところが確認できたかなと思います。

では、逆に市独自でスクールカウンセラー等増員する場合、1 人当たりどれぐらいの費用が必要になるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 市費で増員するに当たり、報酬を積算すると約 600 万円になります。

す。これに期末手当等が加算されます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） では、中学校に名古屋市と同じように常勤配置にする場合、どれぐらいの予算が必要になるでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 各中学校に1人ずつのスクールカウンセラーを1日6時間配置すると、さっきの計算を基に報酬額は約1,800万円となります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） 1人当たり600万円の3人ということだと思うんですが、期末手当が加算されるとしたら、もう少し上がってくるかと思います。

先ほど言ったように、名古屋市はスクールカウンセラーを毎日常勤で配置しております。それは朝の登校時から始まっており、校門の前で挨拶をしながら日々の生徒の心の変化を機敏に察知し、ちょっと今日様子がおかしいなと察したら声をかけるそうです。そうした中で、様々な子供の心のケアを努めていると。また、生徒からしても、日頃の信頼関係がなければ悩んでいてもなかなか打ち明けることができないのではないのでしょうか。それはやはり毎日いるからこそできることであり、週に数回しか来なければできません。そういう意味でもスクールカウンセラーは常勤配置しなければ効果が薄いし、去年の事件のようなものは防げないと思いますが、市の認識はどうでしょうか。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 本市としましては、令和4年度スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーが家庭や学校と連携し、多面的に子供たちを支援していくよう事業を進めてまいります。

また、相談回数を増やし、子供たちの心の声を聞くことに努めてまいります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） こうした事件があった中で、中学校にはスクールカウンセラー、私は増員されるのかなと少し期待したわけですが、それが一切されていないと。なぜ中学校に常勤配置できないのか、その理由をお答えください。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） スクールカウンセラーの中学校への常勤配置の必要性は感じております。現状としましては、週1回のカウンセリングで対応しているところでございます。必要に応じ愛知県教育委員会と連携し、今後に対応してまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2 番（那須英二君） 私は、今回ほどがっかり予算はないと思います。幾分か予算を増やし、

確かに少しカウンセラーの来る回数、小学生でいうと増えた。でも、それでは意味がないと私は思います。毎日いなきや、本気で二度とあのような事件を起こさない、そういった強い意志があれば、表面でちょいちょいと僅かばかりの予算を割いた、これでオーケーなんて発想は出てこないんですよ、市長。全国でも弥富市がどのような対応を取るのか注目を浴びているところだと思います。それがこのような形だけの予算で少し増やしましたでは駄目だと思うんです。まずは最低でも中学校にカウンセラーを常勤配置する、それが弥富のスタンダードに行って、全国のスタンダードになるような対応が必要だと思うんです。絶対にあのような悲しい事件を防ぐためにできることは全て行う、そのような気概を持たなければ浮かばれないと思います。あの事件の教訓を形だけで終わらすわけにはいかないと私は思います。

弥富市は、自由通路整備に回す予算があります。お金がないという言い訳は通用しない。市長の英断で補正予算を組んで募集して、新年度からカウンセラーを常勤配置するようにすべきじゃないでしょうか。市長の決断をお願いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 子供たち、保護者、教職員の心の負担を減らすため、心の声を聞く、この事業の必要性は高まるばかりでございます。本市といたしましては、これまでも申し上げましたが、スクールカウンセラーによる心の支援のみならず、スクールソーシャルワーカーによる生活環境への支援を加え、多面的に子供たちや家庭を支援していくよう事業を進めてまいります。

また、令和4年度にはスクールカウンセラーの相談回数の増加とスクールソーシャルワーカー1名を配置し、これまで以上に学校と家庭の連携を強化し、子供たちの心の動きに少しでも早く気づくよう努めてまいります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） スクールソーシャルワーカー1名増員ということで、この1名が全校生徒、小・中学校含めて回るわけですが、それとかなり回数としても少ないという状況だと思います。そして、カウンセラーは中学校には増員されていない。時間数も増えていない。市長、これとあのような事件を本当に対策として考えたと言えるのでしょうか。市長自身の気持ちをまずお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回の大きな出来事に対しましては、本当に心が痛むばかりでございます。スクールソーシャルワーカー、またスクールカウンセラーの配置につきましては、令和4年度は申し上げましたように進めてまいります。ただただ学校からの要望・要請によりまして、今後検討してまいりますものですから、御理解を賜りたいと思います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今会議が行われているのも重々分かるんですけども、しかし、この時は待ってられないわけですよ。弥富市の事件の後も、全国的にはそうした事件があるわけですよ。刻一刻とあるわけですよ。やはりそうした事件があった当該自治体としては、それなりの姿勢を示していくべきだと思うんです。新年度はと言いましたけれども、補正予算で上げれば間に合うんですよ。ここまで言ってあの事件のように真剣に向き合えないならば、私はその座に座る資格はないと思います。今年は秋に市長選挙もあるわけですよ。早急に判断する決断力が求められていると思います。一刻も早い対応、今議会中にでも追加議案で出せるような対応をお願いしたいと思いますが、再度、最後いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども御答弁させていただきました。令和4年度はこれでスタートさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） このまま続けても平行線だと思いますので、ここで納めさせていただきますけれども、しかしながら、本当に私はこのような対応で市長自身が満足しているというところが私は悲しいですよ。しっかりと絶対に二度と起こさないと、そういう気持ちすら、その片りんすら見えてこないんです。私は、本当にその心があるなら、絶対にもっと予算を拡充するんだと、そういう気概が見えてくると思います。ぜひ検討をお願いします。

2点目、コロナ対策でございます。

弥富市内でも現在、オミクロン株による感染が猛威を振るっております。ピークには1日当たり130人を超える日もあり、最近は少し落ち着いてきましたが、それでも30人を毎日のように超える状況、しぶとく高止まりが続いています。そうした中で、市内でも他人事ではなく、身近にいつ誰が感染してもおかしくない状態となっています。

そこで、改めて弥富市としてこのコロナと向き合い、いかに市民を守るか、これが問われていると思います。

まずは現状の確認として、市内の感染者の把握はできているでしょうか、お答えください。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 以前にもお答えさせていただきましたが、感染者の人数につきましては、県の発表により把握をしております。また市民の誰が感染したかという情報は公表されておりませんので、把握はしておりません。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 個人までは特定できていないというところでございます。そうしますと、感染者に対しての支援が行えないというところになってくるわけですけども、ただ現在は、小学校、あるいは保育所、中学校もそうですけれども、感染すると報告があるかと思



います。そうした中で、そういった方々に支援はできるんじゃないかなというふうには思いますけど、やはりこうした情報を積極的につかんでいって、こうした方々を支援していくことが今必要なのかなというふうに思います。

では、質問を変えますけれども、感染者に対する支援やサポート体制は取れているのでしょうか、お答えください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 感染者に対しての本市の支援でございますが、感染者の状況が把握できておりませんので、現在行っておりません。しかしながら、感染された方から御相談等がございましたら、個別に対応させていただきます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） もう一方では、最近支援策一覧というものをコロナ始まってすぐつくられて、市民が分かりやすいように更新されてきたわけですが、その更新ができていないように感じます。これはなぜかというか、支援策一覧そのものが下にも置いていないような状況になっておると思いますが、どういうふうな状況になっているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 支援一覧表につきましては、2年前の新型コロナウイルス感染症が広がりつつあった初期段階におきましては、国、県、市の支援相談窓口が分かりづらいということで作成いたしました。現在では、事業者や個人への支援が多岐にわたり、また複雑になっておりますので、ホームページ等で国、県、市、それぞれの窓口を御確認の上、御相談や申請を行っていただきたいと思います。

なお、市が個人に対して行っている支援につきましては、直接本人に文書を送付させていただいております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 多岐になって複雑になっているからこそ、市民の方は分かりやすい周知方法、そうした宣伝物があると助かるわけですよ。やはりそうした上で私は作成して市民が分かりやすいサポートをお願いしたいと思っています。

現在、感染者の方や濃厚接触者の方に状況を聞きますと、保健所が対応できない、パンク状態になっており、電話すらつながらないということを聞いております。病院で陽性と分かると、保健所から連絡が来ますのでお待ちくださいと言われますけれども、同時に連絡が遅くなるので気長に待っておいってくださいと言われるということでございます。実際連絡があるのは3日間から5日後、自宅待機期間が終わる直前にかかってくるということもあるそうです。

そのような中で、市が市民を守るために保健所とのサポートを行うことができないかと思

うわけでございます。愛西市では職員を派遣していると聞いておりますが、弥富市はどうか。また、状況把握や県の食糧支援のサポートあるいは市独自で食糧支援や買物サービス等を行うなどの支援ができないかお尋ねします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現在、感染者数の増加により、保健所の業務が逼迫している状況は承知しております。愛知県から職員の応援要請がありましたので、2月から本市の職員1名を津島保健所に派遣しているところでございます。

市独自の食糧支援や買物支援につきましては、現在のところ行っておりません。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 確かにそうした要請があつて弥富市からも1名出ていると。あるいは他市町村からもそうした職員が派遣されていることによって多少緩和されて、ようやく電話もつながるようになってきたということは聞いています。しかし、まだまだ対応に追われているという状況で、本当に逼迫しているというところでございます。

保健所から連絡が遅くなるとどういうことになるかという、また本来受けられるはずの食糧支援、県が感染者等にはお弁当を配達するという事業を行っていますが、それが対応できないというところになりますし、感染者や濃厚接触者がどうしていいか分からないと困っているところでございます。

市にコロナ対応相談窓口を置き、コロナに対して困ったことがあれば情報の提供や支援などを迅速に個々に対応できるようにしてはいかがでしょうか。電話相談、メール相談も対応可能とできるように、できないならその理由をお答えください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現在、相談窓口は特に設置しておりませんが、全庁一丸となって情報共有をし、市民の皆様からの御相談に対応しております。

また、1階市民プラザでは、新型コロナワクチン接種の予約だけでなく、保健師による健康相談も行っております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 特に設置していないというところで、ただ全庁一丸となってやっているということですが、この窓口がなければ市民は相談していいかどうか分からないので、それはやっぱりできないと思うんです。

また1階にはあるというんですけど、その感染者や濃厚接触が疑わしいときに歩いてなかなか相談というのはできないものですから、電話相談窓口、あるいはメール相談窓口を設けて、それを周知しなければ全く意味がないというところになりますので、ぜひそうした気構えがあるのであれば、そうした相談窓口コーナーを開設しましたよというところを周知し

ながら、本当に今保健所が連絡つながらないという状況ですから、そういう中でつながらない場合は市役所に電話してきてくださいと。そして、その今保健所で対応しているサポートを行って情報を把握しながら後で市から保健所につなぐというようなサポートをしていくことが今急務かと思うんです。そうした中で、保健所業務も緩和、軽減させるように市としても努力をしていただきたいと思うわけでございます。

あとは、今市販の検査キットなどもいろいろ出回っているわけですが、これが例えば陽性反応が出たとします。そうすると保健所に連絡することになるんですけれども、それすらできないという状況になっているんですよ、実際。なので、感染者数がカウントされずにそのまま置き去りにされているということがあるわけです。市民の誰もがいつ感染してもおかしくない状況にあるので、改めて感染が疑わしいときにどのようにすればよいのか。感染が発覚した場合、どのようにすればよいのか。また、どのような支援が受けられるのか。そのような状況になった場合にどうするのかというのをフローチャートのようなものを作成して、市民が安心して分かりやすく、かつ保健所の業務の負担を減らすために回覧、ホームページ等で周知を行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 市ホームページや広報に毎月ワクチン接種と相談窓口等に係る情報を掲載しております。本市では、市内の新型コロナウイルス感染症拡大を防ぐための手段はワクチン接種が重要だと考え、市民の皆様にも一日でも早くワクチン接種をしていただけるよう市内医療機関の御協力の下、健康推進課を中心に全力を挙げております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） ワクチン接種は確かに大切だと思います。それを急いでもらうことは大変ありがたいなと思うわけですが、ただ、ワクチンを打てばかからないかということではないと思うんですね。実際にはワクチンを打ってもかかってしまって、その方がまた感染が広がるということもあり得ますので、かからないわけではない、重症化を防ぐという点においては強力な効果を発揮するかなと思います。

そして、やはりいざかかってしまうと、じゃあどうするんだと。保健所には連絡つかない、どうしたらいいんだ。自分で勝手に自宅で待機しておけばいいのか、それでは食糧どうするんだというように困ってくるわけですよ。パニックってくるわけですよ。だからそこを安心してくださいよと。市が相談窓口になることによって、保健所につながらない、その保健所の業務の肩代わりというのはなんですけれども、そうしたワンクッション置くことによって保健所の業務だって軽減できると思うんです。そういった対応をぜひしていただきたいと思っています。

また、感染を予防するには、やはり検査が必要だと思います。病院では、個人が濃厚接触者っぽいけれども、検査してほしいと言っても、無症状なら検査できないよと言われるということでございます。また、県の事業である薬局などで無料で受けられる検査は、今検査キットが不足しているために受けられないといった状況でございます。

市民の誰もが感染が疑わしいとき、どうしても人が集まる会議等に行かざるを得ない場合など、必要なときに必要なだけ検査が行えるよう市が補助してはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市では、検査キットの配布や購入補助については考えておりません。検査につきましては、議員御指摘のとおり、愛知県が実施しているPCR等検査無料化事業を御利用いただきたいと思います。現在、市内では2か所の事業所が登録されております。そのうち1か所のクスリのアオキではPCR検査、抗原検査を実施しておりますので、ぜひ御利用いただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） クスリのアオキさんということでありましたけれども、検査キット等はまだあるのでしょうか。その辺、確認取れていますでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 直近のところでの確認は取れておりませんが、数週間ぐらい前に、私自分でクスリのアオキさんのほうへ行ったときに、物を購入した際にレシートのあるところに無料キット配布というクーポンいただきましたので、やれていた状況だと思っております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 実際には、キットが不足しているというところでなかなか受けられないというところがあります。また、そういった検査キット、要は薬局で検査が受けられるということもなかなか知られないという方もおいでになりますので、ぜひそうした周知と、あと周知すると同時に急に不足してしまうわけなので、そういった対応を県に要求するのか、あるいは市独自で支援するとか、そういったサポート体制をしなければならないと思います。

また、薬局さんだけに頼るのではなくて、やはり市が率先して、例えば検査キット、特に抗原検査なんて今簡単に手に入るし、簡易なものでございますので、そういった購入補助を行うとか、あるいは学校等、人が集うようなところには配布すると、そういった自治体も実際にありますので、そうした例を参考にしながら弥富市としては対応をお願いしたいと思っています。

コロナに感染していなくても、コロナの影響で多くの人が疲弊しています。様々な支援が

行われてきましたが、まだまだ不十分の状況で支援が受けられないという方が、あるいは支援の枠からも外れてしまっている人や支援制度があっても実体が伴わずに受けられない人が現実的にいらっしゃる。そのような人に対して、市は積極的に救う手だてを取っていただきたいと思っています。

例えばパートやアルバイトなどでシフトが減った場合、本来なら休業支援金が受けられるとなっています。しかし現状では、申請しても受けられないという実態があるんです。大学生がアルバイトをしながら学費を稼いでいたのに、コロナで緩和された給付奨学金の対象にならない。これは世帯収入が一定程度あるという状況の下や、世帯収入の基準がそもそも低過ぎて受けられないというか、そもそもコロナでアルバイト先がなくなって大きく収入が減収していると。共働き世帯、あるいは単身世帯がシフト減によって家計を維持できないという場合もあります。失業によって収入がなくなり、家計が維持できない。次のアルバイト先や就職先がないという状況もあるわけです。

事業者も、飲食店などには給付金や休業補償などがあります。それももちろん十分ではないですけども、しかし、その他事業者においてはコロナで大きく影響を受けていても支援が少ない。例えば、写真屋さんやクリーニング店などではほとんど支援がないという状況でございます。唯一あるのは事業復活支援金等、今でいうとそういった形のものがありますけど、なかなか書類等も大変です。ほかにも支援がないという状況でございます。このような状況に置かれている人たちに対して、支援の手を差し伸べていくことは考えていないんでしょうか、どうですか。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 現在、本市では住民税均等割非課税世帯及び家計急変世帯に対し、臨時特別給付金の受付を行っております。受給に当たりましては、3月号広報や市ホームページを御確認していただき、御不明な点は弥富市非課税世帯臨時特別給付金コールセンターへ御相談ください。

また、生活自立支援センターでは、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、緊急小口資金、総合支援資金などの申請を受け付けるとともに、生活にお困りの方の相談を行い、自立を応援しておりますので御相談ください。

また、事業者に対しては、昨年12月議会の行財政委員会のほうにおきましても今回同様の御質問をいただいております。同様の御答弁とはなりますが、コロナ禍において多くの事業所が影響を受けている中、支援を受けられる手段は国、県、市で異なる可能性がございますが、それぞれの制度を御活用いただきたいと思っておりますので、今のところ拡充については考えておりません。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今の答弁、あるいはその前の答弁を鑑みても、市独自で何かをやるというところが大変少ないように感じるわけです。国や県の支援制度、その活用をと言っておりますが、それに漏れている人たちが市内にもたくさんいらっしゃるというところなんです。そういった方々に思いをはせれば出てくる考えだと思うんです。なので、そうしたところをしっかりと市がサポートできるように、まずは知恵を出していくことだと思うんです。そして、予算をしっかりとそこに割いていただきたい。

市長は、こうしたコロナの状況の中で市民を守るという考えの立場に立っていただきたい。本気で考えればもっと出ますよ。そうした対応をぜひお願いします。

この間、様々な答弁等ございましたけれども、市長の総括、市長の英断で、予算拡充しながら市民を守るという感想をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 担当より御答弁させていただきましたが、市としての取組、また国や県にもそれぞれの支援策がございます。先ほど部長の答弁にもありました国の支援策である緊急小口資金、総合支援資金の特例貸付及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について、令和4年3月末までとしていた申請期限が令和4年6月末までに延長されましたので、この後、補正予算をお願いする予定となっております。それぞれの支援や様々な制度を活用していただき、このコロナを一丸となって乗り切ってまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今の市長の答弁を聞きましても、やはり国・県に頼った支援、その周知が精いっぱいだというところがございます。しかし、弥富市にはこうした予算はしっかりあると言われているわけですから、その予算を使いながら、今本当に災害ですよ。その災害を乗り切る、乗り切っていただきたい。まるで他力本願のような、そんな言葉じゃなくて、私が市民を守るんだという考えに立ちながら、その予算を拡充していただきたいと、ぜひそうした検討を内部で始めて対応していただきたいと思いますので、そのことを強く求めまして、質問としては終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午前10時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時39分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 3番 小久保照枝でございます。

通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

1点目は、孤独・孤立、ひきこもり対策について、2点目は、幼児教育・保育の無償化について質問させていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長引く中、全国的に子供や若者、女性の自殺が増え、DV、虐待、鬱、ひきこもり、孤独死など、社会的孤立問題が深刻化されています。数か月前にも起きました、多くの人を巻き添えに自らも自殺したクリニック放火事件や、母の死を機に前担当医を射殺した事件など、社会的孤立は様々な問題を生み出すだけでなく、社会に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

政府は、令和3年12月28日、電話やSNSによる24時間相談体制の整備や地域とのつながりの場づくりなどを盛り込んだ孤独・孤立対策の重点計画を決定いたしました。重点計画では、孤独や孤立を人生のあらゆる場面で誰にでも起こり得るとして、社会全体で対応すべき問題であると指摘、当事者の目線や立場に立った施策の推進を強調しています。

具体的な取組としては、相談体制の強化や居場所づくり、アウトリーチ（訪問）型支援などを上げています。孤独や孤立に陥っている人が声を上げやすい環境や人とのつながりを実感できる場を確保すること、また支援の担い手となるNPOへの後押しも欠かせません。重点計画では、NPOを重要かつ必要不可欠として安定的・継続的にきめ細やかな支援を行うと記載されておりました。

本市におきましても、コロナ禍の影響で今まで居場所づくりとして継続されていたサークル活動も、ここ2年間ほどコロナ禍で集まることができなく、相談する場所や今まで築いてこられた活動も途絶えているグループもございます。

そこで、相談体制について質問いたします。

まず初めに、福祉課、福祉センターの窓口に来られる方の相談内容と相談件数、コロナ前と後では変化があるのかお聞かせください。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 福祉課では生活保護の相談を受けており、その相談の多くは障がい、または高齢により収入が少ないなどでございます。窓口相談件数の推移に急激な変化はなく、平成30年度58件、令和元年度54件、令和2年度76件、令和3年度は1月末まででございますが、60件でございました。

市が社会福祉協議会に委託をしております生活自立支援センターへの相談内容といたしましては、仕事探し、就職のこと、収入、生活費のこと、債務のことなどが多く、コロナ前後で大きな変化はございません。

なお、新規相談受付数につきましては増加傾向にあり、平成30年度59件、令和元年度47件、

令和２年度91件、令和３年度は、令和４年１月末までで142件でございました。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○３番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

相談内容は仕事探し、就職のこと、収入、生活費、債務のことが多く、新規相談件数としてはコロナ禍の影響も受け、貸付けの相談も含め、増加傾向にあると伺いました。

今回、コロナ禍において第２の就職氷河期が訪れ、これまで以上に悩む家庭が増えております。その中でも相談する環境がつかれず、以前より増して支援を必要とするひきこもりは、８０５０問題の対策にもつながる重要な課題ではないでしょうか。政府は、生活困窮者自立支援法における社会的孤立への対応について示されました。

そこでお伺いいたします。

生活困窮者自立支援法の相談体制、支援の内容をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 相談体制といたしましては、生活自立支援センターに相談員が３名在籍しており、随時相談を受け付けております。また、出張相談として毎月第２・第３火曜日の午前９時から正午まで、市役所でも相談を受け付けております。

支援内容は、就労や就労準備の相談・支援、住宅確保給付金の受付、新型コロナウイルス感染症生活困窮者給付金の受付などを行っております。また、相談された内容により該当する関係機関にもつなぎ、問題解決に当たっております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○３番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

本市における生活困窮者自立支援法の相談体制と支援内容を聞かせていただきました。前回の一般質問で、ひきこもりの相談窓口と周知方法を聞かせていただきました。本市においては、福祉課及び市社会福祉協議会において対応され、相談された内容により該当する担当課にもつなぎ問題の解決に当たるということでしたが、相談件数が大幅に増えていないのと、市民の方からどこに相談すればいいのか分からないというお声も伺っております。今後、市のひきこもり支援につなげることができるよう、ひきこもり相談窓口、支援体制を明確にし、市民への周知啓発を行っていくべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） ひきこもりの相談窓口につきましては、福祉課及び市社会福祉協議会において主に担当しております。相談された内容により、該当する担当課につないで問題の解決に当たっております。また、市広報、市ホームページを通じて市民への周知、啓発を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。



○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

相談窓口の周知・啓発は、市民の方が一人で悩みを抱え込まず、相談支援を受けていただけるよう取り組んでいただきたいと思います。今回、初めて市広報とか市ホームページを通じてまた周知していただけるということで、よろしくお願いいたします。

生活困窮者自立支援法の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスの申請ができない人も多いことから、対象者の把握はアウトリーチも含め、早期支援につながるよう配慮することが重要であると記載されています。

前回質問させていただいた折にも、市の答弁では家庭訪問などによるアウトリーチ型支援は有効な支援と考える。現在実施している生活自立センターと連携してまいりますので相談していただきたいと思いますとの御答弁でしたが、アウトリーチ型支援の取組の現状をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） アウトリーチ型支援を行うためには、家族や地域の人々からの情報が重要な役割を担うと考えております。ひきこもりなどに関するお気づきの情報がございましたら、先ほども申しましたが、福祉課または市社会福祉協議会のほうまでお知らせいただきたいと思いますと思っております。

また、市社会福祉協議会では、精神的に疲れている方や話を聞いてほしい方に向けまして、フリースペースなごみの会を奇数月に開催しておりますので、御利用いただければと思います。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。コロナ禍で、フリースペースなごみの会は2年近く開催されていないかと思います。集まることはできなくても、アウトリーチ型支援、本当にアウトリーチで様子を聞きに行くとか、そういったまた電話での相談支援をつなげていっていただきたいと思います。

次に、支援につなげる体制づくりについてお伺いいたします。

全国のひきこもり地域支援センターにおける相談延べ件数を見ますと、多くの指定都市は2,000件から3,000件であるのに対し、本市においては、ひきこもりに特化した相談窓口がないため、機能が果たされていないのではないかという印象を受けます。令和元年に全国321自治体において、ひきこもりの実態を把握するため、まず実態調査を実施されたそうです。

そこでお尋ねいたします。

本市におけるひきこもりの実態を把握するため、まずは実態調査を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） ひきこもり実態把握のための実態調査につきましては、やみくもに訪問調査を行うものではなく、地域のことをよく把握されている民生児童委員などと連携し、情報を把握することが重要であると考えております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

やみくもに訪問調査を行うのではなく、本市においてどれくらいの方が悩んでみえるのか。3年に一度の福祉計画など、アンケート調査の項目に記載していただき実態調査してはどうかと思います。

再質問させていただきますが、どうでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 今議員御指摘のとおり3年に一度障がい者計画、それから介護の事業計画等が作成する際にアンケート調査を行っておりますので、その中で項目のところでお悩み事があるかどうか、そういったことも含めまして、またアンケートをさせていただきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 次に、支援制度についてですが、精神的な理由から引き籠もっている方に対し、精神保健福祉手帳の申請により各種支援福祉サービス、支援制度や給付を受けることができますが、指定医による診察、本人の診断書が必要であります。

先日、20年間引き籠もっていた方からお電話をいただきました。一歩外に出ることさえできない、人と会うこと、歯を磨いたり、服を着替えたり、そういったことさえできない。病院に行けないんだと話されておりました。その方は訪問支援の方が度々来られて手帳申請ができ、自立支援に週1回から現在週4日通うようになったと生の声を聞かせていただきました。病院に行けない、外に出られない、診断書を書いてもらうことができない。だから制度が使えず、ずっと置き去りにしてしまっているのではないのでしょうか。

そこで質問いたします。支援につながる体制づくり、例えばアウトリーチ型支援に専門医が同行できないか、またリモート診察ができないかなど、本市のお考えをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 専門医の同行につきましては、日程調整や本人の受け入れなどの課題があるため、タイミングよく訪問支援を行うことは難しいと考えております。電話などにより相談していただければ、状況に応じまして保健師等と連携をし、訪問を行い、支援を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。新型コロナウイルス感染症の影響で、新た

にひきこもり状態になる方が想定されることから、ひきこもりの方が相談しやすい仕組みをつくるのが大切だと考えます。他都市においてはLINEやビデオ会議、アプリ等を活用して自宅から相談できるような取組を行っています。

そこでお尋ねいたします。

少しでも多くの方が相談に対応するためにもSNS等を活用して、より相談しやすい体制づくりを作るべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市ではSNSを活用した相談窓口開設について、今のところ予定はございません。ひきこもりをはじめ、様々な悩みの相談窓口として、愛知県では、こころのサポート相談においてSNSによる相談窓口を開設しております。また愛知県精神保健福祉センターでは、電話相談のほかに予約制で面談相談を受け付けております。県内の各保健所におきましても、ひきこもり相談窓口を設けております。福祉課の窓口へ御相談いただければ、次へのサポートセンターへおつなぎしてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

SNSを使つてのサポートは専門的であり、自宅で相談できるというメリットがあります。また、SNSでの相談サポートなども分かりやすく広報など周知していただきたいと思います。

当事者の方から、親の年金で生活し、今は事業所に通って少しお給料をもらっていますが、週4日病院に通うと、タクシーチケット、お給料全部消えてしまうそうです。市内限定で病院へのタクシー無償化ができないかなど、本市の困窮支援をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） ひきこもり状態にある方を対象とした新たなタクシー料金助成制度の創設については、予定をしておりません。困窮支援という点におきましては、生活支援センターにおいて就労支援をはじめ、生活に関わる様々な相談を受け付けておりますので、ぜひ御相談をお願いしたいと思います。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

最後に、ひきこもり相談窓口を設置し、保健・医療・福祉・教育などの公的機関や民間機関と連携して支援につなげていただきたいと思います。市長の御見解をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市では、これまでひきこもりに特化した専門の部署は設けておりま

せんが、これまでも介護や障がい、精神保健、生活保護など、福祉施策に関する部署や機関が必要な部門との連携を図り対応をしてきております。

また、生活困窮者に対しましては、社会福祉協議会に委託している生活自立支援センターにおいて、様々な問題や不安についての相談に応じ、生活困窮者が抱える問題解決に向けた支援を行っているところでございます。

ひきこもりのきっかけは様々で、子供も、高齢者も、女性も、男性も、誰もがなり得るものであります。全ての人の孤立を防ぎ、社会との関わりを持って生活できる社会を実現するという観点から、当事者やその家族に寄り添った対応が重要となります。ひきこもりになったきっかけ、ひきこもりの期間、家族や社会環境など複雑な要因が絡み合う中で、ひきこもりの解決に向けて知識、経験を有する専門家や民間団体の力を借りまして解決の方法を見いだすことも必要であると思います。

そのような中、まずは福祉課や社会福祉協議会をはじめ、市の関係部署、公的機関並びに民間関係機関等と連携を図り、情報共有をしながら支援体制を整えていきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

先進地のひきこもり事業を参考にさせていただいて、本市におきましても、サポート体制を整え支援していただきたいと強く要望いたしまして、2点目の質問に入らせていただきます。

2点目は、幼児教育・保育の無償化について伺います。

本市の保育は9か所の公立保育所と1か所の認定こども園の10か所で保育を担っていただいております。今回の新型コロナウイルス、オミクロン株におきましては、子供への感染力が強く、先生方をはじめ親御さん、市当局におきましては感染予防、また対策、休園などで大変御苦勞をおかけいたしております。

子ども・子育て支援法の改定により、2019年10月から幼児教育無償化がスタートいたしました。しかし、私的契約児は2号・3号認定に当てはまらない、いわゆる3歳以上で保育の必要性がない1号認定の未就学児童であり、保育の必要性がある2号・3号認定児童の利用調整の結果、入所決定した後に、なお受入れ可能な場合、保護者との私的契約により受け入れられるものであるため、基本的に無償化の対象になっていません。

そこで、まず初めにお伺いいたします。

現在、私的契約児の状況をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 令和4年3月現在、市立保育所での私的契約児は48名となっております。その保護者の多くは小学校進学時の友達関係を心配されており、

保育所の保育時間の長さを考慮して納得の上で入所されていると考えております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

現在、私的契約児として48人入所されているということですね。弥富市公立保育所民営化基本方針を見ますと、私的契約児の推移は、令和元年度以前は100人近くおりましたが、令和元年度から3歳児以上の保育無償化が始まり、私的契約児は無償化の対象外となるため、保護者の方が労働等へ移行され、減少傾向にあると見受けられます。

本来、幼稚園や認定こども園があれば無償化の対象になるわけですが、本市においては市立の認定こども園が1か所のみであり、また近隣の他市町村を調べてもほとんど1か所のところはありません。

先月、保護者の方から、下の子が生まれ、上の子を公立保育所に入れたけれど、働いていないので私的契約児となり、保育無償化の対象にならず保育料を払っています。何とかしていただきたいとの切実なお声を伺いました。

そこでお伺いいたします。

様々な理由があると思いますが、私的契約児で預けられている方の理由が分かればお聞かせください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 母親の疾病や障がい傾向のある児童を保育するためという理由で一部利用がございしますが、もともと就労を希望していなかったり、保育の認定理由である母親の出産及び求職活動などに伴う認定期間や、育児休業に伴う1年間の認定期間が経過したことなどの理由で私的契約児として受入れを行っております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

私的契約児として預けられている理由は、母親の疾病、障がい傾向の子供を保育するため、母親の出産、1年間の育児休業認定が経過したなど、決して保育の必要性がないとは思えない理由でございします。子ども・子育て支援法の概要には、全ての子供が健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであることに加え、子供の保護者の経済的負担の軽減に適切に配慮したものとする旨を基本理念に追加すると記載があります。

現代の保護者の観点から、保育所は認定要件だけではなく、この3年間集団生活を体験させたり、就学前の準備期間と捉えるのが一般的であります。私的契約児が無償化の対象にならないことから、特別利用保育として受け入れる自治体が増えてきております。

そこでお伺いいたします。

特別利用保育の認識をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 特別利用保育については、3歳児以上の保育の必要性がない児童について、地域に幼稚園や認定こども園がなかったり、当該施設の定員や児童の障がいにより入園できない場合などに、保育所の入所定員に余裕があれば受入れを行い、保育するものと認識しております。

また、幼児教育・保育の無償化に伴い、私的契約児についても一定の条件を設けるなどして無償化の対象としている自治体があることは確認しております。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

地域に幼稚園や認定こども園がなかったり、障がいにより入園できない場合など、保育所の入所定員に余裕があれば受入れを行い保育する。また、一定の条件を設けて無償化の対象とするという認識でありますね。特に長引くコロナ禍の影響は、子育て世代にとって経済的負担、多くの親子がストレスを抱えております。本市においても、子育てに関して幼保をはじめ教育に至るまで一貫して全ての子供たちに平等に支援すべく、私的契約児の無償化に取り組んでいただきたいと思います。最後に市長の見解をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 私的契約児を無償化にしますと、多くの保護者が私的契約を選択することが考えられます。私的契約児は、普通交付税の基準財政需要額に算入されないため、保育料を除いた運営費が全て市の負担となってまいります。今後は、一部保育所の民営化かつ認定こども園化により、利用料が無償化の対象となる教育給付認定を受けての入所に転換を図り、私的契約児を解消していく方針でございますので、今のところ特別利用保育を全面的に実施する考えはございません。ただし、民営化が実現するまでの間ではございますが、限定的に令和5年度から、障がい等の理由により就労等が困難である家庭を対象とした特別利用保育の実施について検討してまいります。

○議長（大原 功君） 小久保議員。

○3番（小久保照枝君） 御答弁いただきました。

本市においては、令和7年民営化の移行計画があります。この2年間を特例期間として、全ての私的契約児を無償化の対象としていただき、最後の受皿になっていただきたく、強く要望いたします。私からの一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午前11時20分にします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時15分 休憩

午前11時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、板倉議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

通告に従いまして質問させていただきます。

踏切の歩道整備と尾張大橋の災害対策について質問いたします。

1つ目、踏切の歩道整備について伺います。

昨年2021年4月に改正された踏切道改良促進法に基づいて、全国93か所の踏切が改良すべき踏切道として指定されました。指定された93か所の中に、鰐浦にあるJRと名鉄の踏切、気開にあるJRの踏切が入っております。指定を受けた市内の3か所の踏切道には、今後立体交差化や拡幅などの従来の対策だけでなく、周辺迂回路の整備など面的、総合的な対策を講じるとともに、踏切道のバリアフリー化など、地域の実情に応じた対策を検討する、対策状況を公開して対策促進を図っていくとされています。

この法律についてより深く知るために、加藤明由議員、佐藤仁志議員、那須英二議員、そして私の4人で、加藤明由議員の紹介で国土交通省中部運輸局に行って話を聞いてまいりました。そのときに、踏切道の拡幅に係る指針というものが平成の時代に出されていることを知りました。内閣府から出されている交通安全基本計画ですが、5年ごとに計画され、現在第11期まで来ています。その第6次の計画が内閣府から出された頃、平成8年1月に、その踏切道の拡幅に係る指針が当時の建設省から出されています。その中の基本方針に、近接踏切道の統廃合をしない場合の当面の措置という項目があり、通達により運輸省は鉄道事業者を、そして建設省は道路管理者をそれぞれ指導するものとあります。平成8年のこの時期に当時の建設省から、あるいは愛知県知事から、当時庁内の踏切道の管理者として、この踏切道の拡幅に係る指針の通達を受け取り、指導されたという認識はありますか。

○議長（大原 功君） 小笠原土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） この通達により、道路管理者が行う踏切道の拡幅の際に鉄道事業者と道路管理者が行う協議において、考え方など共通認識のできる指針が示されたものでございます。また、この指針に基づく具体的な指導はございませんでした。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 先ほど述べました交通安全基本計画ですが、第6次の次、第7次交通安全基本計画、そして第7次踏切事故防止総合対策、これは平成13年度から平成17年度までの計画ですが、その期間中の平成13年10月に平成8年に出された指針を廃止し、改定する形で再度踏切道の拡幅に係る指針が国土交通省から出されました。愛知県知事経由で踏切道路の管理者である弥富市に通達はありましたでしょうか。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 通達されております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 国土交通省は、どのような目的で踏切道の拡幅に係る指針を出してきたと市は認識していますか。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 当該通知の目的として、本指針は踏切道拡幅の基本方針、関係者間の連絡調整体制を定めることにより、道路管理者が行う踏切道の拡幅の際に、鉄道事業者と道路管理者が行う協議の指針となるものであり、踏切道を含む道路の拡幅計画がある場合、及び既に前後の道路と幅員差が生じている踏切道について、早期に問題の解決を図ることを目的とするとされております。今後も、この指針に基づいて関係機関と協議してまいります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 仮に、J R 弥富駅の東西、気開と中六の踏切ですが、それぞれ歩道を整備したらどれぐらい金額がかかりますか。おおよそ結構ですが、伺えますか。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 踏切道の拡幅の計画がないことから、積算したことはございません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 目安として知りたいんですが、改めて伺います。市道鎌倉308号線、J R の鎌倉踏切に歩道整備をしたとしましたら、おおよそ幾らほどかかりますか、金額ですが。

○議長（大原 功君） 小笠原土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 令和4年度以降に踏切はじめ関連施設の測量、設計を進めますので、現時点では公表できる金額は把握しておりません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 安心して快適に移動できる空間の整備ということでJ R 弥富駅の自由通路事業が進んでおります。踏切整備と自由通路整備の費用の差を知りたかったんですが、ありがとうございました。

事務局の方、写真1をお願いします。

鯛浦踏切です。令和2年12月議会での私の一般質問の中で、当時の建設部長から答弁いただいたんですが、読み上げます。

自由通路整備事業や踏切拡幅事業は、踏切道対策の一つである。これらが同じ駅構内にあ



ることから、2つの同種対策事業を同時に進めることはできないと考えていると答弁されています。同種対策事業という部分、線路をまたいで市道が通るということで自由通路は踏切扱いになるのでしょうか、お願いします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 自由通路は踏切ではございませんが、踏切道の対策事業の一つであると考えます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 今回の自由通路整備の事業をすることによって、近くに接する踏切、例えば中六や気開の踏切を廃止しますよという要求はJ R側からあったのでしょうか、お願いします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 自由通路整備による踏切の廃止の要求はございません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 令和2年12月議会での私の一般質問の中で、当時の建設部長は、ほかの踏切の廃止を要求されないことは市民の利益に資すると考えていると答弁されています。もともとないことを市民の利益と答弁されているようにも聞こえます。J R側に都合のよくないことには触れずに自由通路事業に突き進んだという印象をどうしても感じてしまっております。

踏切道の拡幅に係る指針の基本方針の一つに、踏切道の拡幅と踏切道の統廃合についての考え方が示されています。読み上げます。

踏切道は、踏切事故の防止及び道路交通の円滑化のため、立体交差化、統廃合等によりその除去に努めるべきものであるが、踏切道に歩道がないか歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性に鑑み、踏切道の統廃合を行わずに歩道整備を実施することができるとするとあります。

この指針は、運輸省からJ R側にも当時に示されていますから、市とJ R側が指針に基づいて徹底的に協議していれば、平成の時代に中六か気開の踏切に歩道ができていたのではないかと考えます。指針という応援がありながら、踏切内に歩道整備しなかったのはなぜでしょうか、答弁をお願いします。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 議員が御指摘の指針と同時に踏切道の拡幅に係る指針の取扱いについてという文書が指針と同様に通知されております。

その中には、指針3(1)踏切道に歩道がないか狭小な場合の歩道整備の対象は、踏切道前

後の道路に歩道が設置されている場合のもの及び鉄道利用者と道路管理者との間において事前に連絡調整のなされた前後の道路における歩道の拡幅計画に合わせて行う場合、その他踏切道における歩道設置の必要性の確認がなされた場合のものとする。また、歩道の設置に際しては、歩道と車道の分離を明確にするものとする」と記されております。よって、踏切道の歩道設置等については、踏切前後の道路と併せた整備計画でないと通行の安全が確保されなく、関係機関の理解は得られないと考えております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 事務局の方、写真2をお願いいたします。

気開の踏切ですが、踏切前後には住居が密集してはおりません。

指針が出てから26年たちます。その間、踏切前後の歩道整備を進めて踏切内の歩道整備ができたのではないかと考えます。指針が出てから26年間で、J R 気開踏切の前後の歩道用地確保に対して市はどのように動いたのか伺えますか。

○議長（大原 功君） 小笠原土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 当該踏切道の改良は、区画整理による面的な整備の構想もありましたが、事業化には至りませんでした。また、歩道整備につきましても、歩道の連続性の確保などが難しいことから、用地確保に動いた記録はございません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 歩道の連続性というものをどこまで考えるかというところですね。踏切前後に数メートルずつでも歩道を設置するなど計画して、何が何でも踏切内に歩道を設置し、安全を確保していくのだという強い思いで関係機関と交渉していけば踏切内歩道ができたのではないかと思います。そもそも用地確保に動いていないわけですから、市にその決意がなかったのだと感じています。

踏切事故の防止について国土交通省は、昭和46年2月から交通対策本部決定の踏切事故防止総合対策についてに基づき、対策を強力に推進してきました。国交省の言葉に、踏切事故は発生すると多数の死傷者が出るなど重大な結果をもたらす。高齢化の進展等社会環境の変化に配慮しつつ、引き続き踏切事故防止を図っていく必要があるとあります。平成8年と、それが上書きされる形で平成13年に踏切道の拡幅に係る指針も出され、歩道整備に国土交通省が追い風を吹かせてくれたのではないかと感じます。

先ほど市の答弁にもありました指針の取扱いについての踏切道を拡幅する場合の措置の解釈に、その他踏切道における歩道設置の必要性の確認がなされた場合のものとあります。踏切前後の歩道というところにとらわれず、国交省の解釈を上手に捉えて協議すれば踏切内の歩道設置ができると考えますが、市の考えを伺えますか。

○議長（大原 功君） 土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 先ほども御答弁申し上げましたが、現在よりも安全が確保される形での整備が求められますので、踏切道だけに歩道を設置すれば安全が確保されるというものではないと考えますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 踏切前後の歩道がないので、踏切内の歩道ができないと諦めてしまったのは弥富市です。踏切前後の歩道用地確保に動かなかったのも弥富市です。JR側と地権者と弥富市で真剣に協議してきていたら、気開踏切に歩道ができていたのではないかと考えております。

踏切道改良促進法の改正に基づいて改良すべき踏切道として3か所市内踏切が指定されています。その促進法に踏切道改良協議会を組織し、必要な協議を行うことができると書かれています。市内の踏切が指定された令和3年4月以降、協議会でどのような協議がされたか、お願いします。

○議長（大原 功君） 小笠原土木課長。

○建設部次長兼土木課長（小笠原己喜雄君） 市内3か所の踏切道が指定されましたので、それぞれの踏切道で地方踏切道改良協議会が令和3年12月に設立されたところでございます。踏切道の改良に関する協議は、今後進めることになります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 橋上駅舎化事業、そして自由通路事業が進めば、東西踏切の直接の安全確保の事業は遠い未来の事業になるのではないかと思います。自由通路は延期し、地方自治法の考えに基づき、踏切道改良協議会の中で、踏切の安全対策は自由通路でなく、踏切の歩道整備で進めるという方針に替えていただきたいと要望しますが、市長、総括をお願いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富駅周辺のまちづくりにつきましては、昭和の時代から長い時間をかけて様々な整備手法が検討されてきました。その中でも、本市の積年の課題となっている鉄道による南北地区の分断、東西踏切の安全確保、駅周辺のバリアフリー化に向け、整備効果の発現が早い自由通路整備事業を選択し、平成26年度から鉄道事業者との協議を重ね、現在に至っております。にぎわいと魅力あふれる弥富駅周辺のまちづくりを実現するため、まずは自由通路と北口駅前広場から成る交通結節点を整備し、引き続き弥富駅周辺のまちづくりを面的に進めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 覚書が交わされ、協定を結ぼうという直前ですが、止まることはできないということはありません。仮に踏切内に歩道を整備しても、橋上駅舎化自由通路事業で

市が負担する28億円ほどはかからないと考えます。地方自治法の第2条にあります最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないの考えに基づき、橋上駅舎化は鉄道事業者任せ、直接的に踏切の歩道設置最優先でと強く要望し、次の質問に参ります。

尾張大橋付近の堤防対策について伺います。

国道1号尾張大橋付近は堤防が低く、そこから水が越えて入ってくる危険性など、過去質問させていただきました。橋自体の架け替え計画がされないまま、台風シーズンには木曽川の増水が本当に心配だという市民の方からの声を聞いています。

室戸台風級や伊勢湾台風級の台風が接近するときには、国道1号尾張大橋への水の侵入部分に大型土のうで壁を造って締め切る計画になっています。

その土のうの設置に関して伺ってまいります。

土のうを積んで越波、越えてくる波を防ぐという理屈ですが、積むのはどのような団体でしょうか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 特別警報クラスの大型台風の襲来時に高潮が発生した場合、木曽川に架かる尾張大橋周辺から越波、越水による被害が想定されるため、現在木曽三川下流部緊急対策検討会において、大型土のうを設置することが計画されております。この大型土のうの設置については、木曽川の河川管理者である木曽川下流河川事務所が主体となって本市、国道管理者、警察等協力しながら設置いたします。実際に現場で設置する際には、愛知県建設業協会との協定等を踏まえ対応されます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 建設業協会と契約を結ぶのは、国か県か市か、どこになりますでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 愛知県建設業協会と河川管理者である木曽川下流河川事務所は、災害または事故における中部地方整備局木曽川下流河川事務所所管施設の応急対策の支援に関する協定を平成23年11月1日に締結されました。

本協定は、木曽川下流部の愛知県側で災害等が発生した場合の緊急応急対策支援全般に関する協定となり、この災害支援協定に基づき、対応することを想定しております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 災害時の協定は、今現在結ばれていますか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） この災害支援協定は、現在も継続中でございます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 尾張大橋の東と西を通行止めにして塞ぐということは、物流、交通を完全にストップすることになります。気象状況がどのような状況のとき、大型土のうの設置に向け動き出すのでしょうか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 木曽三川下流部緊急対策検討会では、特別警報クラスの大型台風が上陸する約24時間前に気象庁から高潮特別警報の予告が出され、約12時間前に高潮特別警報が発表されると想定しております。この高潮特別警報の予告が出た後に、河川管理者、国道管理者、警察、関係市町等で大型土のうの設置と道路通行止めの検討を開始し、高潮特別警報が発表された時点で大型土のう設置の実施を決定いたします。その後、台風の進行方向や速度等の情報を収集しながら道路通行止めの時刻を決定し、大型土のうを設置いたします。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 天候が悪化している中で、1トンの土のうはどのような重機機械で積み上げるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） バックホーを使用した設置を想定しております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 愛知県側、三重県側で自動車の通行を止めながら悪天候の中で、しかも深夜だったりしますと、大変な作業になると想像できます。バックホーを使って尾張大橋の愛知県側を想定した土のうを積む訓練をしていますでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 訓練の実施について、木曽川下流河川事務所に確認したところ、令和3年8月に揖斐川河口にある白鷄防災ステーションを会場にして尾張大橋の弥富市側の国道1号区間を想定したレイアウトを仮設で再現し、大型土のう設置訓練が実施されました。

訓練内容といたしましては、バックホーによる大型土のうの設置訓練、堤防天端上での大型土のうの横移動を想定したダンプトラック2台による運搬訓練が実施されました。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 何台のバックホーで尾張大橋の愛知県側に土のうを積む予定になっていますか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 2台のバックホーで行うことを想定しております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 国土交通省の資料によりますと、緊急時に設置する土のうの数は弥富市側で186袋となっています。仮に1体3分で積むとして計算すると9時間18分かかります。

1 社ではなく 2 社のバックホーということですので、4 時間39分です。そもそも 3 分というのも私が想像だけの机上の計算なんですけど、事務局の方、写真 3 をお願いします。

現在、土のうが備蓄、仮置きされている場所、道路とフラットな場所ではありません。道路から手前の土のうまで約 5 メートル離れています。一番奥の土のうは道路から 11 メートル離れています。1 トンある土のうを移動させるタイミングが、深夜で、天候も悪くて、視界も良好ではない可能性があります。時間との闘いの中で、本当に不安になるような状況だと思います。

市として尾張大橋弥富市側の本当に現場を使った土のうの設置訓練、難しいようであれば細かく現場を完全再現した場所での訓練の要望、時間や重機の台数などの情報を細かく木曽川下流河川事務所から収集していただきたいですが、市の考えを伺えますか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 尾張大橋の弥富市側の現地において、実際に土のう設置訓練を実施することは大変困難であるため、先ほども御答弁いたしましたとおり、木曽川下流河川事務所は昨年 8 月に、揖斐川河口にある白鷄防災ステーションを会場にして尾張大橋の弥富市側を想定した訓練を実施しております。

本市といたしましては、今後も引き続き関係機関と情報を共有し、木曽川下流河川事務所へ訓練継続を要望するとともに、必要があれば訓練への見学や参加をして防災対策の情報収集に努めてまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1 番（板倉克典君） 重大な作業である土のうの設置の訓練に弥富市が関わり、その部分を心配する市民に安心していただくよう説明して行ってほしいと思います。木曽川に隣接していて真っ先に被害が出るのは弥富市です。どうかしっかり訓練に関わって、木曽川下流河川事務所に意見をしてほしいと要望します。

高潮特別警報が発表されたタイミングで土のうの設置になるという回答ですが、もしもの南海トラフ地震による津波襲来には時間的に間に合いません。大地震に伴う津波に対しての国交省の土のう設置は対応していますか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 木曽川下流河川事務所に確認しましたところ、河川堤防の耐震対策は、地震により堤防の沈下等が生じた状態においても浸水被害が発生しないよう地盤改良等の対策が進められております。国が管理する木曽三川では、数十年から百数十年に一度程度の頻度で到達すると想定される津波による浸水被害のおそれがある箇所については、令和 4 年 1 月に対策工事が完了しております。このため、津波対応として大型土のうの設置は想定をしておりません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1 番（板倉克典君） 尾張大橋の木曽川部分は防災の要になるところでありますので、国交省と細かく連携していただきたいと思います。

事務局の方、写真4をお願いいたします。

令和2年尾張大橋付近の木曽川の底が浅くなってきていて、増水時には危険なのでしゅんせつをとという質問をさせていただきました。当時市からは、令和3年度に河床の測量を含めた調査が木曽川下流河川事務所によって行われると、令和2年9月の私の一般質問で答弁をいただいています。令和3年度の河床を調査の結果、河床の状態はどうだったのでしょうか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 木曽川を管理しております木曽川下流河川事務所に確認いたしましたところ、木曽川の河床に関する定期的な測量につきましては、昨年12月から今年の2月にかけて実施をしております。現在は測量結果を取りまとめて、その後に流下能力等のチェックを実施するというございまして、その検証結果につきましては、3月以降の回答になるというございしました。以上ございます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1 番（板倉克典君） ありがとうございます。3月以降、また教えていただきたいと思います。

事務局の方、写真5をお願いします。

私が令和2年に確認した先ほどの浅瀬は、尾張大橋から北、近鉄線、JR線にまで広がる浅瀬でしたが、その場所から今浅瀬が尾張大橋から南に移動しています。

また、事務局の方、写真6をお願いいたします。

市内の小島町から三重県側を見ますと、また新しく浅瀬ができています。台風シーズンごとに河床変動があるのだと実感しています。木曽川下流は川幅も広く、上流に比べたら流れが穏やかで砂が堆積しやすくなっています。川砂が工事などでの原料として必要とされにくくなって30年ぐらいたち、しゅんせつもされず浅瀬が毎年のように移動しながら目立ってきております。河床の調査結果が出ます3月以降、また改めて伺ってきたいと思います。

1月27日に開催された第6回木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト会議で、どのような市の取組など発表されたのでしょうか。尾張大橋架け替え、尾張大橋の不安解消の考えも含めて市長の総括をお願いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 第6回木曽三川下流部広域避難実現プロジェクト会議において、本市が発表しました取組は、水害リスクが少ない地域へ広域避難するために、昨年1月に締結した日進市に本部があります愛知学院大学との浸水時における広域避難に関する協定について

発表いたしました。

内容といたしましては、日進キャンパス内にあります数多い学校施設の中で、学院会館を避難所として選定した理由や使用可能面積と収容可能人数等でございます。

また、今後の取組予定として、市民の皆様が災害時に安心して広域避難できるようにするために、リスクマネジメントとして模擬広域避難訓練の実施に向け検討していく旨を発表させていただきました。この訓練は、一部の自主防災会に御協力をいただき、市有バスを利用して現地に間仕切りパーティション等を持参し、事前点検による問題点の洗い出しをするためでございます。

そのほかには、今年度作成した3種類のハザードマップについても触れ、次年度以降の啓発活動について発表いたしました。

次に、尾張大橋の架け替えにつきましては、桑名市、木曽岬町などとの連携を取りながら、尾張大橋周辺の堤防整備と併せて早期実現化に向け、引き続き国土交通省に要望を行ってまいります。当面は大型土のうを設置するなど、可能な対策を講じることにより、少しでも不安解消に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 伊勢大橋の完成が随分先で、尾張大橋改修の計画はまだ見えてきていませんが、変わらず国に要望していつてほしいとお願いして、私の一般質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩し、再開は午後1時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、三浦議員。

○14番（三浦義光君） 14番 三浦義光です。

通告に従いまして、今回はこれからの農業施策、そして石油高騰による影響についての2項目を質問いたします。

まだまだオミクロン株の猛威は続いております。ピークはやや落ち着いてきましたが、愛知県におけるまん延防止等重点措置は延長されたままであり、海部管内の感染者数は、愛知県全体と比較して人口割でかなり多いという医療関係者の方からも伺っております。3回目のワクチン接種、マスクの着用、多くの人との長時間の会食など、十分気をつけながらコロナ感染症に向き合って生活をしていきたいと思っております。

それでは、令和4年度に向けて中長期的な観点から、これからの市内農業施策について厳



しい状況であると予測し、幾つか質問をしていきます。

日本国内では、米や生乳は自給率が100%に近い農産物であり、市場では長期縮小傾向にあることは間違いありません。現時点で、後継者不足、将来的には人口の減少による消費の量自体が減り続けると予想できます。片や、小麦や大豆、飼料用トウモロコシなどは、そもそも自給率が低い農産物に関して、国産化志向の高まりと海外インフレによる輸入品価格の上昇で、国産品の市場拡大が広がりつつあります。

国内の米と小麦の消費は、ほぼ同じぐらいになっている現状、品種や作業効率の改良により、小麦など輸入品と闘えるぐらいになってきていませんか。稲作農家、加工業、そして流通業などを巻き込み、国産品の需要を進めませんか。将来の農地の耕作放棄を防ぐため、相続していく方々のためにも、新しい農地利用を考える時期になってきているんだと思います。市長に見解を伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 農業は、私たちの生活に欠くことのできない食料を供給し、経済、文化、社会など多種多様な機能や役割を果たしており、必要不可欠なものであると認識しております。本市の農業につきましても、生産者の高齢化や後継者不足、耕作放棄地などの諸問題を解決するため、現在は農地中間管理事業を推進しております。

また、未来の農業は、さらにこれらの諸問題を解決させるべく、必ず情報通信技術などを利用した農業、例えばトマト農家さんですと、苗の植付けから収穫まで完全自動で行う完全自動化農業へと発展していくものと思っております。議員が言われるとおり、新しい農地利用としての体制づくりを関係機関と共に進めていかなければと考えております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） これから質問していく前の伏線のような御答弁ではございましたが、弥富市南部の方、これをどう考えているか分かりませんが、市北部の方々にはもう農地には興味がなく、所有者は何も生産性の価値のない農地を手放したいと、よくそういったことを言われることを聞いております。しかしながら、それでも耕作放棄では解決にはなりません。そういった観点から次の質問に移ります。

令和3年度、海部南部地域農業再生協議会臨時総会が2月15日に文書議決ではありましたが、執り行われました。その中で、新市場開拓に向けた水田リノベーション事業が予算書に記載されておりました。この事業は、水田農業を輸出や加工品原材料等の新たな需要拡大が期待される作物を生産する農業へと刷新、リノベーションするため、新市場開拓用米や加工用米、高収益作物、麦、大豆について、産地と実需者、これは小売、食品加工、仲卸等のバイヤーの方々でございますが、との連携に基づいた実需者ニーズに応えるための低コスト生産等の取組、需要の創出、拡大のため、製造機械、施設等の導入を支援するものとなってい

ます。

採択要件として、低コスト生産性等の取組メニューのうち3つ以上実施するとされております。これはかなりハードルが高いとされております。なかなかクリアするには苦労があるとされておりますが、これを弥富市はどのように認識をしておるのかということが1点。また、交付予定金額のうち、おおよそ7割が加工用小麦であるというのは、農水省が令和4年度産で麦、大豆、野菜など、定着性や収益性の高い作物への転換を促していることから、加工用米からの転換が加速しているのが要因なののでしょうか、2点お聞きをいたします。

○議長（大原 功君） 上田農政課長。

○農政課長（上田忠次君） 海部南部地域農業再生協議会に確認しましたところ、やはりハードルが高い事業であることを聞いておりますが、コロナ禍の状況などで米の需要が低迷し、米価が減少している状況であることや売上げが減っている中、この低コストで省力化といった取組を行うことによって経費削減にもつながり、補助事業の支援も受けられることから、地域が一丸となってこの事業に取り組んだものと認識をしております。また、取組品目の加工用小麦の交付予定金額が多いのは、議員の御指摘のとおりでございます。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 農林水産省が3月2日に、2020年産主食用米の1月末現在作付意向の第1回調査結果が発表されております。この中で、転作作物では飼料用米が増加を見込む圏域数が一番多いと見込まれておるんですが、農水省は麦、大豆のほう転作作物として定着が望めるとして、手厚く支援する水田リノベーション事業の予算を22年度産で増やすなど、てこ入れを図ると発表されております。今後も定着性の高い作物への転換を促していくとも言っておるということでございます。

次に、スマート農業への支援についてお聞きをいたします。

昨年12月に、会派にて国への陳情に出向いた際、デジタル田園都市国家構想についてのレクチャーを受けました。岸田総理肝煎りの地方からデジタルの実装を進め、地方と都市との差を縮めていくことで、世界とつながる構想であるとの説明がございました。施策としては、内閣府などの住民の満足度の向上やグリーン化など多様で持続可能なスマートシティの構築、複数分野間でのデータ連係、先端的サービス提供を通じたスーパーシティ構想を推進、国土交通省では、3D都市モデルの整備、活用、オープンデータ化を推進、農林水産省では、デジタル技術を活用した加速化や農業者の経営改善が図られるような支援サービスの育成支援、技術開発、人材育成、通信環境をはじめとした基盤整備等の実施を行うスマート農業への取組が上げられております。

今回は、デジタル田園都市国家構想の中でのスマート農業への推進について抽出して質問をしていきます。

ロボット技術やＩＣＴ（情報通信技術）、ＡＩ（人工知能）、としてＩｏＴ（モノのインターネット）などの先端技術を活用し、省力化や生産物の品質向上を可能にするこれからの農業と言われております。現在、農業従事者の高齢化や後継者不足に伴う労働力不足、耕作放棄地の増加や食料自給率の低下など様々な問題を、先ほどから私も述べておりますが、抱えております。このスマート農業の取組は、それらの課題解決、成長産業化へしていく試みであると思います。

近隣でいえば、浜松市では、令和４年度、スマート農業の普及促進と農業者の所得向上、農業産出額の向上を図るため、認定農業者による先進的栽培技術設備等の購入に、補助率２分の１以内、上限600万円の補助金が支給される予定です。申請者は、認定農業者、または認定農業者３人以上で構成される農業者団体で、審査にも多くの項目を満たす必要があります。

また、遠くではありますが、農業県でもある熊本県熊本市では、団体に限りませんが、調査研修経費など準備段階にも補助率２分の１以内、上限30万円、そして整備に関しては団体、認定農業者個人にも補助率２分の１、上限200万円という事業が令和３年度にあったそうです。

本年１月31日、日本農業大賞の集団組織の部特別賞に、お隣の愛西市中心ではありますが、ＪＡあいち海部あまイチゴ組合が受賞いたしました。この要因の一端として、収量増加、品質向上にＩＣＴを駆使し、二酸化炭素濃度や湿度など環境制御技術が導入されております。

弥富市といえば、まずトマトということになりますが、30軒弱の農家がありますが、ＩＣＴを導入しているのは10軒、21台しかない状況でございます。稲作においても、ドローンをはじめ多くの先端技術が活用されていると思われます。浜松市とまではいかなくても、熊本市辺りを参考にして、スマート農業への支援を今後行っていただくことはできませんか、お聞きをいたします。

○議長（大原 功君） 上田農政課長。

○農政課長（上田忠次君） 現在のところ支援につきましては考えておりませんが、さきに市長が述べたとおり、農業従事者の高齢化、後継者不足など、農業が抱える諸問題の解決策の一つとしてスマート農業の導入は有効な手段の一つであると考えております。今後、農業者の方々から、具体的な導入について御相談があれば、事業の有効性、実効性などを十分協議をさせていただき、支援について考えてまいりたいと思います。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） イチゴ部会が大賞を取ったということでは、これはかなりのニュースになっておりましたが、愛西、津島のイチゴ部会が受賞というような形で言われております。

ICTには、現在そんなに費用がかかるわけではありません。しかしながら、二酸化炭素発生装置など環境制御装置にはかなりの費用がかかるので、多くの方が二の足を踏む現状ではあります。どうか弥富の何々と言われるような特産品の排出のためにも、今後の支援検討を行っていただきたいと願い、次の質問に移ります。

昨年9月議会にて、海部南部地域農業再生協議会からの高収益作物次期作支援交付金並びに農水省からの経営継続補助金など、農業者に対してのコロナ感染症対策支援に関しては質問をしてきましたが、その後、弥富市独自の感染症対策を支援する認定農業者向け農業経営基盤維持支援交付金が出ております。交付申請の期限が令和4年2月28日までとなっておりますが、最終申請額、申請人数は幾つになりましたか。

また、今回、令和元年度から令和2年度の確定申告を基に、農業収入が減少した認定農業者に対し、減収比の割合によって交付されたものでありますが、しかしながらコロナ感染症の終息はまだまだ見えておらず、作目によっては長期にわたる影響が市況にも及び、令和2年度から令和3年度に向けて減収になっていった状況でございます。新年度に向け、現在行われている3年度の確定申告で、再度減収比によって交付金の発令をお願いしたいと思いますが、現時点での考えをお聞かせください。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○農政課長（上田忠次君） 最終申請額につきましては707万9,000円、申請人数につきましては27人となりました。今回の支援につきましては、議員御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金にて支援させていただきましたが、2月28日をもって終了させていただきました。令和4年度の臨時交付金を活用した支援事業につきましては、コロナ禍における経済状況を踏まえ、真に必要な事業者に対し、引き続き御支援させていただきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 申請額は予算の約半分、申請人数に至っては、全体の認定農業者数の3割強ぐらいだったと思います。それだけ減収になっていないのかな、皆さんというようにも読み取れます。しかしながら、元年度から2年度にかけて、消費税の絡みもあり、相殺されているいないで確定申告書類では見えない数字があったと聞いております。令和4年度の臨時交付金次第という説明ではございましたが、交付されるなら何とぞお願いいたします。

次に、本年1月27日、自民党の農林合同会議において、農水省が通常国会に提出する土地改良法の改正案を了承しましたという記事に目が行きました。土地改良事業団体連合会が土地改良区や市町村などに代わり、資金調達や工事を行える仕組みや改良区の組織変更制度も設けるとのことでした。

内容としては、豪雨災害の頻発、激甚化に対応して、農業や周辺住民への被害も懸念され

る水利施設対策を、国や県が農家の費用負担などを同意なしに実施できるようにする。県が行う農地中間管理機構が借り受ける農地に関連する水利施設の整備事業でも、同様の措置を設けるとされております。工事資金の迅速な確保や改良区や市町村の技術職員の減少にも対応するため、連合会が改良区や市町村などに代わり、資金調達や工事を行える仕組みを設ける。小規模な土地改良区が解散せずに、一般社団法人や認可地縁団体に組織変更できる制度も盛り込むとなっております。

一般質問当日には、もう少し具体化された、またニュースがあるのかもしれませんが、改良区もこれらに対応を求められると思いますが、弥富市として、現段階でのこれからの対応、考えを聞かせてください。

○議長（大原 功君） 農政課長。

○農政課長（上田忠次君） 令和4年4月1日予定の土地改良法の一部改正では、先ほど議員からお話がありましたとおり、自然災害に対する土地改良施設の安全性の向上や防災事業の実施、また農地中間管理機構が借り受けた一団の農業地を対象とした土地改良事業の拡充などがございます。

また、今回の改正では、土地改良事業団体連合会の業務の見直しとして、各土地改良事業への支援が拡充されておりますので、各土地改良区におかれましては、このたびの法改正の内容を十分把握した上で、土地改良事業団体連合会と調整を図り、より一層の効率的な運営に取り組んでいただきたいと思いますと考えております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） まだ、これは新年早々に入ってきた情報ではございます。まだ整備事業がこれからということではございます。私どもも各種対応できるよう、また市との連携、より強めていきたいと思っている次第でございます。

最後に、数々質問をしてきましたが、市長総括として、何らか1点でもよろしいんですので、御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 農業の分野は、国における様々な農産物や農家に対する農業施策がありますが、冒頭でもお話ししたように、昨今の農業を取り巻く環境は大変厳しい状況であると私も感じております。しかし、無人トラクターやICT、AI、IoT等、先端技術によりまして、農業の可能性の大きさをまた感じているところでもあります。

本市といたしましては、あいち海部農業協同組合をはじめ関係機関などと農業の将来、未来を見据え、一層の連携を深め、この地域の農業振興、安全・安心な食料の供給、地域社会の活性化に貢献していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） これまでも常々私は言っているのですが、農地所有者が興味を持たなくなっても、それでも農地は残っていく。弥富市のように、広大な水郷を持つ以上、これからも中長期的な課題になってくると思います。生産性のある方向に事業展開をお願いして、この項目の質問を終わります。

続きまして、物価上昇による市内事業者への影響についてそれぞれ質問をしていきます。

新型コロナの流行で世界経済が落ち込み、原油価格は低迷したが、徐々にワクチン接種などが進み、経済活動は再開に踏み出したため需要は高まりました。しかしながら、主要産油国は減産を続けていて、需給バランスが逼迫し、価格を押し上げている状態であります。石油輸出国機構（OPEC）とロシアなどの非加盟国の産油国でつくるOPECプラスは、増産に慎重な構えを崩しておらず、温室効果ガスを排出しない脱炭素化が広がれば、石油離れは進むと読んでいて、将来的に見れば、需要が一時的に伸びても増産には二の足を踏んでいると思われるしております。もちろん、地球温暖化対策を緩めるわけにはいきません。エネルギーの安定供給も両立していかなければならないと思っております。

原油や液化天然ガスの高騰に歯止めがかかりません。このため、ガソリンや灯油などの製品価格が高騰しているのが現状でございます。まさに本日10日より、政府は石油元売会社に1リットル当たり17円70銭また補助を引き上げるということも本日ニュースで流れておりました。輸入頼みの日本では、エネルギーの価格上昇が日々の暮らしや企業の活動などを圧迫し、コロナ禍での低迷から抜け出そうとしている経済全体への打撃にもなっております。とりわけ、低所得者や飲食、観光分野などの中小事業者への影響は懸念される予想がなされております。行政支援の拡充も視野に、遅れのない対応が必要となってきました。愛知県の中小事業者支援を含め、弥富市商工会を通じて何かしら相談というのはあるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（大原 功君） 浅野商工観光課長。

○商工観光課長（浅野克教君） 御答弁申し上げます。

原油や天然ガスなどの高騰は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業や個人事業主ばかりでなく、私たちの日常生活にも影響が及んでいると認識しています。こうした状況に、愛知県では、今年度末までの期間、中小企業者への資金繰り支援の強化として、県融資制度に原油・原材料高緊急対応枠を創設し、借入れ負担の軽減を図るため、信用保証料を県が補助する制度を導入しております。

一方、商工会に対し、会員の現状について問合せをしたところ、事業者の一部に対する聞き取りではございますが、運送業や飲食業などは燃料費への影響、設備関係では材料費への影響が出始めているという声があるとのことでございます。このような意見等があることは認識しておりますが、現時点におきまして、商工会からの具体的な相談等はございません。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 今回のこの質問原稿を作成しておったのが、さきの農業施策の質問より先に作っておったわけで、まだまだ北京オリンピックも始まる前の1月から作成しておったわけで、ウクライナ情勢の悪化はにおわせてはおったんですが、まだまだ現実味がない時期のことでありました。もうこういう状況になりますと、弥富市独自の問題ではなく、世界情勢の先行きを不透明にすると同時に、世界的なインフレ圧力を高める要因となっていくというような予想がされておりますので、また弥富市としてもいろいろと皆様の反応を聞いていただきたいと思います。

次の質問です。

さらなる原油価格の高まりは、燃料費や光熱費を押し上げるだけではなく、生産現場や物流網のコスト上昇に直結して、企業収益全体を圧迫します。ガソリンだけではなく、鉄鋼製品や木材、小麦粉や大豆といった食料品にも広がります。さらには、石油由来のプラスチック製品や衣料品などにも価格転嫁されることも予想されます。

値段が上がれば負担感が強まり、個人消費が落ち込み、景気回復には悪影響を与えます。インフレ圧力が高まり、コロナ禍からの回復途上の現在、景気停滞と物価上昇が共存するスタグフレーションに陥ってしまいます。飲食店は、コロナによる緊急事態宣言による来店客の激減に苦しんでおります。客足を取り戻すには、簡単には値上げできない状況であります。この中、市内の飲食店の状況、また何かしら支援ということを考えておるのでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（大原 功君） 浅野商工観光課長。

○商工観光課長（浅野克教君） 市内飲食業者に対する支援につきましては、これまでも国や県による支援、また市独自の支援をしているところでございます。現在も国による事業復活支援金事業を実施しております。先ほどの御質問の燃料高騰問題も含めまして、こうした国や県の対応を注視してまいりますので、現時点におきまして、市として支援は考えておりません。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 個人所得が増えない現状、売上げ減少に直結する販売価格の引上げは、極力回避するという企業努力はされているんだと思いますが、じわじわ採算性が取れなくなり、販売価格上昇へ向かっていくことが非常に心配であります。

次に、燃油高騰による市内農業者への現状についてでございます。

愛知県では、化石燃料に依存した経営から転換を図るため、省エネルギー化が可能な設備を導入する取組を支援する施設園芸省エネルギー化施設設備整備事業が令和3年度11月補正で、本年度のみの実施で行われました。この事業は、補助率が税抜き価格の3分の1以内で、

1 部会当たり補助金3,000万円が上限であり、申請としては、1人当たりの金額10万円以上、かつ部会単位での下限金額が300万円以上でないといけないということになっておりましたが、紹介されてから申請期限までが本当に短くて、対象となる機材が燃油使用料15%以上削減可能な機器となっておりまして、今事業での申請者はいなかったということを聞いております。

その後、本年1月17日付で、愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金が交付申請できるような要綱が発表されておりました。この支援金は、厳しい経営状況に直面している施設園芸農業者、野菜、花卉類、果樹類を生産、販売していることなどが補助対象になり、A重油、灯油の購入費について、A重油が1リットル当たり83.1円、灯油が1リットル当たり88.1円の基準額を超過した分の50%を上限に支援金を交付するということでございます。

県内の市町村ホームページで、お隣の愛西市、または幾つかの市町のホームページに支援金の情報がアップされておりましたが、弥富市のホームページではこの質問を書いているときには見受けられませんでした。市に対して、上乘せ支援と質問と思っておりましたが、弥富市のホームページでは、サポート資金（経済対策特別）原油・原材料高緊急対応枠、事業者が負担する当初契約時の信用保証料について、愛知県信用保証協会に対しての補助の案内ぐらいしか見受けられませんでした。部会などの団体に属する農業者は情報はある程度来るのかもしれませんが、団体に属さない農業者には、県の情報であっても、きめ細かな対応をお願いいたします。見解をお聞きいたします。

○議長（大原 功君） 上田農政課長。

○農政課長（上田忠次君） 議員から御指摘をいただきました愛知県施設園芸用燃油価格高騰対策支援金につきましては、先月22日に市のホームページへ掲載させていただきました。関係する営農者の皆様には、掲載が遅れましたことをおわび申し上げます。

また、御質問の団体に属さない農業者の方への個別の周知は困難でありますので、引き続き市のホームページへの掲載により対応をさせていただきたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 12月議会で一般質問の中で、高橋議員からも同様な質問があったわけですが、なかなか浸透していなかったということでございます。まさに、現在1月から3月10日までの申請受付が行われております。しかしながら、昨年10月から12月の受付は1月の月上旬に締め切られておるといような現状でございます。

そんな折、2月当初ですか、個人でやられている生産者の方から、重油販売店から10月から12月の証明書が届いたと。これは一体何なんだという問合せがありました。私が1月の時点でその方に情報をお知らせできればよかったんですが、なかなか私自身も気がつかなかっ



たということで反省でもありましたが、今回のホームページの案内でまた1月から3月の詳細を見て下さいという案内ができて、その点に関してはありがたいなと思っておる次第でございます。

それでは、最後に、原油価格の高止まりが収まりません。市長に最後総括をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま担当から御答弁申し上げましたが、議員御質問の原油価格の高止まり問題は、私も市内の様々な職種、事業者の方だけでなく、日常生活にも影響が及んでいると強く感じております。この燃料高騰問題は、議員言われますように、国と国との思惑や脱炭素社会など様々な要因が複雑に絡み合うことが影響していることと私も認識をしております。国と国とのあつれきや貿易問題などが原油・原材料高などの高騰につながっていることからすれば、この問題は、国が積極的に解決に向けた策を講じていく問題で、まさに国策であろうという認識を持っており、それらの点を踏まえつつ、今後の国や県の対応を注視してまいります。

○議長（大原 功君） 三浦議員。

○14番（三浦義光君） 弥富市として、そして国、愛知県からの情報というのを逐一また報告をしていただいて、関連して支援できる案件があれば、弥富市にお願いをしたいということで、今回の私の全ての一般質問を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後1時40分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後1時36分 休憩

午後1時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志です。

私が生まれた年でもある昭和34年の伊勢湾台風では、多くの人命が奪われました。浸水により長期間にわたり湛水し、大変な苦勞をしました。その後、排水施設や堤防が整備されました。しばらく大きな災害がないために意識が薄れているのではないのでしょうか。

今でも弥富市がゼロメートル地帯であることには変わりありません。一たび大きな災害が襲えば、一瞬にして多くの人命が奪われ、莫大な被害が起きます。何のために地方公共団体としての弥富市があるのか。命と暮らしを守るためです。具体的に言えば、災害と福祉のために弥富市があります。

災害対策といっても、日頃から住民が備えておくこと、隣近所で助かっていく部分もあります。それを土台にしても、個人や地域では守れないこと、大きな災害が起きたときに弥富市と弥富市長こそが住民の命を守る最大にして最後のとりです。一口に災害といっても、影響度を整理してから質問に入りたいと思います。

画面をお願いします。

国は、災害のレベルをレベル１とレベル２に分けています。レベル１は、おおむね数十年から百数十年に１回の程度の頻度で発生する津波。これには、人命保護だけでなく、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化、効率的な生産拠点の確保も対象としています。先ほどの答弁にもあったように、木曽川下流河川事務所の整備の目標は、まずはレベル１までです。想定されている次の南海トラフ地震ですが、数十年から数百年に１回であればレベル１ですが、数百年から１,０００年に１回程度のレベル２になることも想定しなければなりません。

レベル２は、おおむね数百年から１,０００年に１回程度の頻度で発生、影響が甚大な最大クラスの津波を想定しています。もうこのレベルでは堤防の整備ではなく、ソフト対策が主になってきます。住民等の生命を守ることが最優先です。住民の避難を軸に、取り得る手段を尽くした総合的な津波対策を確立しなければならないと国の防災会議は言っています。

そこで、津波・高潮緊急時避難場所について質問します。

次の画面をお願いします。

津波対策の推進に関する法律第１０条では、国及び地方公共団体は、津波により浸水するおそれのある地域について、公共施設等を整備しようとするときは、一時的な避難場所としての機能、その他の津波に関する防災上の機能を備えたものとなるよう配慮しなければならないとしています。しかし、弥富市津波避難計画では、明らかに津波・高潮緊急時避難場所が不足しています。緊急に整備されなければなりません。担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 本市の津波・高潮緊急時避難場所の収容率は、令和４年３月１日現在の人口における数値で申し上げますと、本市全体で１２７．４％でございます。しかしながら、弥生学区のみが収容率が７６．７％であり、１００％に達しておりません。１２月議会の一般質問で横井議員へ御答弁させていただいておりますが、今年度、弥生学区内では、１１月に川崎重工業株式会社の社員用立体駐車場の一部を追加指定させていただき協定を締結いたしました。また、現在も民間の建物の中から候補地の選定調査を実施しており、安全であることが確認できた建物から、順次官民協定の締結に向けて、所有者に対し交渉しているところでございます。本市といたしましては、弥生学校の収容率が一日も早く１００％を達成し、また他学区も含めた緊急時避難場所の確保に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 次の画面を御覧ください。

これは、弥富市津波避難計画の地図です。左側が北になります。水色は、避難困難区域です。津波の到達時間までに住民が避難場所、避難対象地域外に避難することが困難な地域です。木曽川沿いの弥生学区の北部地域、善太川沿いの白鳥学区の一部です。もちろん避難者数が収容人員を上回る地域、弥生学区もそうなのですが、問題です。地震発生と同時に堤防が崩れて浸水が発生することが想定されています。避難準備時間の10分以内に被災してしまう避難前被災地域が発生します。図の薄い赤色の避難前被災地域は、善太川沿いの白鳥学区と十四山地区、木曽川沿いの弥生学区と桜、日の出学区、筏川沿いの大藤学区と栄南学区があります。避難困難区域等の対策は喫緊の課題です。弥富市津波避難計画自体を見直す必要があります。担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 防災課長。

○防災課長（太田高士君） 避難困難地域の対策として、市内の各箇所に津波・高潮緊急時避難場所を指定して、各学区の人口で収容率を管理しております。災害はいつ発生するか分かりませんし、市民の皆様それぞれが滞在している場所も時間帯によって全て異なります。つまり、いつもお示ししている収容率はあくまでも学区ごとの人口で算出した目安でありますから、市民の皆様には、まずは自分の命は自分で守るという自助の観点で、ふだんから自分の行動範囲を考慮し、その行動範囲内で津波・高潮緊急時避難場所を事前に把握しておき、災害時には一番近い緊急時避難場所へ避難していただきたいと考えております。

また、浸水速度によっては津波・高潮緊急時避難場所までたどり着けない場合も危惧されるため、今、自分自身がいる場所で一番近い2階建て以上の頑丈な建物に避難していただきたいと考えております。

避難困難地域の対策としましては、今年3月に完成する浸水、津波ハザードマップを活用し、防災ワークショップや防災出前講座等で各地区に啓発活動を行ってまいります。弥富市津波避難計画については、必要に応じ適宜見直してまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 学区単位も大事ですが、やはり現実に避難時間が短いところということについて、繰り返し質問をしていきます。

次の画面をお願いします。

南海トラフ事前避難対象区域として、愛知県の資料を見ていただいております。結局は、先ほどの避難困難区域、避難前被災地域の問題ということになります。気象庁より、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に、市は、後発地震発生後の浸水により避難が間に合わないおそれのある地域を事前避難対象地域にして、1週間の事前避難を呼びかけるということになっています。事前避難対象地域の指定はどうなっていますか、事前避難対象地域の対

策はどうなっていますか、担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 浸水津波ハザードマップには、巨大地震発生後、30分以内に30センチ浸水する地域を津波事前避難対象地域として指定した形で表記しております。事前避難対象地域につきましては、このハザードマップを活用して、市民の皆様に自分が生活している地域はどのような水害リスクがある地域なのかを御理解いただけるよう努めてまいりたいと考えております。

まずは、4月に自主防災会全体会を開催し、津波事前避難対象地域の指定について御説明させていただき、5月中旬頃には全戸配付する予定をしておりますので、各地区の自主防災会の防災訓練等にて、このハザードマップを活用していただきたいと考えております。また、配付するだけにとどまらず、防災ワークショップや防災出前講座において直接各地区へ出向いて啓発し、市民の皆様の防災意識の向上に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 3回同じような質問をしているんですが、ちょうど避難が困難な事前という区域に限って、そういう津波避難の場所が近くにないということです。また後で、それは5番目のほうで聞きます。

4番目の図面をお願いします。

家屋倒壊等氾濫想定区域についてです。これは、木曽川の堤防沿いに近い区域のことです。赤く斜線が引いてあるところですね。家屋倒壊等氾濫想定区域は、堤防が決壊した場合に一般的な家屋が倒壊、流出する危険性が高い区域を示すもので、これは国土交通省が流速とか水深によって計算して出しています。この区域では、屋内への退避ではなく、避難所への立ち退き避難の必要性を判断することが求められます。

そこで、家屋倒壊等氾濫想定区域に指定されている五明と五之三川平地区で、実際の建物、建築土木の専門家によりモデル的に家屋を選定し調査を行い、対策を考えることが必要ではないかと考えますが、担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 防災課長。

○防災課長（太田高士君） 浸水被害から身を守る方法として、近くの高いところに避難する垂直避難がございますが、建物自体が頑丈でない場合は、氾濫水の流れの力に負けて家屋が倒壊する危険がございます。国が公表しております木曽川水系洪水浸水想定区域図の中に、家屋倒壊等氾濫想定区域、そして五明、五之三川平地区の一部がその区域に指定されておりますが、その対象区域内にあります家屋をモデル的に選定し、建築土木の専門家による調査を実施する考えはございません。台風などの大雨洪水による浸水被害は、気象予報などにより予測することができるため、対象区域にお住まいの方につきましては、本市が指定した避

難所や緊急時避難場所へ避難していただきたいと考えております。

しかしながら、本市の場合、大規模な水害に見舞われると、場所によっては2週間以上にわたり水が引かないことが予想されます。このため、自宅へ戻ることはおろか、逃げた先の避難所自体が生活できない状態になる可能性も否定できません。そういった意味でも、避難先は災害の危険のない親戚や友人、知人の家、また車中やホテルなど、自分に合った安全な場所を事前に決めておき、広域的な避難行動を取っていただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 考えはないということですが、実際、この地域こそ近くに避難するところが少ない。西部保育所というのがあるんですが、当然人数は限られています。実際に一軒一軒の家が新しい頑丈な家なのかどうかというのは、皆さん関心を持つところですので、また今後、個人的な議員活動としても何からの形で取り組んでいきたいと思っております。

次に、廃止予定の公共施設の防災拠点化についてですが、公共施設再配置計画では、農村多目的センターなどが廃止予定になっています。これがまさしく困難区域に隣接ないしはある施設です。津波対策の推進に関する法律にも書かれていますが、津波避難施設の着実な整備を推進しなければなりません。地元からも防災拠点にしてほしいという要望が出ているはずです。防災拠点として建て替えや、むしろ改築をするべきではないでしょうか、担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 太田防災課長。

○防災課長（太田高士君） 農村多目的センターは、建築後40年近くが経過し、老朽化が進んでおります。本市の公共施設再配置計画では廃止の予定となっており、現時点では建て替えや改築等の計画はございません。現在、農村多目的センターは2次開設避難所として指定しておりますが、津波・高潮緊急時避難場所としては指定しておりません。

避難所とは、災害発生後に住まいをなくした人が一定期間避難生活をするために指定しております。農村多目的センターの廃止により避難所が1か所減少することになりますが、弥生学区内には1次開設避難所として総合福祉センター、2次開設避難所として弥生小学校、弥生保育所、西部保育所を指定しておりますので、この施設の範囲の中で避難所運営を考えております。

また、避難状況によって収容人数に不足が生じる場合は、ほかの学区の指定避難場所を利用していただく形で運用してまいります。

弥生学区の津波・高潮緊急時避難場所については、先ほども御答弁申し上げましたとおり、弥生学区の収容率が一日も早く100%を達成できるように、今後も引き続き民間施設を利用した官民協定の締結に向けて努めてまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 実際に本当に避難が困難なところだからこそ、農村多目的センターを残してほしいというわけではないんです。ちゃんとした避難が、命が守られる施設を新たに造っていただければいいんですが、この件については引き続きまた取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、要支援者の個別避難計画ですが、高齢者や障がい者など、自ら避難することが困難な方を避難行動要支援者といいます。避難行動要支援者ごとに作成する個別避難計画、災害対策基本法では、市町村長は個別避難計画を作成するよう努めなければならないものとされています。今後どのように進めていくのか、担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 梅田福祉課長。

○福祉課長（梅田英明君） 個別避難計画は、避難行動要支援者、またはその家族、自治会、自主防災会、福祉専門職など関係者と連携して作成する避難支援のための計画であり、市のみで作成するものではなく、地域の方々の十分な御理解が必要となります。

現在、本市では先進地の情報収集を進めており、計画の策定に当たっては、自主防災会、福祉専門職など関係者の御協力をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） これは緊急の問題なので、よろしくお願いします。

次に、企画政策と財政として画面を御覧ください。

これは、弥富市や国勢調査の資料から私が作成したグラフです。左側は合併により弥富市となった平成18年から現在までの実績、そして中期財政計画から令和11年度までの財政の推移をグラフにしました。下から、人件費、扶助費、公債費という義務的な経費が増加し、財政を圧迫していることが分かります。建設事業については、一番上の部分なんですけど、合併による優遇措置もあり、基金、つまり貯金を崩して使えるだけ使ってきました。蓄えがなくなった今後は、かなり厳しい状況を想定しなければなりません。

右側の図は、年齢別の人口の推移です。左の図の期間は赤枠で示しました。

高齢者の人口増加、64歳以下の人口は減少します。将来にツケ回しするような市債の発行、借金による事業がいかに危ういか。今の若い人たちに大きな負担になります。市長と市役所の役割は、まずは災害に備えて命を守ることです。いざというときに備えた財源の確保、様々な公共施設やインフラ整備の効率化を進め、浸水にも対応できるまちづくりを進めなければなりません。

そこで、総合計画の後期5か年の計画について、5年間の総額としての予算、財政のフレームをつくって、その範囲内で計画を立てるべきではないでしょうか。その後についても、5年刻みで5年間の予算、財政のフレームをつくって見直しをするべきではないでしょうか。そして、そのフレームに下水道と公共施設再配置計画の金額を明示することが必要ではない

でしょうか。それから、予算編成のスケジュールも明確化してください。案が固まった5月に示すのではなく、12月の議会において新規事業の説明ができるようにすべきではないでしょうか。担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） 総合計画は、本市の将来像を実現するための指標であり、その計画を実現するための財源につきましては、その事業の実施に係る経費に対して、国・県の補助金や起債も有効に活用しております。そして、計画された事業を一つ一つ着実に実施していけるよう、財源確保に努めながら予算査定を実施しておりますので、計画策定時に予算、財政のフレームをつくるのではなく、予算査定の際には、事業評価結果を予算へ反映させるための事業評価担当課である企画政策課の意見を踏まえながら、事業料だけでなく、事業の進め方などを見直してまいります。

また、予算、財政のフレームに下水道と公共施設再配置計画の金額を明示するのではなく、それぞれの事業で計画を策定し、その計画が総合計画を補完するものであると考えております。そして、予算編成スケジュールにつきましては、毎年改善を重ねておりますので、昨年度と今年度も時期や内容を変更しております。また、新規事業の判断につきましても、1月に実施する市長査定で固まりますので、12月議会での説明は難しいと考えます。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 少しずつ改善をしていただきたいと思います。

次に、下水道の接続率向上について、戸別訪問の効果はあったのでしょうか。未接続の住宅やグループをつくって業者から見積りを取るという方法について検討されたのでしょうか。企業会計に移行しながら、市からの補助金頼みはおかしいんじゃないんですか。担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 水谷下水道課長。

○下水道課長（水谷繁樹君） 1つ目の戸別訪問の効果があったのかという御質問でございますが、令和2年度から平成22年度に一番早く供用開始した一部区域から、順次接続促進の啓発資料を配付しながら戸別訪問を開始いたしました。戸別訪問した場合としなかった場合の接続率の比較はすることはできませんが、戸別訪問後には下水道接続に関する問合せが下水道課にあったことから、下水道接続に対する意識の向上ということでは一定の効果があったと認識しております。

2つ目の下水道に未接続の住宅でグループをつくって見積りを取る方法についての検討の御質問でございますが、まず下水道整備工事後の供用開始説明会等におきまして、排水設備指定工事店へ見積りを依頼するときは、複数の工事店から見積りを徴収するようお願いをしております。その際、宅内の排水工事費の削減方法として、数件で組んで工事依頼をした事

例についてもお話をさせていただいております。

3 目目の企業会計に移行しながら市からの補助金頼みはおかしいのではないかという御質問でございますが、本市における下水道事業会計は、公共下水道事業と農業集落排水事業の 2 事業から成っており、両事業とも使用料収入や補助金のほかに、他会計補助金である一般会計からの繰入金で運営ができております。この繰入金については、地方公営企業法において、一般会計から補填することができる経費と定められております。

本市は、令和 2 年度に下水道事業経営戦略において、令和 3 年から令和 12 年までの 10 年間の投資財政計画を策定し、繰入金を算定しましたところ、公共下水道事業と農業集落排水事業を合わせて年約 6 億円程度繰入金が必要になると推計しております。経営の方針といたしまして、繰入金の適正化を図るため、コスト縮減と接続率の向上に努め、収入の確保の取組をいたします。また、国庫交付金など、資金を適切に調達し、維持管理中心の農業集落排水事業については、施設の長寿命化を図るように努めてまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6 番（佐藤仁志君） 年 6 億がずうっと続くということですので、かなり大きな負担になっていますので、よろしくお願いします。

次に、歴史民俗資料館と図書館についてですが、歴史民俗資料館の調査・研究、啓発事業について、弥富市の地学、地理、歴史的な成り立ち、特に災害リスクなどについても検討的な調査・研究と市民への啓発が必要ではないでしょうか。具体的な事業はどうなっていますか。デジタルアーカイブが有効であり、今後必要ではないでしょうか。担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤歴史民俗資料館長。

○教育部次長兼歴史民俗資料館長（伊藤隆彦君） 歴史民俗資料館には、過去の災害に学び、次の世代に伝えていくという役割がございます。今回の資料館の移転に当たっては、地形地質や災害のコーナーを以前よりも充実させ、図や写真を多く取り入れて、分かりやすい展示となるよう努めてまいりました。調査・研究につきましては、災害に関する写真等の資料収集を行うとともに、災害の体験談についても引き続き記録をするなど、資料館としてできる範囲の調査を継続してまいります。

また、啓発事業としまして、3 月 19 日には海部歴史講演会の開催を予定しており、地質、災害等に造詣の深い先生をお招きし、「濃尾平野の地学」と題して御講演をいただくことになっております。今後も市民をはじめ、より多くの方に弥富市の地学、地理、歴史的な成り立ちについて理解を深めていただけるよう啓発に努めてまいります。

デジタルアーカイブについての御質問でございますが、歴史民俗資料館におけるデジタルアーカイブは、歴史資料をデジタルデータ化することにより保存を図るとともに、従来現地



でのみ閲覧が可能であった現物資料をインターネットでの検索、活用を可能にするものでございます。資料館の役割として、その必要については認識をしておりますが、まずは資料館に足をお運びいただき、展示を通して弥富市の歴史等の理解を深めていただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に、図書館法において、図書館は図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存し、一般公衆の利用に供し、その教養、調査・研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設とされています。弥富市に関すること、弥富市内での文化、経済、災害などの図書、記録、その他必要な資料を収集し、整理し、保存すべきではないでしょうか。担当課長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 岩田図書館長。

○図書館長（岩田繁樹君） 図書館では、市に関する書籍や資料、いわゆる郷土資料を集め、館内で閲覧できるようにしております。これらの郷土資料は、他の資料と同様にインターネットを活用して館外からでも検索することが可能でございます。本市では、歴史民俗資料館がございますので、資料館が所有する資料につきましても大切な郷土資料でございます。歴史民俗資料館は4月より図書館棟1階に移転します。資料館の資料の中で、図書館でデータベース管理できるものはこれを進めるなど、より連携を深めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 次に、駅関連のことについて質問させていただきます。

画面をお願いいたします。

先日、元花巻市議会議員の方から電話がありました。花巻市のホームページを見てみると、JR花巻駅東西自由通路整備についてこう書いてあります。市民の皆さんにさらに理解を深めてもらうために、これまでの検討経過や整備概要などをまとめた説明資料と質問・回答の形式でまとめたQ&Aを作成しましたのでぜひ御覧くださいとあります。説明資料は25ページ、Q&Aは35問で、読ませていただきましたが、実に詳しく検討がされ、解説もされ、様々な反対意見も含めて解説されています。さらに、この説明資料とQ&Aは、本館総合案内、各総合支所ロビー、各振興センターはもちろん、その他9か所にも置いてありますので、御自由にお持ち帰りくださいとあります。

弥富市では公開されていないことが、花巻市では議会にも市民にも公開されています。何度も適正な行政手段として各種データがあるだろうとって質問をしてきたのですが、回答はありません。やっけていても秘密にしていたのかなと思っていたんですが、必要な調査や検討をしてこなかったのでしょうか。市長として見解があればお聞かせください。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 花巻市の事業につきましては、鉄道事業者も異なることや鉄道事業者も1者であり、条件が違うことから同一にはなりません、本市におきましても、自由通路整備の計画につきましては、関係機関と様々な検討を重ね、議会に報告しながら進めてまいりました。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 弥富市は、J R東海や名鉄に委託料を払って計画をつくってもらっています。弥富市のお金を使った資料です。しかし、情報公開請求や肝腎の金額については黒塗りで公開されません。その理由は企業秘密、もう一つは確定していないということです。検討を進めていけば金額が変わるのは当然のことで、あくまで現段階ではという数字を示せばいいのです。数字が変わるといのは、公表できないという言い訳になりません。

現に花巻市では、条件つきですが、事業費も管理費も数字で公表されています。仮にJ Rの数字だから公表できないというのであれば、逆にJ Rが出した数字を参考にして、他の事例を調査したり、場合によっては他の事業者と比較積算させて裏を取るのが真つ当な行政です。弥富市として、J Rの言いなりではないきちんとした数字を検討しなければなりません。花巻市のように議会や市民に公表し、説明し、意見を聞くのが真つ当な行政です。

そもそも弥富市がどれだけ負担するか、限度も決めずにJ Rと協議を重ねた結果、なし崩し的に費用が拡大しました。具体的な金額を議会に示したのは2年前の3月です。この間に、当初予定していなかった名鉄の線路の引き直しとホームと駅舎新設で計11億円が追加されました。この時点で、この事業の初期の頃に10億、20億、30億という何か案が示されたそうですが、そのときの30億円程度というもくろみは大きく狂ったわけです。この時点で議会の判断を仰ぐべきでした。判断を仰がなければならないと思います。

そもそも名鉄が増えた理由も、弥富市の自由通路本体が支障になるのではなく、J Rの構内のエレベーターが名鉄にはみ出す、つまりJ Rの都合です。花巻市のように、その都度現在の検討過程を議会と市民に対して説明する時間はありました。

これまで、J Rとの関係で様々なことが公開できないというふうに言っていたと思います。そして、覚書を結べば、今までよりは公開できるとも言われてきました。しかし、昨年3月に覚書を結んで以降、簡単な完成予想図以外に肝腎な事業費の内訳や負担割合など、あるいは交渉過程について何も開示していないと思います。覚書を結べば公開できる、覚書を結んでいないから公開できないという答弁は何だったのでしょうか。

そもそもJ Rに対して強い交渉をしましたか。花巻市は、線路の上に駅舎を造る、弥富市もそうなんです、橋上化は、線路の上で工事をするのでコストが高い。線路に影響のない、いわゆる今ある駅舎の部分ですね、ああいうところを2階建てにすることによって、線路の上の工事費を最小限にする半橋上化を提案して、建設コストを安くする工夫をJ R東日本に

要請し、ＪＲ東日本もそれに応じています。この点について、市長としての見解があればお聞かせください。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 自由通路整備事業は、駅舎に近接した鉄軌道の上空に整備されることから、駅周辺の形態や利用状況等によりかなりの制約がございます。また、市の負担額につきましても、調査設計を実施しなければ決まっていりません。ＪＲ・名鉄弥富駅においても、鉄道事業者２者の共同利用駅であり、南北別々の鉄道事業者の敷地にまたがること等の条件を加味しながら検討し、調査を重ねた結果、現在の計画が機能面、コスト面等において最良の計画だと考えております。

この間、名鉄に対し、支障となる軌道の移設を２回から１回に、また仮駅舎の設置をなくした計画への見直し交渉をし、約２億円のコストダウンを図ってまいりました。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○６番（佐藤仁志君） ２億円のコストダウンということなのですが、そもそも全体的なそういう交渉過程がなかなか積極的に説明していただけません。長年交渉してきたＪＲがやっとやる気になってくれた、この機を逃すことがないという答弁を聞いています。議会や市民とＪＲのどちらが大事なんですかね。ＪＲに対してあまりに弱気、下手ではないでしょうか。だからＪＲの言うとおりの、踏切についても同時には交渉できませんよと言われて後回しかなという気もしています。

次に、画面をお願いします。

都市構造可視化計画というホームページを使って、海部地域における販売額分布を見やすく表示しています。手前の赤いトンがっているのがイオンタウン、奥が津島のヨシヅヤ本店、そして右側が蟹江のヨシヅヤを含む一体の販売額だと思われます。海部地域で駅前でないこの３つのショッピングセンターに集中しています。駅周辺に何を造るのでしょうか、誰が出店するのでしょうか。

ここから次の質問です。

今回の弥富駅周辺の地域づくりについて、区長及び区長補助員を集めて説明と質疑で納得いただいた、説明済みとして進めるのは、弥富の地域づくりを破壊する行為と言いたくないのですが、疑ってしまいます。市長就任挨拶には、これからの４年間、弥富市の未来と市民の皆様の幸せのために、市政運営に全力で取り組む覚悟でございます。市民の皆様におかれましては、市政への御理解と御協力を心からお願い申し上げます、この程度の御理解と御協力でしょうか。

この間、市民主催でタウンミーティングが何度も開催され、事業の実態については相当程度市民に浸透してきました。あえて弥富駅近く、恐らく最も受益があると思われる人々に直

接意見を聞いて回ってきました。大半の方は事業は意味がないとおっしゃっています。タウンミーティングの質問にも十分答えてもらっていません。声を聞こうとせずに事業を進めるというのはどうなのでしょう。

実際、皆さんは日々の暮らしが苦しい、稼いで子供を育てていくことが精いっぱい、こういう問題についてはそのために議会があるんじゃないの、そのために市長が選んであるんじゃないのという声をいただいています。もっと言えば、市長や議員は何をやっているんだという声もありました。しかし、いざ署名ということになると、やはり市やその他怖いので反対だけれども、署名するのは怖い、署名がまた漏らされるのではないかととも言われました。

一方では、南部や東部の方からは、蟹江、富吉、佐古木を使っているの、何で今頃やるんだと、住民投票すべきである、あるいは仮にこのまま進めようとしているのであれば、差止め訴訟をしてほしいという市民の意見も回ってきています。ちゃんとJR、名鉄と話し合っただけで事業を見直してほしい、市長の英断を望むという声もありました。市長の見解をお伺いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 住民投票の実施の考えはございません。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 次の画面をお願いいたします。

弥富市議会基本条例です。弥富市議会は、時代の潮流に対応した行財政基盤の強化、地域特性を生かした安心かつ安全で魅力あるまちづくりの実現を目指し、途中を飛ばしますが、市民の意思を市政に的確に反映させるために競い合い、協力し合いながら、弥富市としての最良の意思決定を導く共通の使命が課せられていると定めています。今の弥富市役所は、調査も分析もしていない、市役所の中できちんと議論されたかどうか疑問です。市役所の中で様々な意見を闘わせ、合理的な政策を形成する民主主義が機能していない。議論もせずに形式的に決めているのではないですか。だから、市民に対しても民主的に情報を公開し、多様な市民の意見に対して市長として討論ができないのではないですか。

今回、弥富市が事業主体となって道路を造ろうと言っています。ある意味、市民の共有財産として、この評価額は46億円のうち11億円分が純粋な自由通路になって弥富市に戻ってきます。その何倍もの税金を投入して、結局大半は鉄道事業者への補償に消えます。弥富市の財産になる自由通路は11億円。11億円というと、加藤明由議員がしきりに質問していますが、国道155号の隣の下之割跨線橋の工事費に匹敵します。下之割跨線橋は自動車も通れます。ところが、駅の自由通路は車は通れないのに、300人が往来するのに11億円。これが近鉄のように鉄道事業者の事業主体であれば、もちろん近鉄のように補助は必要でしょう。ただ、負担は大幅に縮小されます。完成後の維持管理や将来の大規模改修、建て直しなどの負担も

なしに維持や改良ができます。

そこで、弥富市が使える投資的経費について質問をします。

弥富市の定めた公共施設管理計画では、公共施設とインフラ系、これは道路、河川、下水道等ですが、設備の大規模改修や建て替えの予算は、年間平均で9億円が限度と示しています。この予算の範囲内に収めるためには、今ある施設を相当減らさなければ維持ができないと言っています。弥富市はそのために公共施設再配置計画といって、先ほどの農村多目的センターもそうですが、各施設の廃止も表明しています。今ある施設が維持できないのに、道路という施設を新たに造る。

今回の事業、借金で造るんですが、最大値で償還額年1億6,000万といます。これをローリングしていくんですけども、投資的経費約9億円という枠を考えたときに、1億6,000万、ほかの施設にしわ寄せが行かないはずはありません。実際、今でも学校の改修が遅れているというのは、市役所のこともあります、ずるずると行っています。この点について市長としての見解はありますか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） J R・名鉄自由通路及び橋上駅舎化事業の事業主体につきましては、国により選定された自由通路の整備及び管理に関する要綱に基づき整備するものであり、この事業の目的である市街地分断の解消や踏切対策等のまちづくりの一環として市が整備、管理するものであり、道路法上の道路として都市計画に定め、弥富市が事業主体となることが明確化されております。また、鉄道施設の補償につきましても、この事業を進めるために必要な補償であり、自由通路の整備及び管理に関する要綱及び公共補償基準要綱に基づき補償するものでございます。

他の施設にしわ寄せが行くのではという御指摘ですが、計画的に事業を進めるために、総合計画や都市計画マスタープランにおいて主要施策として掲げ、推進してまいりました。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 次の画面をお願いします。

最後の画面になるんですが、弥富市議会基本条例第8条、議会は事業等について、市長等に対してその政策形成過程等を明らかにするために、次の事項について説明を求めることができますとされています。(1)その発生源。乗換えなどの駅の利用実態、踏切などの交通量などの現状について、聞かれたら聞かただけしか、最小限しか答えない。そもそも調査していないのでしょうか。断片的でなく総合的に調査をして、こうすればこうなりますよということを議会に対して分かりやすく説明できないのでしょうか。

(2)番は提案に至るまでの経緯。先ほどから何度も国の制度と言っていますが、その調査、分析、J Rとの交渉についてもほとんど説明してもらっていません。改めて言いたいのです

が、自由通路の整備及び管理に関する要綱も、踏切改良に関する指針や通達についても、議会に対してきちんと資料をコピーして配付して説明は受けていません。市は積極的に開示していないと思います。仕方がないので、議員がインターネットや国の機関に出張して調べないと、そもそも要綱や指針の存在さえも見つからない。議員というのは、ミステリーを解く探偵ではありません。先ほどの踏切の質疑でも、消極的な姿勢が鮮明になりました。

国の制度というのも、それは物差しです。字面だけでこれはできないではなく、弥富市のために問題を解決する気があるはずなんですよ。あるんだったら、所管官庁にしつこく食い下がって、分析した数字を示して、制度をぎりぎりまで広く読めないか。制度に合わせるためには、じゃあ何を変えればいいのか教えてくださいよ。それでも駄目だったら、現場の窮状を訴えて制度の改正を要望するはずですよ。そこまでやって初めて生きた行政マン、頭とハートのある行政マンです。制度は守るためにあるのではなく、福祉のために変えるための物差しにすぎません。字面をなぞって、住民要望があるのに、できない理由ばかり考えている職員は真っ当な行政マンとは言えません。

(3)の他の自治体の類似するものとの比較検討。私は2年前に、この問題に関して、今の課長の前任者ですが、既の実現してきた自治体の例を徹底的に調べて比較検討するのが都市計画事業の基本だよと。一市民の私や議員の私が相手の行政に聞いたって本当のことは教えてくれないけれども、同じ行政マン同士ならきっと教えてくれるからと助言しました。多分されていないんですかね。やってくれないので、私が調べただけでも、実際に自由通路を実施した都市は、商業施設の蓄積が桁違いに多い。

それだけではなくて、蟹江も桑名も隣接した区画整理と組み合わせて事業効果を狙っています。地域分断を真剣にやっている東海市なんかは、もう自由通路みたいな中途半端なものじゃなくて、連続立体事業です。逆に、コンパクトに費用対効果を狙った岩倉市は、名鉄犬山線の岩倉駅の1つ北の各駅停車の石仏駅には、2つ目の改札口を寄附することで利便性やバリアフリーをコンパクトに実現しています。新城市は、構内の跨線橋にエレベーターを寄附するというシンプルに解決しています。真っ当な行政であれば、いろんな比較検討が示されているはずですよ。

(4)の市民参加の実施の有無とその内容。この事業によって、市民にとってどういうメリットがあるんですか。弥富の事業者にとって、どのような事業拡大のチャンスがあるのか説明されていません。

(5)総合計画との相互性については、一見取れているようですが、弥富市の総合計画は財政的な歯止めがない。やるべきことを羅列しているだけです。

(6)その実施に係る財源措置。一見取れているようですが、駅のために学校の改修などを先延ばしにしているつじつま合わせの中期財政計画です。

(7) 将来にわたる効果及び費用。これほど大きな事業も、将来の効果が図られないと言っています。真っ当な行政計画と言えません。まして、将来の維持管理や改修の費用が説明されていません。自ら積極的に説明責任を果たすのが真っ当な民主主義の地方自治体の常識であり、現に花巻市は実行しています。300人しか利用しないのに市道というのは理解できません。やはりこれは近鉄のように鉄道施設です。

市長がもし弥富の顔とかにぎわいづくり、つまり都市のデザインにこだわるというならば、この新しい弥富市役所はどうなんでしょうか。ここは市民が集う市民協働の場所として造られたはずです。図書館棟2階の交流スペースを計画されているようですが、駅よりもこちらのほうがよほどにぎわいと交流が実現します。市長は、選挙公約や所信表明で、歴史に学ぶと表明されています。歴史に学ぶのは、弥富市のたどってきたまちがにぎわった仕組み。なぜ銀座商店街がにぎわったのか、それはニッケがあったことによるということは弥富町史に書いてあります。環境変化に学ぶことが歴史に学ぶことです。

かつて駅周辺の商店街が狭い道路と踏切、駐車場確保に悩み、区画整理が成立せずに、ショッピングプラザパディーに転出したいきさつは、弥富町史に書いてあります。今、コロナ禍で対人接触を避けざるを得ないという状況があるのは事実です。その中で、いかに市民とのコミュニケーションを取るか。コミュニケーションこそがにぎわいではないでしょうか。隣のまちの橋上駅と同じものを建てるようなハード整備に頼るのではなく、弥富市で様々な暮らしている人々への目配り、コミュニケーションの促進こそが市長の真っ当な、あるいは新たなにぎわいづくりであり、そこをぜひ実行していただきたいと思います。

新しい建物が完成すると、みんなよくなったなという錯覚をします。むしろこれからは人口減少期です。ハードよりもソフトです。ソフトの充実を先行して、その利用計画に合わせてうまく整備するのがこれからの進め方です。かつてのハード先行、言い換えれば建築という権力性の象徴に頼る市政にまさか逆戻りをしていないと思うんですが、市長の見解を求めたいと思います。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 弥富駅周辺のまちづくりを進めるためには、現在の弥富駅周辺については面的整備等が必要不可欠であり、複数の事業をつなげていくことによって、駅東西の踏切道拡幅やにぎわいの創出が実現されることだと考えておりますので、まずはＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業並びに弥富駅北口駅前広場等整備事業を推進してまいります。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○６番（佐藤仁志君） 最後に、この事業の最も恐ろしい問題は、仮に協定を結んでしまうと、ブラックボックスのような状態でＪＲ東海と名鉄に対して約39億円が支払われる、これが協

定書方式です。これは、弥富市のこの新市庁舎に匹敵する工事費です。この新市庁舎は、特別委員会で計画の内容、設計内容について十分に協議しました。弥富市と市議会が合意した案を第三者的な立場でコンサルタントが図面を引き、第三者的な立場で公共工事積算基準と各種見積りを取って、適切な予定価格が決まりました。それを一般競争入札にかけて、公平・公正に請負業者と契約金額が決まりました。

ところが、今回の協定書方式は、設計の図面引き、工事費の積算、業者の決定、全てＪＲ東海と名鉄にお任せです。後から情報開示をしても全くの黒塗りです。協定の同意案件として議案が配付されていますが、実際の協定書と図面はついていません。妥当性について何ら検証できません。実は大原議長がおっしゃっているように、特別委員会を設けて検討しなければならない案件です。

公共工事に関わっている方ならば理解していただけると思いますが、たとえ10万円単位、100万円単位の工事や委託でも様々なチェックがあります。協定書方式は、その点も疑問です。出来上がったものが設計どおりに材料を使って、設計どおりの品質管理で適切にできているかという検査もＪＲ東海及び名鉄にお任せです。協定書方式では、霧の中に約39億円が吸い込まれていくというのでしょうか。そういう公共事業として重大な問題を持つのが協定書方式です。

この計画の形成過程において、必要な情報や計画が開示されていないままに、これは弥富市が事業主体だと一方的に押しつけられたような気がします。この計画段階については、まだまだきちんと協議する必要があります。そして、協定の議案も承認するに足るような資料が出されなければなりません。現時点では全く不十分です。

実は、今回の議会が始まって、冒頭に市側がおっしゃるには、資料の要求や説明で細かいことを言われても、ＪＲ東海と名鉄の了解がなければ出せない、答えられない。あるいは、ＪＲ東海や名鉄に資料請求しなければ答弁できない。これって市の事業じゃなくてＪＲ東海と名鉄の事業なんですか。必要な資料は必要な時間を取って提出していただければよろしいです。継続審議として必要な質問項目について、6月議会で改めて答弁していただくほうがいいと思います。

これはあくまで弥富市市政のためを思って言っているつもりですが、この際、改めて市民や議会に対して自由通路や踏切改良に関する制度や事業分析などのデータ、まちづくりに関するプランをしっかりと説明し、理解を得た上で、弥富市の将来にとって最もふさわしい駅改良の事業スキームやスケジュールなども再評価し、選択することが必要です。

そのためには、一旦立ち止まって検討することが、市長、賢明なリーダーの役割ではないですか。予算案と協定が可決されたとしても、慌てて協定を結ぶことはないと思います。まだまだＪＲと交渉の余地はあるはずです。市民の皆さんがまだ納得していない中で、それ



を振り切る形で協定を結ぶよりは、議会も市民も合意した上で協定をしたほうが、今後の安藤市政にとって、あるいは安藤市長の政治家として、歴史に残るレガシーとして必要なことだと思います。

安藤市長は2期目の市政も担われるお考えだと思います。であるならば、反対が多いこの駅事業を円満に進めることが重要です。市民の意見を聞いて立ち止まるべきです。もし万が一、今期限りでないとおっしゃるならば、このような長期的で大きな影響のある事業が、コロナ禍があるのでなかなか集会は開けませんといって、市民と十分対話し合意形成をせずに決めてしまうという無責任なことをされないことを願って一般質問を終えたいと思います。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後2時50分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時39分 休憩

午後2時50分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、横井議員。

○7番（横井克典君） 7番 横井克典です。

通告に従いまして質問をいたします。

本日の質問は2題であります。

1つ目の質問は、保育サービスの民間活力の活用についてです。

かつての保育所では、一定の保育サービスを提供すれば、おおむね市民サービスに応えることができました。しかし、昨今は、保護者の就労形態、家族構成などの変化により市民サービスが多様化し、保育所独自にきめ細かく対応するといった柔軟性が求められています。

このような状況から、民間保育所の持つ機動性や柔軟性を生かして多様な保育サービスを提供するため、官と民との役割分担や効率性、サービスの水準などを検討しながら、民間にできることは民間に委ねるを原則に、公立保育所の管理運営業務の民営化を進める動きが全国各地で進んでおります。

令和2年3月策定の弥富市公共施設再配置計画の再配置方針では、保育所について、人件費を含む維持管理費は大きな負担となっており、公設公営の役割を考慮しつつ各学区において公立保育所が1施設以上は配置されるように、弥生保育所と西部保育所のいずれか及び桜保育所とひので保育所のいずれかを民間に譲渡し、民営化及び認定こども園化を検討していきますと記載がされております。今年2月17日の全員協議会で、弥富市公立保育所の民営化基本方針が示されました。本日はこの基本方針に基づき、質問を進めさせていただきます。

まず、1つ目の質問ですけれども、令和3年3月議会で市は、令和7年度より2か所の公

立保育所で民間による保育サービスを開始すると答弁されております。また、民営化基本方針の中でも、民営化する保育所を弥生保育所とひので保育所の２か所と記載がされております。しかし、さきの全員協議会の説明では、まずは令和７年度にひので保育所を民営化すると説明がありました。なぜ令和３年３月議会での答弁の２か所から１か所に減ったのか、方針転換されたのかについて、お尋ねいたします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 保育所の民営化につきまして、令和３年３月議会で２か所を予定しておりますと御答弁させていただきました。これは、令和７年度から公共施設再配置計画の第１期末である令和１１年度までの間に２か所を民営化したいということで、方針を転換したわけではございません。御理解をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○７番（横井克典君） 再度、くどいようですが確認ですけれども、要するに令和７年度にひので保育所を民営化、その後、令和１１年度までの間に２か所目となる弥生保育所を民営化するということが間違いないのでしょうか。再度、部長に確認します。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 今答弁いたしましたとおりで、７年度にひので保育所、それ以降に弥生保育所ということでございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○７番（横井克典君） 続いて、２か所目となります弥生保育所の民営化の実施時期について、いつ頃を想定されているのでしょうか。また、民営化に向けたスケジュールも併せてお聞きます。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 弥生保育所については、ひので保育所の民営化後、令和７年度から準備を進め、令和１１年度に民営化する計画でしたが、ひので保育所の進捗状況を踏まえ、一年でも早く前倒しして実施していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○７番（横井克典君） 部長の御答弁のように、多様化する子育て世代のニーズに迅速に対応するため、一年でも早く前倒しして民営化を推進していただきますようよろしくお願いいたします。

次に、市は民営化基本方針の中で、弥生保育所とひので保育所を民営化の候補として選定されております。そこで、選定までのプロセスと選定理由についてお尋ねします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 基本方針にもありますように、地域における

子育て支援拠点の機能と役割を考慮し、原則として各小学校区等に1つの公立保育所を配置することから、弥生学区は弥生保育所を、桜・ひので学区はひので保育所を候補として選定いたしました。

その理由につきましては、1つ目は移管先法人の施設整備に係る負担軽減のため、経過年数が少ない保育所を対象とすること。2つ目に、民営化に当たっては、幼保連携型認定こども園への移行を前提とするため、比較的規模の大きな保育所が必要であること。この2点が大きな理由となります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 御答弁のように、ひので保育所と弥生保育所を民営化の候補に選定された先ほどの答弁理由については、明確な合理性と客観性があり、市は適切な判断をされているのではないかと、私なりに考えております。

次に、市が策定された公立保育所の民営化基本方針の内容は、市民に対していつ頃、どのような方法で周知されるのでしょうか。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本年4月に市ホームページに掲載するほか、広報5月号に関連記事を掲載する予定でございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 多くの市民が目にする広報「やとみ」5月号には、ぜひとも特集記事を組んでいただいて、イラストや図解を交えて分かりやすく掲載していただくよう要望させていただきます。

次に、子育て世代をはじめとする市民から、これまで公立保育所の民営化についての御意見や御要望を聞く機会は設けてこられたのでしょうか。また、民営化導入のために参考となった御意見等はあったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） これまで民営化について市民の意見などを聞く機会は設けておりませんが、電話や窓口などで幼稚園の設置や入園を希望される声を多く伺っておりますので、民営化後は幼保連携型認定こども園への移行を計画しております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 御答弁のように、子育て世代のニーズが多い幼保連携型認定こども園への移行は、私的契約児の解消なども含め、保育の選択肢を確保する観点からも保育サービスの充実につながるものと考えます。

続きまして、市は令和4年度に保護者等を対象とした説明会を開催するとのことですが、いつ頃、どの地区で実施されるのでしょうか。また、どのような内容を説明されるの

でしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 説明会につきましては、本年５月頃に桜・ひので地区の保護者を対象に実施する予定をしておりますが、新型コロナの感染状況によっては、別の方法を検討しなければならないと考えております。

内容につきましては、民営化に係るスケジュールや民営化によるメリット・デメリットを中心に説明させていただく予定をしております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○７番（横井克典君） 市民への説明会は新型コロナウイルス感染症対策を徹底していただきまして、ぜひとも広い会場を使ってでも結構でございますので、間違いなく開催していただくようよろしくお願いいたします。

続きまして、市は令和４年度に受皿となる移管先法人の候補者を公募し、決定するとされておりますが、公募から決定までの１年間のスケジュールについてお尋ねします。

また、公募に応じてくれる複数の事業者の見込みは立っているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 移管先法人の公募は、本年７月から３か月間を予定しており、１０月中に移管先を決定したいと考えております。今のところ複数の事業者が手を挙げられるかどうかは把握しておりません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○７番（横井克典君） 移管先法人は、１つの候補者から選定するのではなく、複数の候補者から選定されるのが望ましい保育サービスを選択できるものと考えます。１つの候補者での随意契約的にならないよう、候補者の公募に際しましてはしっかり市の内外に弥富市がＰＲしているということを周知していただき、複数の事業者が応募していただき、それを選択できるような環境をつくっていただきますよう要望させていただきます。

次に、移管先法人の決定のために選定委員会を設置されるということですが、どのような構成メンバーを考えておられるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 選定委員会の委員につきましては、市幹部職員や担当及び財政部門の職員をはじめ、保育所長や保護者会の代表などで構成していきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○７番（横井克典君） 先ほどの部長の答弁で確認させていただきたいことが１点ございます。

他の自治体のように、公平かつ適正に事業者を選定するため、例えば保育に関して専門的知識のある学識者や教育関係者及び法人経理の経験者は構成メンバーに入れておられるのでしょうか、改めて詳細をお尋ねします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 今、議員がおっしゃられたような方の委員については、今のところ考えておりません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ぜひとも、第三者的な学識経験者、また幼保連携ですので教育関係者、また法人でありますので法人経営の分かる方、そういった方を入れていただいて、選定するときに優良事業者を選んでいただきますようよろしくお願いいたします。

続きまして、移管先法人が決定された場合、保育の引継ぎの時期及び方法、市の保育士の処遇など、どのように行われるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 引継ぎ保育につきましては、入所児童への配慮が必要なため、施設設備の引継ぎなどを含め約1年間の期間を設ける予定でございます。

保育士の処遇につきましては、民営化する保育所の正規職員は他の公立保育所へ配置換えを行います。会計年度任用職員につきましては、職員の入れ替わりによる保育環境の変化を最小限に抑えるため、移管先での勤務を希望される方を優先的に雇用していただくよう要請してまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 優先されるべきは、通所している子供たちの保育環境の変化を極力少なくする、そしてスムーズに引継ぎができるよう、市のほうで御配慮をお願いいたします。

次に、弥生保育所とひので保育所を民営化することで、最終的にそれぞれ何人の市の保育士が削減されることになるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 現在、正規職員については、弥生保育所13人、ひので保育所14人で合計27人となりますが、定年退職を迎えるまで在籍いたしますので、当面は民営化による削減は考えておりません。

会計年度任用職員につきましては、延べ人数で弥生保育所22人、ひので保育所26人、合計で48人となりますが、移管先で雇用していただくことなど、この方たちを雇用しなければ、その分の削減ができることとなります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 要望になりますけれども、現在の公立保育所で勤務されている会計年

度任用職員の保育士さんが民営化後の保育所で続けて勤務したいと希望された場合は、その方が継続して雇用されるよう、移管時の条件に組み入れていただくよう御配慮をお願いいたします。

次に、保育所で削減された人員に対して、一般職の職員を増員する考えはおありでしょうか。また、増員されるのであれば、どの程度の割合で増員を考えてみえるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 保育士が削減された分、単純に一般職の職員を増員することは考えておりません。組織体制や職種、財政状況等を考慮し、必要がある場合には一般職の職員の増員を図ることといたします。

保育士の人数においては、土曜日の一日保育や発達遅れが気になる乳幼児への対応など保育サービスの拡充を行うこと、また保育士の負担軽減を考慮し、必要な職員数を確保してまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 部長の答弁では、民営化の効果として、長期的ではありますが一般職の増員のほかに、将来的に土曜日の一日保育や発達遅れが気になる乳幼児の対応など保育サービスの充実が図られることや、市の保育士にとっては正規職員が配置転換で増えることで仕事の負担軽減にもつながるという、民営化の効果が十分にあることが今の答弁で分かりました。

続いてですけれども、12番は時間の都合上、割愛させていただきます。

続いて13番目の質問です。移管先法人に、保育サービスの低下を防止し、サービス水準を上げるために、保育所の譲渡に際し、どのような条件をつけられるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 移管先法人に対して、民営化後の職員配置や設備面などに係る国の基準及び保育指針に基づいて保育を行うことを原則とし、移管前に行っていた保育内容は最低限実施するとともに、市民の保育ニーズの把握に努め、保育サービスの向上を図るよう要請してまいります。

また、可能な限り当該地区の児童を受け入れることや、民営化後も移管条件が守られているかなど施設長などから保育の実施状況等を確認し、必要に応じて指導や助言ができるような条件も盛り込んでまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 現在、弥富市の保育所では待機児童がゼロの状態でございます。可能

な限り、民営化した場合、弥富市在住の子供たちが優先して入所できるよう、移管時の条件にきっちり入れていただき、移管先法人に対してしっかりと働きかけていただくよう、切にお願いさせていただきます。

次に、昨年の3月議会の一般質問で市から、民営化業務に集中的に取り組む担当者を令和3年度に1人増員、推進グループの編成も検討すると答弁がございました。今年度は担当者を1名増員されましたけれども、令和4年度に向け推進グループの編成の検討はどのようになったのでしょうか。また、担当職員の増員についてのお考えはあるのでしょうか、お尋ねします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 保育所民営化の推進に伴いまして、令和3年度より専門員を1名増員し、業務に当たっており、保育所業務に加え、財政業務との兼務を担っております。

新年度につきましては、現在のグループ編成のまま保育所民営化業務を専任で取り組むことができるよう体制を整えますので、今のところ業務の再編や増員は考えておりません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 今年度に増員した職員を新年度から民営化の専任にするという市長の答弁でありましたけれども、幾ら専任にしても民営化業務は多忙になると考えられます。担当1人でやるのはかなり激務になろうかと思います。保育グループが先頭に立って、児童課を挙げて民営に取り組んでいただくよう、組織一丸となって頑張ってください、よろしく願いいたします。

次に、愛西市や津島市では、市内の保育所の半数以上が民営化法人により多種多様な保育サービスを提供しています。私は、弥生保育所と、ひので保育所の民営化後に、さらに現在市内に9つある公立保育所のうち、半数程度の保育所は順次民営化できるのではないかと考えております。そのため、あと1か所ないし2か所の公立保育所の民営化について、市長の考えをお尋ねします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 民営化基本方針にあります各小学校区等に1つの公立保育所を配置という原則に従えば、現時点では他の保育所の民営化を行う考えはございませんが、民営化後、2つの保育所が軌道に乗り、官民双方のメリットが大きいと判断すれば、他の保育所も民営化について検討をしてまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 子育て世代の多様な保育サービスの選択肢を増やすためにも、しっかりと子育てニーズを取り入れながら、さらなる公立保育所の民営化に取り組んでいただきますようお願いさせていただきます。

さて、一昨年の6月定例会の市の答弁で、民営化のメリットの一つとして、保育所を1か所民営化することで、約7,000万円の予算が削減できるということでした。公共施設再配置計画では、市内2つの保育所を民営化する想定になっております。試算しますと、1年で1億4,000万円程度の財源が確保できます。

このように、毎年度継続的に大きな財政効果が得られ、その効果額で市民サービスの向上を図ることが可能となります。市長は、この民営化の効果による財源で今後どのような事業に取り組んでいかれるおつもりでしょうか、市長の考えをお尋ねします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） まずは、公共施設再配置計画の方針でもあります継続する保育や児童館の長寿命化改良工事を進め、子育て環境の整備に努めてまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 市長から今答弁がありましたけれども、もう少し具体的な事例を挙げていただきたかったんですけれども、逆に私から市のほうへ提言させていただきます。

まずは、民営化の効果による財源で、現在、弥生地区で不足している津波・高潮緊急時避難場所の設置や、市民アンケートにもある弥富駅周辺の再開発事業や、これも市民アンケートにあります図書館の充実、また学校間の格差是正のための全小・中学校の特別教室や給食室、体育館へのエアコンの設置、コロナ対策として小・中学校の水道の自動水栓化、また子育てのまちとして小・中学校の給食費無償化、また健康都市宣言都市のまちとして、健康寿命延伸のために温水プールの設置など、様々な市民サービスの充実・向上につながるものと考えております。ぜひとも公立保育所の民営化の効果で、保育サービスの充実をはじめ、市民サービスの向上につなげていただくよう要望をさせていただきます。

1つ目の質問の最後になります。

まずは令和7年度より民営化を進められるとのことではありますが、ひので保育所と弥生保育所の2か所の民営化に向けた市長の決意をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 公立保育所の民営化によりまして、運営費や施設の大規模改修時に国・県の財政的な支援が得られること、さらに民間保育所にあつて公立保育所にはないサービス、例えばバスの送迎や音楽教室等のオプションサービスが受けられるなど、児童や保護者にとってメリットは大きいと考えております。

保護者等の理解が得られ、しっかりと事業者選定を行いまして移管に伴うデメリットを最小限に抑えられるよう、この方針に基づいて慎重かつ的確に事業を進めてまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ただいま市長の力強い答弁をいただきました。公立保育所の民営に向



け情報発信と理解を求め、かつ児童課が中心となり、市が一丸となって公立保育所の民営に取り組んでいただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。

2つ目の質問は、弥富駅周辺のまちづくりについてです。

この3月議会には、関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について、弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結についての2つの議案が上程されております。これまで一般質問の場で自由通路事業に関する質問をさせていただきましたが、いまだに疑問点が数点ございますので、確認の意味を込めて質問させていただきます。

1つ目として、昨年の12月議会一般質問で、自由通路の利用者6,000人の内訳として、名鉄利用者2,800人、その他利用者、いわゆる自由通路のみの利用者300人を算出した方法について質問をいたしました。市より、現在手元に資料がありませんので、後日説明させていただくとの答弁でした。その後、市からの説明では、名鉄利用者の2,800人については、名鉄駅舎は北側地平駅となるため、駅南からアクセスする鉄道利用者が自由通路利用者となる。現在、弥富駅までの経路で東西踏切を経由する人の割合は全体の30.5%であるため、駅南側からのアクセスする利用者は逆に69.5%であることが想定されとの説明がありました。

要するに、名鉄利用者4,000人のうち、名鉄の線路より南側から北側地平駅を利用する割合が69.5%で、4,000人掛ける69.5%で2,800人ということが分かります。市は現在、弥富駅までの経路で東西踏切を経由する人の割合が30.5%を根拠に北側地平駅の利用者数を説明されていますが、この30.5%はどういった調査を基に、どのように算出されたのでしょうか、具体的に説明を求めます。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 北側の地域から駅東西の踏切を利用して駅南側にアクセスする人の割合につきましては、弥富市総合交通戦略策定時におきまして、J R 弥富駅前にて駅利用者への聞き取り調査の結果により算出しております。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） ただいまの答弁ですと、東西の踏切を通行する歩行者等の安全確保を説明する根拠には少し乏しいのではないかと理解します。いずれにしても、多くの市民に自由通路事業を理解していただくためには、根拠となる数値を明確にお示ししていただき理解を求めるべきではないでしょうか。

続きまして、令和2年12月議会の一般質問で、自由通路のみの利用者数について質問したところ、市はなかなか推定することが難しいと答弁されました。また、昨年6月議会の行財政委員会でも、自由通路のみの利用者数の把握について検討していない旨の答弁がございま

した。しかし、昨年の9月議会一般質問では、自由通路のみの利用者300人と答弁がありました。次の12月議会一般質問では、この300人の算出根拠についてお尋ねしたところ、明確な答弁がありませんでした。その後、市からその他利用者300人、いわゆる自由通路のみの利用者についての説明がありました。その内容といたしましては、近隣の参考事例となる近鉄弥富駅の1日の通行利用者362人を基にして推計すると、周辺の踏切数が増えることや、駅舎との踏切距離が遠くなるため、少なくとも300人以上の通行が発生すると想定できるとの説明でした。

しかし、この説明では、根拠としては不十分ではないでしょうか。なぜならば、近鉄弥富駅の通路と今回の自由通路では、それぞれの駅周辺の環境や交通状況、利用状況など大きく異なるため、近鉄弥富駅の通路と今回の自由通路を比較するには相関関係があるとは考えにくいからであります。そのため、近鉄弥富駅の通路利用者数362人から自由通路利用者数の300人を導き出す手法は客観性や具体性に欠けるもので、根拠としては少々無理があるのではないのでしょうか。

また、市が試算した自由通路のみの利用者300人が、市が言われるJRと名鉄により分断されている南北地区の連携強化の説明の根拠としては、市民に理解が得られる内容でしょうか。

この2点について、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） まず初めに、この自由通路の整備目的は、自由通路みの利用者を対象にしたものではございません。

自由通路のみを利用する300人の算出方法といたしましては、先ほど議員の御発言のとおり、近鉄弥富駅自由通路の利用者数から市が推計したものでございますが、300人という数字を根拠に事業を進めるものではございません。

南北地区の連携強化のほかに、12月議会の一般質問で三浦議員へ答弁させていただいておりますとおり、自由通路と北口駅前広場及び駐輪場を整備することにより、駅北側のJRと近鉄利用者が自由通路を利用できるようになり、かつ北側の名鉄利用者が直接地平駅を利用することができるようになることから、歩行者、自転車、送迎車両の東西踏切の利用者数は減少し、踏切道の安全を確保することも大きな事業の目的でございますので、決して300人のためではなく、駅利用者を含めた自由通路利用者全てを対象に事業を進めております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほど部長の答弁で、300人を対象に、この事業を進めているわけではないということでもありますけれども、もともとの根本は、東西踏切の踏切道の拡幅は難し

い、そういったことから、交通の安全を確保するために自由通路という代替案ということで出てきていると思います。ですので、やはり300人というのは大事な数字だと思います。

もともとのこの自由通路というのは、鉄道を利用する人の便宜を図るわけではなくて、市の税金を投入するということは、東西の分断の解消、東西踏切の危険を回避するため、そういったことが主の事業でございますので、当然、鉄道事業者を助けるための事業ではありませんので、そういった感覚でこの事業を考えていただくべきかなあと私は思っております。

続きまして、先ほどの答弁の続きで、3番目の質問は時間の都合上割愛させていただいて、4番目の質問に移ります。

次に、令和2年12月議会の一般質問で、46億円の総事業費の財源の内訳についての質問に、市は財源内訳として、まだ事業採択には至っていない段階であるが、社会資本整備総合交付金17億2,450万円、公共事業債は17億9,750万円、公共用地先行取得事業債1億7,550万円、一般単独事業債4億6,410万円を見込んでいる。また、鉄道事業者負担金は、自由通路の整備及び管理に関する要綱に定められた費用負担ルールに基づき算出した額により、協議の上、費用負担をしてもらい、J R・名鉄合わせて1億548万円の予定と。市の負担は3億5,742万円と詳細に説明していただきました。

また、昨年8月に開催されました十四山地区での区長・区長補助員意見交換会の中でも、区長さんたちに対して財源内訳等の説明がなされております。

しかしながら、昨年の12月議会の私の一般質問では、いつ市民に広報「やとみ」で事業費46億円の財源内訳や事業者ごとの事業費内訳を公表するのでしょうかの質問に、市は事業採択前のため、広報「やとみ」への公表は考えていないとも答弁されております。

市の答弁には一貫性がないと感じられます。なぜ広報「やとみ」を通して広く市民に公表できないのでしょうか。その理由について、市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） J R・名鉄自由通路及び橋上駅舎化事業並びに弥富駅北口駅前広場等整備事業の財源内訳等につきましては、その説明時点における概算金額であり、今後、金額の増減が生じることを申し添えてお伝えしているところでございます。

社会資本整備総合交付金の金額につきましては市が試算した要望額であり、事業採択前であることなど未確定要素が多く、現時点で広報「やとみ」での公表は考えておりません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 今の部長の答弁で未確定要素が多いというようなことですが、先ほども佐藤議員が質問していましたように、市の試算というような条件をつけて広報に載せて、市の概略、市の考えている事業費等を市民に公表して市民の理解を求める。きちんとした数字じゃなくても、こういった40億円、46億円と使う、こんな事業を市が進めていると

いうことは、やはり市民の方に知っていただいて理解していただくということが大事ではないでしょうか。

再度、条件をつけて広報に載せられるお考えは、部長、ございませんでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 先ほど御答弁したとおりでございます。現時点ではまだ公表する考えはございません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） このまま続けても平行線になってしまいますので再質問は控えさせていただきますけれども、自由通路事業は、新庁舎建設事業の工事費53億円に次ぐ大規模事業であります。市民に対して説明責任を果たす必要があり、広報「やとみ」などを通じて事業費46億円という財源内訳等を市民に説明し、市民の理解が得られた後に、先ほど申しました2つの工事協定の締結を行うべきではないかと私は考えております。

続いて、5番は時間の都合上、割愛をさせていただきます。

次に、昨年9月議会一般質問で、市はJR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業を含む駅前整備やまちの活性化を望む声が多く寄せられていますと答弁されております。次の12月議会一般質問で、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業を含む駅前整備やまちの活性化を望む声が多く寄せられたという根拠について質問をさせていただいたところ、市の答弁では、これまで実施したまちづくりに関するアンケートの自由意見欄に、自由通路を含む弥富駅周辺のまちづくりに関する要望が100件以上寄せられているとの趣旨の答弁がございました。私は、市が根拠とされた総合計画と都市計画マスタープラン、総合戦略の3つのアンケートの自由記載欄に書かれた内容を分析いたしました。

その結果として、駅周辺のまちづくりに関する自由意見は135件ほどございました。その135件の自由意見を3つのカテゴリーに振り分けることができます。1つ目は弥富駅の東西踏切道の拡幅の意見が20件、2つ目は駅周辺の道路が狭いということで拡幅をしてほしいという意見が29件、3つ目は駅周辺の再開発や駅周辺の活性化を望む意見が86件ございました。自由通路の整備に関する意見は、カテゴリーの1つ目、弥富駅の東西踏切道の拡幅の20件の中に14件入っております。

市は、総合計画のアンケート3,000人、都市計画マスタープランに3,000人、総合戦略のアンケートに2,000人、合計8,000人の方にアンケート調査を送られております。市は、自由通路に対する市民の意見として、この3つのアンケート対象者8,000人に対する14人の意見をもって本当に多くの意見と言えるのでしょうか、市長の認識を伺います。

また、これまで自由通路事業に対する市から市民への情報提供及び説明が不足しており、市が市民の意見や意向を十分に吸い上げているとは考えられにくいです。市長、ここは民意

を聞くため、ぜひ住民投票を行われてはいかかでしょうか。あわせてお尋ねいたします。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 昨年12月議会の一般質問で議員に御答弁しましたとおり、これまでのアンケート調査における駅周辺整備を望む声は100件以上あると認識しております。また、昨年9月議会の一般質問でも議員に御答弁いたしましたが、この事業は市民ニーズだけで進めている事業ではなく、第2次弥富市総合計画の主要施策に掲げ、本市の積年の課題である鉄道で分断された南北地区の分断解消、駅東西踏切の歩行者・自転車の安全確保、高齢者・障がい者等の利便性を高めるバリアフリーに配慮した交通結節点の整備を目的として整備するものであり、市の方針として実施する事業でございますので、住民投票は考えておりません。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7番（横井克典君） 先ほど市長の答弁では、住民投票、市民の意向は聞かないというような御答弁でございました。昨年、一昨年前からでもそうですが、今議会でもそうです。市民の方から請願が出ております。今議会でも、1,500筆を超える賛同署名がついた請願が提出されております。それ以外の市民からでも、自由通路事業に理解を示していない方も数多く見られます。私も市民の方からお聞きするには、請願署名には書けない、市の関係している人間ですので書けないとか、なかなか難しいというようなことでの1,500人を超える方以上にまだまだ理解をされていない方が相当数見えると思います。そういった多くの市民の声を市または市長には尊重していただきまして、再度、踏みとどまって検討をしていただくよう要望させていただきます。

続きまして、先ほどのアンケートの結果の中で、29件の意見があった駅周辺の道路の拡幅や、86件の意見があった駅周辺の再開発や駅周辺の活性化の面的整備を求める意見を合計しますと115件あります。これら115件の市民の意見も、弥富駅の東西踏切の先ほどの拡幅、自由通路を含む20件の意見と同様に尊重すべきだと考えます。

また、都市計画マスタープランの主要方策では、弥富駅周辺の一体的なまちづくりの検討（駅前再開発）とも記載されております。私は以前より申し上げておりますけれども、駅周辺のまちづくりは点での整備ではなく、俯瞰的視点により面での整備を行うべきであると考えます。

具体的に言えば、この自由通路事業と駅周辺の狭い道路の解消を駅周辺の再開発事業に含めた一体的な計画として全体像を描いてから段階的に進めるべきではないかと考えております。今の市、市長が言われるつなぎつなぎの進め方では、パッチワークのような切り貼りのまちづくりになってしまいます。コンピューターのプログラムを作るときもそうなんですけれども、まずはやりたいこと、ゴールを見極め、全体の動きをフローチャートとして整理し

てからプログラムを書いていきます。そうしないと、木を見て森を見ずになってしまいます。永久ループにも入って行ってしまいます。全体像を描かない今の市の進め方は、本当に正しい手法なのでしょう。市長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） この自由通路整備事業に続きまして、現在、近鉄弥富駅とＪＲ・名鉄弥富駅との間の地区で、今週の火曜日にも勉強会を開催しましたが、面的整備として検討しております。弥富駅周辺地区まちづくりの中で、安全性・利便性の高い駅前空間の形成を段階的に推進していき、にぎわいと魅力あふれる弥富駅周辺まちづくりを実現してまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○７番（横井克典君） ぜひとも、今のＪＲ・名鉄弥富駅の南側の中六南地区、あの辺りも含めた駅前整備、駅周辺整備を含めて、この自由通路事業と一緒にやっていただくことが、市民に本当に喜ばれる、喜んでいただける事業かと考えます。

さて、視点を変えてお話をさせていただきたいと思います。

市の財政状況を見ますと、平成26年度から令和元年度までの決算は、6年連続して実質単年度収支の赤字が続きました。また、合併後の平成18年度から令和元年度までの14年間では、そのうち10年間も赤字になっておりました。令和2年度の決算は、実質単年度収支が黒字になり、令和3年度も黒字が見込まれると思っております。しかしながら、これは新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業の中止等の未執行額の増加や、基金残高が減少傾向にある公共施設整備基金、三ツ又池保全基金などに計画的に積立てが行えていないことなどが原因だと思えます。

さらに、市企業立地の促進に関する条例の廃止による奨励金支払額の大幅な減少など、積極的な行財政改革の成果による黒字ではなく、結果として黒字になったという印象は否めません。

そこで、私の試算では、令和2年度、仮に公共施設整備基金や減災基金、三ツ又池保全基金などに3億円を基金として積立てした場合を想定しますと、逆に実際の決算では黒字であったものが、私の試算、基金にお金をきちんと計画的に積んだ場合を想定しますと、約5,000万円の実質単年度収支が赤字になることが分かります。令和3年度決算に黒字の見込みが立ったとしても、これでは継続して黒字化したとは言い難い状況であります。

さらに、令和4年1月14日付、東海財務局による財政状況把握ヒアリング結果におきましては、令和2年度の債務償還能力が「やや注意」から、今後の見通としては「注意」に1ランク悪化しております。

このようなことから、今後の市の財政状況の中長期的に鑑みますと、まだまだ財政健全化は不安定要素が多い状況であります。いずれにしましても、しばらくの間は市の財政状況を

しっかり見極め、また多くの市民の声にも耳を傾けていただき、当該事業の延期や計画の見直しを行っていただくよう切に要望し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後 3 時45分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 3 時39分 休憩

午後 3 時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、平野議員。

○13番（平野広行君） 13番 平野広行、政新会でございます。

通告に従って質問いたします。

弥富市も今年で合併以来16年目を迎えることとなりました。時代も令和に入り、今後も持続して発展するまちづくりを目指し、令和元年からの10年間の計画的なまちづくりの指針として、安藤市長の下で第2次弥富市総合計画が策定され、市民公募により愛称を「私とみんなの未来計画」とし、本市の最上位計画として現在取り組んでおります。

策定の背景には、人口減少、少子高齢化、インフラの老朽化が上げられ、計画の特徴としては、市民の参画と行政との協働による市民主体を基本とし、市民目線を重視した分かりやすく弥富らしさを最大限に生かした明るい未来を築く計画となっております。

そこで、弥富市の未来計画について、第2期弥富市まち・ひと・しごと創生総合戦略において、交通ネットワーク機能の充実における重点戦略事業に掲げられているJR・名鉄弥富駅自由通路・橋上駅舎化事業とコミュニティバス運行事業について質問いたしますが、質問に入る前に、合併して16年を迎える弥富市について、安藤市長に伺います。

私は弥富市の一番南の地域で生まれ育ちました。市長は弥富市の一番北で生まれ育って、年齢も私より一回り若いということで、私から見た弥富市と、市長から見た弥富市では、多分違うと思います。

そこで、弥富市が誕生して16年を迎えますが、安藤市長から見て弥富市はどのように変貌したと見てみえるのか、まず弥富市の全体像について市長の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 平成18年4月1日、弥富町、十四山村の1町1村による弥富市の誕生以来、先人が培った歴史と文化を受け継ぎ、交通の要衝のまちとして、その特性を生かし、多くの活力ある産業に支えられながら、旧2町村の一体感を醸成し、発展を遂げてきたと感じております。

また、弥富市総合計画を柱に都市計画マスタープランなど各種計画の策定を経て、新たな防災拠点となる新庁舎の建設をはじめ、都市基盤整備や産業振興、地域福祉の向上などに誠心誠意努め、着実に成長を遂げてきていると認識しております。

今後の市政運営におきましても、施策方針でお示しをさせていただきましたとおり、健やかに暮らせる安全・安心なまちづくり、地域産業が元気で生き生きと働けるまちづくり、人が行き交い魅力とにぎわいあふれるまちづくりの3つの重要な視点をもって市民の皆様が安全・安心に暮らすことができる環境を整備するとともに、にぎわいあふれるまちの実現に向けて取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 市長は、弥富町と十四山村の一体感を醸成し、発展を遂げてきたと述べられましたが、私は醸成ではなく、地域において短期に大きく変貌したと思っております。平島地区においては、名古屋市に近い利便性を生かした住宅地の増加、栄南地区においては、名古屋港の一翼を担う鍋田埠頭、弥富埠頭の背後地として物流・産業を中心とした企業の進出、この2つの地域が大きな変貌を遂げたと思っております。

また、今後においては、早速ですが、来月から名古屋競馬が本市で開催されます。観光資源に乏しい弥富市にとっては、観光の拠点として願ってもない限りであり、市長の手腕によっては、すばらしいまちに大きく変貌する弥富市だと私は思っております。ただ、残念ながら競馬組合の加入に市長が消極的で、いまだ加入の意思を示していないということです。全国で15の地方競馬場がありますが、競馬場が所在する地方自治体で、競馬を運営する競馬組合に加入していないのは本市だけです。市長は施政方針において、競馬ファン以外の方にも本市に来ていただき楽しんでいただけるよう、愛知県競馬組合や名古屋競馬PFI株式会社と連携し、競馬開催日以外の土曜・日曜にイベントなどを開催し、にぎわいづくりを創出できるように取り組んでまいりますと述べられております。

名古屋競馬場の入り口の西側には、イベント広場、屋外ステージ、多目的広場も設置され、2,000台収容できる駐車場もあります。4月から商工観光課から独立して新しく観光課が設置されますが、これらに対応した組織再編かなと思っております。また、3月22日には名古屋競馬場の開場式が本市にて行われ、大村愛知県知事をはじめ、名古屋市、豊明市の首長さんもお見えになります。安藤市長の挨拶もありますね。私としては、その中で、弥富市も組合に加入させていただき、構成自治体の皆さんと一緒に名古屋競馬を盛り上げていきたいと思っておりますと、こういったような加入に向けて前向きな挨拶をお願いしたいと思っております。

また、つい先日ですが、弥富市にとって明るい話題が入ってきました。それは、安藤市長も以前、一宮西港道路推進協議会の会長を務められ、国への要望活動に御尽力していただい



た一宮西港道路であります。これ県内版に入っていますね。一宮西港道路については、一宮から弥富まで国が主体となって新規事業化に向けてスタートし、名古屋三河道路は弥富からポートアイランドを経由し、知多半島、そして岡崎まで約80キロを結ぶ構想が新聞で公表されました。これらの道路の結節点が弥富市であります。これにより弥富南部地区、特に鍋田干拓地はさらに大きく変貌するものと私は期待しております。

このように、今後ますます伸び代がある弥富市です。明治22年、町村制が制定されたときに、鯛浦、五明村をはじめ、平島新田、前ヶ須新田など、8つの村と新田が一つになり弥富村が誕生しました。このときに名づけられた弥富という名前の由来について、市長は御存じだと思いますが、当初、8つの村が一つになったということから、漢数字の「八」と「富」で「八富」としようとしたわけですが、ますます栄えるようにとの願いを込めて、「弥栄」の「弥」を「弥富」の「弥」として使ったと聞いております。南の地で栄えるようにという願いで名づけられた栄南も同じであります。

現在は、名前の由来どおりますます栄え、魅力あふれる弥富市になってきておりますので、安藤市長には自信を持って希望に満ちた市政運営に取り組んでいただき、新庁舎に続き本市の顔となる駅前を整備をし、弥富はよくなったなあと皆さんから言っていただけるような弥富の駅前づくりをしていただきたいと思います。

それでは、次の質問に入ります。

どの自治体でも、まちづくりを進める上で都市計画を定めないと、無秩序で利便性、安全性の低いまちになってしまいます。弥富市の場合、名古屋都市計画区域内に入っていますが、弥富駅周辺は名古屋都市計画区域マスタープランにおいてどのように位置づけをされているのか伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 名古屋都市計画区域マスタープランは、弥富市都市計画マスタープランの上位計画にあるものであり、弥富市都市計画マスタープランは、名古屋市都市計画区域マスタープランに即して策定されております。

本市は、名古屋都市計画区域マスタープランにおいて、都市拠点及び広域交流・物流拠点を担っておりますが、弥富駅周辺は津島駅、新瀬戸駅周辺と並び商業・業務・医療・福祉などの都市拠点が集積し、暮らしやすい町なかを形成する都市拠点に位置づけをされております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 都市拠点として位置づけはされておると。また、リニアインパクト、これを見据えた都市計画を進めるということもお聞きしておりますので、本市もそれに乗り遅れないようにまちづくりを進めていっていただきたいと思います。

じゃあ次の質問に入ります。

第2次総合計画策定に当たり、市民アンケート調査を行いました。その結果、不満足な点においては、コミュニティバス交通網の整備、駅や市役所周辺の整備、観光の振興が挙げられております。また、今後の重要な取組としては、災害対策、防犯対策、駅や市役所周辺の整備、公共交通機関の便利さが上げられております。

第1次弥富市総合計画においては、服部市長の下で重要な取組の1番に取り上げられた災害対策の中で、防災の司令塔である新庁舎の建設をはじめ、津波・高潮から命を守る高台への避難場所の整備を、公共施設を利用し、全ての学区で行いました。

その後、令和の時代のまちづくりを進める第2次総合計画において、安藤市長は重要な取組の2番目に上げられた駅や市役所周辺の整備の要望に応えるべく、コンパクトなまちづくりの推進と同時に、市街地の計画的整備を目指す弥富駅周辺のまちづくりを最優先課題として取り上げ、その一環としてJR・名鉄弥富駅自由通路事業に現在全力で取り組んでまいります。

弥富市の将来を明るく快適で住みやすいまちにしようというまちづくりの思いは全議員同じであります。目的は同じですが、ゴールに向かうルートを選択に違いがあり、なかなか全員一致で進むことはできません。私も今日まで市側の説明、質問に対する答弁にて、事業の目的、事業計画について一定の理解はしてきましたが、工事協定前の最後の一般質問になりますので、改めてこの事業の目的、事業計画をいま一度しっかりと正しく理解して、工事協定議案の採決に臨みたいと思います。

本日も様々な質問がありました。過去における質問と重複する点があると思いますが、確認の意味を込めて質問していきますので、市民の皆様に分かりやすく正しくしっかりと理解していただけるよう答弁していただきたいと思います。

まず最初に、市長の目指す駅前整備、コンパクトなまちづくりの取組の中において、自由通路事業の位置づけについて市長はどのような考えか、市民に分かりやすく説明していただきたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本市では、人口減少や高齢化社会が進行する中、持続可能なまちづくりを推進するため、コンパクト・プラス・ネットワークの考え方を基に、都市の機能が集約された利便性の高いまちを目指すため、令和2年3月に弥富市立地適正化計画を策定しております。

その実現化方策において、公共交通ネットワークの充実のための具体的な事業として、弥富駅自由通路等整備事業を位置づけており、弥富駅南北それぞれに分布する生活サービス機能を効率的に利用できるようにするとともに、誰もが安全で安心して利用できる駅周辺空間

とするため、分断要素となっている鉄道の駅部における自由通路等の整備を実施し、引き続き弥富駅周辺のまちづくりに取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 都市機能が集約された利便性の高いまちを目指すため、その実現化の方策において、具体的な事業として、この自由通路事業を位置づけているということですね。

それでは、次に令和2年の12月議会、令和3年3月議会、6月議会において、市民の方から市議会に対して請願が出されました。請願を出された方は、駅前整備及び発展性のあるまちづくりについては賛成であるが、これらの事業に含まれる自由通路事業においては、事業主体に伴う財政負担、費用対効果、踏切改良事業の事業の優先等の理由により、自由通路事業の延期、中止を求めるものであり、結論としては両者とも事業に反対するものであると私は理解しております。

自由通路事業についての質問に対する市側の答弁に対して、一部議員からは見解の相違があり、疑問点が投げかけられております。

また、先月行われました弥富市バリアフリー基本構想の案に関するパブリックコメントの実施計画においても御意見をいただいておりますが、その主な疑問点として、まず1つ目が、事業主体は弥富市ではなく鉄道事業者ではないのか。2つ目が、駅前整備事業の進め方の優先順位は、踏切の改良、近鉄弥富駅北側の中央駅前広場の整備が先ではないのか。3点目が、予算の使い方として、老朽化した公共施設等の整備、道路整備等、身近な事業から進めるべきではないのか。この3点ではないかなと私は思っておりますので、主にこの3点に対して確認の意味で市側の考えを伺います。

まず1点目、事業主体は鉄道事業者ではなく弥富市であるため、事業費に対して市の財政負担が非常に大きい。自由通路の通行者の内訳として、JR利用者は2,900人、名鉄利用者は2,800人、鉄道を利用しない一般通行者は300人を想定しており、自由通路の利用者はほとんどが鉄道利用者であるため、事業主体は鉄道事業者であると思う。なぜ弥富市が事業主体にならなければならないかという一番基本的な疑問ですね。これに対する説明をお願いいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） この自由通路が停車場内に設置されるという特殊性があることから、自由通路の位置づけ、整備と維持管理に関する費用負担のルールを明確にするための自由通路の整備及び管理に関する要綱が定められております。

要綱第3条では、自由通路の持つ性格により、都市基盤整備事業者が市街地分断の解消や踏切対策等まちづくりの一環として整備する自由通路は(1)道路の場合とされており、基盤

整備事業者が整備、管理する自由通路で道路にできない自由通路は(2)通路等とされており  
ます。また、鉄道事業者が鉄道、あるいは駅の整備の一環として整備、管理する場合を(3)  
鉄道事業者の施設の場合としております。

本市の計画しております自由通路は、要綱上、まさに市街地分断の解消や踏切対策等のま  
ちづくりの一環として整備するものであるため、要綱(1)道路の場合に区分され、事業主体  
は都市基盤整備事業者、つまり弥富市となります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 自由通路の整備に関しては、その事業主体、費用負担においては国  
において定められた自由通路の整備及び管理に関する要綱に基づいて事業を進めると。その  
中で事業主体については、市街地分断の解消や踏切対策等のまちづくりの一環として整備、  
管理する自由通路についての事業主体は都市基盤整備事業者、つまり地方自治体である弥富  
市ですね。鉄道、あるいは駅の整備の一環として整備、管理する自由通路についての整備事  
業主体は鉄道事業者であると規定されていると。自由通路の利用者の数によって定められて  
いるものではないと、こういうことだと思います。ここが一番肝腎なところで、事業主体は  
自由通路の利用者数で決めるものではなく、事業の目的によって決まるんだということを確認  
しておきます。

鉄道事業者が鉄道、あるいは駅の整備の一環として整備、管理するための自由通路整備事  
業であれば、当然のことではありますが事業主体は鉄道事業者になります。しかし、今回の自  
由通路事業については、弥富市が市街地分断の解消、踏切の安全対策、そして高齢者や障が  
い者などの利便性を高めるために駅周辺エリアを一体的にバリアフリー化することを目的と  
して行うものであり、単に駅のバリアフリー化を目的にはしていないから、事業主体は弥富  
市になると、こういうことで理解をしておきます。

一般的に駅の利用者数が多い大きな都市の駅であれば、鉄道事業者が駅の整備の一環とし  
て自由通路事業を行います。人口の少ない市町村では鉄道事業者は行っていないのが現実  
であります。企業は営利目的であり、自治体は住民の安全対策、生活向上が目的であり、お  
互いに目的が違いますから、自由通路事業への取り組み方が違うということだと思います。

それでは、次の質問に入ります。

弥富駅前の整備事業には賛成であるが、自由通路事業を先行するのではなく、東西踏切の  
改良事業を優先すべきではないかという意見があります。そして、令和3年4月1日より施  
行された改正踏切道改良促進法において、全国93か所の危険な踏切に弥富駅西側2か所と東  
側1か所の3か所が指定され、踏切道対策が検討、実施されることになりました。

この改正踏切道改良促進法とJR・名鉄弥富駅自由通路事業の関係について、また事業の  
優先度との関係についてどう考えてみえるのか、説明を求めます。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） J R・名鉄弥富駅の東西の3つの踏切につきましては、将来的に踏切道の拡幅を実現させるため、鉄道事業者と協議を重ねた結果、令和3年4月の踏切道改良促進法の改正に合わせて、国土交通省から改良すべき踏切道の指定を受けました。

踏切道拡幅のためには、その前後の歩道設置等の整備が必要であることや、車道の拡幅が必要な場合には踏切の統廃合を求められる場合があります、J R・名鉄弥富駅の周辺において、それを解決するには面的整備を行う必要があることから、事業実施には長い時間と多くの事業費を要することが想定されます。

また、踏切対策の例といたしましては、連続立体交差や踏切道拡幅、自由通路整備などがございます。そのような中で、効果が早期に発現できる自由通路整備と併せて弥富駅北口駅前広場を整備し、駅東西の踏切の歩行者や自転車、自動車の横断交通量を減らすことで、安全性を確保してまいります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 西側踏切の改良については、過去に何度となく検討されてきましたが、踏切前後の南北方向の道路拡幅のめどが立たないことにより事業化ができませんでした。踏切前後の道路拡幅のめどが立たない中で、踏切の安全対策を早期に実現しなければならない。その方法として、改正踏切道改良促進法において自由通路事業を選択し、令和9年度には自由通路事業を完成させ、東西踏切の交通量を減らすことによって踏切の安全対策を行うものであると理解しておりますが、午前中の板倉議員からの質問にありました近鉄佐古木駅東側踏切、その北にあるJ R関西本線踏切のように、踏切道に歩道部分を新たに設置し、歩道と車道を分離して踏切通行の安全性を向上できないかとの意見もありますが、この点についてはどのように考えてみえるのか、再度伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 愛知県に確認しましたところ、近鉄佐古木駅東側の踏切の歩道設置は平成3年頃に行われております。既にそのときには踏切に接続する県道の歩道設置事業が事業化されており、一部工事も完了していたとのことです。当該踏切の歩道設置は、踏切単体で設置されたものではなく、踏切に接続しております県道の歩道整備事業に併せて行われたものと考えております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 自由通路事業には、駅北側の北口広場の整備も含まれております。

駅北側に名鉄の改札口を設けることによって、駅北側から名鉄を利用される1,200名の方は、名鉄の北側地平駅から階段を利用せずに名鉄を利用することができます。

また、鉄道の北側にお住まいの方がJ Rを利用される場合は、自由通路を利用して東西の

踏切を通らずにＪＲを利用することができるようになり、踏切の通行量を大きく減少することができて踏切の安全対策を向上させることができると、こういう説明で理解をしておきますが、駅前整備という最終ゴールに向かって事業の優先をどう考えていくのか。踏切の早期安全対策との関連をどう考えて進めていくのか。考え方の違いがあり、溝は埋まらないと思います。

先ほどの午前中の佐藤仁志議員、それから横井議員からも、住民投票を行うべきではないかというような質問もありましたが、市長からはしないと、住民投票は行わないという答弁です。私は、自分の考えに基づき民意を問うのであれば、11月に市長選が行われます。この市長選に立候補して民意を問うしかないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。市長の決断に対して、我々議員は市民の代表として市民の意見を十分伺い、検討し、自分の考えにて提出議案に対して表決すべきものであると私は思っております。

それでは、次の質問に入ります。

事業に対する資金計画については、議会に対して令和２年７月に説明が行われ、事業費の内訳として、自由通路及びＪＲ駅舎事業費は約29億円、名鉄駅舎事業費が約11億円、駅前広場事業費が約６億円、総額46億円でありました。これに対する財源としては、国からの交付金が、未定ですけど約17億円を見込み、ＪＲ・名鉄の鉄道事業者負担は約１億1,000万円で、市の負担が約28億円と想定しておりますが、これは国の交付金によって多少前後します。

この事業に当たり、鉄道事業者の負担があまりにも少ない、こういう御意見がありますが、鉄道事業者の費用負担はどのようにして決めているのか、この点について説明を求めます。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 鉄道事業者との費用負担につきましては、自由通路の整備及び管理に関する要綱第５条及び公共補償基準要綱に基づき、鉄道事業者には駅舎建て替え相当額、つまり仮想により地平部に駅舎等を再整備する場合に要する費用から残存価値を引いた額及び鉄道事業者が本来負担すべきバリアフリー施設の整備費用を負担していただき、それ以外は市が負担することとなります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○１３番（平野広行君） 工事費の事業費の費用負担については、自由通路の整備及び管理に関する要綱と公共補償基準要綱に基づいて算出されると。これは全国どこでも同じであるということですが、参考までに、昨年、ＪＲ蟹江駅の自由通路・橋上駅舎化事業が完成をしておりますＪＲ蟹江駅と比較して、鉄道事業者の負担割合はどうか伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） ＪＲ蟹江駅の自由通路整備費用の負担割合につきまして、公表されているおります数値で申し上げますと、全体事業費が約26億3,000万円のうち、鉄道事業

者の負担は約5,000万円でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 本市の場合は、JRと名鉄2社で費用負担が約1億1,000万円、蟹江の場合はJR1社で費用負担が5,000万円ということで、鉄道事業者の負担は本市と変わらないということですね。

それと、もう一点確認ですが、令和2年7月に行われた議会への資金計画の説明において、概算の総事業費は46億2,000万円との説明でした。このたび鉄道事業者との工事協定を締結するに当たり、協定の額及び覚書の額が決まりましたが、概算の総事業費は変わっていないということよろしいですか、確認をしておきます。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 総事業費につきましては、概算約46億7,000万円と想定しております。ただし、この総事業費につきましては、令和4年度に行います詳細設計、また北口駅前広場や駐輪場を計画していく上で増減があるものでございます。以上です。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 続いて、費用対効果が期待できない自由通路事業よりも、市内における身近な道路、排水路、安全対策等の事業を優先すべきであるとして、この事業自体の効果を疑問視する意見がありますが、この自由通路事業の有益性を判断するとき、政策評価の手法において事業の有益性を数値化して判断する費用便益分析、通称B/Cというものですが、これがあり、その数値が1以上であれば、その事業の有益性が示されるわけですが、その数値について説明を求めます。

○議長（大原 功君） 安藤市長、平野君が納得いくような説明をしたってください。

○市長（安藤正明君） 費用便益分析につきましては、JR・名鉄弥富駅における自由通路事業、橋上駅舎化事業、駅前広場整備事業の事業費を対象にして、交通結節点機能の向上について、地域特性及び市民意向を踏まえて効果検証ができる仮想的市場評価法を採用し、まちづくり交付金評価の手引きの算出方法により行いました。

この方法により費用便益の分析を行った結果、指標となるB/Cは約1.7となっております。この費用便益の指標となるB/Cとは、便益（ベネフィット）と費用（コスト）になるわけでございますが、その比を考えるものであり、この数値が1.0を上回れば、議員もお示しのとおり、事業は有効なものであると判断できます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 説明によりますと、費用便益（B/C）は1.7であると。だから、1以上であるから十分効果が期待でき、自由通路事業の有益性はあると考えていると、こういう説明ですね。

それでは、次の５番目の質問に入ります。

５番目の質問については、実質単年度収支の黒字化が２年連続するまで自由通路事業の延期を求める請願が出ていましたので、今日、質問通告をしておりましたが、今議会の補正予算において財政調整基金への積み増しが示され、実質単年度収支の２年連続の黒字化がほぼ確実になりましたので、取り下げて次の６番の質問に入ります。

平成22年、弥富駅周辺整備基本構想を策定し、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業を進める予定でありましたが、庁舎建設を優先したため、平成24年、事業の一時凍結をしました。約10年経過した今、事業に向けて再スタートするわけですが、市長は今回、最後のチャンスと捉えて、この自由通路事業を遂行していく覚悟なのか、市長の決意を伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路整備及び橋上駅舎化事業につきましては、平成28年度の施政方針で表明し、それ以降、毎年、当事業に係る予算を議会に上程し、お認めをいただきながら進めてまいりました。また、第２次弥富市総合計画において、当事業を重点施策として位置づけ、事業を推進してまいりました。この自由通路と併せて、弥富駅北口駅前広場を整備することにより、駅利用者を含めた歩行者、自転車、送迎車両等の駅東西の踏切利用者が減少し、踏切道の安全が確保されることにつながるとともに、バリアフリーに配慮した交通結節点を整備することにより、誰もが自由に安全・安心して鉄道により分断された南北地区を行き来することが可能になります。

そして、このＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業を起爆剤として弥富駅周辺のまちづくりに取り組むことにより、少子高齢化社会に対応した歩いて暮らせる利便性の高いまちとして、人が行き交い交流するにぎわいあふれる空間を形成していくことが、これからの行政の責務であると考えておりますので、本事業を最後のチャンスとして推進してまいります。

この自由通路整備事業につきましては、平成26年度から鉄道事業者との協議を幾度となく重ね、昨年３月には覚書を締結し、長い年月をかけた鉄道事業者２社との協議が整った今、本会議において工事協定等に係る議案をお認めいただき、未来の弥富市のために事業を進めてまいります。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○１３番（平野広行君） 弥富駅前整備については、昭和の時代から何度となく検討されてきましたが、実行できなかった事業であります。自由通路事業を含む駅前整備事業は、先ほど来質問してきましたが、市民アンケート調査に基づき策定された第２次弥富市総合計画にも最重要施策として位置づけられ、また議会においても議決され進めてきた事業であります。



弥富市立地適正化計画、弥富市総合交通戦略、バリアフリー基本構想に基づき、駅前整備を進める上での一丁目一番地として進める事業であります。令和9年度には第2次弥富市総合計画に掲げる自由通路事業が完了します。次の10年のまちづくりの指針となる第3次弥富市総合計画策定時には、駅前整備事業と踏切道改良を重点施策として計画し、実現に向けて取り組んでいくことだと思っております。

駅前整備については、南北それぞれの改札口に合わせて車をスムーズに流すロータリーを整備し、送迎車両の混雑をなくすこと。現在は近鉄の南口ロータリーしか整備されておりましたが、このたび名鉄の北口ロータリーが整備されます。さらに、近鉄とJR・名鉄に囲まれた駅前中央広場のロータリーを整備することによって、歩行者の安全とバリアフリー化、そして車両の円滑走行ができる駅前整備を進めていかなければならないと思っております。

どんな事業でも、賛成・反対の意見があります。市民の代表である我々議員は、市の進める事業の議案に対しての議決権があり、責任は重いものがあります。ですから、議会においてしっかりと議論して表決しなければなりません。この議会で提案されております自由通路事業の工事協定議案に対して、私は今日の一般質問、その後に開催がされます行財政委員会における議論を経て、最終日の本会議にて表決させていただくことを申し上げ、次の質問に入ります。

次に、市民の不満足度が一番高いコミュニティバス事業について伺います。

福祉バスに代わって、平成24年6月から市内を北部・東部・南部の3ルートに分けたコミュニティバス、通称「きんちゃんバス」の運行がスタートして今年で10年を迎えることになりました。当初からたくさんの問題を乗せたままスタートしたきんちゃんバスの問題点の改善に向けて、平成元年8月に岡山県玉野市に議会と市が一緒になって視察も行い、抜本的な運行改善の取組をスタートし、地域公共交通を考えるワークショップ形式の意見交換会が、それぞれのルートにおいて第1回目が令和元年11月、2回目が令和2年1月に開催され、これらを基に令和3年3月に弥富市地域公共交通計画が策定され、コミュニティバス事業推進の基本方針及びそれに基づく目標について定められ、今日に至っております。

今日は、この点について質問させていただきますが、コミュニティバスについては、明日の一般質問で同じ会派、政新会の高橋議員からも質問がされますので、私のほうからは通告してあります1番と2番の質問については取り下げ、3、4、5番について質問いたします。

まず、3番目の質問ですが、弥富市地域公共交通計画における計画期間は令和3年度から令和7年度までの5年間となっており、この間の利用者数の増加を全ルートにおいて令和2年度8万5,000人から令和7年度には10万人の利用を目標としております。北部ルートにおいては1万人、東部ルートにおいては5,000人の増加を見込んでいますが、南部ルートにおいては現状維持のままで増加の目標を掲げていません。これは、南部ルートにおいては、運

行形態を改善しても利用者は増えないと考えてみえるのか、その点について説明を求めます。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 計画の中の目標数値は、運行形態の変更を考慮したものでなく、あくまでもバス利用者数に限定して目標設定をさせていただいたものであります。北部・東部の2ルートは増加傾向でございますが、南部ルートは平成28年度をピークに減少傾向となっており、また意見交換会などにおきましても、乗車時間が長く、運行便数が少ないという意見が出ておりましたので、南部ルートから再編を着手し、利用者確保に向けた施策を行うこととさせていただきました。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 計画の中の目標数値はバス利用者数に限定して目標設定をしたものであり、運行形態の変更を考慮したものではないと。意見交換会において利用者数の増加対策として南部ルートの再編から検討する必要性を認識したと、そういうことですが、それではこのルート再編について伺います。

まずは、利用者数が伸びない南部ルートから交通網の再編に取りかかるということで、昨年11月20日に第2回の住民意見交換会が行われましたが、直行便の社会実験運行の評価、第2期、第3期運行の概要、南部ルート再編の方向性について話合いがされたと思いますが、どのような意見が出たのか、南部ルート再編の方向性は示されたのか、伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 住民意見交換会において、本市の公共交通網再編案として、朝夕の時間帯は通勤・通学需要に対応するバスを運行し、日中の時間帯は高齢者を中心とした買物や通院等への需要に対応するためデマンド型乗合タクシーを取り入れた効率的な運行を行っていくこととした案などを提示させていただき、参加者から様々な意見をいただきました。

急行バスの社会実験運行につきましては、運行便数を増やしてほしい、夜は22時30分ぐらいまで運行してほしい、周知が広がれば利用者が増えると思う、東末広地区の住民は飛島バスを利用しているなどの意見がございました。

南部地域公共交通網再編につきましては、近鉄蟹江駅へ行くバスを復活してほしい、飛島バスと連携してほしい、基幹路線運行は行うべきである、デマンド運行の導入に賛成、路線型運行を全てやめてデマンド運行だけにしてはどうかとの御意見がございました。

再編の方向としましては、第2期社会実験運行を令和4年4月から行い、その評価を行った後、令和5年度にデマンド運行の社会実験ができるよう地域へ丁寧の説明させていただき、多くの方に社会実験に参加していただけるよう準備を進めていく予定でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 今のいろんな御意見を伺いますと、デマンドを考えてみえるようですが、デマンドにもいろいろな方式がありますが、それではどのような形でのデマンドを考えてみえるのか、伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 南部ルートの再編の1つとして考えるデマンド型乗合タクシーの社会実験の形としては、車両の台数や車種など、具体的なものはまだ決まっておりません。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） まだ決まっていないということですが、デマンドにすれば、全て解決するというものではありません。全国における事例を見ても、なかなかうまくいっているところは少ない。しかし、地域の足としてはなくてはならないものなんです。成功させるためには、一にも二にも地域住民との意見交換会を絶えず行うことだと思います。

それでは次に、南部ルートにおいては、第1期、第2期、第3期と社会実験運行を行っていただくわけですが、費用面についてはそれぞれどの程度かかっているのか、伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 本年度に実施した第1期社会実験運行予算は、7か月間の運行で約1,000万円、令和4年度に行う第2期社会実験運行予算は、5か月間の運行で約800万円の予算となっております。

デマンド交通の予算につきましては、導入している自治体等からの情報を基にした参考見積りでは、10人乗りタイプの車両1台で運行した場合でおおむね1,500万円程度となっております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 私も会場で意見交換会の現場を見させていただきましたが、参加されてみえる方ほとんどの方が、きんちゃんバスに乗ったことがないという人ばかりでした。

昔から、人には沿うてみろ、馬には乗ってみろと言われております。まずは地域の方に一度乗っていただくこと、まずはここからスタートをしなければなりません。

そこで、一度も乗ったことがない方に乗ってもらうにはどのような考えをお持ちか、伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 春からの高校通学の事前体験で使っていただくために、弥富中学校3年生に追加で無料体験乗車券を配付させていただきました。

また、他市町で取り組んでいる小学生に対する乗車体験を行い、早い段階から公共交通を知ってもらい体験できる取組を行っていかねばと考えております。

高齢者の方の利用につきましては、議員が実践していただきましたが、福寿会へきんちゃんバスを利用した市役所見学を兼ねた出前講座などを企画していただくよう御提案させていただきたいと考えております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） アンケート調査の結果を見ますと、南部地区は北部、東部ルートに比べて、高齢者の方の利用率が低いことが分かりました。いろいろ理由があると思いますが、一度も乗ったことがないと、これでは話になりませんので、一度みんなで一緒に乗ってみようということで、私、加入している西末広の福寿会の皆さんに声をかけて、庁舎見学も兼ねてきんちゃんバスを利用しました。

皆さんの感想としては、市役所まで40分かかり長いなあという御意見でした。午前10時41分、西末広初の乗車で、私たちのほかには栄南学区から乗車される方はありませんでしたが、これが大藤学区に入ると、稲元、鍋田支所、間崎公園辺りから乗車がありました。ここからだとも市役所まで乗車時間が20分ぐらいで長くは感じないかなと、こういうふうに思いました。

このように、南部ルートにおいて大藤学区と栄南学区では利用状況に違いがあり、この辺が検討課題だと思いました。その辺りを第3期の社会実験運行において、デマンド運行の最善策を見つけていただきたいと思います。全国においてそれぞれの地域に合ったデマンド運行が行われておりますが、満足しているところは少ないようですから、満足度を高めていく取組をお願いしておきます。

皆様がまず利用すること、そして住民の意見をお聞きする場を絶えず持って意見交換会を行い、よりよい運行を見いだすことしか方法はないと思います。それには市の担当課において根気よく地域との意見交換の場を設けることだと思います。今は福寿会だけでなく、様々な団体に声がけして、まずはきんちゃんバスに乗ろうということから進めていただきたいと思います。例えば小学校の社会勉強の課程において、きんちゃんバスに乗って庁舎、歴史民俗資料館等の見学を行うとか、いろいろ方策を考えていただきたいと思います。

それでは、最後になりますけど、コミュニティバスの今後の取組について市長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 今回、平野議員、また高橋議員から、このコミュニティバスについては御質問をいただいているところでございまして、特に南部ルートの再編につきまして、担当課長以上幹部職員、かなりの時間を使ってこのことについて議論してまいりました。質問の答えだけではなく今後のコミュニティバスの在り方について議論をした中で、なかなか決定的な答えが出ないというのが現状であるわけでございます。

今後の取組でございしますが、南部ルートの再編と並行しながら、令和4年度は東部ルート、

令和5年度は北部ルートの再編を順次計画しております。まずは効率的な運行ルートの検討やデマンド型乗合タクシーの導入など、運行方法の変更も念頭において再編を検討してまいりたいと考えております。

また、小学生から高校生の利用料金につきましては、負担軽減策を検討し、導入していく予定でございます。

南部ルートでは、市民ニーズ等も踏まえ、飛島バスとの連携を進め、飛島村への乗り入れや乗り継ぎ券の発行、弥富市内の乗り入れなど、利用者負担を減らすことにより、近鉄蟹江駅への需要にも対応できるよう、飛島村とも協議ができればと考えも考えております。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 地域 みんなで支えていくこと、本市のように集落が点在する地域の生活環境においてはなくてはならない交通手段であります。市長も1年に2回ぐらいは市民の皆さんと一緒に乗って、きんちゃんバスのPRを行っていただきたいなあと考えております。最近は金魚のPRの拡散のために各地に出かけられております。もちろんこのことも大事なことです。ワクチン接種会場へは何回か出かけられて、市民の皆さんに声がけをされておりました。同じように、まずは一番の問題点であるきんちゃんバスの利用者数の向上に向けて、空いた時間を利用して、ぜひきんちゃんバスに乗ってPRしてください。

市長、きんちゃんバスに乗ってPRすると、ここで約束していただけますか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議員からもお話しいただきました。積極的にきんちゃんバスに乗って、このきんちゃんバス、コミュニティバスのPRをしてまいりたいと思います。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） ぜひお願いいたします。ありがとうございます。

市長が先頭に立ってきんちゃんバスへ取り組む姿、これを見せなければ担当職員の士気も上がりません。どんな事業も市長のやる気を市民、職員に行動で示すことが一番大事であることを申し上げ、質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後4時45分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時39分 休憩

午後4時45分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここで、本日の会議の時間を議事の都合によりあらかじめ延長いたしますので、よろしくお願いをいたします。

次に、佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 15番 佐藤高清です。

長時間の一般質問でありますけれども、質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

これまで、この一般質問の場で、土地の有効利用ということで質問をさせていただいております。今回は農地の転用について中心に質問させていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして、弥富市内の土地の開発状況について伺います。

これは、農地の転用について、農振除外や農地転用の状況についてお答えをいただければと思っております。

初めに、農振除外や農地転用許可にどのような基準があり、その基準などはどのように地権者に周知されているか、お伺いをいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 農業振興地域の除外につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づき、弥富市農政推進協議会13名の委員が審議を行っております。

農振法では、除外するに当たり、ほかの農地や用排水施設などへの影響がないかなど5つの要件を定めており、その要件を全て満たしていることのほか、農地転用許可の見込みがあること、他法令の許可が必要な場合につきましては、その許可の見込みがある場合に限られております。

次に、農地転用許可につきましては、農地法に基づき、農地利用最適化推進委員7名を含めた弥富市農業委員会18名の委員が審議を行い、愛知県へ進達をしております。

また、農地転用の許可基準といたしまして、愛知県が定める農地転用許可基準がございます。農地は、農用地区域内農地、甲種農地、1種・2種・3種農地というように5種類に区分されており、その区分ごとに転用許可基準を定めております。この転用許可基準は、農地法第4条及び第5条の許可に係る審査基準といたしまして、愛知県のホームページに掲載をされております。以上です。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 今、農地を転用するのに、農振除外、農振法と、そして転用の許可ということで、農政審議会13名、また7名を含んだ農業委員が18名で、これを審議するということでありましたけれども、ここへ来て農地を持つ地権者が、この農振法、農地法を知らずにして転用に向かうという事例が多々あるわけであります。今、部長のほうから答弁がありましたけれども、愛知県が定める農地転用許可基準、また愛知県のホームページと、部長

の答弁では愛知県に委ねるというのが流れかなと思っておるわけでありますけれども、農地を転用するについて、県じゃなく市で判断できることができないかなというのが今回の私の質問であります。何回も言いますけれども、相続等によって農地を引き取ったんだけど、農振法とか農地法が分からないまま業者との取引に応じてしまうという問題が発生しているように思います。

それで、そういうことを踏まえて、次に許可の件数と面積についてお伺いをするわけでありますけれども、今から質問する3つの案件の過去5年間の許可件数及び面積について、お答えをいただきたい。

1つ目が、自動車等の保管場所、いわゆる中古車自動車置場に対する許可件数及び合計面積、過去5年に遡って。2つ目が、資材置場に対する許可件数及び合計面積。3つ目が、再資源物の処理・保管に対する許可件数及び合計面積の、この3つについて、過去5年間遡った件数、面積の報告をお願いします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 自動車の保管場所に関する許可件数と合計面積につきましては、平成28年度の許可件数が7件、合計面積が約1.1ヘクタール、平成29年度の許可件数が12件、合計面積が約2.2ヘクタール、平成30年度の許可件数が21件、合計面積が3.1ヘクタール、令和元年度の許可件数が9件、合計面積が約1.2ヘクタール、令和2年度の許可件数が24件、合計面積が約4.5ヘクタールとなっております。

次に、資材置場と再資源物の処理・保管件数につきましては、区分が困難であったため、両方合わせたもので御答弁をさせていただきます。

平成28年度の許可件数が21件、合計面積が0.8ヘクタール、平成29年度の許可件数が8件、合計面積が約0.7ヘクタール、平成30年度の許可件数が6件、合計面積が約0.4ヘクタール、令和元年度の許可件数が20件、合計面積が約2.4ヘクタール、令和2年度の許可件数が16件、合計面積が約2.2ヘクタールとなっております。

○議長（大原 功君） 佐藤高清算議員。

○15番（佐藤高清算君） ただいま部長のほうから、平成28年から令和2年度までの開発状況、数字を報告していただきました。この令和3年度におきましても、もう既に今3月ですから、直近1月頃までは面積はまとまっておると思うんですけども、分かっておれば令和3年度の数字を報告していただきたい。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 令和3年度につきましては、中古車自動車置場14件、約3.1ヘクタール、資材置場、再資源と一緒にございしますが、含めて15件、約1.6ヘクタールでございます。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 5年間遡ってみますと、確実に面積が増えてきております、中古車置場と、また資材置場と再資源物の処理の保管場所ということで。中古車置場においては、まとまった面積で開発が進んでおると。資材置場については、件数はあるけれども、小さな面積ではあるんだけど、面積が増えてきておると。これら2つを合わせると、この5年間で生産組合という地元の農地を管理する団体の作付面積が1つ失われておるような気がする。恐らく25ヘクタールぐらいが5年間で田んぼが埋まっちゃったと、そういう流れがあるわけであります。

これまで土地の利用ということで、財源確保ということでアクセルを踏んで促進しようとして、緩和に向けて頑張ってくださいということをおっしゃったんだけど、こういう面積がまとまってくると、そろそろ何らかの形でブレーキをかける必要があるんじゃないかと思って質問するわけであります。企業誘致であれば、きちっとそこに雇用が生まれるんだけど、この中古車置場とか資材置場というのは、恐らく一般雑種地の地目になるんじゃないかな。その辺のところはどうですか。宅地はないはずだけれども。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） ただいまの御質問、農地の転用後の地目がどうなるかということで、中古車置場とか資材置場については地目はほぼ雑種地ということでよろしいかと思えます。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 雑種地となると、転用が済んだら、その後はどういう方向に行くかということはそれぞれの問題であって、そこに宅地がないということは雇用も生まれていないし、企業誘致ということでは果たしてということになるわけであります。

そういった中で、ただいま御答弁いただきましたが、中古車置場、また資材置場等に関しても年々増加傾向にあることが分かったわけであります。この増加傾向は、今後も恐らく続くであろうと予測されますけれども、市の試算はどうですか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 私ども、今、議員おっしゃったとおり、恐らく今後も件数というのは増えて、面積も増えていくであろうと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） このように毎年多くの農地転用がなされている中で、開発許可後、いわゆる農地転用の許可に伴う諸問題、また許可後の諸問題のあるなしについてお伺いをいたします。

現在、市がそのような諸問題を認識または把握している事例があれば、報告をお願いいた



します。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 本市が把握している事例といたしましては、農振除外に際し、地域への説明や地域の同意を得る前に、土地所有者が事業主と土地売買契約、または賃貸契約を結んでしまい、結果、地域の同意が得られず、農振除外の申請手続が進まないというケースや、農地転用許可後、しばらくしてから事業内容は変更となり、地域とのトラブルが発生したというケースがあることを把握しております。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 転用後に諸問題が起きておるということでありますけれども、それでは、それらの事例に対して市はどのような対応を取られたのか、またこれからどのような対応をしていくのか、お伺いをいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 本市といたしましては、申請前にこのようなトラブルが発生した場合、申請者及び地域の関係者の双方の意見を中立な立場から何度もお聞きし、双方が話し合いにより歩み寄れるよう調整し、時には顧問弁護士にも相談しつつ解決に導いております。

また、農振除外や転用手続には専門の知識を必要とするため、一般的には司法書士、行政書士に依頼される方が多いわけですが、土地所有者の方は、行政書士、司法書士に任せ切りではなく、自らが申請者であるという意識を持って、事前に地域の関係者に事業内容を十分に説明し、御理解をいただくことが申請をスムーズに進めるためにも大変大切なことだと考えております。

このことから、農振除外や農地転用の申請の際には事前に地域への説明などを行っていただき、地域の御理解を得ていただくよう、周知を図ってまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 農振除外、農地転用の手続において、専門の知識が必要であるという答弁があったわけであります。

冒頭に申し上げましたように、農地が相続等で自分のものになったと。この農振除外や農地転用の手続は専門の知識が要ると。全く無知の状態で農地を転用しようと思って、冒頭に報告があった県に尋ねに行ったら、県では転用の見込みがあるという返事をもらって、弥富市に報告をしないうちに転用の準備が進んでしまうと、こういった例があるかと思うんだけれども、その辺のところは把握してみえないでしょうか。弥富市に相談する前に県に直接行っちゃって、県が見込みあると。その辺の事例があったら。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） そのような例につきましては、先ほどの諸問題の認識の中で申し

上げたとおり、まず県等に調整しに行き、地元、また市のほうへの対応が後になり、結果、地元の合意を得られないというケースは把握しております。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 農振除外は農政審議会で審議すると、それから転用については農業委員会で審議するということでありまして、審議する前に、見通しがあるということで、書類だけが進んじゃうと。せっかく地元理解を求めるとして周知を図っていくと言われるんだけれども、地元と話をする前に転用が準備が進んでしまったというケースがこれから起きてくると思うんですよ。その辺のところをどうしたらいいかというのが僕の今回の質問なんですけれども、次の質問をします。

トラブルがあった場合、市が中立な立場で双方の意見を聞き仲裁に入っているとの答弁でしたが、その際に事業主の対応はどのようなものか、お伺いをいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 問題が発生した時点で即座に対応していただいている事業主や、地域の関係者と話し合い、問題を解決しようとする事業主もお見えになります。しかし、中にはそうでない事業主も確かにございます。

本市といたしましては、そのような事業主の場合、問題解決に向けて、愛知県また関係土地改良区などと共に調整し、対応をしております。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 今、報告があったように、各地区で農地が転用されていく、中古車置場、資材置場等で。こういったことが多くの数字になって右肩上がり開発が進んでおるわけですが、そこに諸問題が発生しておると。問題が起きてから事業主に行ったり、愛知県や関係土地改良区などと共に調整をしていくと。問題が発生する前に、こういった問題を地権者に報告しておればいんだけれども、地元と開発業者としこりができてから、トラブルが発生してから市に相談に来ると。市としては大変な問題だと思うんです。

具体的に名前も地域も言うわけにいかんですから、奥歯に物が挟まったような話をしておるんですけれども、現実に市内で農地を持つ人が、県に見込みあるということで、業者と売買契約を結んで、それから地元と話をしたと。農政審議会で審議する前に、受け付けたらオーケーだとか、農業委員会が転用を許可する前に、農業委員会が受け付けたから通っていくというようなことで、地元とのトラブルが審議会を通っても発しておるという問題なんですよ。どんどんどんどん中古車置場ということで弥富の農地が失われていく中で、並行してこういった問題が起きておる。その辺のところ部長、どうですか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。安藤市長は、土地改良の事務局長をやっていたからよく知って見えると思うんだ。安藤市長から直接今の答弁をしたってください。

○市長（安藤正明君） 佐藤議員のおっしゃられることはよく分かります。中古車置場での転用が、地区名を上げてはいかんですけれど、栄南学区は大変多いところでありまして、地主の方が転用されるときは、地域にしっかりと協議をして事が進んでいくわけですのでトラブルにはならないわけでございます。ただ、相続等で土地を所有し、例えば遠くに住む方がその土地を相続した場合には、なかなか農地の管理は難しいということで手放したい。そういった中で県に相談へ行つて手続を進めてしまつてトラブルになるケースがあるということは、私も承知をしているところでございます。

ルールを知っていただければ、このようなトラブルはないわけでございますので、市のほうに御相談をいただければ、農地転用に係る手続についてはきちんと説明をさせていただくわけでございますが、そういったことがなかなかされない場合もケースとしてはあるわけでございますものですから、そういったケースに対しまして、これから市としましても往々にしてあるケースだと思っておりますものですから、しっかりと対応策を研究し、また考えてまいりたいと思っておりますものですから、なかなかこうしていくということは答弁できないわけでございますけれど、市としてもしっかりと市民の皆様、大事な農地でございますものですから、その取扱いについてはしっかりと勉強していきながら進めてまいりたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

○15番（佐藤高清算員） 優良農地を埋め立てしたいということで農政審議会に打診するわけですが、過去の農政審議会には、たしか議長も入ってみえると思うんです。今、議長は農政審議会に入っていないです。何が言いたいかというと、こういった問題が審議会に議論をしたと。しかし、農政審議会のメンバーでは気がついていないと。この温度差が生じた場合に、議会が幾ら頑張っても農政審議会のほうで除外オーケーだということになってもいかんと。農政審議会と議会との情報の温度差があっちゃいかんと思うんですよ。そういった意味においても、僕も議長のときには農政審議会には出席させてもらった。それから、担当の所管の委員長も出席したことがあると思うんだけど、要するに市内で起きておることを我々議会も把握しなきゃいかんという意味で、今、農政審議会に議長、議会からどういう立場で誰が出ていますか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 農政推進協議会のほうの議会のほうからは、どなたもメンバーではございません。

○議長（大原 功君） 佐藤高清算員。

○15番（佐藤高清算員） 議員が審議会に出席と依頼をすると、あいつは審議会に出たいから言っておるんだというふうに誤解をされるから、なかなか口が重いわけですが、少な

くとも議長となられたら、そういった市内の土地の動きとか問題を共有するために、出席できるような構成をつくっていただきたい。また、農業委員でもしかりだと思えますよ。農業委員でどういう議論がされておるかということを我々議会側は知らないとおまへ、農業委員になりたいでこういう質問をするんだらうと必ず聞いた人は言うんだけど、農業委員の審議の内容と議会が把握していない、こういう温度差があると思えますよ。これも今後の課題だと思えますけれども、部長、どうですか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 議員の方々が各審議会への参加ということでございますが、平成26年3月12日付で、弥富市議会議長より市長宛てにありました通知によりますと、詳細といましては、審議会への議員参画の見直しについてというものがございました。

また、全国議会議長会の協議会での資料、情報交換により、議員が市長の設置する審議会等に参画することは、立憲機関と執行機関との機関対立を取る民主的な地方制度の趣旨に反するとした上で、住民の直接的な市政参画を拡充するためにも議員の審議会への参画を見直し、法令の定めによるものにとどめるべきであるというふうな指針も出ておりますので、現在のところはちょっと難しいのかなというふうな判断をしております。

○議長（大原 功君） 佐藤高次議員。

○15番（佐藤高次君） 部長のほうから報告があった、それはそれで分かりましたと。じゃあこの議会での情報と審議会でのあった情報との温度差、これを何かで埋める方法を考えていただきたい。どういう流れで中古車置場がどんどんどんどん数字が上がっていくのか、また資材置場がどんどんどんどん上がっていくのか、この辺のところは議会として把握できる、我々がそこに行って傍聴してきてくださいなら結構ですよ。農業委員会に傍聴に行ってくださいとか。そういうふうで情報の共有ということが非常に大事になってくると思えます。そういう意味で質問をしましたがけれども。

簡単に一般質問をやるということでまとめてきましたので、最後の言葉にします。

ただいま市側から過去5年間の農地の開発状況、特に中古車置場、資材置場等のいわゆる転用状況や農地転用に関する諸問題についてお聞きをしました。近年、農業従事者の高齢化や、後継者不足などの問題や、米価の低迷による農地維持の問題など、いろいろな農業問題があると思われます。これらの農業問題があることによって、農地を手放す方が増えているのが現状ではないでしょうか。新たに農地転用をする場合は、農振除外や農地転用は、それぞれに定められた要件、または許可基準等があり判断されるわけではありますが、トラブルの原因の多くは、地元との事前の調整がなされていないことであると市の答弁でありました。私もそう思います。ちょっとした事前の声かけで防げたトラブルもあったかと思えます。地元に対する事前説明については、十分周知していただきたいと考えます。

最後にもう一つ、今度は農地転用後の土地についてであります。

農地転用が一般雑種地になった、その後です。農地転用許可申請とは異なる業種への転換であります。これは現実には市内で起きておると思うんですけども、その辺のところ、担当のほうはどのように把握してみえますか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 具体的な例としましては、販売用の中古車置場で許可を取ったものが、その後用途が変わって、言葉は悪いですが、鉄くずを集めたような、そのような置場に変わっているということで地元のほうから苦情があるということは聞いております。以上です。

○議長（大原 功君） 佐藤高清議員。

○15番（佐藤高清君） 農地を手放す人が増えてきた。農地転用は県の見込みで転用できると。しかし、転用後の土地について、目的が異なる業種へ渡って、そこでまたトラブルが発生すると。ここなんですよ、今回の質問したいところは。別に悪気があるわけでもなんでもないんだけど。土地の有効利用ということで、アクセルをふかしてやりましょうやりましょうと。やり過ぎて、今度は転用されたものが業種が変わっていくということで、こちら辺でどうだブレーキを踏んだらというところが言いたいところでありますけれども、先ほどの部長の例で、販売用中古車置場で転用許可を取りながら、数年後には資材置場とか鉄くず置場に変わってしまう、こういった例があるわけであります。

民間での売買で進められることであり、業種によっては法律などがあり規制することが大変難しい。これはよく分かっています。だけれども、トラブルが発生しておる。しかし、今後はこれらの問題も出てくると思われるので、今のうちに市内の適正な土地利用を図っていくためにも、そして周辺の農地や住環境に影響を及ぼさないようにするために、何らかの定めをつくる必要性が高まっているのではないかと。難しい問題だと思うんですけど、規制をかけることもできない。だけれども、現実には起きておるんですから。何らかの対策を考えていただくことを、答弁は結構です。私は強く要望して、この質問を終わりたいと思うんですけども。米を作ることももうからないと。そのぐらいなら転用できることだったら転用して有効的に利用したいと。そこまではいいんだけど、転用した後に目的外に使われるという、その辺の規制を何らかの形で定めをつくってほしい。

強く要望して、質問を終わります。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後5時20分とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後5時15分 休憩

午後5時20分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） それでは、最初に踏切改良と国土交通省通達について質問いたします。

平成13年10月1日付で国土交通省は、道路管理者及び鉄道事業者宛てに、踏切道の拡幅に係る指針について通達を出していた事実が判明いたしました。JR・名鉄弥富駅自由通路・橋上駅舎化事業について、那須、板倉、佐藤仁志議員らと問題点を話し合う中、通達と同じ国土交通省から指摘をされました改良すべき踏切道の件であります。

改善を求められた全国で93か所のうち、弥富市内のJR弥富駅の東西の踏切道3か所、今までは踏切改良はできない、難しいとの説明であったと認識をしております。国交省から踏切を改善せよと対策を求められているにもかかわらず、市内の踏切は何十年もの間、全く改善されておりません。国、国交省は、地方自治体や鉄道会社をどのように指導・監督しているのか疑問を持ち、我々4名の議員で身近な中部運輸局で話を聞いてみることにいたしました。

1月14日、2時間にわたり話を聞く中で、踏切道拡幅に係る指針が平成13年に、既に20年以上前に通達している事実が判明し、市側もこの通達があった事実を認めているところであります。

この通達によりますと、確かに踏切の車道部分については、立体交差化や踏切の統廃合により除去に努めることを求めています。つまり、新たな踏切は造るなどのことであります。しかし、歩道部分については別の考え方ではありませんか。この通達によりますと、踏切道の拡幅に係る指針、目的としまして、踏切道を含む道路の拡幅計画がある場合及び既に前後の道路と幅員差が生じている踏切道について、早期に問題の解決を図ることを目的とする。これでいきますと、私が12月議会に取り上げました近鉄8号踏切が該当すると思います。

最初の画面をお願いいたします。

これが国交省から出た通達、ちょっと読めませんが、一応これらを国交省のホームページで誰もがみられる状態になっております。

次の画面をお願いします。

これが一番問題になると思います、弥富駅の西側の踏切ですね。先ほど言ったように、キンブルの裏の踏切、これはまさしく既に幅員差が生じておる。この通達からいきますと、すぐに着手しても構わない。前回も言いましたとおり、あそこは黎明高校の大型バスが、あの狭い踏切を渡っておるわけですね。

次が対象といたしまして、鉄道と道路法による道路とが交差している場合における踏切道を対象とする。これはそのとおりですね。基本方針、踏切道の拡幅と踏切道の統廃合につい

ての考え方。踏切道は、踏切事故の防止及び道路交通の円滑化のため、立体交差化、統廃合等により、その除去に努めるべきものであると書いてあります。ただし、踏切道に歩道がないか歩道が狭小な場合の歩道整備については、その緊急性に鑑み、踏切道の統廃合を行わず実施できることとすると。ここが問題ですね。踏切道の拡幅については、近隣踏切道の有無、地域の状況等から統廃合が早期に実施できない場合、実施することができるものとする。一例としましては、標準幅員で2車線、片側1車線までの道路拡幅、これは車道部分だと思いますけど、これもできるような書き方がしてあります。以上が、この内容の通達がなされていることが判明をいたしました。

質問させていただきます。

通達については、既にJR・名鉄弥富駅問題を考える会の市民の会への回答で、この通達があることは認めてみえるわけですが、この通達を市長はいつ知ったんですか。県会議員時代か、いつ頃お知りになったか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 市といたしましては、通達があった平成13年頃には、その通達の存在を知っておりました。以上でございます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） さっきの質問です。市長はいつお知りになりましたか。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま部長が答弁したとおりでございますが、そのように市は把握をしているわけでございますが、この通達につきましては、今回の件で私は承知しました。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） なかなか通達はいっぱい出ていますので、全て知ることはできないと思うんですが、いずれにしても最近、この通達があることを御存じになったと。

そうすると、この橋上駅舎化事業の協議を行ってきた際に、全くこれを知らずに協議をしてきたということですか、安藤市長。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 今の御質問だと、市長が知っておったかどうかという御質問かと思うんですが、その立場ではなく事務方といたしましては、橋上駅舎化事業を検討するときには、この通達があることは存じておりました。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） この内容は、かなり重要な部分だと思うんですが、こういった通達が出ているにもかかわらず、橋上駅舎化をどんどんどんどん進めてきたと。今の時点になって、この通達があることが分かって、選択肢の一つだと思うんですが、どちらを先にやるか。非

常に問題だと思うんですが、その辺の認識もお聞きしたいところですが。

そもそも、できないできない、難しいということで進められてきた。これは今に始まったことじゃなくて、この庁舎を造ったときも、市街化調整区域はできない。法律が変わって、昔は調整区域でも公共施設は何でもできるけど、役場の庁舎でありともできないという話でどんどん進めてきた。ところが、私が調べたら、三重県の伊賀市で調整区域でもどんどん話が進んでやっておった。これが分かったことを指摘したら、今度は愛知県は厳しいという話だった。その後、あま市が市街化調整区域に2.5メートル埋めてやることが判明した。

こんな形で、選択肢をきちっと示さずに話をどんどん進めてきた。これが慢性化しておるんじゃないですか。どうですか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） ただいまの質問でございますが、検討していなかったという話。

まず、この指針でございますが、踏切に歩道単独ではつけられるんじゃないかという前提のお話かと思います。先ほどの板倉議員のほうの答弁を土木課長のほうがいたしました中にも、踏切道の拡幅に係る指針の取扱いというのが出ておりまして、それには踏切を拡幅、歩道をつける場合は、前後の道路の歩道がある、またはその歩道が設置されることが確実であるということもございますので、踏切の単独の歩道設置というのは難しいと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） それはそのとおりだと思います。踏切だけ歩道を造ってもしようがないです。でも、桜小学校の裏側、電話局からの道路、あれは近鉄まで広がって、それ以降ずっと何も進んでいない。いずれ広げるんですよ、歩道をつけて、多分。だから、それと一緒にやらないと、いつまでも歩道がないから踏切ができないといったら永久にできないことになっちゃいますので、それを含めてなぜ進めてこられなかったのかと。現実に20年以上、全くあの辺りの道路も広がっていない。当然踏切もさっきの理由でいくと、歩道だけできないからということで放ってある。この調子だと延々この状態が続くような感じがするんですが、過去において市民、市議会に、このような重要な選択肢を示さずに進められてきたJRの橋上駅舎化事業に、これだけの巨額の予算を使ってやるのに、このまま強引に進めてもよいのかという疑問を持つわけなんですけど、この辺どう考えられますか、市長。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 今進めております橋上駅舎化事業、また自由通路整備事業、また北口駅前広場整備事業、これにつきましても、以前から議会にも相談し、予算も認めてもらいながら進めてきたわけでございまして、このまま粛々と進めていくという考えでございます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。



○5番（加藤明由君） 選択肢を示さずおいて、できないできないということで、それならば仕方がないから橋上駅舎にしようかということで、皆さんそんな認識で、こんな通達が出ていることはほとんど知らないですから、進めてきたんだから、こんなことをやってもいいんですかと私は言いたいんですが、これ以上強引にやって、もう一遍、振出しに戻して、それを含めてもう一遍協議するという、そういうお考えはないか。

それと、今の話をずっと聞いておきますと、橋上駅舎ができる、自由通路ができることによって両側の踏切の安全性を確保するということなんですが、現状、今年も833万円の踏切の警備費がついておるわけなんですけど、自由通路ができたら、このガードマンは要らなくなると、こういうふうなお考えですか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 警備員が要るか要らないかにつきましては、完成後、車の流れ、人の流れ、自転車の流れ等を見ながら判断していくことでございますので、今この時点ではどうするかということは申し上げられません。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員、通告とちょっと違うところがあるので改めてください。  
加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 関連してやっておるつもりなんですけど。仮に関西線弥富駅から名古屋方向に向かう上り列車が下り列車の到着を待ち、出発していくことがあります。この状況のときは踏切の遮断時間が長くなります。当然、踏切には、歩行者、自転車、車が滞留し、県道弥富名古屋線にも渋滞が発生する光景はしばしば見られます。又八の踏切も同様に、白鳥信号場で待避する列車があると踏切の遮断時間は長くなります。遮断機が開けば、人、車が一斉に動き出し、危険な状況が見られます。少なくとも弥富駅と又八の白鳥信号場の間が複線であれば、踏切遮断時間は短くなります。踏切での人、車の滞留が少なくなり、流れもよくなると推測されます。複線化も一つの踏切の安全対策と交通の流れの円滑化につながるものと思われます。

昭和50年代に、当時の国鉄は複線化を計画し、当時の弥富町に対し、用地買収の協力を求め、それに従い、町内の、現在市内ですね、複線化用地交渉を行い、市内の全域の複線化用地は既に確保をされております。その後、40年以上全く複線化にならないわけです。この経緯をJRに求めたということはあるんですか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 議員御指摘のとおり、昭和50年前後につきまして、当時の国鉄関西線の複線化計画がありました。沿線への立入調査などが行われたことは承知しておりますが、複線化には至っておりません。その後につきましては、この経緯について説明を求めたかどうかについては確認できる資料はございませんでした。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5 番（加藤明由君） 言わば頼むだけ頼んでおいて、40年間全く放置されて、次の質問に入っておるんですけど、別に用地交渉の手数料をいただいたわけでもないし、多分そんな経費は一切もらっていないと思うんですが、こうなりますと約束違反とも思えるわけですね。せっかくこれだけ、多分そんな簡単な問題じゃなくて、これだけの用地を買収するについて、相当奔走されたと思うんです、当時。なのに実質40年間放りっ放しにして、それをすれば、さっきの話じゃないですけど、かなり踏切の遮断時間も短くなるわなど。長島、桑名のほうは全部複線化されておりまして、別に今あそこをやったからといったって、確かにお金はかかりますけど、かなりの効果が出ると思うんですが、橋上化をやる前に、そういった交渉はされたんですか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 私の知る限りでは、複線化を再度行ってくれという交渉をした経緯はないと認識しております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5 番（加藤明由君） この辺が、貸し借りと言うとちょっといかんか分かりますけど、相当ＪＲに対しても貸しがあると思うんですよね。こういうことを含めて、もうちょっとうまくＪＲとの交渉ができないかなと思うんですが、市長、どう考えられますか。市長、お願いします。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） これまでの長い歳月にわたるＪＲと弥富町、弥富市との経緯をお教えいただいたわけでございますけど、これにつきまして借りておる貸しておるというようなことは私は思っておりませんものですから、今回の自由通路事業につきましては、ＪＲまたは名鉄側とはしっかりと協定の下で工事を進めてまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5 番（加藤明由君） せっかくここまで話をやっておるわけですから、こういう経緯もあるわけですから、もう少しＪＲさんとの交渉をうまくやっていただければなと思います。

それじゃあ、次の質問に参ります。

愛知県農業総合試験場跡地の購入について。

1 枚目の写真をお願いします。

これは前ヶ平にある愛知県農業総合試験場の跡地ですね。以前まで一時的に蟹江警察署が仮庁舎に使っておった、まだ看板が少し残っておりますけど。これを購入することになった経緯をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 令和元年7月に愛知県から、警察本部蟹江警察署仮庁舎として使用している元農業総合試験場の跡地と建物及び工作物について本市で購入する意向があるかとの打診がありました。そして、当該土地と建物の利活用について検討を重ねた結果、昨年6月議会時に議会の皆様へ御報告させていただきましたとおり、緊急時避難場所として利用する方向性を示し、全体敷地のうち利活用可能な部分を購入する予定としました。以上です。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） たしか私、委員会か何かで言いましたかね。公共施設を縮小する方向に向かっておるのに、それに逆行したような形に思えるわけです。それと避難施設ということですが、あの辺は白鳥小学校もあり、保育所もあり、JRから南側に防災施設を造るといって1億1,000万予算がついて、その話が10年以上放置されておると。そういった経緯からすると、非常に私おかしいと思うんですが、後で答えだけいただきたいんですが。

次に2番目、愛知自動車整備専門学校にお貸しするという事をお聞きしましたが、その経緯、どうしてここの学校に貸すんだと。貸す話がついたから買うのか、買う話がついたら、たまたまこの学校が貸してくれと言ってきたのか、その辺の経緯ですね。

あと、自動車整備に関わる環境は、この先大きく変わろうとしております。自動車のハイブリッド化、内燃機関エンジン車の販売禁止が十数年後に迫り、EU圏内では2035年が期限とされております。今後はガソリン車、ディーゼル車の車は消えていく運命であります。近い将来は、自動車は電化製品のような感覚になるかもしれません。現にソニーも自動車の電動化に参画するかのニュースが最近流れております。また、自動運転の車の開発も進み、近い将来は自動車の電動化とともに、これらの新しい技術を習得した技術者が整備士が必要であると思われます。

今回の移転理由に、これらに対応できる教育施設整備が目的であるのか、愛知自動車整備専門学校に貸すことになった経緯をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 元農業総合試験場跡地について、利活用の検討をしていく過程で、この土地が楽荘団地の西側に近接していること、建物の耐震性にも問題がないことから、地震などの災害が発生した場合、楽荘団地の住民を緊急的に避難させる場所として活用ができますと。

また、飛島村地内にあります自動車整備専門学校から、この場所に移転し、建物を校舎等に利用させてほしいとの申出があり、通常時における収入確保の観点から、専門学校へ有償で貸し付けることとしました。

なお、愛知県から購入した後、専門学校用地として活用できる部分については賃貸契約をする予定でございますということと、先ほどの整備学校、今後のことについては、どうとい

うのは何とも言えませんが、ハイブリッドになっても車としての整備は必要かと思います。それで生徒数の過去5年についても横ばいということと、整備士求人倍率が高いということが報道されていることもあり、今後は自動車整備士の雇用需要は期待できるのではないかと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 確におっしゃるとおり、幾ら電動化されても、ハンドル、足回りは現在と同じですね。原動力が電気に代わるかガソリンか、その辺が変わるだけと思えんわけでもないですが。この学校に貸すことになった経緯というのは、今おっしゃったとおり、愛知県のほうから買ってくれということとセットで来たんですか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） セットではなくて、同時期にそういう話があったということです。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 先ほども言いました、これはちょっとお答えください。なぜあの辺りに集中的に避難場所を、既に白鳥小学校があつて、楽荘団地の人にしてみれば、あちらへ小学校へ行ったほうが近い人がありますよね。なのに、なぜあそこに避難施設を集中させるのか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） あそこに集中させたいわけではなくて、避難場所というのはたくさんあつてこしたことはないと考えております。それでこの話があったときに、ちょうどいいという考えで購入する予定でありまして、集中させたいということではございません。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） たくさんあつたほうがいいとおっしゃるのなら、せっかくやりかけたJRから南側をさっさとやられればいいと思うんです、これは答えはいいです。

次、当該地の購入価格と年間賃貸料をどれぐらいに設定してみえるか。予算書から見ますと4,262万4,000円かなと思うんですが、購入価格は。これでよろしいのか、あと年間賃貸料、幾らでお貸しになるのか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 購入予定額に関しましては、議員おっしゃるとおりでございます。また、年間賃貸借料は、年間約1,000万円を見込んでおります。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） それじゃあ分かりました。

次に、賃貸期間、どのぐらいの年限で貸す契約にするのか。あと条件ですね。仮に一般的に言いますと、雨漏りなんかをすると家主が負担するんですけど、その辺ですね。どこまで

が貸し方、貸すほうが持って、あとは中に入った人が持つんだよ。この辺がどうなっているのか、ざっとお知らせください。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 賃貸期間につきましては20年以上として、貸付け条件としては、契約の解除時には建物を撤去するということが前提になっております。

それから、まだ細かい協議をしておりますが、建物に関しては相手方が修繕等をするという考えでおります。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） そうすると、仮に雨漏りをしても、入居者というか学校のほうが直すと、こういうことですね。そうすると、市にはそういう維持管理に関わる負担は出てこない、こういうことでいいですね。

5番目ですね。この借地をする場合に、保証金をいただくのかいただかないのか。私、ちょっと気になりまして、現在の法人登記簿、それから現状の地主さん、どなたかと思って所有者の登記簿も取りました。それから、この学校のホームページを見ますと、財務状況も公表されております。年間収支決算書、それから貸借対照表、財産目録。この財産目録を見ますと、保証金として1,700万円となっていますけど、多分これが現在の飛島の地主さんに対しての保証金じゃないかと思うんですが、保証金はどうなりますか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 借地権等の設定をする場合には、月額貸付料の12月分相当の額の保証金が必要ということを考えております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） ということは、1年分で1,000万ということですね。そうすると、現状の飛島の財産目録から見て、多分この1,700万が現状の地主さんに対しての保証金だと思いますけど、これ以下ということになりますよね。おおよそこの建物を、さっきおっしゃったとおり返していただくときは更地にして返していただくということなんですが、去年やった市民プール4,000万、それから今年壊そうとする歴史民俗資料館、これが4,011万7,000円見てあるんですが、この多分三、四倍の規模があると思うんですけど、そうすると1億円以上は多分かかるだろうと。そうすると、1,000万保証金をもらっておいても、万が一の学校経営に問題が出た場合に、どうしようもなくなるんじゃないですか。どうですか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 万が一ということになかなかお答えはしかねる部分がありますのと、あと何年後に万が一が起こるかというので、また変わってくるとは思います。先ほどの解体費用につきましては、概算でおおよそ9,000万円と想定をしております。ただ、これは

概算ですので、確実なものではありません。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 私、実際、現状の飛島村の地主さん、6名の共有になっておるんです。

6名、実際は夫婦で持ってみえるのかな、だから事実上5名なんですが、このうちの約3分の1を持ってみえる方が、建設会社の社長さんでございますね。その方にお会いしました。お聞きしましたら、現状のところも更地にして返していただくという約束になっておると。某建設会社の社長さんですから、まるきり素人じゃありませんので、今のところを更地にするのに幾らかかるんですかとお聞きしたら、現状であそこを、校舎はプレハブで比較的簡単に壊せるかなと思うんです。整備棟が鉄骨3階建てですよ。これがかなり難儀かなと思うんですけど、それにしても鉄筋コンクリートじゃありませんので、今の前ケ平を壊すよりは多分楽かなと思うんですけど、それでも恐らく1億円は下らんだろうとおっしゃってみえました。

先ほど言いましたように、歴史民俗資料館ですら4,000万かかるのに、到底あの規模から見たら、三、四倍は絶対かかると思うんですよ。だから、9,000万というのが、正式にどこかの業者に見積もられた数字か何か知りませんが、こうなると非常に怖いというのは、法人というのは解散しちゃったらそれまでで、どうしようもないそうですね。これが現にどうということかといいますと、愛知県知事のリコール運動に関わった例の田中孝博被告、あの方が以前、南知多のビラ・マリーナ南知多というのを愛知県から入札で落札した、4億円で。ところが、支払い不能になって解約になった。現状、あの法人、報恩会という法人、落札したのが。その代表者が、関係者が田中孝博氏。そこが今、愛知県から1億円違約金を請求されています。これは朝日新聞が調べました。朝日新聞が言うことには、法人が解散したらそれきりだと。どうしようもない。1億円は回収できないだろう。多分それを承知で涼しい顔をしてやっておるんだろうと。愛知県は毎月何か請求書は送っておるらしい。でも、どうしようもない。だから、そのうちに解散したら、その1億円は紙きれになるだろう。

ですから、この学校だって、万が一があると、同じようなことが起こり得るんですが、数年で。ですから、さっき言いましたように、自動車整備の学校の中身が大きく変わってきますよね、これから。ですから私、中身が変わってくるから、この際だから前ケ平でそのような体制を組みたいということで変わってみえるのかなと思ったんです。でも、どうもそうでもない。ですから、私、これ大丈夫かなと思っていろいろ調べました。

たまたまこの学校が、最近こういうことがありましたね。豊橋のトヨタ系ディーラー、多分ネッツだと思えますけど、ここが不正車検をやった。指摘されました。そうしたら、そのときに原因は自動車整備士が不足しておると。不足しておるという話をCBCテレビの夕方のニュースでやっていました。そのときに整備士の学校ということで、たまたまあその学

校が映ってしまっていて、そのときに、私は確かに聞いたのが、生徒数が110名というふうに聞いています。110名。ところが、今のホームページからずっと学校の内容を調べていきますと、どうも中学校卒業して入られる方は3年間、高卒資格が取れますので、今年も40名募集しています。だから、3年掛けると120ですね。それから、高校卒業して2級の整備士資格を取ろうとしてくる人が2年間、これも40名ですから80人。だから多分、実際の定数は200人。だけど現状は110人しか生徒さんがいない。

この財務状況も、実はちょっと知り合いの公認会計士にホームページを見てくれと。これが載っておるから。どうですかと聞いたら、あまりいい判断はされなかったみたいで、実際、年間の授業料相当のものが約8,800万ぐらい。そこへ人件費、先生の多分給料だと思うんですけど、これが7,000万。実質の年間収益が400万ぐらいですかね、実質的には。となると、1人80万ぐらいの授業料を払っていますから、5人退学されますというか学校を辞められると、ほとんどゼロになるかなと思うんですが。だから、定数200に対しても110人ぐらいしかどうもないみたいで、あまり条件的によくないけど、そういうことは調べられたんですか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 学校法人の決算におきまして多額の繰越金がある、毎年繰越金があるということで、そういう面で調べてはおります。大丈夫だということで結論を出しております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） それはいつ頃、調べられたんですか。

○議長（大原 功君） 立石財政課長。

○財政課長（立石隆信君） お答えします。

最近なんですけれども、過去3年分の学校法人の決算書を取り寄せまして確認のほうをさせていただきまして、見ますと、議員言われるように授業料収入などで単年度の財源、年間収支が賄われておりまして、経営状況については安定しているのではないかと判断しているところでございます。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） そもそもこの話が出てきたときに、こういうのは調べるべきだと思うんですけど、どうも私らがちょっといろいろ疑問を抱いたときに、それから一生懸命お調べになったような気もせんでわけでもないですけど。この財産目録からいいましても、公認会計士さんいわく、建物が8,000万ぐらいあったのかな、資産として。8,200万ですね。これは現状の建物ですから、解体して、まだ解体費がかかると全く財産じゃなくて、8,200万あっても、解体費に1億円かかったら、これでゼロ。保証金が1,700万円積んでありますから、ほとんどないと同然だよと、こんなもの。

ですから、そんなにそういう話だったら大丈夫かなということで。1億円以上かけて、あそこを更地にして返して前ヶ平に来る。前ヶ平に来たって、そのまま何もせずに学校にするわけにいかない。ある程度学校のように、警察の仮庁舎用に改造しちゃっていますから、2階なんか全部警察ですから、鉄格子がついていますので、あのままだと刑務所みたいに見えるわなということで、多分あの辺も何とかするんだろうなということになってきますと、またそこに投資がかかるわけですね。今の教習棟の車を上げるリフトなんかは、向こうから多分持ってくると思うんですけど。随分、投資経費がかかるんですが、この辺は私らの目から見ると本当に大丈夫かなと思うんですけど、どうですか、その辺は。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 現金のほうが決算上では……、ごめんなさい。毎年繰越金が2億8,000万程度あるということになっておりますので、今の1億を引いても、改修費等を引いたとしても賄えるのではないかと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 私ちょっと副市長とお話ししたときに、この件で。4,200万で買って1,000万で貸しますから、お金もうけなんですよと盛んに言われたもんですから、私、いいかなと思っていろいろこうやって資料を取り寄せて調べてみました。ちょっと心配もありまして、大丈夫かなと思うんですけど。

市長、伺います。本当に大丈夫なんですか。自信を持っていられますか。何なら私が連帯保証しますとでもおっしゃるんですか。どうですか、市長。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 加藤議員が公認会計士さん等々にお願いしていろんなことを調べられたわけでございますが、市も独自でこれは調査をしております、繰越しも毎年多額の繰越しがあり、また経営も安定しているということで、大丈夫だということで結論を出した事業でございます。この事業につきましては、学生が地域に来ることによって、地域がまたにぎわいが創出できると考えておりますものですから、この事業は進めてまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 多分これは思い過ごしだと思うんですが、既に楽荘団地の中では、一応避難用に橋を架けて入ると。だから、ここの前を生徒がぞろぞろ通られるのは嫌だなと、こういう話がもう出ておりますけど、それは多分、こちらから入ってくださいよと言えば、それで収まる話かなと思うんですが、そんな話が出ておりますので、その辺の配慮もお願いをしたいなと。

次に行きます。



そもそもこの場所は農業の関係施設ですから、市長どうですか。活力のある農水産業の振興と農産物のブランド強化のための拠点にしたらどうですか。市長の公約ですよ。どうですか、そういう方向に本当は私変えられたほうがいいと思うんです。あそこ東名阪の高速から見えますので、弥富のブランド野菜の拠点と大きな看板を上げて、そういう方向に向けられたほうが私いいかなと思うんですが、どうですか、市長。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 愛知県の農業試験場が元になるわけですが、県のほうが一定の役目を終えたということで、この建物、またこの敷地等々を売却にということでございますものですから、こちらの場所でそのような農産品のブランド化ということは考えておりません。

○議長（大原 功君） 加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） あと東側が半分ぐらい残っていますので、市長公約の達成のために、ぜひともあと残りの半分、それをやられたらいいと思います。答弁は結構でございます。これで終わります。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 本日はこの程度にとどめ、明日、継続議会を開き、本日に引き続き一般質問を行いたいと思いますので、本日の会議はこれにて散会をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後6時05分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 早 川 公 二

同 議員 平 野 広 行

令和4年3月11日
午前10時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 7 番 | 横 井 克 典 | 8 番 | 江 崎 貴 大 |
| 9 番 | 加 藤 克 之 | 10 番 | 高 橋 八重典 |
| 11 番 | 鈴 木 みどり | 12 番 | 早 川 公 二 |
| 13 番 | 平 野 広 行 | 14 番 | 三 浦 義 光 |
| 15 番 | 佐 藤 高 清 | 16 番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 14 番 | 三 浦 義 光 | 15 番 | 佐 藤 高 清 |
|------|---------|------|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

| | | | |
|--------------------|---------|--------------------|---------|
| 市 長 | 安 藤 正 明 | 副 市 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 横 山 和 久 |
| 市民生活部長 | 伊 藤 仁 史 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 山 下 正 巳 |
| 建 設 部 長 | 伊 藤 重 行 | 教 育 部 長 | 柴 田 寿 文 |
| 総務部次長兼
企画政策課長 | 伊 藤 淳 人 | 健康福祉部次長兼
保険年金課長 | 服 部 利 恵 |
| 建設部次長兼
土木課長 | 小笠原 己喜雄 | 会 計 管 理 者 | 伊 藤 えい子 |
| 教育部次長兼
歴史民俗資料館長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長 | 佐 藤 雅 人 |
| 総 務 課 長 | 鈴 木 博 貴 | 財 政 課 長 | 立 石 隆 信 |
| 人事秘書課長 | 山 森 隆 彦 | 防 災 課 長 | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長 | 横 江 兼 光 | 収 納 課 長 | 細 野 英 樹 |
| 市民課長兼
鍋田支所長 | 伊 藤 篤 由 | 環 境 課 長 | 田 口 邦 郎 |
| 市民協働課長 | 藤 井 清 和 | 商工観光課長 | 浅 野 克 教 |
| 十四山支所長 | 山 田 淳 | 健康推進課長 | 山 守 美代子 |

| | | | |
|---------|---------|---|---------|
| 福 祉 課 長 | 梅 田 英 明 | 介護高齢課長兼
総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長 | 安 井 幹 雄 |
| 児 童 課 長 | 飯 田 宏 基 | 農 政 課 長 | 上 田 忠 次 |
| 都市整備課長 | 三 輪 秀 樹 | 下 水 道 課 長 | 水 谷 繁 樹 |
| 学校教育課長 | 渡 邊 一 弘 | 生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 中 野 修 |
| 図 書 館 長 | 岩 田 繁 樹 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 佐 野 智 雄 | 書 記 | 佐 藤 文 彦 |
| 書 記 | 鷺 尾 里 恵 | | |

6. 議事日程

| | |
|-------|------------|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 一般質問 |

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） 会議に先立ち、報告をいたします。

本日3月11日は、東日本大震災の発生から11年に当たります。震災の発生時刻の午後2時46分に合わせて、1分間の黙祷をささげたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

なお、傍聴者の皆さんにつきましては、会議中は静粛にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、三浦義光議員と佐藤高清議員を指名いたします。

議事整理のため、暫時休憩をいたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午前10時00分 休憩

午前10時01分 再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第2 一般質問

○議長（大原 功君） 日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

まず、加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 皆さん、おはようございます。

通告に従いまして2題の一般質問を本日させていただきます。

まず1つ目は、市内の通学路、安全対策の強化。もう一題は、今後の市政の施策の進めを2題させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

弥生の月日に入りまして、桃の節句も笑顔で優しい心で、家族も過ごし、幸せを感じながら、春の光輝く今日の日を迎えながら、共に満ちあふれる日々を充実にご過ごししていくために、歩み、そして進みたい、そういう思いでおる次第でございます。どうかこの日、恵まれた日、そしてまたそれぞれの思いもあるかと思っておりますけど、一つ一つ質問をさせていただきます。

子育てをしていく上では、大事ないろいろな施策があるわけでございますけど、今回12月

議会でも、18歳まで医療費の無償化をしていただきました。共に歩み続ける弥富市、そして子育ての皆さん方が喜んで、楽しんで過ごしていただく。ひとえに人口定着化でもあるかと思いますが、その中で、本年におかれまして、中日新聞でございますけど1月9日に児童・生徒の交通事故の新聞の記事が載っております、その記事の話題は非常に全国各地いろいろなことを考えさせられる、身近であった地域は思いがあるかと思います。

2011年4月から、そしてまたこの愛知県におかれましては、皆さんも御存じのとおり2016年10月、一宮市でながら運転、スマホ運転、そういう事故がございました。そしてまた一番身近は、皆さんにおかれましても昨年6月、千葉県の八街市であった、全国でこの大変な悲しい思いの中で、国を挙げて通学路の点検などを進むようお話が行われました。当市におかれましても、危険箇所は改善すべき進むべき道だと思います。その中で、その施策、また対応、しっかりと市としては行っているかと思いますが、まずは一つずつ質問をさせていただきます。

平成30年10月1日施行のブロック塀等撤去補助金交付要綱におかれましても、通学路対策として安全、そして防災を含めた内容でお話が国のほうでもございました。

改めて当市におかれましても、ブロック塀の撤去、また補助金交付事業の状況内容をお伺いしたいと思います。平成30年から、また令和3年におかれましてお答え願います。

○議長（大原 功君） 三輪都市整備課長。

○都市整備課長（三輪秀樹君） おはようございます。

御答弁申し上げます。

ブロック塀等撤去費補助金は、大規模地震が発生した場合にブロック塀等の転倒による被害を防ぐため、転倒のおそれのあるブロック塀等の撤去を行う場合の工事費の一部を補助する制度でございます。補助金の額といたしましては、補助金交付要綱に基づき、補助要件を満たすブロック塀等の撤去に要した経費か、ブロック塀等を撤去する長さに1万円を掛けた金額のうち、いずれか少ないほうの額の2分の1で、10万円を限度として予算の範囲内で補助するものでございます。

補助実績といたしましては、平成30年度の10月より補助制度を設けており、平成30年度は21件、令和元年度は6件、令和2年度は3件、令和3年度は5件でございます。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 平成30年から10月1日まで、このように市民の方々のホームページ、また周知の内容を把握した、そしてまた通学路を感じられた皆様方、危機管理の中で対応、そしてまた申請、そしてまた補助を受けられるという段階であるわけでございます。

この質問については、また本日早川議員が行いますので、しっかりとまた対応していただきたいなあとと思います。

すみません、事務方、画像をお願いいたします。

令和3年通学路におかれまして、今画像を見ていただきますが、こちらは日の出小学校の通学路、そして並びに僕はもう防災関係の道路も大切なことだと思います。見ていただいて、これを兼ねながら、それぞれ各地域で防災訓練をしながら、そしてまた子供たちも何年前と一緒に学校に足を運びながら、親子共々自分たちの通学路、そしてまた防災道路、確認をしながら努めてきた状況でもございます。

今現在の中でも、この地図のとおり、学校側、PTA、地域の交通安全の指導員の皆さん、本当に地域を挙げて、日の出学区は大きい状況の中で、子供たちも含めながら前を向き、学校に行く姿をたくさん見るわけでございます。そういう意味の中で、通学路対策を今から一つずつ進めさせていただきます。

愛知県におかれましても、県警の交通規制課によりまして、千葉県八街市に6月に行われた小学6年生がトラックにはねられたことの事件におかれまして、県内におかれましても、小学校の近くの標識などを点検、また老朽化をしている道路標識900本ほか横断歩道などの道路標132キロ分を更新する方針を県のほうは決められました。そういう意味で、県と市との取組は、当市におかれましても大事だと思う次第でございます。この機会に、さらに歩んでいただきたい、地域の声を聞いていきたい、そう思う次第でございますけど、今、これまで昨年の6月から進んできた取組は、当市におかれましてもきちっとあるはずだと思います。

2番目の質問をさせていただきます。

市内通学路危険箇所の調査を行い、何か所ありましたか。お答え願います。

○議長（大原 功君） 渡邊教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 日常的な通学路の危険箇所の点検は、学期に1度、教員による通学路の点検、通学団会議などで、児童・生徒と情報共有するなどして把握に努めております。本年度は、6月の千葉県八街市での交通事故を受け、通学路の一斉点検を実施いたしました。その際、85か所の危険箇所を確認いたしました。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） では、次について、特に危険箇所は何か所ありましたか、併せてどのように安全対策を進めてまいりましたか。お答え願います。

○議長（大原 功君） 学校教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 危険箇所85か所のうち、直ちに重大事故等につながるものはありませんでした。通学路点検等により確認された危険箇所への安全対策の進め方については、児童・生徒との情報共有に始まり、道路管理者、警察、学校と連携し、協議をしながら対策を講じてまいります。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） この道路管理者におかれましても、歩車分離とか、そしてまた警察、学校、そして子供たちを含めながら認識をしていく。そして、通い慣れる道路でもやはり通学路、防災道路と意識をつけながら歩んでいただきたいなあと思います。やはり命は一つでございますので、少しずつ危険箇所が、まだ当市におかれましては重大なところはなかったというわけでございますけど、これから子供を育む上で安全対策は常に考えていただきたいと思います。

引き続き、これまでに何か所かの安全対策をして、どのような取組を行いましたか。お答えください。

○議長（大原 功君） 渡邊教育課長。

○学校教育課長（渡邊一弘君） 教育委員会と学校で対策が可能な横断旗の設置や、徐行看板の設置など59か所については対策を完了しております。

なお、安全対策を講じた箇所数は、1か所に複数の対応をすることがあることから、重複しております。土木課と道路管理者との協議案件13か所や、警察等との協議案件33か所については、カラー舗装の引き直しや取締り強化、規制標識の設置などについて協議をし、対策をお願いしてまいりました。これらにつきましては、おおむね令和4年度末までに対策が完了する予定です。

今後も、通学路の危険箇所については、通学団会議や安全教育を通して、子供たちと情報共有をしながら安全な通学路の維持に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） そうですね、土木課と道路管理者との協議13か所、警察等で33か所、カラー舗装引き直し、また規制の標識設置、しっかりとおおむね令和4年度までに対策をしていただくと。その中でも、五之三の交差点のところも県とこれは行わないといけない箇所だと思う次第でございます。お話が出ている中で、令和4年度末までにこの対策もしっかりとやっていただきたいと思います。

また、平島管内、また森津管内におかれましても、森津橋から南へ向かってくる横断歩道があって、そしてそちらのほうの地内のところに交差点じゃなくて十字路の部分がございすけど、毎日地域の方、そしてまた日の出小学校の先生方、毎日立っておられるわけですが、地域の要望がございまして、昨年お話を市長にもさせていただき、そしてまた県会議員にも話をさせていただき、朝日県会議員にも、県道ですからお願いをさせていただきました。その中で、地域の要望で押しボタン箇所を設置してほしいという小学校、また地域、そしてまた親御さんたちの要望でございました。そのデータはしっかりとこの間話もさせていただきました。そういう意味で、日の出小の方々、そしてまた先生から、校長先生、教頭先生を通じながら、しっかりと対応していただきたいなあ。

しかし、結果的には難しい答えでございました。そういう意味で、やはり平島の交差点があり、森津橋に向かってくるところまで、やはり150メートルという規制がありまして、120メートルしかないという話もございました。だったら、南側に横断歩道も設置して、迂回をして150メートルにしようという話も県の県警の方、職員さんも対応していただきました。でも、森津橋からちょっとウエーブがかかる橋でございますので、もしかしたらそこに押しボタンをつけても多大なる大きな事故が起きるんじゃないかと不安視をされる答えでもございました。皆さんがこの一つのきっかけについて、多くの知恵を出し、多くの理解を得ようと一生懸命した結果でもございますが、その中で、いま一度日の出小学校の校長先生と教頭先生と教務主任さんとお話もさせていただきました。何か新しい考えはないでしょうかという中で、一つ市の方に要望したいのは、森津橋からウエーブをかかって、森津橋から渡るその横断歩道の手前でもよろしいですから、スピードを落とすとか、そしてまた横断歩道ありとか、ちょっと小さい看板でもよろしいですから、何かそういう対策をしていただけると非常に、毎朝ここは生徒が約80名近く歩いている生徒が行き交うわけでございますね。ですから、やはり大きな事故が起きてからは遅いと、そしてまた県のほうも分かっている中でございますので、市として何ができるか、また県に話をさせていただきまして、やはり構築することは、何かしようということは大事ななあというふうに思います。

その中でも、また新たに県の方、また土木課の方、それぞれ皆さん方がちょっと様子を見ていただいて、しっかりとあそこの地域は去年の10月以降、県のほうも見ていただいているんですけど、そういう意味で、皆さん方が何かいい対策を講じていただけるとありがたいかなあというふうに切に要望をさせていただきますので、よろしく願いをしたいと思います。

最後、この質問に当たりまして、市長の総括をお伺いしたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 加藤議員からは、市内通学路の安全対策につきまして、いろんな具体例を挙げていただき、また御質問をいただいたところでございます。

危険箇所その他、その対応対策につきましては、担当の課長から今御答弁させていただいたところでございます。安全な通学路の確保、維持につきましては、学校の取組だけでは対応ができない部分がたくさんあるわけでございます。子供たちが家族に、朝行ってきます。集団登校で学校へ行きます。授業が終わり、集団でまた下校をして家に着き、家族に「ただいま」と言います。これが当たり前の光景、ふだんの光景だと私は思うわけでございます。

この過程において、何かあっては絶対ならないわけでございます。子供たちの安全・安心、これは行政だけでなくまち、またいろんな方々に見守られて、子供たちは安全に安心して登校をするわけでございます。これからも地域の青色防犯パトロール隊、またスクールガードの皆さんと、また御家族、各関係機関と連携をしっかりと取りまして、通学路の安全確保

に取り組んでまいります。以上です。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 本当に、市長も考え方は一緒でございますので、やはり本当に「おはよう」と言って、家の中で言って送り出すわけです。そしてまた各小学校、中学校の前では、教育長をはじめ、そしてまた各教頭先生、校長先生をはじめ出迎えて待っているわけでございます。その姿を見て、私らも、また地域の方も、当然教育長も先生も皆さん、子供の笑顔と姿で力をいただくかと思えます。どうぞ、それを我らのまちは何事もなく、しっかりと安全対策を進めていただきたいと思いますので、市長をはじめ職員の皆さんよろしく願いいたします。

引き続き2题目的の質問をさせていただきます。

一つ一つ政策をしていく上では、当市におかれましても、今後の市政事業は大切だと思います。でも、予算はしっかりとつくり出したり、生み出したりすることを考えながら歩んでいきます。国の交付制度もある中でも、社会資本整備総合交付金があります。3年から5年の期間で実現をしようとする目標や、課題の解決のために計画期間内に行う事業でございます。そういう意味で、いろんなことを考えながら行政の皆さん方が一つ一つ今年におかれます施策を考えるとと思います。どうかいろいろな財源確保に向けて、少しでも前向きに取り組んでいただきたく、切に切望、要望しながら質問をさせていただきます。

まず初めに、今後の市政事業施策の進めで、実行に向けて質問させていただきます。

1つ目は、地域振興事業の中で結婚新生活支援補助金、令和3年度の状況と成果はどのようになりましたでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 利用実績が令和2年度よりも14件増加して、25件の方に交付させていただき、アンケートの結果からもほぼ全員の方から婚姻時の経済的負担の軽減に大いに役立ったとの御回答をいただいております、婚姻時に伴う新生活を経済的に支援することができたと思っております。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） そうですね、昨年補正予算も積みながらしっかりと対応している。経済的負担の軽減ですね、まだまだコロナの終息の見えない、そして見えない災害を共に歩んでいくわけですが、その中で、今年度についてもこの予算も入っておるわけですが、ただ金額的なことを言ってもいいかな、どうかなというふうに思うんですけど、幅広く市民の方に、結婚したら渡していきたいという要望の内容だと思う次第でございます。予算を見ますと。ですから、幅広く弥富市に住んで結婚していただく、また条件を満たしていただければ、手元に届けばありがたいな、弥富市はいいところだなあというふうに人から

人へ、また若い人が定住促進に少しでもなっていればいい話だと思います。どうか、この政策も今年度続けて行っていただきたいと思いますので、市民生活部長、よろしくお願いします。

引き続いて、2つ目の質問をさせていただきます。

コロナ禍における出産臨時特別給付金に当たり、令和2年4月から令和4年2月までの状況をお聞かせください。

○議長（大原 功君） 飯田児童課長。

○児童課長（飯田宏基君） お答えいたします。出産臨時特別給付金給付事業につきましては、コロナ禍における子育て世帯への支援策として、令和2年4月28日から令和4年3月31日までに出生した児童を対象に、1人当たり5万円を現金で窓口給付しております。この実績につきましては、令和2年度は294人、令和3年度は2月末現在302人、合計596人となっております。また、新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない状況でありますので、国の地方創生臨時交付金を活用し、本事業を令和4年度も継続させていただきたいと考えております。

定例会中日の3月14日に令和4年度予算の補正予算を追加上程させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 出産臨時特別給付金、コロナの中で続けていただいております。今年度も当然3月14日、予算補正で上程されるということですから、しっかりと事業を進めていただきたいという私はそう思っております。

やはり令和2年から、4月28日から様々ないろんな声がありまして、当然いい声ばかりでございますし、やはりよそのまちと比べられる若い人たちは、もういるわけでございます。知らずと知らずで、弥富市に籍を入れて、そしてまた婚姻届を出し、出生の届出をしたら現金でもらえると。でも、これが令和2年から職員さん考えていただいて、お祝いメッセージをつけてお渡しをしているということは僕も前の議会でも言いました。弥富の「や」でやつと会える、そして「と」で尊い命、そして「み」でみんなで守ろう、「し」で幸せな日々をということで、お祝いメッセージつきでお渡しで、ピンク色で、今日のここに壇上にある花の色と同じで、そういうふうにな心優しい職員さん、よく考えていただいた言葉だと思います。それを受け取った若い御夫婦は本当に幸せだなあと。よかったなあと、弥富で。産み育てる切れ目のない子育て支援政策、市長もしっかりと前向きにやっていただいておりますので、どうかそのような心が続けること、継続すること、また要望したいと思います。

3つ目でございます。

1つ目、2つ目は子育て支援及び定住促進につながる施策であります。今後は、幅広く多

くの方にもっとPRしていただきたいなあと思います。

新事業でありますネーミングライツパートナー事業計画内容につきまして、少し細かく質問させていただきます。

まず1つ目、ネーミングライツにおかれまして、募集方法といつ頃から取り組むのか、事業計画内容をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 募集方法は、市ホームページに掲載をし、募集開始時期につきましては、年度初めの4月上旬から行う予定でございます。

また、愛称の使用開始日は、周知期間や導入準備に要する期間などを踏まえて、ネーミングライツパートナーと協議したいと考えております。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） このネーミングライツパートナー、たくさんあるといいわけですが、しっかりと相性を踏まえながら、まずは取り組む内容でございました。

もう一つ詳しく、年間契約金額と契約年数お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 年間契約金額は33万円以上、契約年数は3年から5年で募集を行う予定でございます。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） この金額においても熟慮されたと思いますし、考えられたと思います。ただ、契約年数、しっかりと3年から5年って非常にいい期間かなというふうに思う次第でございます。1年だけではやはりいろいろな経費がかかってくるかと思います。そして、定着をしていくには大事な部分ですから、やはり2年、3年ですね、印刷物等いろいろとあるかと思いますが、熟慮されたなあというふうに感じる次第でございます。どうか、そのネーミングライツパートナーの方とこのような内容を、しっかりと今の内容を明確にして対応していただいきたいなあというふうに私も思う次第でございます。

では、弥富市におかれまして最初にどの施設を対象としていますか。

また、その施設での年間利用者数はどのくらいですか。お伺いをいたします。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 十四山スポーツセンターを対象としております。

年間利用者数は、令和元年度が約7万3,000人、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で減少しておりますが、約3万1,000人でございます。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 十四山スポーツセンターと、まずは候補地ということで考えておられ

ると。令和元年度利用者数7万3,000人、すごいですね。いいことだと思います。ただ、コロナの中で令和2年からは減少と、当然コロナでしたから利用者、また市のほうとしてもコロナの委員会の皆さん方で閉鎖をしたわけですし、使用されない状況もあったと思います。そういう意味で大変だったと思いますが、今後、これから終息を願いながら利用者がますます増えていくことを願うわけでございます。どうかその十四山スポーツセンターで、まずは一つ一つと進めていただきたいと思います。

ネーミングライツ最後の御質問をさせていただきます。

今後、もし多くのネーミングライツのお話がありましたときに、どこの施設の対象も考えておられますか。お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 総合社会教育センターや総合福祉センターなどを候補として考えております。

○議長（大原 功君） 加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 総合社会教育センター、総合福祉センターなどを候補というわけでございますので、その状況を考えていただきましての候補地だと思います。今後、市にとってもやはり新しい施策です。新しい取組です。新しい財力です。そう思う次第でございます。しっかりと進めていただきまして、市ホームページや各市内企業、周知、そしてまた協力の依頼を努力していただきまして、財源確保、またウィン・ウィンとなるような市と、そしてまたネーミングライツの方と関係を、うれしく喜んでもらえるような取組をしっかりとさせていただきたいと思います。これを持ちまして、今回の一般質問を納めさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午前10時40分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時32分 休憩

午前10時40分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 8番 江崎貴大でございます。

通告に従いまして、大きく2題、一般質問をいたします。

まず1題目は、海部南部権利擁護センターの現状と今後についてです。

令和3年1月4日に海部南部権利擁護センターが開所されました。認知症であっても、障がいがあっても、自分らしい生活を守るための支援をする期間です。平成28年に成年後見制

度の利用促進に関する法律が施行されたこともありまた、今後のニーズが増加していくことも見込み、弥富市、蟹江町、飛島村の3市町村が検討会を開催するなど、協力して立ち上げ、現在、委託をし運営されています。

このセンターには、2つの機能があります。1つ目は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない方が住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らせるように、本人の権利や財産を守り本人の意思を尊重した生活ができるよう支援する成年後見支援です。2つ目は、障がいのある方や御家族がスムーズに相談できる体制づくりと支援のネットワーク構築をし、障がい福祉についての総合相談事業を行う障がい者基幹相談支援です。

今回は、この2つの機能についてそれぞれ質問したいと思います。

まずは、成年後見支援についてです。令和3年1月の海部南部権利擁護センターの開所から1年が経過しました。まずは権利擁護についての相談業務と、成年後見制度の普及、啓発業務から取りかかっているかと思いますが、ここまでの活動実績を伺います。まずは相談業務についてお伺いします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 権利擁護に関する相談支援事業の実績といたしましては、令和2年度につきましては、令和3年1月からの開所から3月までの間で3市町村合わせまして、窓口相談13件、電話相談25件、訪問相談6件の合計44件でありました。令和3年度につきましては、令和3年4月から令和4年1月までの間で、3市町村合わせまして、総合窓口相談118件、電話相談257件、訪問相談90件、メールやファクス、会議などでの相談25件で、月1回各市町村に赴いて実施する巡回相談14件、合計507件ございました。

また、成年後見制度に詳しい弁護士による相談は30件ございました。以上です。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 相談件数は令和3年度は1月までで合計507件、また弁護士相談30件と、多くの方に御利用いただいているのが分かります。

次に、普及啓発事業についてお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 権利擁護に関する普及啓発事業といたしましては、令和2年度はパンフレットやチラシの作成・配布、ホームページの開設、研修会への講師派遣などにより、関係者や住民に対して権利擁護の制度の普及啓発を行いました。

令和3年度につきましては、各市町村において講演会や研修会を開催いたしました。弥富市では、住民のための講演会や、行政職、福祉職のための研修会を、蟹江町では、住民のための勉強会や福祉職のための勉強会を、飛島村では、住民のための勉強会を開催いたしました。また、関係者向けには、毎月弁護士を交えた権利擁護に関する事例検討会やミニ講座を

開催しております。さらに、各市町村の民生委員協議会定例会に赴き、海部南部権利擁護センターの概要と、成年後見制度の説明などを行ってまいりました。以上です。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 普及啓発事業においても拡充され、先ほども相談件数の増加からも分かりますとおり、住民関係者の方にも広く知れ渡り、この地域に欠かせない機関へとなっていると思います。

さて、政府においては平成29年3月24日、成年後見制度の利用の促進に関する法律、いわゆる促進法に基づく成年後見制度利用促進基本計画を閣議決定しました。促進法14条第1項において、市町村は、基本計画を勘案して、市町村における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めるとされています。

以前にも質問させていただいておりますが、成年後見制度利用促進基本計画は、市としてどのように策定し、どのような進め方をするのかお尋ねいたします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項では、市町村の講ずる措置として成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めることとされております。この成年後見制度利用促進基本計画の策定につきましては、努力義務とされており、本市では現在策定は行っており、また、具体的な協議等は行っておりません。

今後につきましては、海部南部権利擁護センターと協力しながら、高齢福祉分野や障がい福祉分野に係る各計画の改定時期に合わせまして策定を行ってまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 一方、この成年後見制度利用促進基本計画は、お隣蟹江町では、地域福祉計画の中で既に記載されています。地域福祉計画は、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成30年4月の社会福祉法の一部改正により、任意とされていたものが努力義務とされました。さらに、地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する、いわゆる上位計画として位置づけられました。

弥富市の地域福祉計画の現状、他市の状況と、今後の方向性について伺います。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 愛知県内38市における地域福祉計画の策定状況につきましては、5市が未策定となっており、本市も未着手でございますが、地域福祉計画策定に向け他市の地域福祉計画を参考に策定手順など研究を進めておるところでございます。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 愛知県内38市の中で、未策定は5市であり、弥富市はその中に含まれているという現状ということです。この現状を弥富市行政のトップである弥富市長、もしくは福祉六法に定める援護、育成または更生の措置に関する事務をつかさどる第一線の社会福祉行政機関のトップである弥富市福祉事務所長はどのように捉えているのか、お聞かせください。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 健康福祉部長でございますが、福祉事務所長も兼務しておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

地域福祉計画につきましては、平成30年4月に施行された社会福祉法において、福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画と位置づけられているとともに、地域福祉計画の策定が努力義務となったことは承知しております。本市におきましては、障がい者計画、介護保険事業計画、子ども・子育て支援事業計画など、担当課において策定した計画に基づき、事業を実施しております。上位計画として策定の必要性は感じておりますので、今後につきましては、関係課と調整の場を設け、地域福祉計画作成に関し、協議を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） ぜひ協議を進めていただきたいと思いますし、地域福祉活動計画においても、社会福祉協議会とも連携をして取り組んでいただきたいと思います。

さて、成年後見制度の利用促進に向けて、国は、認知症高齢者等の状態の変化を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度の利用に至る前の支援から、成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成を総合的に推進しています。今後、介護サービス利用契約の支援などを中心に、成年後見の担い手として市民の役割が強まると考えられることから、市町村は、市民後見人を育成し、その活用を図ることなどによって権利擁護を推進することが求められています。

本市の市民後見人など権利擁護人材育成への認識と、今後の方向性をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 成年後見制度の必要性は高く、今後その需要

は増大するものと考えております。成年後見制度の諸課題に対応するためには、弁護士などの専門職による後見人がその役割を担うだけではなく、市民を含めた後見人、市民後見人を中心とした支援体制を構築する必要があると認識しております。

しかし、市民後見人の必要性は認識されながらも、現実には市民後見人の育成、活用が進んでいないことも承知しております。

権利擁護人材育成事業に関する調査研究報告書では、その要因といたしまして、1点目、住民等の意識が熟成されていない。2点目、市民後見人の養成からフォローアップ、バックアップの体制が整備されていない。3点目、市民後見人養成研修を修了後、活動の場がなく、修了者のモチベーションも維持できない。4点目、家庭裁判所との連携が不十分な場合、家庭裁判所による選任に至らないなど、大きく4点が上げられており、これらの解消が課題となると考えております。

なお、要因で上げました3点目の市民後見人養成研修につきましては、海部南部地域のみで開催いたしましても、応募数が期待できないこともあり、海部圏域に権利擁護センター、もしくは成年後見センターが設置された後に海部南部圏域全体で協力し、市民後見養成研修の開催を検討してまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 次に、委託する海部南部権利擁護センターが行う2つ目の機能、障がい者基幹相談センターについて質問いたします。

センター開所から全てのことを手がけるのは困難だと認識しておりますが、障がい者基幹相談支援事業としての活動実績をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 海部南部自立支援協議会をはじめ、弥富市、蟹江町、飛島村の障がいに係る各会議に参加していただいております。必要に応じて個別ケースの相談会議に参加していただいております。障がい者相談事業所や、障がい者事業所につきましても、3市町村を巡回し、センターの存在を周知するとともに、顔の見える関係づくりを進めていただいております。

また、3市町村の各障がい者虐待防止センターと連携しており、虐待防止や差別解消に関する研修会や勉強会を開催しております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 先ほども申しましたとおり、センタースタート時から障がい者基幹相談支援センターとして、期待される役割を務めることは難しいことは理解しています。

一方で、市長の施政方針にもありましたとおり、高い期待感があるのも事実です。障がい者基幹相談支援センターに求める役割をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 地域の相談支援の拠点として、身体障がい、知的障がい、精神障がいなどの総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて、総合的、専門的な相談支援の実施、地域移行、地域定着への取組、権利擁護、虐待防止、地域の相談支援体制の強化の取組を行う役割があると認識しております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 今、様々な役割を述べていただきました。それぞれについて、どのような業務がなされるのか、またどの程度達成できるのか、個別に伺いたいところですが、それは今後を確認させていただくとして、ここでは障がい者基幹相談支援センターの現状の立ち位置をどのように認識されているのかお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 障がい者基幹相談支援センターは整備されたばかりであります。行政、相談支援事業所などと連携し、権利擁護、虐待防止、地域の相談支援体制の強化等に取り組んでいただいております。

しかしながら、求められている役割を果たすには、相談員の増員をはじめ、整備を進める必要があるのではないかと考えております。地域に伝えるには、もうしばらく時間を必要とするものと認識しております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 相談員の増加をはじめ、整備を進める必要性があるとの答弁でありました。その方向性で進めていただき、求められる期待に応えていただきたいと思います。

弥富市障がい福祉計画の策定過程において、この基幹相談支援についても議論がなされていたと承知しています。その中で、課題として障がい児分野の相談員が不足している現状、その部分でバックアップ体制としての役割もセンターに期待されていることとして上がっていたかと思います。海部南部3市町村では、障がい児支援のサービス等利用計画の作成状況において、セルフプランの率が当時は高くなっている状況でした。このセルフプランの現状は、どのようなになっているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 本市の障がい児支援利用計画策定済者数のうち、セルフプランの比率につきましては、平成30年12月時におきまして60.4%でございました。令和3年12月には33.1%となっており、セルフプラン作成状況につきましては減少傾向にございます。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 相談事業者さんの頑張り、また弥富市においても相談支援に予算を付けて対応いただき、より多くの方に必要な支援が届くためにも、いい傾向に向かっているのではないかと思います。

それでは、相談支援について、今後どのような方向性をお持ちなのか伺いたします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 障がい児の方が抱える問題の解決や、適切なサービス利用に向け、よりきめ細やかな支援を行うため、原則として全ての障がい福祉サービス等を利用する障がい児について、指定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画、障がい児支援利用計画の作成を利用させていただくようサービス利用の更新時に御案内をしております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） よろしくをお願いします。

障がい者基幹相談支援センターへの期待は高まっていくと考えられます。センターに今後、数年後に求める役割、将来的に求める役割も含めて、現状の規模からどのように進展させていくのか伺いたします。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 将来的には、自立支援協議会の事務局や困難事例の対応連携などにも関わっていただくよう、要望していきたいと考えております。基幹相談支援センターによりますと、圏域地域アドバイザーや、先進地を研修訪問した際に、基幹相談支援センター業務を行うに当たり、2名から3名の専属の相談員が必要であるとアドバイスをいただいたということでございます。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） アドバイザーや先進地でのアドバイスでは、専属で相談員が2名から3名必要であるとの認識ということでした。今後求められていく役割について、センターとも共有して業務体制整備を推進していただきたいと思います。

令和2年度の予算の説明の際、海部南部権利擁護センターは、センター長、各分野常勤、非常勤、各1名の計5名体制でスタートさせるとの説明をいただいております。人員配置や作業量からも、成年後見支援のほうがメインになってしまうのは、現状では致し方ないことかと承知しています。どの分野でも人材の確保は課題ではありますが、今後、障がい者基幹相談支援センターに求める人材や、人材確保の方策について伺いたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 地域における相談支援機能が適正かつスムーズに実施されるよう、専門的なスキルを有する職員の配置が求められていると考えておりま

す。人材確保の方策といたしましては、関係市町村などのホームページや、広報への採用情報を掲載し、人材確保につなげることができればよいと考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） さきの施政方針でも述べられたとおり、障がいのある方や御家族がスムーズに専門的かつ総合的な相談ができるよう、支援体制の充実を図っていかねばなりません。そのためには、海部地域の相談支援事業所や、社会福祉協議会との連携はますます重要となっております。そこに障がい者基幹相談支援センターが新たに加わったのですが、より深く連携していただきたいと願っています。

特に、地域福祉を担う社会福祉協議会とも人事交流なども視野に入れた密な連携をしていただけたらと思います。社会福祉協議会や相談事業所との連携についてどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 関係機関との人事交流などを含めた連携につきましては、各機関との調整が必要となりますが、現在のところ3市町村の社会福祉協議会が実施いたします日常生活自立支援事業の担当者等との意見交換会を行うとともに、自立支援協議会の相談支援会議に基幹相談支援センターが出席をいたしまして情報を共有することで連携をしております。

また、令和3年度につきましては、各事業所からの相談が51件、福祉協議会から32件の実績が上がっており、連携は図られているものと認識をしております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 障がい者基幹相談支援センターとしての機能がより果たせるような連携をますます進めていただき、センターが先ほどのアドバイザーからの提言のような体制づくりができれば一番いいのですが、求められるスキルも高いものが求められることになるでしょうから、地域資源を生かしながら、それぞれ連携し合って活動をしていただきたいと思います。

次の質問に移ります。

2 題目、コロナ禍での子供たちの運動能力の低下について一般質問をします。

令和3年度は、コロナ禍でありながらスポーツ熱に沸いた1年間でした。アメリカ大リーグでの日本人選手の大活躍、夏には東京オリンピック・パラリンピック。つい先日までは、北京での冬季オリンピックが記憶に新しく、現在は続いて北京でパラリンピックが開催中です。

一方で、新型コロナウイルス拡大による活動制限などの影響からか、子供の運動能力の低下が危惧されております。以前、コロナ禍における子供たちの視力の低下について質問させ

ていただいた際にも課題として指摘させていただきましたが、改めてこの場で質問させていただきます。

スポーツ庁は、2021年12月に全国体力・運動能力調査の結果を発表しました。2020年度は実施の可否が自治体ごとに判断されたため、全国としての十分なデータが得られませんでした。2021年度は実施されることができました。小学校5年生と中学校2年生の悉皆調査で実施され、その結果、体力合計点は、各学年男女ともに2年前より低下したという結果が出ました。実技テスト項目では、特に上体起こし（腹筋）、反復横跳び、シャトルラン、持久走については大幅に下落しています。長座体前屈だけおおむね向上していますが、その他の種目も低下傾向にありました。低下の主な要因としては、令和元年度から指摘されている運動時間の減少、学習以外のスクリーンタイム、これは平日1日当たりのテレビ、スマートフォン、ゲーム機等による映像の視聴時間ですが、そのスクリーンタイムの増加。肥満である児童・生徒の増加について、新型コロナウイルス感染の影響を受け、さらに拍車がかかったと考えられています。

また、コロナの感染拡大防止に伴い学校の活動が制限されたことで、体育の授業以外での体力向上の取組が減少したことも考えられています。

そこで、スポーツテストの結果において、本市としての特徴や問題点を分析しているかお伺いいたします。まずは体力合計点、実技テスト項目の状況についてお伺いします。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 市内小学校男子の体力合計点は、県平均より高く、全国平均よりやや低くなっております。項目で見ると、握力、長座体前屈、反復横跳び、50メートル走は全国平均よりも高い結果となっております。一方で、立ち幅跳びは全国・県平均を下回っております。市内小学生女子の体力合計点は、全国・県平均より高くなっております。県平均を上回った項目は、握力、長座体前屈、反復横跳び、50メートル走、ソフトボール投げでございます。

市内中学校における体力テストの種目は、シャトルランが持久走に、ソフトボール投げがハンドボール投げになっておりますが、測定する種目数は変わりません。

市内中学校男子につきまして、体力合計点は、全国・県平均より低くなっております。特に低かった項目としましては、上体起こし、立ち幅跳びとなっております。市内中学校女子も同様に、体力合計点は全国・県平均よりやや低くなっており、特に値が低かった項目は、男子と同様で上体起こしと立ち幅跳びでございます。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 次に、運動時間、生活習慣の状況についてお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 1週間の学校の体育の授業以外の運動時間につきましては、小学校の男女とも全国の値とほぼ変わらない状況となっています。市内中学校では、男子は県とほぼ同じ状況で、全国と比べると平日の運動時間がやや少ない傾向が見られます。土日は全国と同程度の時間となっております。

生活習慣につきましては、朝食を毎日食べる児童・生徒の割合は、市内小中、男女全てで全国、県よりも高くなっております。睡眠時間につきましては、小学校男子では9時間以上取れている児童の割合が、全国、県に比べて高くなっている一方で、五、六時間以上7時間未満の児童の割合が全国、県に比べて高くなっております。小学校女子につきましては、9時間以上取れている児童の割合が全国、県に比べて低くなっております。市内中学校では、男女ともに全国、県と比べて8時間以上取れている生徒の割合が高くなっており、全体的に睡眠時間が長く取ることができております。テレビやゲーム、スマートフォンの学習以外での使用時間は、市内中学校の男子で5時間以上画面を見ていると答えた生徒の割合が全国、県に比べて高くなっております。

総じて、市内小・中学校の児童・生徒は、早寝早起き朝御飯が実行され、良好な生活習慣が確立しているようでございます。しかしながら、一部にテレビやゲーム、スマホに夢中になり、生活が乱れ、それが不登校の一因となっている児童・生徒も少なくはありません。

引き続き、保護者も交えた啓発活動を行ってまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） この調査では、運動やスポーツに対する意識の質問もあり、運動やスポーツをすることを「好き」と回答した割合が、小・中学校男女ともに減少しているという結果になっていました。運動に対する意識についても、本市としてどのように分析しているのか伺いたします。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 市内小学校では、男子女子ともに運動やスポーツをすることが「好き」「やや好き」と答える児童の割合は、全国、県と比べてやや高くなっており、中学校では、男子は全国、県より低く、女子は全国、県に比べて高くなっております。

嫌いな理由としては、小学校男子で最も多いのが、体育の授業でうまくできないからで、女子は、小学校入学前から体を動かすことが苦手だったからというものであり、こちらも全国、県と比べて高い割合となっております。中学校での嫌いな理由としましては、男女ともに中学校入学前から体を動かすこと苦手とか、汗をかくことが嫌、運動部活動の練習がきついなどでございます。

これらの結果から、運動の苦手な児童への指導の在り方、また小・中学校を通して、運動そのものや仲間との交流の楽しさを味わわせることを意識して、活動に取り組んでいくこと

が必要であると考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） この2年間は、コロナ禍で施設を閉鎖しなければならない状況や、各種イベントが開催できない状況があったことは承知しております。やはり、運動するには機会や場所が不可欠な条件になってくるかと思いますが、運動する機会や場所の提供は充足しているのか、また、アフターコロナに対応できるのか伺いたいします。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） コロナ禍で小・中学校ともに部活動や大会が中止になったり、水泳の授業や持久走大会が中止になったりと活動に制限があったこともあり、運動する機会については、コロナ前と比べて少なくなった面もございます。市内の学校も、体力が低下している児童・生徒が増えたと回答しているところがほとんどでございます。

そのため、各小・中学校で体育授業内における運動量を多くしたり、体育の授業以外での体力、運動能力の向上に係る取組として、縄跳び、体ほぐし運動、複合した活動などを実践しております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） 先日、世界でも活躍する卓球の選手にお会いする機会がございました。この方は、コロナ禍で施設が使えず、練習したいときに練習ができないということがあった経験から、これからさらに飛躍するためにはいつでも練習できる、帰ってこられる場所が必要であると思い、御家族が地域にも開設できる拠点、施設を新たに造ったということでした。スポーツをする上で、場所があるということが大切だと改めて感じた次第であります。

続きまして、体育の授業以外での体力向上の取組も、体力、運動能力の向上には適切な手段であると思います。また、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現においても、児童・生徒が自ら体を動かしたり、運動の楽しさを感じたりできるような取組も重要であります。その一助となるのが、地域でのスポーツ活動を行う団体かと思います。部活動における教職員の負担軽減の観点においても、地域スポーツの活用が見られておるところですが、そのような地域スポーツと学校との連携はどのようになっているのでしょうか。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 文部科学省から、教員の長時間労働の要因となっている部活動の在り方に関わる具体的な方針で、2023年度以降、段階的に地域に移行される方針であることが発表されました。

現在、市内中学校の部活動の一つにするモデルを軟式野球部で試みております。市内中学校合同の軟式野球クラブチームは、昨年度までは市内中学校の教員が持ち回りで指導をしておりましたが、今年度からは、少年野球の元指導者を中心に、弥富ベースボールクラブ中等

部を運営して、3 中学校の野球部の生徒の技術指導に当たっております。この流れをほかの協議でも実現するため、関係諸団体とも連携して推進していきたいと考えております。

なお、本市には、市の雇用として4 年前から部活の指導員を民間からお願いし、弥富中学校で2 人、弥富北中学校で3 人、十四山中学校で3 人お願いしております。

今後、平日の部活動は教員と部活の指導員で、休日の部活動は地域の指導員が運営していく流れを推進してまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8 番（江崎貴大君） 体育の授業で I C T 機器の活用を行っている他自治体における事例も紹介されています。本市において、体育授業等での I C T 機器の効果的な活用の現状と認識について伺いたします。

○議長（大原 功君） 教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 体育の授業における I C T 機器の主な活用法としましては、自分の運動の様子を録画し振り返り使用されています。その録画を見ることで、自分の運動の様子を客観的に振り返ることができます。そして、友達と一緒にコツや改善点を考え、自分の改善点を把握することでそれを克服するためにはどうすればよいか、考えたり、以前の自分の運動の様子と比較して、自身の成長を感じ取らせ、次への目標設定をさせたりして主体的な学びにつなげてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8 番（江崎貴大君） タブレットを導入されたばかりではありますが、いろんなところで積極的に活用していただき、またいい事例がありましたら各校共有していただくようお願いいたします。

この体力・運動能力調査では、コロナ禍においても運動やスポーツをする時間が増加したと回答した児童・生徒は約3 割であり、その特徴としては、運動やスポーツの大切さを認識しており、体力が高い傾向が認められています。このことから、学校や家庭において、日頃から児童・生徒に運動やスポーツをすることの大切さを伝えるとともに、運動の楽しさを実感し、工夫しながら運動をする習慣の定着に努めることが大切であることが分かります。

また、名古屋大学などの研究グループの調査では、児童のバランス機能の低下と体脂肪率の上昇が見られ、児童の転倒リスクは緊急事態宣言前の約1.9 倍に上昇したという調査結果も出ているそうです。このような事態を避けるためにも、運動と良好な食生活が望ましいとまとめられています。

運動能力の低下や生活習慣の悪化について、保護者に適切に情報提供されているのか伺いたします。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 家庭での連携につきましては、コロナ禍で子供の体力の低下を感じており、小学校では、運動やスポーツの機会をつくることについて家庭に協力を促している学校の割合が、全国や県と比べると高くなっております。体力に関する調査結果の連絡や、保健だよりなどを通して、今後も啓発や生活改善のための情報を家庭に発信しながら、連携をしてまいります。

○議長（大原 功君） 江崎議員。

○8番（江崎貴大君） コロナ禍であることが大変残念であります。スポーツへの関心が高まっている状況で、子供たちに運動に親しんでもらう、そして、運動の大切さに気づいてもらう、一方で保護者に対して運動や生活習慣の大切さを知っていただき、子供の健康維持、体力向上につなげていただくことをお願い申し上げまして、私の一般質問を終えさせていただきます。

○議長（大原 功君） 暫時休憩し、再開は午前11時30分といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時21分 休憩

午前11時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、早川議員。

○12番（早川公二君） 12番 早川公二です。

今回は2件質問させていただきます。

ブロック塀と空き家についてであります。では早速ブロック塀から質問させていただきます。

現在でも、通学路、避難路等で危険なブロック塀を見かけますので質問します。

平成30年、大阪でのブロック塀倒壊による死亡事故が起き、これを受け調査が行われたが、どこをどのように調査をしたのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 平成30年度の調査は、大阪北部地震によりブロック塀が倒壊し、小学生が巻き込まれて死亡するという大変痛ましい事故が発生したことを受けまして、都市整備課といたしましては、愛知県の建築指導課の指導により、民間建築物のブロック塀などの安全点検が実施され、本市においても愛知県と市の職員の合同による点検を実施いたしました。期間は、平成30年7月17日から8月14日までの間の5日間点検を実施いたしました。点検方法は、避難所に通じる道路に住宅が密集している前ヶ須地区、佐古木地区、鯛浦地区を市が重点対策区域とし、ブロック塀の高さ、厚さ、控え壁の有無、ひび割れ・破損などの

有無につきまして、敷地の外から目視により確認いたしました。

また、教育委員会におきましては、学校内・通学路の点検は、専門家からアドバイスを受ける形で目視による点検を行いました。以上でございます。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 都市整備課と教育委員会で調査を行ったとのことですが、部局間で情報共有しながらの調査であったのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 教育委員会は、学校が行った調査結果を基に、土木課、都市整備課とともに精査し、関係機関等と調査し対応いたしました。また、都市整備課では、教育委員会が調査した通学路の点検結果のうち、危険なブロック塀の情報を抽出し、併せて取りまとめを行っております。また、平成30年10月よりブロック塀等撤去費補助金の制度を設けましたので、危険なブロック塀については、その後も学校教育課を通じ情報をもらい、現地確認の上、補助制度等を周知しております。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 当時、危険なブロック塀の件数、対策、対応状況をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 平成30年度と令和元年にかけ、状況調査を実施いたしましたところ、控え壁がない、またひび割れや破損等が見られたブロック塀は、平成30年度は131件調査いたしまして、そのうち72件、令和元年度は20件調査いたしまして8件ございました。このような状況を踏まえ、平成30年度10月よりブロック塀の先ほど申しましたブロック塀の補助金の制度を設けました。

また、学校内及び通学路について調査したところ、校内のブロック塀の適法性の判定は建築基準法に基づき行い、不適合と判定したブロック塀は6小学校12か所ございました。それらは全て撤去いたしました。以上でございます。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） その後、継続調査を行っているのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 令和3年度は、過去の調査結果を基に再度現地調査を実施し、ひび割れ、破損等のあるブロック塀の所有者に対し、適正な管理をお願いするチラシや、補助制度の案内を対面及びポスティングにて周知をいたしました。

また、通学路においては、ブロック塀以外にも危険と思われる傾いた電柱、老朽化した家屋、自動販売機、街路にある看板などの危険箇所について、N T T西日本や家屋管理者に対

して対応をお願いいたしました。

また、通学路の安全点検につきましては、弥富市通学路安全推進会議において土木課、市民協働課をはじめ、愛知県海部建設事務所道路整備課同じく維持管理課、国土交通省名古屋国道事務所、蟹江警察署交通課、PTAから構成される委員による通学路に関する交通安全対策や現地確認をしております。また、学校では教員による通学路点検を毎学期実施しております。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 現在の危険なブロック塀の件数、対策、対応状況をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 先ほども御答弁申し上げましたとおり、今後も調査を継続するとともに、点検調査により不適合な項目が確認されたブロック塀に関しましては、所有者において点検していただく内容のチラシや、補助制度の内容を対面及びポスティングにて周知してまいります。

また、教員による目視点検において、危険としているブロック塀は50か所あります。これらは民地内のものであり、撤去等の対応が難しいのが現状でございます。

学校では、危険箇所を示したハザードマップを作成し、子供たちと情報共有をしております。また、必要に応じ危険箇所を避けたり通り抜けたり、通学路を変更したりするなど対応をしてまいります。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） チラシの周知でポスティングしたりとか、引き続きの調査ということですが、本市以外の団体との連携の現状をお伺いいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 実施しております調査には、鉄筋等が入っていないブロックなどについて専門的な知識が必要となる案件もございますが、現段階におきましては目視にて倒壊のおそれが高いと思われるブロック塀に対しまして、愛知県の協力の下、点検調査を実施していきたいと考えております。また、先ほどの答弁にありました弥富市通学路安全推進会議において、関係機関と連携し、通学路の点検を行っています。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 分かりました。平成30年10月よりブロック塀等撤去補助金の制度を設けたとのことでしたが、10万円、国が2分の1の5万円、県4分の1の2万5,000円、市4分の1、2万5,000円。実際この補助が使われたのは事前の調査1件というふうにお聞きしております。それ以外は、補助を使っていないのか、きっと恐らく改修、補修していない

のではないのかなと、そのように感じております。

これ少なくないですか、実際。10万円では補修しようと思ってもちょっと無理ですよね。そこで、増額はできないでしょうか。お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） ブロック塀等撤去補助金の上限につきましては、補助金創設時に近隣市町村の状況を確認しながら補助金上限額を決めており、近隣市町村につきましても、ほぼ同額の補助を行っておりますことから、現在では補助金の増額については考えておりません。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 補助金の増額は考えていないということですが、基本、最初の始まりは通学路の危険ということですので、補助金の増額は無理だということは理解するんですけど、じゃあ、これ民地の話ですよ、やっぱり所有者の責任ということですよ。はっきり言ったらどうなんですか。実際、所有している人がきちんと責任を持って改修、補修してくださいねということですよ。了解しました。

それでは、次の質問に移させていただきます。

空き家についてであります。

空き家は、管理が不十分となりやすく、不法侵入や不審火などのおそれがあり、これらに対する近隣住民の不安感もあります。そのため、本市はもとより警察、消防や地域の関係者等が連携する等により、空き家に起因する犯罪や火災等の未然防止と、住民の不安解消に努める必要があるのではないのでしょうか。本市における今現在の警察、消防署との関わりはどのようなになっているのか、お伺いいたします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 市が把握しております空き家は、所有者による適切な管理がなされず、周辺環境に悪影響を与えている、また与えるおそれのある空き家でございます、その情報収集といたしましては、おおむね4年ごとに地元の区長さん、区長補助員様の皆様の御協力の下、情報提供をいただき取りまとめを行っております。

その資料を取りまとめる過程におきまして、消防署が把握しております草木の繁茂等により火災のおそれのある空き家情報をいただいております。警察との連携につきましては、その空き家が犯罪につながるおそれがある空き家と認められる場合には、情報提供等の連携を図ってまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 早川議員。

○12番（早川公二君） 消防署は情報をもらっている、警察は情報提供等の連携をこれからしていくとのことですが、他市では連携協定等を締結しているところもあります。本市にお

いても、消防と警察としっかりと連携しながら、犯罪や火災等の未然防止に努めていただきますことを求めて、これにて以上終了いたします。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後 1 時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時42分 休憩

午後 1 時00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 10番 高橋八重典です。

通告に従いまして、質問させていただきます。

1 問目に、先人たちの夢、弥富駅周辺整備計画を実現し、次世代につなげと題しまして質問していきます。

今定例会に、J R ・名鉄弥富駅自由通路橋上駅舎化事業関連予算の議案が提出と、事業の中止を求める市民グループによる請願書が今回も提出されております。今までの請願書については、否決が何度となく繰り返されてきています。

当然ですが、市民全員参加による事業推進が好ましいことは言うまでもありません。しかし、我が日本国は議会制民主主義でありますので、首長である市長が議案を議会に提出し、市民の代表である議員が議論し、賛否を問い、物事が決まっていきます。

この 2 年、市内で一部団体による反対運動が日々行われてきました。よくも悪くもこのことにより、一部の市民が混乱を招いていることも事実であると同時に、多くの市民から、一体どうなっているのか、とにかく一方的な情報しかなく、なぜ市長は公約の駅前整備を含めた説明をしないのかなどと、賛否は別として、多くの声が私たち議員に寄せられております。しかし、考えは十人十色でありますので、いろいろな意見があり、賛成、反対の 2 択で考えるのは少々乱暴であると考えます。賛成者、反対者の中にも、全くの賛成、反対も見えれば、一部が賛成、反対の方も見えます。

何を申し上げたいかというと、執行者である市長が安藤市政になって 2 年間、市民に対して全く説明をされなかった。特に喫緊のこの 2 年間では、締結するまで内容について議論はできないとされ、追い打ちをかけるように、新型コロナウイルス感染症対策、拡大防止に関する制限を理由に丁寧な事業説明がされてこなかった結果、間違っ理解されている市民が多く見えるということです。この事業は、安藤市長就任直後に大きくつまずき、予算の差し替えという前代未聞の事態にまでなり、結果、市長報酬 3 割削減ということで責任を取るといふ苦い思いのある事業であると同時に、当市と市長にとっても非常に重要な事業であると

思います。

また、市長の任期となる今年、反対活動をされている団体からは、この事業の賛否を争点にした候補者を立て、次期選挙で民意を問うと言われたチラシも配られております。ネットのコミュニティ上では、2年後の私たちの市議会議員選挙に向け、賛成議員を落選させるキャンペーンを張ろうとまで言われている状況であります。個人的には、選挙の無投票は公約等に対し民意が問えないと考える一人でありますので、志ある方に立候補いただくことは大いに賛成であり、ぜひ立候補をし、民意を問うていただければと思います。

改めて、行政のトップである市長には、この事業が市政を混乱させている、この現状を重く受け止めていただきたいと思います。

今回の一般質問において、安藤市長及び担当部課長は、答弁される際、駅周辺整備を掲げてみえる市長の考えに基づいた方針、事業を完結させる思い、何よりも誰もがイメージができ、理解ができるよう、強い意志を持って、分かりやすく答弁に臨んでいただきますことを先にお願いいたしまして、質問に入ります。

本題に入りますが、そもそもこの事業は、昨日までの一般質問の中でも各議員が申されておりましたが、弥富駅周辺整備事業という大きな事業の一部であるということです。この事業の始まりは古く、今から72年前の昭和25年に近鉄・J R・名鉄の駅前広場で結ぶ計画から始まっており、駅周辺の整備構想を作成し、協議、検討が幾度となく繰り返されてきましたが、多くの問題や課題があり、なかなか前進することができず年月が過ぎ、愛知県で開催のわかしゃち国体に向け、平成4年から6年をかけ、近鉄と当時の弥富町により近鉄弥富駅橋上駅舎化及び駅前広場の暫定整備がなされ、現在の近鉄弥富駅と駅前広場に至っています。結果、弥富駅周辺整備事業は、全体のごく一部しか終わっていないということです。

その後、17年もの間そのままになっていた事業が、弥富町と十四山の合併を機に、今から13年前の平成21年に第1次弥富市総合計画及び弥富市都市計画マスタープランが策定され、事業が再開、翌年の平成22年に弥富駅周辺整備基本構想が策定され、平成24年に弥富駅周辺整備基本計画の策定に至っております。

しかし、J R弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業は、11年前の今日起きた東日本大震災を機に全国で耐震診断が実施された結果、庁舎の耐震不足判定により新庁舎建設が急務とされたことと、白鳥保育所建設事業が優先することになった結果、財政状況が著しく厳しくなったことが理由で一時凍結されております。その後、平成26年、第1次弥富市総合計画後期基本計画において事業が三たび再開され、平成31年、第2次弥富市総合計画及び弥富市都市計画マスタープランの策定が行われ、その際、自由通路整備事業を重点施策に位置づけがされております。

事務局、書画カメラをお願いいたします。

また、愛知県の都市計画マスタープランにおいて、昨日の平野議員の一般質問の中で答弁もございましたが、平成30年を基準年次とし、おおむね20年後、令和12年、2030年を目標年次にし、愛知県を6つの都市計画区域と定めております。その一つ、名古屋都市計画区域マスタープランに当市は含まれております。

都市計画マスタープランの理念は、リニア開業によるインパクトを生かし、多様な産業と高次の都市機能を集積した世界に飛躍する都市づくりとされ、世間で言うリニアインパクト事業であります。

名古屋都市計画区域マスタープランの対象範囲は、名古屋市を中心とし、弥富市、愛西市、津島市、あま市、瀬戸市、尾張旭市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市と、蟹江町、大治町、豊山町、東郷町、飛島村の合わせた12市4町1村であります。その中でも、名古屋市を除いた16の自治体のうち3市が、商業・業務、医療・福祉などの都市機能が集積し、暮らしやすい町なかを形成する都市拠点に位置づけられております。その3市と駅は、津島市の津島駅、瀬戸市の新瀬戸駅と当市の弥富駅であります。この3駅には、駅前広場の整備や駐車施設の適切な配置など、公共交通結節点の機能強化・充実を促進するとされております。また、マスタープランの名古屋港周辺広域物流拠点にも当市は指定されております。以上のことから分かるように、3市とも鉄道の乗換え等の公共交通結節点を担っている都市であると同時に、愛知県として重要拠点自治体に位置づけられているということです。

最近の議会でも議論の一つになっている出発駅として市民の利用者が300人程度である試算を取り上げ、市税を投入するに当たり費用対効果が悪いため無駄であり、福祉をはじめとする事業に回せと指摘もされております。実際、ＪＲ・名鉄弥富駅利用者の大半が市民以外であり、通勤通学で乗換えの駅とされていることも事実であります。しかし、複数の鉄道の乗り入れや、乗換えをする駅などの公共交通結節点を抱える自治体として、たとえ市民の利用者がゼロであったとしても、公共交通の観点から責任自治体であるということは言うまでもありません。

以上のことを踏まえた上で、市長の認識を伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富駅周辺整備事業と弥富市・愛知県の総合計画とマスタープランの関係について御答弁をさせていただきます。

名古屋都市計画区域マスタープランでは、愛知県により策定された、おおむね20年後を見据えた都市計画の基本方針となる愛知の都市づくりビジョンで定めた暮らしやすさを支える集約的都市構造への転換など、5つの都市づくりの基本方向ごとに目標が示されております。その名古屋都市計画区域マスタープランにおいて、弥富駅周辺は、商業・業務、医療・福祉などの都市機能が集積し、暮らしやすい町なかを形成する都市拠点を担っています。

これに即し、弥富市都市計画マスタープランでは、コンパクトで利便性の高い都市環境づくりや、人が集い、交流するにぎわいの空間づくりなどを目標に掲げ、弥富駅の交通結節点機能の強化の主要方策として、自由通路整備、駅前広場の整備、駅施設及び周辺のバリアフリー化並びに弥富駅周辺の一体的なまちづくりを進めることとしております。さらに、第2次弥富市総合計画において弥富駅周辺の都市間ネットワークを形成する中心拠点としており、J R・名鉄弥富駅自由通路整備及び弥富駅北口駅前広場等整備を重点施策に掲げております。

議員御指摘のとおり、弥富駅は名古屋都市計画区域において重要な拠点であることから、本事業により交通結節点機能を強化し、活力があり、居心地のよいまちの形成に努めてまいります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化という中途半端に集約した事業名にも問題があると考えます。自由通路が新設されると同時にJ Rと名鉄が橋上駅舎化にされると、いまだに多くの市民が思っているということです。

この事業の業務委託名には、関西本線弥富駅における自由通路新設及び橋上駅舎化に関する調査設計と名鉄尾西線弥富駅における自由通路新設に係る調査設計と分けた業務委託名とされ、今定例会の上程議案も2つに分けて上程されております。

実際、J R・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業には、5つの事業が含まれております。1. J R・名鉄弥富駅自由通路（市道）新設事業、2. 自由通路新設に伴う関西本線弥富駅橋上駅舎化新設事業、3. 自由通路新設に伴う名鉄尾西線弥富駅新設事業、4. 南口交通広場整備事業、5. 弥富駅北口駅前広場新設整備事業となると思います。この事業をもっと当初から前面に出した事業にしていれば、今ほど誤解を招くことはなかったのではないかなと思えてなりません。

次の2問目の質問は、事業目的は昨日の平野議員の質問で答弁されておりますので、割愛させていただきます。

ここで確認ですが、市は、この直近の2年で反対運動がなぜこれほど大きくなったと考えますか。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 今回の自由通路整備事業につきましては、事業費が大きいものであること、また事業主体が市であることから、鉄道事業者の負担額が少ないことが大きな要因の一つだと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 自由通路と駅前広場を整備しただけで、市側が説明でよく言われておりました、にぎわいの創出は現実的ではないことは言うまでもありません。にぎわいの

創出のためのワンピースでしかありません。

また、当初市側から設計図や鳥瞰図などを示された際に、南から名鉄を利用するには、自由通路を登って下り、1回外に出てから名鉄の改札をとすることは、今よりも利便性が悪くなることには賛成できないので、設計変更や交渉ができないのかと質問させていただいたことがありました。残念ですが、いまだに正式な回答も得られておりません。

そして、市民はもとより、議会とも議論や協議の場が全くといっていいほどなく、常に報告のみで、踏み込んだことは、J Rと名鉄の事業委託をしているから現状は議論や交渉ができないという答弁ばかりであったと記憶しております。

こうした要望、疑問、質問に対して、事業目的に基づいた説明を一つずつ丁寧に行っていなかったことで市民が混乱する事態になったと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 市民の皆様への説明につきましては、公表できる内容につきましては、広報「やとみ」、ホームページ、意見交換会などで説明をしてまいりましたが、事業者との協議中の内容につきましては、鉄道事業者2者の意思決定が整わない状況等もございましたので、公表できない内容もございました。以上でございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 事業予算に関して、平成24年12月定例会内で、市長答弁において、事業予算は三十数億円程度と答弁されておりましたが、その後正式な事業予算の答弁はされておきませんが、その後、36億とも38億とも言われ、誰もがこれぐらいの事業予算だと認識しておりました。しかし、令和元年6月定例会内の説明でいきなり約49億円との説明がされ、議員一同びっくりしたことを記憶しております。

事業概要は先ほど説明いただいておりますので改めてお聞きしませんが、当初から総額ではなく、さきに述べたように事業を分けて予算を説明していれば、当初の試算と大きく開くことはなかったと思います。直近での事業予算約46億円から南北駅前広場整備事業分の6億5,000万円を差し引けば、当初言われた事業費に近い約39億5,000万となります。

確認ですが、第2次弥富市総合計画及び弥富市都市計画マスタープランに南北の駅前広場整備事業は組み込まれていたのでしょうか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 第2次弥富市総合計画及び都市計画マスタープランにおいても、重点施策、また主要方策として、自由通路及び橋上駅舎化整備、駅前広場の整備など、弥富駅の交通結節点機能の強化として掲げております。以上です。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） もし組み込まれていたということであるならば、なぜ事業予算の

試算に開きが出たのか伺います。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 自由通路整備につきましては、鉄道事業者との協議を進め事業内容が具体化する中で、鉄道事業者に測量設計業務を委託し、市が描く整備内容が実施可能かどうかの検討を行ってまいりました。その検討段階で出た名鉄軌道施設などの様々な課題を一つ一つクリアしたものが現在の整備計画であり、その結果、事業費に変動があったものでございます。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今御説明いただいた内容で開きがあったということは了解しておきます。

市は、致命的なことを放置していると思います。それはなぜかといいますと、反対活動や反対署名活動ビラの配布は自由ですが、間違いというのか、意図的なことかは分かりませんが、反対署名活動ビラに比較内容として完全にアウトな数字が記載されています。

近鉄弥富駅橋上駅舎化事業24億円に対し、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業46億円とした事業費を、国、当市と鉄道事業者が両事業でどれだけ負担するか、比較がフォーカスされております。両事業を比較するのに、近鉄は駅前広場整備事業約11億円とエレベーター設置事業費3億円が含まれておらず、ＪＲ・名鉄には駅前事業費が含まれた事業費約46億円となっております。比較対象として間違った発信であることは明白であります。近鉄の24億円を正とするなら、ＪＲ・名鉄は39億5,000万となりますし、ＪＲ・名鉄の46億円を正とするのであれば、近鉄は38億円とすべきです。実際、24億円と46億円に対して、24億円と39億5,000万、もしくは38億円と46億円では、総事業費の比較において、印象や感覚が全く違ったものとなります。

ここで疑問が湧いてきます。

市は、反対運動団体が配布されているビラの内容について、賛否は別として、市民のためにも間違った発信は指摘し、訂正を求め、賛否に対し真摯に向き合うべきであったと思いますが、なぜ訂正を求めなかったのか、今も求めないのか、答弁を求めます。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 配布されましたビラにつきましては、市民団体等が自ら調査し、独自に作成された文書であり、市内の不特定の方に配布されたものであります。このような文書に対しましては、以前からも訂正等の対応は行っておりませんので、今回につきましても対応は考えておりません。

しかしながら、議員御指摘のとおり、近鉄弥富駅の整備につきましては、橋上駅舎と通路整備に約24億5,000万円、南口駅前広場及びアクセス道路の整備に12億4,000万円、バリアフ

リ一施設の整備に約2億2,000万円、合計約39億円となっております。

一方、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業並びに北口駅前広場等の整備事業に係る整備費につきましては約46億7,000万円を見込んでおりますが、その中には、名鉄弥富駅の整備費11億円も含んでおります。このことから、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路整備にかかります事業費が、近鉄弥富駅とその関連事業費約39億円と比較し、特に高額ではないと認識しております。

また、ＪＲの協定の金額、名鉄の覚書の内容等につきましては、本議会、議決をいただきました後には、広報等でお知らせをまいります。以上です。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路橋上駅舎化事業は、事業費が争点となり、46億円が独り歩きしていますので、今御答弁いただいたことを当初からしっかりと説明していれば、こんなことにはならなかったと考えます。今からでも遅くありませんので、今説明いただいたことをしっかりと御説明された上で、今後の対応をしていただきたいと思います。

また、ここに来てＪＲの東西踏切、名鉄の西踏切についても、国交省から改良すべき踏切道に指定され改良すべき踏切道とされ、自由通路より先に踏切を改良すべきであるという要望書が出されております。しかし、ＪＲ・名鉄弥富駅は、バリアフリー法の施行期日が既に過ぎ、現在このときも違法状態になっております。ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路、橋上駅舎化事業を早期に完結させ、一日も早く合法化した駅にした上で、事業の根幹である駅周辺整備計画に、狹隘道路も含んだ東西踏切問題も含め、事業化を早期に解決すべきと考えますが、市長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 弥富駅周辺のまちづくりにつきましては、ＪＲ・名鉄弥富駅の東西踏切道の拡幅等、様々な課題がございますが、まずは自由通路整備によって東西踏切の安全を確保するとともに、バリアフリーに配慮した交通結節点を整備し、その後の東西踏切道の拡幅等を含めた弥富駅周辺のまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） このＪＲ・名鉄弥富駅自由通路橋上駅舎化事業が完了しても一部が完了したにすぎませんので、弥富駅周辺整備事業の残りについて、いま一度全体像の説明を求めます。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） このＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業並びに弥富駅北口駅前広場などの整備事業に引き続き、現在、近鉄弥富駅とＪＲ・名鉄弥富駅との間の地

区で検討しております弥富駅周辺まちづくりの中で、弥富駅中央駅前広場の整備、駅周辺のバリアフリー化などを図りながら、安全性、利便性の高い駅前空間の形成を推進していき、面的な整備の中で、最終的には、踏切までの道路拡幅とともに、踏切道拡幅につなげていきたいと考えております。

さらには、駅から徒歩圏内にあります車新田地区において、新たな住宅用地の供給や商業機能の充実などを図り、定住人口の増加につなげていきたいと考えております。そして、これらの弥富駅周辺まちづくりを推進することにより、人が集い、交流できる空間が創出され、にぎわいが生まれるものだと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） では、県が策定している名古屋都市計画区域マスタープランの目標年次である令和12年、2030年まであと8年ですが、どこまで当市は現実的な計画ができているのか説明ください。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 現在の計画といたしましては、J R・名鉄弥富駅自由通路整備及び橋上駅舎化並びに弥富駅北口駅前広場の整備が令和9年度に完成する予定でございます。

弥富駅周辺まちづくりにつきましては、現在、関係住民の皆様と勉強会を開催し、弥富駅中央駅前広場及び周辺整備の検討を進めているところでございます。

また、車新田地区につきましては、昨年10月に、仮称ではございますが、弥富車新田土地区画整理事業発起人会が結成され、土地区画整理組合設立に向けて土地の所有者の方から仮同意書を取得しているところでございます。

この2つの事業につきましては、現段階においてまだ目標年次は申し上げられませんが、現在、事業化に向けて着実に進めてまいっております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 弥富駅周辺整備事業を完結させることが先人からの夢のバトンであり、受け取った私たちの責任であると考えます。

先ほどの答弁では2030年までの計画も御答弁いただきましたが、もう少し分かりやすく、大枠であることを市民に対して発信すべきかと私は考えます。今の市側の答弁によりますと、事業の積み重ねによってこの周辺整備が完結すると考えておられるようですが、それはちょっと違うと私は思います。やっぱり大枠を示した上で事業を一つずつやっていくということにしないと、イメージがまずできないということが大きな問題であると思います。

今回の署名の中の添付資料にも書いてございましたが、反対ではあるんだけど、全体像が見えないという意見も多くありました。その辺のところをもう少し具体的なイメージができるようなことを、部長に言うのは難しいかもしれませんが、特に安藤市長には、夢を語る

という意味でも、そのプランを市民に示していただきたいというふうに私は思います。そういうことを進めていった後に、現在生きる私たちが道筋をつけ、事業全体を明確にした上で、希望あるバトンとして次の世代に確実につなぐことであると考えます。

今市民が求めているのは、さきも申しましたが、いまだ完成のめどの立っていない弥富駅周辺整備事業についての将来ビジョン、これが最優先であると思います。弥富市長として明確に説明すべきであると考えます。

最後になりますが、弥富市長として残りの任期で必ずやることと、それから愛知県のマスタープランと弥富市周辺整備事業を含めた将来ビジョンをどのようにリンクをさせていくのか、またどのような方向性と位置づけをしていき、いつまでにどう準備していくのか、市長として責任を持った見解を求めます。

○議長（大原 功君） 市長。

○市長（安藤正明君） 先ほども駅周辺まちづくりにつきましては担当部長から御答弁させていただきましたが、まずはＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業並びに弥富駅北口駅前広場等整備事業を推進するため、本会議において、自由通路関連の予算及びＪＲとの協定並びに名鉄との覚書について議員の皆様方にお認めをいただきまして、来年度４月には事業に着手し、その後の弥富駅周辺のまちづくりにつなげてまいりたいと考えております。

最初の御質問でも御答弁させていただきましたが、名古屋都市計画区域マスタープランに即した、弥富都市計画マスタープランを目指す将来像に近づけるよう、まちづくりを進めてまいりたいと思っております。

また、もう少し細かくというような日程等のお話もあったわけですが、この橋上駅舎化事業につきましては、予定としましては令和９年を完了年度としております。その後、ＪＲと近鉄の間のまちづくり整備に着手をしてまいります。それと同時に、もう少し早くなるとは思うんですが、車新田地区の市街化編入、区画整理事業も進めてまいりたいと思っております。

その駅中の整備が終わりましたら、次はＪＲの東西踏切につきまして事業を進めてまいります。こちらのほうにつきましては、西は県道木曽岬弥富停車場線から駅東踏切付近までの全体で約５ヘクタールの区域において、まちづくりを連鎖的に施行したいと考えているところでございます。また、それと同時にですが、市役所や海南病院等の生活関連施設への経路となっております近鉄弥富駅西側踏切から国道１号への区間につきましても、歩車道分離を図り、バリアフリー化に努め、歩行者の安全確保を図り、弥富駅周辺を活性化していきたいと思っております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○１０番（高橋八重典君） 今御答弁いただきましたが、多分議員の方々はイメージできるか

と思うんですけど、なかなか一般市民の方が、今の市長の答弁ではイメージが湧かないと思うんです。もっと具体的に、もっと夢のあるようなビジョンを語っていただきたいかと思うんです。

例えばこの弥富市新庁舎ができて、最近いろんなところが庁舎を造っていますが、庁舎に面した道路が西も東もどん詰まりというのはなかなかないと思うんですね。例えば今、安藤市長が言われるのであれば、この前の道路を、1号線をぶち抜いて駅までつなげて、名古屋八田線につなげるとか、そういった大胆なイメージをしていただけると、それを中心にしてまちづくりができると思うんですね。先ほどおっしゃられた車新田地区と言われても、南のほうの人は車新田がどこだか分からない方もいらっしゃると思うんですよ。だから、その地区に、例えば今本当にテトリス状態になっているこの地区、それを何とかきれいにする。そのためにも、例えばパディー、どっちにしてもこれは邪魔、県道がかかりますから、東海通が、だからそれを、先ほどおっしゃられた車新田地区に持っていくとか、そういった夢のあるような話、そうしたことをした上で、近鉄の南側もあんな状態でいいと、もうほとんど死んじゃっていますよね、あそこ、あの地区が。近鉄の南口ができた時点で、あそこ側が死に体になることはもう目に見えていたと思うんですよ。そういったことも想像しながら、全体を想像しながらやっていかないとこういうことになるわけですよ。昨日も議員が言っておりましたが、パッチワークとか言っておられましたけど、まさにテトリスとかパッチワーク状態になってくると思うんですね。その結果が今この辺の地区じゃないですか。やっぱりその辺のところをもう少しイメージができるように、やっぱりこれは市長しか言えないので、大胆にこうしたいということをぜひとも今後語っていただきたいと思います。

J R・名鉄弥富駅自由通路橋上駅舎化事業について反対活動をされた方々が反対活動をされたことにより、賛否は別としましても、市民の関心度と周知が増したことは事実でありますので、ある意味感謝すべきだと私は考えます。市側もこれをチャンスと捉え、市民に対し誠実な説明責任を果たしていくことで、今事業の趣旨を正しく理解いただいた上で判断がいただければ、結果的に多くの市民に賛同いただけると私は信じております。市長を筆頭に職員一丸となり取り組んでいただきますことを強く要望しまして、次の質問に入ります。

2 題目は、公共交通社会実験の成果と今後と題しまして、質問を伺ってまいります。

昨日も平野議員が質問されておりましたので、重複するところは割愛しながら質問させていただきます。

公共交通社会実験について伺います。

コミュニティバス南部地域急行バスが、朝夕通勤通学に特化した急行便で、第1期の社会実験が令和3年9月1日から令和4年3月31日まで平日行われています。近鉄弥富駅から南部コミュニティセンターまで、朝2便、夕3便、計5便、南部コミュニティセンターから近

鉄弥富駅まで、朝2便、夕2便、計4便、合計で9便増発されております。停車バス停も、南部コミュニティセンター、黎明高校、市役所、近鉄弥富駅、朝1便のみが弥富中学校に、必要最小限の停車で通勤通学の乗車時間が少なくなることを主としたサイクル・パーク・キス&バスライド方式で社会実験が行われています。

また、2期の急行バス社会実験が令和4年4月1日から8月31日まで予定されております。

現状で第1期急行バス社会実験利用状況を伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 社会実験運行における一日平均利用者数の目標を80人と設定しており、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響で学校の休校等の影響もあり、その目標に対する実績値としては、1日当たり33.7人となっております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 巡回バス方式から基幹バス方式にしたことでの乗車時間がどれだけ短縮できたのか伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 乗車時間については、巡回バス方式で30分、基幹バス方式の急行便で28分という結果で、数分程度の短縮しかありませんでした。

急行便の場合、各バス停での滞留時間が2分から3分あり、利用者から改善要望がありましたので、第2期社会実験運行で見直しをさせていただきました。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今後検証を経て、基幹バス化が進んでいくと思います。この南部ルート of 基幹バス路線化は、市内南北の真ん中を通る路線となることで、巡回路線上のバス停で、もともとバス移動空白地帯の移動手段も確保しなければなりません。

以前、乗合タクシーによるデマンドを令和4年9月に導入する計画が報告されておりました。令和3年12月に開催された地域公共交通活性化協議会にて、市長から、実用的でよい方法であれば、すぐにでも導入してはと発言されたと聞いております。しかし、今年9月に実証実験開始のデマンドは令和5年4月に延期した計画となっておりますが、間違いはないか、また延期になった理由を伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 第1期社会実験運行のアンケートや意見交換会を基に、鍋田地区を発着点とした第2期社会実験運行の評価を行い、幹線ルートの接続点や発着点をどうしていくかなどを検討する必要があります。

また、デマンド型乗合タクシーという新しい運行方法を行うに当たり、市民の方に丁寧に説明していく時間と運行事業者の選定などを行うためのスケジュールを見直すよう、中

部運輸局愛知運輸支局からも指示がありましたので、社会実験のスタートを見直しました。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 今の答弁にすごく違和感を覚えるんですが、なぜなら、サイクル・パーク・キス&バスライド方式が前提で南部ルートワークショップが開催され、市民から、南部コミュニティセンターと近鉄弥富駅の発着で意見がまとまっていたと記憶しております。

急行便の目的は、市内移動を大前提とした上で、通勤通学利用を目的とした取組と理解しております。実際、栄南地区の市民や大藤地区の一部が近鉄蟹江駅を利用する方が少なくないことも理解しております。このことも含んだ上での社会実験でありますので、令和4年度の発着点の変更は、急行便本来の趣旨から逸脱していると考えます。

そもそも南部ルートといっても、栄南学区、大藤学区とそれぞれ公共交通に求めることが全く違うわけですから、地域公共活性化協議会が利用者不在で協議することは、全く非現実的で無意味です。以前から幾度となく提案させていただいていますが、地域公共交通活性化協議会の下部組織をつくり、今回の場合、栄南、大藤学区の部会にて、利用対象者である高齢者や通勤通学で利用する市民が利用する立場で協議し、両部会の協議結果を地域公共活性化協議会が南部ルート全体として調整協議をしていかないと、いつまでたっても問題が解決できないと考えますが、市側の見解を求めます。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 議員から御提案いただきました下部組織的な検討委員会を設置し、そこで協議したことを地域公共交通活性化協議会へ提案していくことは、自分たちの地域に必要な公共交通を自分たちが主体的に課題解決に取り組んでいく形が望ましいと考えますので、議員にも加わっていただき、地域の皆様のお力をお借りして組織をつくってまいりたいと思っております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） まずは基幹バスを軸に、枝葉は乗合タクシーによる社会実験を行うことが早急な課題です。具体的に、通勤通学急行便の時間帯は、サイクル・パーク・キス&バスライド方式で行い、通学の学生に対しては無料にすることで、子育て世帯に送迎と定期代の負担を軽減させることで利用促進につなげられ、実際南部地区の学生数は少数でありますので、運賃収入にさほど大きな影響はないと考えます。

また、急行便以外の運行時間帯は、バス停まで無料タクシーのデマンドでバス代のみとし、日中の運行休止時間帯は、デマンドタクシーのみとし、市内移動の定額の一律料金で利用促進を図り、社会実験ができる地域から一日も早く実施すべきと考えますが、市側の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 議員から御提案いただきました学生の利用料金無料化やエリア内運行の定額一律料金体制などの施策につきましては、地域公共交通活性化協議会で諮っていく必要がございます。

社会実験の実施につきましては、御提案いただきました内容とは別に、できるエリアから順次導入していき、地域への説明が終わったエリアを追加していくことは可能であると考えます。こういったことも含め、この協議会内でスケジュールなどを詰めてまいります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） さきの近鉄蟹江駅利用者については、現状の飛島バス利用をよりアップデートさせ、利便性を図ることで解決できると考えます。なぜなら、現状では東部ルートに乗り継ぐ手段しかありません。実際に南部ルートに乗り、海南こどもの国で東部ルートに乗り換え、善太橋西または亀ヶ地で飛島バスに乗り換え、近鉄蟹江駅に行く方法しかなく、時間もかかり現実的ではありません。現実的に考えれば、4月に開場する競馬場や野鳥園等を結節点としたところまで乗り入れを飛島村に申し入れ、協議していくことが現状では最善策と私は考えます。このことが現実になれば、蟹江駅を利用する市民にとって今より数段利便性は向上し、現実的だと考えますが、市側の見解を求めます。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 意見交換会では、西尾張中央道を境に、栄南学区の地区は通勤通学の目的に近鉄蟹江駅を多く利用されているとの御意見がございました。地域公共交通確保維持改善事業第三者評価委員会においても、隣接する飛島村や木曽岬町と連携し、持続可能な地域公共交通サービスを実現するための計画策定を期待すると示されており、今後の取組の課題となっておりますので、飛島村と路線の維持や弥富市内への乗り入れなどについて協議を進めてまいりたいと考えております。しかし、これを行うに当たりましては、当然費用負担についても大きく関わりますので、慎重に協議を進めていく必要があるとも考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 経費はかかりますけど、今までも1億円前後、10年間、ほとんど空気バスとやゆされて垂れ流したわけですから、今さら多少の費用がかかったところで、利便性が図られれば、よく言われる費用対効果はぐんと上がると考えます。

こうした社会実験を早急に進めることで、市内全域で乗合タクシーによるデマンドが正式事業になれば、市内タクシー乗り場間の発着ができるようになることで、利便性は今と比べものにならないくらい向上させられると考えます。

実際、地元の利用者や将来公共交通を利用する予備軍の方々にデマンドについて話をさせ

ていただきました。最初はなかなか理解していただけなかったのが感想ですが、具体的に例を示して話をしていくと、近い将来自分たちが主役になるから今が大切なときだということが理解いただけ、今ではいつから始まるのかと問合せをいただけるまでになってきています。このフォローな風を逃がさないためにも、実証実験の対象地域に対して、今後説明を地区単位で行い、利用が想定される市民が一人でも多く参加していただき、自分たちが利用者になることを自覚してもらわなければなりません、市はどのようなことを想定されているのか伺います。

○議長（大原 功君） 伊藤市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 議員御指摘のとおり、自家用車や家族の送迎で買物や通院してみえる方、将来的に免許を返納して移動手段がなくなるおそれのある方などが、早い段階から意識的に公共交通を利用していただくことが不可欠でございます。議員にも御協力いただき、利用対象となる市民に対して我が事と考えていただけるよう、丁寧に説明をしていかなければならないと考えております。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 公共交通の大幅な見直しは、特に高齢者が事故の当事者となる自動車事故の軽減や自動車運転免許証自主返納に対する返納後の移動手段としても待ったなしであり、これがラストチャンスと考えますが、市側の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 市民生活部長。

○市民生活部長（伊藤仁史君） 御指摘いただきました方々の移動手段につきましては、福祉施策で踏み間違い装置やタクシーの利用料金の一部助成などを行っておりますが、新聞報道や市内でも高齢者が加害者となる事故等も発生しておりますので、喫緊な課題であると認識しております。本市といたしましても、こういった課題に対して公共交通の充実の有効な手段であると考えますので、速やかに公共交通の再編に取り組んでまいります。

○議長（大原 功君） 高橋議員。

○10番（高橋八重典君） 一日も早くこのデマンド方式が市内全域に実施されることを強く要望いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

最後に、今回私が質問させていただきました2問ともに共通することが、市民一人一人に分かりやすく説明すること、説明する発信力のなさということが指摘されておりますので、今後、市長をはじめとする担当課の皆さんにおかれましては、非常に難しいことと思われまますが、周知徹底、その周知徹底の仕方を再度検討いただきまして、市民が分かりやすい政策となりますことを切に望みまして、今回の私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大原 功君） 暫時休憩いたします。再開は午後2時といたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 1 時 51 分 休憩

午後 2 時 00 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、堀岡議員。

○4 番（堀岡敏喜君） こんにちは。

4 番 堀岡でございます。

通告に従いまして、一般質問を行わせていただきます。

自治体の構想や計画の策定には、多大な労力、コスト、時間が費やされます。しかし、計画書という名の文書を完成させればそれでよしではもちろんありません。言うまでもなく、計画は策定すること自体が目的ではなく、計画に掲げた諸施策の目的を実現したり、目標を達成したりすることにこそ本質がございます。このため、政策過程は、目指すべき目標を加味した計画の策定（P l a n）、計画の実施（D o）、実施により得た成果、課題や計画の検証・評価（C h e c k）、実施により得た成果から新たに未来を見据え、計画の改善（A c t i o n）、そして新たな目標、計画の策定（P l a n）といった P D C A サイクルを繰り返す前進的かつ循環的なものでなければなりません。そして、それが住みよいまち弥富市のさらなる発展につながっていくものと考えます。

前回、12月議会では、総合戦略、人口ビジョンについて、確認の意味での御質問をさせていただきました。今回は、ウイズコロナからアフターコロナを見据え、スマートシティ弥富を目指せと題して質問をしてみたいです。

一昨年の 9 月議会、G I G A スクール構想についての質問の際に少し触れましたが、最初に Society5.0 についてであります。

まず Society5.0 とはどのような社会なのか、資料 1 をお願いします。

Society1.0 とは、人類誕生から狩猟社会、Society2.0 は、新石器革命と言われた今から 1 万年から 8,000 年前からの農耕社会、Society3.0 は、18 世紀末からの工業社会、いわゆる産業革命であります。Society4.0 は、20 世紀後半からの情報化社会、そして私たちは、今まさに Society5.0 という超スマート社会の入り口にいるとされております。しかも、その社会の変革は、あの産業革命にも匹敵するものであると言われております。

この Society5.0 という概念が初めて提唱されたのは、2016 年 1 月 22 日に閣議決定をされました第 5 期科学技術基本計画においてであります。

資料 2 をお願いします。

ちょっと見にくいと思いますが、画面を見られている方はよく見えると思うんですけど、

すみません、世界に先駆けた超スマート社会の実現（Society5.0）と題して、説明には、ICTを最大限に活用し、サイバー空間とフィジカル空間（現実社会）の融合させた取組により、人々に豊かさをもたらす超スマート社会を未来社会の姿として共有し、その実現に向けた一連の取組をさらに進化させつつ、Society5.0として強力に推進し、世界に先駆けて超スマート社会を実現していくとあります。これは下線の部分なんですけれどもね。

もう資料を閉じていただいて。

ここで言うサイバー空間とフィジカル空間の融合とはどういうことなのでしょうか。難しい表現でありますので、少し私なりに解釈をいたしますと、これまでも個々にはデータやAIを利用して最適な制御を行う自動化が行われていることは、もう皆様御存じのとおりかと思います。例えば鉄道や道路などの交通システム、電力やガスなどのエネルギーシステムなどがそうでしょう。コンピューター内、つまりサイバー空間では、リアルタイムにデータの更新がなされ、瞬時にAIが最適解を導き出し、AIが判断し自動制御をしていきます。これからは、IoTやセンサーなど、さらなる進歩により、実社会のあらゆるデータ、まさにビッグデータの集積を可能とし、サイバー空間にその実社会とそっくりな社会の再現も可能となったのであります。社会としての課題もAIが全体最適を導くことができ、実社会のフィジカル空間において応用ができると、そのような解釈になるかと思います。

ただし、何が最適かを決めるのはあくまでも人間であります。技術がどんなに進歩をしても、社会としての理念や目的が曖昧では価値を生みません。この点、基本計画において、サイバー空間とフィジカル空間の融合という新たな手法に人間中心という価値観の基軸を据えたとされたことは、Society5.0の大きな特徴であります。

データとAIを有効かつ安全に、しかも主体的に利用できなくては、人間中心の社会とはなりません。AIに過度に依存をし、逆に人間の主体性が失われたり、自由が失われたり、人と人との関係性が失われてしまつては本末転倒であります。

2019年、国は、人間中心のAI社会原則を公表いたしました。人間中心の価値観を示すものであります。これなんですけどね、現物は。大体16枚程度のもので、一読の価値があるかと思います。これに準じて以下の質問をしてまいります。

資料、出ていますね。

この中の第2章の基本理念では、人間の尊厳が尊重される社会、多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会、持続性ある社会の3点が基本理念として掲げられております。いずれもすばらしい理念であります。特に人間の尊厳が尊重される社会には、我々は、AIを利活用して効率性や利便性を追求するあまり、人間がAIに過度に依存をしたり、人間の行動をコントロールすることにAIが利用される社会を構築するのではなく、人間がAIを道具として使いこなすことによって、人間の様々な能力をさらに発揮することを可能とし、

より大きな創造性を発揮したり、やりがいのある仕事に従事したりすることで、物質的にも精神的にも豊かな生活を送ることができるような人間の尊厳が尊重される社会の構築をする必要があると書かれております。

閉じてください。

これらの3点をSociety5.0という社会の目指すべき理念として広く示したことが、もう一つ大きな特徴となっております。それは、Society3.0の工業社会での都市理念は機能性の追求であり、Society4.0の情報化社会では経済効率性でありました。今回は、まさに人間に焦点を当てて人間の尊厳の尊重を掲げたという意味においては、画期的であるからであります。

ビッグデータ、AIをめぐる世界での競争は激化をしており、特にアメリカと中国がしのぎを削っています。何のためにという点が全く見えません。覇権のためなのか、利益のためなのか。この際、データとAIの利活用及び開発について日本が呼びかけて、主要国が一堂に会する国際会議を開いてはどうかとも思います。

このことは、今御紹介をさせていただきましたAI社会原則の終わりにも書かれているのですが、このようにあります。我が国は本原則を世界各国と共有をした上で、国際的な議論のリーダーシップを取り、コンセンサスの形成を目指すべきであり、それによってSDGsの実現を支えるSociety5.0の社会像を世界に示し、国際社会の協調的かつ創造的な新たな発展に寄与すべきであると書かれております。全くそのとおりであります。実現ができることを願うばかりであります。

一方、Society5.0は、国や一部の企業任せでは実現できないということがあります。自治体または地域の行政、企業、大学、市民の理解と主体的な参画が必要だからであります。まさに行政としてどうリードしていくのかが問われます。Society5.0とはどういうものなのか、またその目指すべき理念として、人間中心のAI社会原則についてお話をさせていただきました。

そこで、Society5.0について、市の認識と今後の対応、取組について伺いたいと思います。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議員御指摘のとおり、Society5.0は、ICTを最大限に活用し、仮想空間と現実空間が高度に融合した、人々に豊かさをもたらす社会のことであり、Society4.0の情報化社会で個別に機能していたシステムを、分野の異なるシステム同士を連携されることで新たな価値が生み出されていくものと認識しております。

本市では、AIを活用した総合案内サービス、AIチャットボットサービスや、手書きの書類や帳票の読み込みを行いデータ化するOCRにAI技術を加えたAI-OCRを児童関係書類などに導入しております。また、令和3年度にはRPAを導入し、今まで職員がパソコン上で日常的に行っていた作業を、職員が実行するのと同じ形で自動化するシステムを導

入しております。

令和4年度は、国民健康保険特定健診受診率向上のため、A Iによる過去の特定健診受診者の結果、受診履歴等の統計分析を行い、受診勧奨を実施する予定でございます。

今後につきましても、様々な分野において取組を進めてまいりたいと考えております。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 市長の施政方針にも今部長の御答弁いただいた内容のことが含まれておりましたし、市としても必要に迫られたといいますか、あるものをしっかり活用して業務に生かしていくという考えだと思います。

Society4.0という情報社会というのが効率化を求められたんですけれども、そのときはデジタル機器など、I C Tなど活用して、10人でやっていた仕事を3人でできるようにして、雇用を削るみたいな内容のこともあったわけですよ。だけれども、このSociety5.0時代でいうところの最適化というのはそうではなくて、あくまでも効率化を目指すんだけれども、それで空いた手を、さらなる事業に対しての価値を創造すると、削るのではなくて価値を創造する、それ以上の仕事をしていくと、そういう取組ですよ。

今、部長の答弁があったということで、市の認識はそういうことなんだということで、以下の質問に続けてまいりたいと思います。

次に、Society5.0を目指す際に注意をしなければならない点、または地域社会がどう実装していけばいいのかという点についてであります。

資料をお願いします。

ちょっとまた、すみません、見にくくて大変恐縮ですが、最初に、注意をしなければならない点についてであります。先ほどのA I 社会原則の第4章には、A I が適正に利用されるため留意すべきA I 社会原則とA I の研究開発と社会実装に従事する開発事業者が留意すべきA I 開発利用原則を定めております。大事なことです。全てを読み上げる時間がございませんので、私なりの要点の解釈のみでお願いをいたします。

まず1つ目に、人間の中心の原則としてという項目なんですけれども、A I の利用は、憲法及び国際的な規範の保障する基本的人権を侵すものであってはならない。中略をしまして、また人々がA I に過度に依存をしたり、A I を悪用して人の意思決定を操作してはならないこと。また、各ステークホルダーは、A I の普及過程で、いわゆる情報弱者や技術弱者を生じさせず、A I の恩恵を全ての人が享受できるよう、使いやすいシステムの実現に配慮すべきこと。

そして、次のプライバシー確保の原則につきましても、資料を変えていただいていいですか。A I を前提とした社会においては、個人の行動などに関するデータから、政治的立場、経済状況、趣味嗜好等が高精度で推定できることがある。これは重要性・配慮性に応じて、

単なる個人情報扱う以上の慎重さが求められる。パーソナルデータが本人の望まない形で流通をしたり、利用されたりすることによって、個人が不利益を受けることがないようにすること。個人の自由、尊厳、平等が侵害されないこと。プライバシーに関わる部分について、正確性・正当性の確保及び本人が実質的な関与ができる仕組みを持つこと。パーソナルデータは、その重要性・要配慮性に応じて保護されなければならない。

そして、公平性、説明責任及び透明性の原則として、人種、性別、国籍、年齢、政治的信念、宗教等による差別の禁止をうたっております。

閉じてください。

ちょっと見えにくいし、分かりにくいし、話だけ聞いているとちょっと分かりにくいかもしれませんが、データの収集や利用について、またAIを利用するに当たって守らなくてはならないことについて御紹介をさせていただきました。

あと1点、Society5.0は、実際にはどう社会に実装していくのかということでもあります。

昨年の4月、内閣府、総務省、経産省、国交省による自治体・首長さん向けのスマートシティ・ガイドブックが公表をされました。その意義や必要性、導入効果及び進め方などがイラストなどを多用して分かりやすくまとめられております。類型としては、行政主導型とエリアマネジメント型があること、エリアマネジメント型では、東京都の大手町・丸の内・有楽町地区、通称大丸有地区のスマートシティが例として紹介をされています。

資料をお願いします。

ちょっとこれも、この画面を見ていると多分見えないと思うんですけども、ここにはその主なものとしまして、スマートシティの取組を発表しスタートさせる段階、取組方針を決め市民への共有、体制を整える段階など、段階ごとにまた詳しく説明をされております。多分市長は見られていますかね。いいですけどね。

閉じてください。

大丸有地区のスマートシティ推進委員の方の記事を読みますと、大事なこととして、区民、弥富で言えば市民ですけども、区民の方々に身近なものとして捉えていただくことが何より大事であること、ベンダー主導にならず、地域として何を実現したいのかというビジョンを皆でつくること、行政が音頭を取れば、麴町、神田でも大学や企業が集積しており、公学連携によりスマートシティはできることなど、弥富市とはまちも規模も違いますが、その進め方としては、どの地域においても参考になるのではないのでしょうか。

Society5.0について、注意しなくてはならない点、また社会にどう実装していくかについて、AI社会原則、またスマートシティ・ガイドブックの御紹介を兼ねてお話をさせていただきました。

そこで、AI社会原則、またスマートシティ・ガイドブックを踏まえ、弥富市として

Society5.0実現へどう取り組んでいくのかを広く市民に構想として示していくために、（仮称）やとみSociety5.0構想、またはスマートシティ弥富の構想など、策定を提案いたしますが、市の見解を伺います。

また、実験的にモデル事業として、例えば人と交通、子供と遊び場、高齢者と健康、防災など、地域やスマート化を図る分野を限定して、スマートシティへの取組を具体的に進めてはどうでしょうか。併せて市の見解を伺います。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 2点の御質問をいただきました。

1点目のやとみSociety5.0の構想の策定につきましては、現在のところ策定する予定はございませんが、スマートシティを進めていくに当たり、市民と情報共有する必要性は認識しております。

2点目の御質問の取組を具体的に進めることについてでございますが、道路の損傷具合をA Iに測定させることや、これからの高齢社会において医療、介護のニーズに応えるため、オンラインでの遠隔診療や睡眠時の確認など対象分野を絞っていくことは考えられますが、これからの科学技術の進捗を考慮に入れ、目的を明確にし、市民や事業者と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

現状といたしましては、先進自治体を参考にしながら進めてまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 今部長から御答弁いただいて、現在のところは予定はないということですが、この構想といいますのは、先ほどの市の取組からも分かる通り、いや応なしなんですよ。それをその意識を持って取り組むのか、それともその時代として流れに乗っていくのかということかと思うんですが、その後の質問でG I G Aスクール構想にも関連してきますし、このことというのはまちづくりにも関連してくるんですよ、現実の話が。

資料の8をお願いします。

ちょっとこれも見にくいんですけども、下の括弧の中にある、これは平成31年の1月の時点で、国がSociety5.0の自治体への浸透状況ということで、アンケートを多分取っていらっしゃると思いますし、弥富市としても返答されております。その平成31年1月の時点で計画を「策定済み」だというのは、県で22都道府県がございます。市町村では74しかないんですね。「検討中」「作業中」というのが都道府県で25、市町村では300しかなかった。「未検討」、未回答というのが1,367、これは市町村だけです。なんだけれども、平成31年4月の時点で「未検討」の都道府県はゼロとなりました。市町村はたくさんまだございますけれども、特に人口が少ない、20万人以下の市町村では、なかなか浸透がされていないというのが現状になっております。

このことを見て、今後、このまち、進んでいきますよね。それが格差につながっていくんではやっぱり困るわけです。まして、この2040年にはいよいよ団塊ジュニア世代が高齢者を迎える。これは皆さん御存じだと思いますけれども、その段階で、日本で平均的に3分の1の方が高齢者になっちゃう、要は30%を超えちゃうんですよね、平均として。その辺りから2060年にかけて人口が減っていく一方なんですよね。それで、最終的に1億人を割って、消滅する自治体が、本当に40年を過ぎたあたりから出てくるんじゃないかとも言われています。

これを回避するにはどうしたらええか、少子化対策を今やっていますけど、今の出生率ではこれは改善しようがないわけです。でも、自治体として進めていくに当たっては、全く手がないわけではありません。グローバル化という手を使えば、人口比率、構成比率というのを変えることはできますけど、これをやろうと思うとなかなか、受け入れる部分とか、いろいろ問題等もございますけれども、確実にそういうときが来るわけです。なくなる自治体も出てくるでしょう。そこでやっぱり弥富市って残ってほしいわけです。そんなことを多分、なくなるかもしれないかと思ってネガティブにやっているわけじゃないと思いますので、いかに住みよいまちとして、今後ますますそういう競争が激化をしていきますけれども、僕は残る要素というのはすごくあると思う。市長も就任当時におっしゃってました伸び代があると、弥富市は。確かに交通も便利ですし、防災上のことでゼロメートル地帯が広がって、これは日本で危険じゃないところって逆になんないんじゃないですかね。どこかかんか、必ずリスクがあるんですけれども、それを行政の力、また皆さん、住んでいる方々と共有をして乗り越えていくと、それをまちの魅力にしていくと、そういうことが大事なんじゃないかなあと。ですので、先ほど構想の計画はまだないとおっしゃってましたけど、やらないかんと思うんです。これは、計画の策定自身は努力義務ですよ。ただ、自治体の選択肢として、努力義務だからやらなくていいという選択じゃないんですよ。努力する義務があるわけです。だから努力してくださいね、ぜひともね。

具体的に皆さんと、市民とこれはやっぱり共有しないと、市が勝手にITとかAIとかというのを取り入れて便利になっていくのはいいけれども、そういう時代なんだよということをも市民としっかり共有して、また市内の事業者等ともしっかり共有をして、まずは市民に、弥富市としては、コンパクトシティを目指す中で、スマート化というのを目指していくんだということを、構想、また計画としてしっかり提示をしていただく、そういう自治体が愛知県の中でも、ネットでぱっと検索すると出てくるのが瀬戸市、大府市、部分的には弥富市みたいないろんなことを取り組んでいらっしゃるんだけど、一つの計画として出ているのは瀬戸市、大府市。

それで、今回の質問をするに当たって、割と難しいじゃないですか、抽象的ですしね、今

回の質問、大変申し訳ないんですけども、これを調べていくと、いろんな著者とか、著書とか、記事とかを読んでいくと、割とわくわくするんですよ。ああ、こうなっていくんだなあ。先ほど申しましたSociety1.0とか2.0とかも数千年のあれがありますけれども、情報化社会というのはほんの500年ぐらいで、Society4.0というのは、このSociety5.0、今入り口とされていますけど、このスパンって物すごく短いものじゃないかな、そのように思います。

知ってか知らずか、これから弥富市に、今これから新たなところで住もうとか住まんとか、今の住んでいるところがいいのか悪いのかというところの選定は、弥富市がこの構想をつくるつくらんに関わらず、市民というのはそういうところを基準にしてやっぱり選ぶんじゃないかな、だからこそ、やっぱりそういうところにしっかり意思を持って進めていただきたいと思うんですが、部長どうですか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 大変難しい質問でございますが、申し訳ありませんが、研究をしていくという回答で許してください。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） しっかり検討していただいて、積極的に関わっていただきたいのと、そのように思います。

それで、部分的な取組ということに関しては、弥富市としては取り組む、何と言うんですかね、あるんですよ。本当はもう時間がないから短くしゃべろうと思って、紹介する予定ではなかったんですけど、ちょっと時間を延ばせということもあるので、ちょっと御紹介をさせていただきますけど、これは先ほど2問目で御質問をさせていただいた具体的な事例として、弥富市としてAI、または効率化を図るための取組として、これはどこでもあることなんですけど、防災アプリってあるじゃないですか。弥富市は独自のものってないですけど、ありましたっけ、ないですよ。検索しても出てこんかったからないですよ。ただ、ヤフーとかそういうアラートとは連携はしています。

それで、いろんな自治体の防災アプリを見ますと、当たり前のことを書いてあるんですよ。弥富市で使ったら何が有効かといいますと、僕は防災のことをかなり、20回ぐらい質問させていただいているんですけど、一番ネックになっているのが、もちろん自主防災組織の活性化というのがなかなか進まないということもあるんですけど、有事の際、もし津波であるとか高潮が来た際に、設定をしていただいています緊急時一時避難場所というのがあります。昨日も話題にもなっていました。それで、今のところ127%かな、クリアされていると、人口の。ただ、弥生学区に当たっては、前から課題になっていますけど、少し足りないというのがあります。ただ、でも全員の方が、津波が来るから、高潮が来るからって全員の方が避難するとは限らない。割と高所に住んでいらっしゃる、私みたいに集合住宅に住んでいる人

は、別に逃げなくてもいいわけですよ、家におればね。だけれども、自治体としては、その数というのはもちろん持っておかないかん。

それで、先ほど言った防災アプリなんですけど、それをずっと繰り返していきますと、避難誘導アプリって出てくるんですよ、力を入れている自治体さんですと。これはどういうことかという、弥富市みたいに一時避難場所が指定をしてあります。そこに、まずそのアプリをダウンロードした人が自分の住所とかを入れておくわけですよ。そんなら、本当やったら学区別にどこそこの範囲って決めておけばいいんだけど、要は仮想空間で避難訓練ができるわけです。今から1時間後に津波来ますよ、高潮来ますよ、さあどこに逃げますかと。そんなら、そのマップを見ながら、一番近いところ、指定された一時避難場所に、私はここに行くと、押しましたと、けどそこには許容する人数には制限があるわけですよ。制限があるので、皆さん、やっぱり自分の近いところとか、よく知ったところに行かれると思うんですけども、それを集積して、例えば500人しか入らんとところに500人を超したら、ブーとか、赤とか、もう入れませんと、そうしたら違うところに行かなあかんわけですよ。こういう実験を、本当やったら各自治会の防災会でできればいいんですけど、なかなか難しい。でするので、この一時避難場所に行くという一つのデータを集積できるんじゃないか。

このアプリも、つくったとしても世帯の中で最低でも3割ぐらいの方がアプリをダウンロードして、市が仮にそういう避難訓練をする際にせめて1割の方が参加していただいたら、データが取れるわけですよ。じゃあ、この弥生学区の人方は十数か所ある一時避難場所に、ここがすぐいっぱいになるから、元気な方はなるべくちょっと離れたところに行きましょうと、そこまでの距離、時間も出ますよ、10分、15分で行けますと。はなからそこに決めておけば、いざ有事のときに行ったらいっばいで入れなかったと、ここで、実際に本当に皆さん、有事のときというのはもうみんなパニックしていますから、やっぱりすぐそこに行きたいわけですけど、あらかじめ自分はあそこにと決めておけば、そういう混乱もかなり減るんじゃないか、これは実際に自治体で使っているアプリもございますから、今特にこのコロナで自治会活動できませんよね。けれど、弥富市民の皆さんには、防災意識というのを持っていただかなあかん。ここの地域というのは水に弱いから、もしそんな大惨事が来たときは、逃げるべき人は逃げないかんのだよ、自分はどこに逃げるのかということをはなから決めておくと、それだけでも大分と意識が高まるんじゃないですか。また、地域での自主防災とか、また学校の生徒さんら、特に、強制的にといたらあれですけども、入っていただいて、津波3原則じゃないけれども、どこそこに逃げるんだということをお子さんら自身から率先してできるような活動につなげていける。これというのは、オープンデータを使えばそんなに難しくくない。毎年毎年、毎年か2年に一遍か知りませんが、ハザードマップとか今作っているじゃないですか。それには数百万の経費がかかるわけですよ。アプリをつくるのにどんだけ

かかるかどうかちょっと分かんですけど、いろんなデータを使えば、そういうことも可能なんじゃないかなあ、そんなように思いますけれども、これは一応要望として出しておきますので、一度検討してみたらどうかと思います。

なかなか人が集まって、防災訓練にしても、そのときの組長さんしか出なかったりするじゃないですか、それじゃ意味ないんですよ。やっぱり多くの弥富市民の人に、この地域で住んでいることのリスクというのをしっかり伝えて、こうすれば回避できるんだという安心を与えて、地域の方との共有を深めていくということが、またその自治会組織の活性化にもつながるんじゃないか、そのように思います。

ここには、先ほど言いましたSociety5.0、AIを使ってということが、利用されてだね、スマート化ができるじゃないですか、防災に関しての。そういうものも一つの事例としてありますので、ぜひぜひ参考にさせていただいて、弥富市独自のものをつくっていただくよう、部長には、また市長にはお願いしたいなと、そのように思います。

そうしたら、いい時間になりましたのでちょっと進めさせていただきますけれども、次に、Society5.0社会に向けて必要な教育についてであります。

文科省は、2018年にSociety5.0に向けた人材育成と題した文章を公表しております。

資料7、お願いします。

ちょっとこれも見にくくて申し訳ないんで、この下線部分を引用させていただきます。

その中には、ただ一つだけ言えるのは、これまでの延長線を大きく超えた劇的な変化が訪れるであろうということである。中略をいたしまして、変化に対して受け身で対処をせず、むしろ目指すべき社会像を議論し、共有し、実現をしていくことが重要となり、我々が目指す社会は、経済性や効率性、最適性だけを追求した無機質なものではなく、あくまでも人間を中心として、一人一人が他者と関わりの中で幸せや豊かさを追求できる社会であるべきであろうと記されております。そして、最後に、共通して求められる力として、以下の3点を上げております。文章や情報を正確に読み解き、対話をする力、科学的に思考・吟味し活用する力、価値を見つけ生み出す感性と力、好奇心・探求力が必要であるとあります。

閉じてください。

とても大事な指摘であり、私も大賛成であります。

また、さきの社会原則にも教育・リテラシーの原則という項があり、人々の格差や弱者を生み出さないために、幼児教育や初等・中等教育において、幅広くリテラシー教育の機会が提供されるとリテラシー教育の大切さが述べられておりました。

そこで、自分らしく豊かに生きていくため、Society5.0という社会に向けて必要な教育について、基本的な考えを伺います。

○議長（大原 功君） 柴田教育部長。

○教育部長（柴田寿文君） 内閣府では、第5期科学技術基本計画において、我が国が目指すべき未来社会の姿として、情報社会、Society4.0に続く新たな社会としてSociety5.0時代を提唱いたしました。これは、これまで以上に人間が中心の社会であり、より読解力や考える力、対話して協働する力など、一人一人の多様な関心や能力を引き出すことが求められます。A Iなどの革新的技術をはじめとするI C T等の活用による新たな教育の展開が不可欠となりますが、学校、教科書、教育課程といった基本的な教育構成は今後も変わるものではございません。文科省から発表されましたSociety5.0に向けた人材育成にもありますように、Society5.0を迎え、社会構造が変化し、必要とされる知識も変化し続けることが予想されますが、義務教育に求められることは、常に最先端の知識を追いかけることなく、むしろ学びの基盤を固めることが大切だと考えております。

本市の学校教育において、高度な情報社会を生きる子供たちに求められる情報の整理や情報を取捨選択する能力などについて、情報リテラシー教育のみならず、道徳をはじめ、様々な教科や学校活動の中で身につけさせるよう指導し、情報格差が拡大しないよう、基礎的な力を習得できるようにまいります。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 部長のおっしゃるとおりだと私も思います。

この人間中心のA I社会原則の中にもありましたとおり、あくまでも、便利なんだけど、それにあぐらをかいたら駄目なんですよ。そういうことを教えているわけじゃないんだと。いろんな便利な機器があって、自分がやりたいことの幅が広がるんだと、A Iなり、ビッグデータなり、I o Tを使うことによって広がるんだと。だけど、そこには使い方というのがあるんだと、それがここで言うところのリテラシーなのじゃないかな、それは部長も、また弥富市の教育、今もう既に教育に関わっている方は皆さん分かっていらっしゃると思いますが、どうやって子供さん方、生徒さん方にそれを理解していただくのかということは、使いながらじゃないと分からないですし、これはいじめの問題とかも関係してきますけれども、家庭との連携もしっかり取っていないと、また地域とも連携を取っていないと、要は社会でそうじゃないと、便利なものをあしきものに使う、これは人間の選択なんですよ、それぞれがね。だから、部長も道徳だという話をされたんですけど、いまだにそういう便利なものをあしきものに使う、そういうことが今、北方のほうでも起こっています。本当に起こってはならんことですけど、この文明の社会の中でね。そこが人間の愚かさなのかなとも思います。

ですので、このG I G Aスクール構想というの、大人だけですよ、知っているの。子供がG I G Aスクール構想やとかという言ったりしないわけですよ。いろんな機器を使いながら、今までに紙媒体の教科書以外に学ぶものがある。だけど、すごい今、小学校の子

でも今はもうスマホをほとんど持っていらっしゃいますよね。それを通じて何ができるかというところを、例えばディスカッション、多分されているとは思いますが、こういう使い方は駄目なんだというところと、先ほど部長がおっしゃった道徳観というのは一番大事なところであって、ネットの中傷とかもありますけど、これも言えば読み書き、基本なんですよね、言葉の使い方というのはね。これはネットだからどうのこうのという話ではなくて、あとは陰口を言っちゃ駄目とか、何か文句があったら一対一で話し合う環境をつくるとか、これをやっぱり放置してしまうところに綻びが生じてくるんじゃないかなあと、そのように思います。

また、それを学校が気づいたところでも、家庭がそれを認めない場合もございます。だから、これは、道徳というのは子供さんだけ分かればいいというものじゃないですよ。大人がそれをやっぱりしっかり分かっているかないと。こういうところというのはなかなか見逃しがちであって、親御さん自身が一番の理解がないと進まない部分があると思います。だから、子供さんたちといろんな、このGIGAスクール構想の中で、先ほど言いましたSociety5.0、スマートシティを進めていく上での、話す機会があるのであれば、というか普通に、今こういう便利な時代だけれども、落とし穴があるんだと、使い方を間違えるとこういうことになるんだというのは社会でいっぱい出ているのに、なかなかそのことを共有できていない。いいか悪いかという価値観自身もすごく差があって、それで悲しい事件が起こってしまうみたいなことがございます。そこはしっかり監視の目といいますか、しっかり包容していくことも大事ですし、まず生徒さんたち、子供さんたちの中で、まずは結論を求めるようなディスカッションの場があることが一番いいのかなあと、先生中心にね。答えを教えちゃ駄目なんですよね。だから、答えを導かせる。そのことが皆さんでどんだけいいのか、いわゆる合意形成ですよ、協調性を学ぶという上では。言葉は難しいけど、結果的にそうなって、例えばそのクラスの中でいいとしたこと、悪いこととしたことがあったとしても、それがその場だけで終わるように、長引かないようにね。そういった形で、いいか悪いかというところ、道徳という観念でしっかり教育の中で生かしていただきたいなあと、そうじゃないと、せっかくの便利さというのが彼らが大人になったときに生かされないんですよ。

彼らが、これから小学校、中学校、高校、大学を出て、ふと自分の住んでいるところを振り返ったときに、何も進んでへんじゃないかというようじゃ困るんですよ、市長。ですので、ぜひ意識をして、そういうスマートシティというものがどういうものなのか、弥富にとってのスマートってどういうことなのかというのは、やっぱり考えて、市民と共有していくことが大事なんじゃないかなあ、そのように思います。

それでは、最後になりますけれども、急速に進む人口減少・少子高齢化を背景とした社会構造の変化に対応するためには、ユーザー目線を尊重する姿勢や既存の概念を突き抜けるよ

うな、斬新な発想に基づく地域社会の活力維持に向けた取組が必要です。

冒頭に申し上げましたとおり、内閣府は、Society5.0をサイバー空間とフィジカル空間（現実）との融合と位置づけております。ICTのさらなる発展により、従来は個別に機能していたものがサイバー空間を通じてシステム化をされます。流通や交通、健康医療や金融、公共サービスに至るまで自律化や自動化が可能になり、人の働き方やライフスタイルが一変するとされています。

今後注目すべきは、Society5.0、超スマート社会へ向かって、各システムがネットワーク上で連携をし、領域・業態等を越えたデータの利活用によって、新たな価値観、サービスモデルを創生する、生活圏を意識した自治体の協働ではないでしょうか。現状での課題に対応しながらも、ポジティブに弥富市の未来を創造するイノベーションが必要と考えます。

最後に、安藤市長の総括と決意を伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 堀岡議員からは大変難しい質問をいただいたわけでございます。

Society5.0では、AIやロボットの力を借りて、これまでの現実世界に加えて、仮想空間との融合で豊かな社会を実現しようとされています。Society5.0で目指すべき人間中心の社会では、デジタル技術やデータを使いながら、私たち人間が人ならではの多様な思いやアイデアを発揮して、共に創造していく創造社会でございます。

物がインターネットを経由して通信を行うIoTは、人がその場にいなくても、遠隔で物の操作ができる、状態を知ることができるなど、人と物をつなぐ技術です。あらゆるものにIoTが導入されたとき、そのデータ量は膨大なもの、ビッグデータとなるため、人の手では有効活用し切れない量となります。これを有効活用するのがAIです。IoTのセンサーとインターネット、AIを活用することで、必要なときに必要なサービスが提供される社会がSociety5.0、超スマート社会だと認識をしております。

ある研究では、想像する2050年頃、もっと先かもしれませんが、人々の暮らしぶりの未来イメージを出しております。

普通の御家庭では、家の中にロボットがおりまして、朝起きますとそのロボットが、歯磨きをしましたかとか、御飯は今日何を食べますか、服を着替えましょうというようなことで、お世っかいをするお世っかいロボットがおります。また、家でも外出先でも、端末やセンサーで健康管理をサポートするどこでもドクターというようなロボットもおります。

学校においては、壁や天井、机など全てがディスプレイになり、教科書や鉛筆が姿を消し、VRで遠足や体験学習を行うパノラマ教室となっていることと思います。

また、買物をしても支払い決済は完全キャッシュレスになる楽々マネーの時代、そして今自動運転は盛んに研究をされておりますが、自動運転が当たり前になり、自動運転の陸空両

用タクシーが輸送手段となりまして、過疎地や高齢者、障がい者の足となり、事故や渋滞も大幅に解消される空飛ぶ車の時代になっていることと思います。

また、行政におきましては、24時間受付のネット窓口が当たり前となり、画面を触ると現れる忠実で有能な執事ロボが市民サービスを提供するいつでも窓口といったような、そんな時代に行政もなっていることではないかと思っています。

行政においては、行政・自治体、また企業、大学、市民、それぞれ産学官プラス市民が参画協働がスタンダードとなり得る未来となっていることを願っているところでございます。

これからさらに進む人口減少の中にあつて、Society5.0の超スマート社会では、本市行政においても、いつでも窓口のように様々な分野でI o T、A Iが職員の代わりを務めていることと思います。しかし、行政としては、社会がいかなる進歩を遂げてまいりましても、市民に寄り添うことを忘れてはなりません。また、人口が減少していく中でも、地域資源を集約、活用して、つながったコミュニティを維持していくことが地域の未来にとって重要であると考えます。

最後になりますが、本市といたしましては、近未来に壮大な思いをはせ、Society5.0の目指す社会に乗り遅れることなく、誰もが多様な価値観やライフスタイルを持ちつつ、豊かな人生を享受できるインクルーシブな社会、慈愛に満ちた社会ですね、まちづくりを創造してまいります。

○議長（大原 功君） ただいま堀岡議員の一般質問の途中でございますが、本日3月11日は、東日本大震災の発生から11年に当たり、ここで震災により犠牲になられた方々に対して哀悼の意を表するとともに、心から御冥福をお祈りするために1分間の黙祷をささげたいと思います。皆さん、御起立よろしく願いいたします。

黙祷。

〔黙 祷〕

○議長（大原 功君） 黙祷を終わります。御着席ください。

会議を再開いたします。

堀岡議員、よろしく。

○4番（堀岡敏喜君） 先ほどは市長のほうから、本当に夢のある、希望にあふれた御答弁をいただきました。市長御自身がそうやっておっしゃっていらっしゃる、そういうことを弥富市のまちとしてどう体现していくのか、そういう世の中になっていくのに弥富市だけ全然、さっき市長がおっしゃったロボットもない、何もいないというのはやっぱり困るじゃないですか。

様々な技術革新はありますよ。そういったことがどこの地でも利用できる、それで生活が豊かにならないと、そのことが格差になること自身がやっぱり僕はばかげているんじゃない

かなと、そうならないようにですよね。それか、もっと先進的に、もっとそれを利活用する、積極的に活用していくためにも、やはり弥富市の、いわゆるマスタープラン、総合計画、いろんなまちづくり等の計画、構想があります。福祉の構想もあります。障がい者の構想もあります。教育の計画もあります。前回質問させていただきました人口に関する総合戦略、人口ビジョン、いろんな計画が全てつながっているんですよね。その中で、そういった今の技術革新であるものが活用されて、今後人口減少がまだ進んでいきますけれども、これをしっかり真正面から受けて、弥富市がますますいろんな地域の方から、住んでいる方がまずいいなと思っていただかないと、また弥富市に住みたいという人も出てこないでしょうから、そういったまちを目指して、このSociety5.0の、今入り口ですから、スタートは一緒ですからね。ぜひその先駆を切って走れる自治体であることを切に願ひまして、質問を終わります。

○議長（大原 功君） 通告がありました一般質問は全て終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日の会議はこれにて散会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後2時51分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 三 浦 義 光

同 議員 佐 藤 高 清



令和4年3月14日  
午前10時00分開議  
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 板 倉 克 典 | 2 番  | 那 須 英 二 |
| 3 番  | 小久保 照 枝 | 4 番  | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番  | 加 藤 明 由 | 6 番  | 佐 藤 仁 志 |
| 7 番  | 横 井 克 典 | 8 番  | 江 崎 貴 大 |
| 9 番  | 加 藤 克 之 | 10 番 | 高 橋 八重典 |
| 11 番 | 鈴 木 みどり | 12 番 | 早 川 公 二 |
| 13 番 | 平 野 広 行 | 14 番 | 三 浦 義 光 |
| 15 番 | 佐 藤 高 清 | 16 番 | 大 原 功   |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

|     |         |     |         |
|-----|---------|-----|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

|                    |         |                    |         |
|--------------------|---------|--------------------|---------|
| 市 長                | 安 藤 正 明 | 副 市 長              | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長              | 奥 山 巧   | 総 務 部 長            | 横 山 和 久 |
| 市民生活部長             | 伊 藤 仁 史 | 健康福祉部長兼<br>福祉事務所長  | 山 下 正 巳 |
| 建 設 部 長            | 伊 藤 重 行 | 教 育 部 長            | 柴 田 寿 文 |
| 総務部次長兼<br>企画政策課長   | 伊 藤 淳 人 | 健康福祉部次長兼<br>保険年金課長 | 服 部 利 恵 |
| 建設部次長兼<br>土木課長     | 小笠原 己喜雄 | 会 計 管 理 者          | 伊 藤 えい子 |
| 教育部次長兼<br>歴史民俗資料館長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長          | 佐 藤 雅 人 |
| 総 務 課 長            | 鈴 木 博 貴 | 財 政 課 長            | 立 石 隆 信 |
| 人事秘書課長             | 山 森 隆 彦 | 防 災 課 長            | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長            | 横 江 兼 光 | 収 納 課 長            | 細 野 英 樹 |
| 市民課長兼<br>鍋田支所長     | 伊 藤 篤 由 | 環 境 課 長            | 田 口 邦 郎 |
| 市民協働課長             | 藤 井 清 和 | 商工観光課長             | 浅 野 克 教 |
| 十四山支所長             | 山 田 淳   | 健康推進課長             | 山 守 美代子 |

|         |         |                                                 |         |
|---------|---------|-------------------------------------------------|---------|
| 福 祉 課 長 | 梅 田 英 明 | 介護高齢課長兼<br>総合福祉<br>センター所長兼<br>十四山総合福祉<br>センター所長 | 安 井 幹 雄 |
| 児 童 課 長 | 飯 田 宏 基 | 農 政 課 長                                         | 上 田 忠 次 |
| 都市整備課長  | 三 輪 秀 樹 | 下 水 道 課 長                                       | 水 谷 繁 樹 |
| 学校教育課長  | 渡 邊 一 弘 | 生涯学習課長兼<br>十四山スポーツ<br>センター館長                    | 中 野 修   |
| 図 書 館 長 | 岩 田 繁 樹 |                                                 |         |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |     |         |
|--------|---------|-----|---------|
| 議会事務局長 | 佐 野 智 雄 | 書 記 | 佐 藤 文 彦 |
| 書 記    | 鷺 尾 里 恵 |     |         |

6. 議事日程

|              |                                           |
|--------------|-------------------------------------------|
| 日程第1         | 会議録署名議員の指名                                |
| 日程第2 議案第2号   | 令和4年度弥富市一般会計予算                            |
| 日程第3 議案第3号   | 令和4年度弥富市土地取得特別会計予算                        |
| 日程第4 議案第4号   | 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計予算                      |
| 日程第5 議案第5号   | 令和4年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算                     |
| 日程第6 議案第6号   | 令和4年度弥富市介護保険特別会計予算                        |
| 日程第7 議案第7号   | 令和4年度弥富市下水道事業会計予算                         |
| 日程第8 議案第8号   | 新市基本計画の変更について                             |
| 日程第9 議案第9号   | 弥富市部設置条例及び弥富市農政推進協議会条例の一部改正について           |
| 日程第10 議案第10号 | 弥富市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について     |
| 日程第11 議案第11号 | 弥富市個人情報保護条例の一部改正について                      |
| 日程第12 議案第12号 | 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について             |
| 日程第13 議案第13号 | 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について                |
| 日程第14 議案第14号 | 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について |
| 日程第15 議案第15号 | 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について                 |
| 日程第16 議案第16号 | 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について                     |
| 日程第17 議案第17号 | 海部南部水道企業団規約の変更について                        |
| 日程第18 議案第18号 | 弥富市道路占用料条例の一部改正について                       |

- 日程第19 議案第19号 関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について
- 日程第20 議案第20号 弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結について
- 日程第21 議案第21号 市道の廃止について
- 日程第22 議案第22号 市道の認定について
- 日程第23 議案第23号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第15号）
- 日程第24 議案第24号 令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第25号 令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）  
（追加提案）
- 日程第26 議案第26号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第16号）
- 日程第27 議案第27号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第28 発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略行為を断固非難する決議について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前10時00分 開議

○議長（大原 功君） 傍聴者の皆様方におかれましては、会議中は静粛にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ただいまより継続議会の会議を開きます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、板倉克典議員と那須英二議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 議案第2号 令和4年度弥富市一般会計予算

日程第3 議案第3号 令和4年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第4 議案第4号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第5 議案第5号 令和4年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第6 議案第6号 令和4年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第7 議案第7号 令和4年度弥富市下水道事業会計予算

日程第8 議案第8号 新市基本計画の変更について

日程第9 議案第9号 弥富市部設置条例及び弥富市農政推進協議会条例の一部改正について

日程第10 議案第10号 弥富市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第11号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第12 議案第12号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第13号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第14号 愛知縣市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第15 議案第15号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第16 議案第16号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第17 議案第17号 海部南部水道企業団規約の変更について

日程第18 議案第18号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

日程第19 議案第19号 関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について

日程第20 議案第20号 弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結につ

いて

日程第21 議案第21号 市道の廃止について

日程第22 議案第22号 市道の認定について

日程第23 議案第23号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第15号）

日程第24 議案第24号 令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第25 議案第25号 令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（大原 功君） この際、日程第2、議案第2号から日程第25、議案第25号まで、以上24件を一括議題といたします。

本案24件は既に提案されておりますので、これより質疑に入ります。

通告に従い、発言を許可します。

まず、平野議員。

○13番（平野広行君） 13番 平野広行でございます。

通告に従いまして、議案第2号令和4年度弥富市一般会計予算についての質問をいたします。

令和4年度弥富市一般会計当初予算は、前年度比3.4%増の167億9,000万円が計上されました。令和4年度において、JR・名鉄弥富駅自由通路橋上駅舎化事業関連の予算が約6,500万円しか計上されていない中で、新庁舎建設当時の平成30年度178億8,000万円、令和元年度172億2,000万円に次ぐ過去3番目の当初予算となっております。

新聞で発表されております近隣自治体の予算額を見ましても、全ての自治体が前年度比約1%から5.5%の範囲で増額予算を計上しておりまして、本市も3.4%の増ということで近隣他市と比べて同レベルかなというふうに思っております。

また、市の税収を見ましても、近隣自治体においてほとんどの自治体が約5%増を見込んでおりますが、本市は約10%、飛島村は約12%の増額を見込んでおりまして、この辺りは港を持っている自治体の強みかなというふうに感じております。

先日、新聞に令和4年度本市の当初予算について、弥生小学校の長寿命化改良工事、高校生までの医療費の助成事業をはじめ、主な事業が掲載されておりました。また、施政方針において、市長は、扶助費の伸びや子育て施策の拡充、防災・減災対策に重点的な予算配分を行い、第2次弥富市総合計画に掲げた基本目標の実現に向け、効果的・効率的に配分したと述べられておりました。

私としては、来年度の当初予算を見て、大型車両の交通量が増加し、市内各地において道路損傷が激しくなっておりますので、市内道路各所における道路改良及び維持補修事業の予算を増額され、市民の安心・安全及び生活環境の向上に目を向けられたかなと感じております。

先ほども言いましたように、豊富な市税収に支えられ、市長として1期目最後の予算案策定となりましたが、過去3番目となる大型予算案の策定において、具体的にどの施策に重点的に予算配分をされたのか、市長の熱い思いを聞かせていただきます。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） ただいま平野議員から御質問いただいたわけですが、市の施策ほとんど御答弁いただいたような、そんな感じでございますので、重複しますが私からもお答えをさせていただきます。

令和4年度予算案につきましては、これまで長年にわたり懸案となっておりましたJR・名鉄弥富駅自由通路等の整備事業に本格的に着手するための関連予算をはじめ、子ども医療費の無償化の助成対象年齢を高校生世代まで拡充する子育て施策や、大型車両の増加等により傷んだ道路を補修する道路維持事業など、市民の安全・安心のための施策に重点的な予算配分をしたところでございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） 2点目の質問に入ります。

自治体の財源不足に対しては、普通交付税と借金であります臨時財政対策債で補填をされておりますが、自治体としてはできる限り臨済債の発行可能額を減らして普通交付税での交付額の増額を望むものであります。令和3年度当初予算においては、普通交付税が3億200万円、臨時財政対策債が9億100万円の合計12億300万円が計上され、臨済債は財源不足の85%を見込んで、9億100万円を計上したとの昨年の説明でした。

令和4年度においては、普通交付税5億7,100万円、臨済債が4億2,700万円が計上され、普通交付税が増えて臨済債が減ったということで大変ありがたいことですが、臨済債の発行可能額の比率は、私ちょっと計算しますと43%を見込んだ予算計上となっておりますが、前年度の約半分の比率ということになりますので、この比率の差について、積算根拠について伺います。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 基準財政需要額と基準財政収入額の差額を求め、財源不足額を見積もり、この不足額が普通交付税と臨時財政対策債を合わせた額となります。この財源不足額は、税収、交付金、交際費の増減による影響を勘案し、8億5,500万円を見込んでおります。

また、普通交付税と臨時財政対策債の比率は、国が地方交付税の原資が不足する額に応じで設定されますので、令和4年度は国の税収が回復していることから財源不足額の約50.1%が普通交付税に振り分けられると見込み、残りの49.9%を臨時財政対策債として見込みました。



○議長（大原 功君） 平野議員。

○13番（平野広行君） それでは、3点目の質問に入ります。

3点目は、議案23号弥富市一般会計補正予算（第15号）であります。

一般会計補正予算（第15号）において、歳出においては1款の議会費から10款の教育費までのうち、2款の総務費を除いて全て減額補正であります。

これは、コロナにおける事業の中止・縮小による事業費の減により執行残額が増えたものと思いますが、一方で職員の皆さんの行政改革への取組もあり、総務管理費において執行残約7億2,000万円を基金積立てに回す増額補正予算が計上されました。

平成27年度までは、財政調整基金も約20億円をキープしていましたが、平成28年度からは減少が続き、令和元年度末の残高は約11億円まで減少しました。しかし、昨年度において約1億円積み増しをすることができ、基金残高の減少を止めることができましたが、残高の減少傾向は続いております。

財政調整基金の残高について、安藤市長は本市の標準財政規模100億円の10%である10億円は最低確保したいと常々言ってみえます。令和4年度からは新庁舎の償還も始まります。令和4年度においては8,000万円ぐらいだと思いますが、5年度からはいよいよ1億9,000万円の償還も始まります。また、弥生小学校の長寿命化工事、公共施設の再配置に向けた事業も計画的に進めていかなければなりません。当然、償還額も増えていきます。

これらのことから考えるに、私は財政調整基金よりも減債基金及び公共施設整備基金への積み増し配分を行うべきと考えますが、今回の基金積み増しの配分についての考えを伺います。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 減債基金積立金につきましては、臨時財政対策債の発行可能額が変更されたことに伴い普通交付税が増額されましたが、そのうちで約2億円は臨時財政対策債の将来における償還金の財源として追加交付されたものでありますので、基金として積み立てるものでございます。

公共施設整備基金積立金につきましては、今後予定されております公共施設の長寿命化改良工事などの財源とするために、今年度は2億円を積み立てることといたしました。それ以外は、今回の補正予算で歳入歳出を最終調整した金額を財政調整基金に積み立てるものでございます。

また、基金の残高につきましては、財政調整基金の残高は令和元年度末が約11億3,200万円、令和2年度末が約12億3,400万円、令和3年度末見込みが約15億5,000万円、減債基金の残高ですが、令和元年度末が約1億7,300万円、令和2年度末も約1億7,300万円、令和3年度末見込みが約3億9,100万円、公共施設整備基金の残高は令和元年度末が約1億8,500万円、

令和２年度末が約１億６,０００万円、令和３年度末見込みが約３億２,７００万円でございます。

○議長（大原 功君） 平野議員。

○１３番（平野広行君） 以上で私の議案質疑を終わります。

○議長（大原 功君） 次に、横井議員。

○７番（横井克典君） ７番 横井克典です。

通告に従いまして、質問をいたします。

まずは、議案第９号弥富市部設置条例及び弥富市農政推進協議会条例の一部改正についてです。

１点目として、令和２年５月の新庁舎竣工に合わせて部や課が新設されるなど、組織の大幅な見直しが行われました。あれから２年程度しか経過していないわけですがけれども、これまで市民生活部で所掌している商業及び工業に関することを建設部に移行させなくてはならなかった理由と、移行によりどのような効果が得られるのでしょうか。また、同様に観光に関することを建設部に移行せず、そのまま市民生活部に残すこととした理由、残すことでどのような効果が得られるのでしょうか。

続けて２点目です。この変更の検討は、いつ頃からこういった組織で行われ、いつ検討がなされたのでしょうか。

続いて３点目、昨年１２月議会で市民生活部、商工観光課の観光グループを４月にリニューアルする歴史民俗資料館で仕事をさせる旨の説明がなされましたが、この一部改正案の内容とは少々違うと思われます。どのような理由から観光課の新設といった変更になったのでしょうか。

以上３点についてお尋ねします。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） まず１点目でございますが、令和４年度より商工観光課を将来的に観光協会独立を目指す観光部門に特化した観光課に改めます。それに伴い、現在、商工観光課で所管している業務を大きく３つに分け、統計部門を市民協働課へ、観光部門を観光課へ、産業部門を農政課へ移管いたします。

御質問の商業及び工業に関することを建設部に移行させなくてはならない理由と、移行によりどのような効果が得られるかにつきましては、現在農政課において農業・林業など第１次産業を所管しておりますが、商工課、商工労政グループで所管している製造・建設など第２次産業及び商業、金融業、運輸業、サービス業など第３次産業と併せることで、産業３部門を一体で対応することが可能となるためであり、課名も産業振興課と改めます。

また、観光課は令和４年度においては現状の市民生活部内で組織しておりますが、今後の行政を取り巻く状況等や国・県の業務の動向などを踏まえ、部課の再編など柔軟な対応も必

要であると考えております。

2 点目の変更の検討につきましてですが、組織改編業務は企画政策課が所管しております。令和 3 年度当初より、観光部門の創設と各課の事務分掌など諸問題を踏まえた検討をはじめ、各課へのヒアリングを行い、現状の事務分掌等を勘案し、素案作成後、10月からの協議を経て1月に結論を出しております。

3 点目でございますが、令和 4 年度より設置の観光課につきましては、既に事務所移転が完了している歴史民俗資料館と同じ図書館棟 1 階の事務所で勤務いたします。観光資源が決して豊富と言えない本市において、これまでにない歴史の探求と観光の融合による新たな観光資源を発掘し、市内外への情報発信を強化してまいります。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7 番（横井克典君） 続きまして、議案第19号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について質問をさせていただきます。

1 点目は、市は東海旅客鉄道株式会社が積算した協定額29億5,180万円の内訳の精査、確認等は行われたのでしょうか。

続いて 2 点目として、市は工事内容や年度ごとの工事費、市と事業者の負担割合について東海旅客鉄道株式会社から詳細な資料の提供を受けてみえるのでしょうか。

3 点目として、工事協定書（案）には市が工事費を予納すると記載がありますが、どういう理由からでしょうか。また、その予納額はいつまでに、どこへ、どの程度の金額を納める必要があるのでしょうか。あわせて 3 点お尋ねします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 協定の金額につきましては、国土交通省と鉄道事業者で確認がなされております公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申合せに従いまして、鉄道事業者から必要書類の提出を受け確認をしております。

次に、2 点目でございます。年度ごとの工事費につきましては、今後の詳細設計の中で確定する内容もございますため、工事協定にある全体事業費に対する年度ごとの想定事業費を確認しております。

また、負担割合につきましては、自由通路の整備及び管理に関する要綱に基づき、双方で確認をいたしております。

3 番目の協定金額の予納につきましては、工事における毎払い金のようなものであり、事業を進めるに当たり必要な資金として当該年度の事業費を 4 半期ごとに分け、各期に係る費用を鉄道事業者に支払います。以上です。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7 番（横井克典君） 続きまして、同趣旨の質問になりますけれども、議案第20号弥富駅自

由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結について質問いたします。

1 項目として、市は名古屋鉄道株式会社が積算した覚書金額10億9,247万円の内訳の精査は行われたのでしょうか。

また、2 点目として市は工事内容や年度ごとの工事費、市と事業者の負担割合について、名古屋鉄道株式会社から詳細な資料の提供を受けてみえるのでしょうか。

以上2 点についてお尋ねします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 議案第19号でお答えいたしました東海旅客鉄道株式会社の回答と同様に、名古屋鉄道株式会社の覚書の金額につきましても、国土交通省と鉄道事業者で確認がなされております公共事業における鉄道委託工事を行う場合の透明性確保の徹底に関する申合せに従いまして、鉄道事業者から必要書類の提出を受け、確認をしております。

また、2 点目につきましても同様になりますが、年度ごとの事業費につきましてもは今後の詳細設計の中で確定する内容もあるため、工事協定にある全体事業費に対する年度ごとの想定事業費を確認しております。

また、同様に負担割合につきましても、自由通路の整備及び管理に関する要綱に基づき算出をしております。以上でございます。

○議長（大原 功君） 横井議員。

○7 番（横井克典君） 以上、3 つの議案について質問をさせていただきました。

本日の市の答弁を踏まえまして、来週行われます行財政委員会のほうでしっかり審議してまいりたいと思っております。

私の質問は以上でございます。

○議長（大原 功君） 次に、那須英二議員。

○2 番（那須英二君） 2 番 那須英二。

通告に従いまして質問させていただきます。

まず、議案第16号弥富市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

内容的には、未就学児の均等割の負担を半分にするというところかなというふうに思います。

そこで3 点伺います。

まず、この財源はどの財源で負担するのかお答えください。

○議長（大原 功君） 服部年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（服部利恵君） この改正は、未就学児に係る均等割について5 割を公費により負担するもので、負担割合は国2 分の1、県4 分の1、市の一般会計4 分の1になります。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 今まで、一般会計からの負担というのはなかなかできないというところでしたが、こうした政策の上であれば負担ができるというところでございます。

また、子育て世帯のための軽減ということで説明があったわけですが、それであれば5割ということではなく、例えば市で上乗せしながらゼロ割ということでなぜ考えなかったのか、お答えください。

○議長（大原 功君） 服部年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（服部利恵君） この改正は、子育て世帯の経済的負担軽減の観点から国や地方の取組として制度において子供の均等割額を軽減するもので、その負担割合は先ほど御説明申し上げたとおり全額補填されます。

市独自で未就学児の均等割の軽減割合を拡大した場合はどうなるのか県に確認したところ、所得激減や障害をお持ちなど特別な理由がある場合の減免は条例等で定めることで決算補填目的の対象から外れますが、年齢や子供の人数等で一律に減免を行う場合は決算補填目的とするという回答をいただいております。決算補填目的とすれば、税率改正も必要となり被保険者の皆様の負担となるため、市独自の均等割軽減拡大は考えておりません。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 実際は、決算補填目的というところの中で市で出したくても出せないという状況でございます。

稲沢市でも、こうした子供の均等割に関して上乗せしながら、ゼロ割ということを行いながら今始まろうとしていますけれども、実際には被保険者の負担割合に上乗せした形になると、要するに一般会計からは出せないというところございました。そういう中で、やはりこの国からの5割に関してはこうした一般会計からの負担、市で言うと4分の1という負担を出しているわけですが、それが通るならばなぜ出せないのかがまだ不思議なところですが、県のほうからはそういう回答であったというところございました。

では同様に、なぜ子供という扱いならば、今までは18歳ということで学生、要は自分で働く能力のない方ということになりますので、未就学児に限らずもっと拡充すべきではないかと思うわけですが、なぜ18歳までではなく未就学児という形で絞られたのかお答えください。

○議長（大原 功君） 服部年金課長。

○健康福祉部次長兼保険年金課長（服部利恵君） 先ほど答弁させていただいたように、市独自で対象年齢を拡大した場合も一般会計から繰り入れた場合は決算補填目的の繰入れとなります。県から削減を求められているにもかかわらず、削減額が増加してしまうため繰入れを行うことができません。本市の国保財政は厳しい情勢であり、一般会計から繰入れができません。

い状況で市独自の均等割軽減の拡大分を賄うには、税率改正で負荷総額を上げることになりますので、年齢拡大については考えておりません。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 市独自の権限ではできないというところでございます。

国のほうで、今回未就学児というふうに設定されたものですから、そのような状況になっているのかなと思いますので、ぜひ先ほど子育て世帯の観点というならば、自分で稼ぐという力のないところにやはり負担があること自体が私はもともとおかしいと思っておりますので、そういう中でやはり国の制度が、今回未就学児に限定されました拡充をされますけれども、これをぜひ引き延ばしていただくよう市からも要望していただければと思います。

2点目です。議案第19号、第20号、自由通路事業についてでございます。

この議案に関しては、先ほど横井議員からも質問があったように、いよいよ工事協定が進むというところでその議案が出されているわけですが、議論については委員会のほうでさせていただきますが、1点だけ確認させていただきます。

この工事協定が進むということであれば、新年度、工事スケジュール、設計、工事着工等、このスケジュールというのはどのようになりますか。お答えください。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 令和4年度のスケジュールを申し上げますと、本議会にて議決をいただきました後、4月初旬に鉄道事業者と協定及び覚書を締結いたします。その後は、自由通路及びJR・橋上駅舎の調査設計業務に着手し、鉄道事業者2者と協議を随時実施し、設計内容及び進捗状況を確認してまいります。

また、弥富駅北口駅前広場の事業用地を取得するため、土地所有者と土地売買契約及び建物等の移転補償契約を締結し、建物等が撤去された後、排水路の仮排水管設置工事を実施し、令和5年度から始まる自由通路整備等の工事の作業ヤードの確保を進めてまいります。以上でございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 令和4年度に関してはそうした調査・設計という段階で、工事としては令和5年度からというところになるかということではございました。確認を取りましたので、この議論についてはまだ詳細いろいろありますので委員会に持ち越したいと思っています。

3点目です。議案第23号、一般会計補正予算についてでございます。

この補正予算の中で疑問に思うところは、今まで市税のほう、令和3年度でありますと76億程度だったものが82億まで伸びていると、83億に近いところですが、ここまで差が開いてあると。市税が、なぜこの当初予算と比べてこんなに差が出るのか、お答えください。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 市税につきましては、当初予算と比べますと1億500万円の増額となっております。その内訳といたしまして、法人市民税が7,000万円、市たばこ税が3,500万円となります。

法人市民税について、令和3年度当初予算におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による企業収益の悪化や、法人税割の税率引下げにより大きく減収すると見込みましたが、本市においては実際には新型コロナウイルス感染症の影響はあったものの、見込みほどの大きな減収とはならなかったことによるものでございます。

市たばこ税についても、令和3年度当初予算におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による個人消費の低迷や、たばこの値上げ等を考慮し、減収となると見込みましたが、実際にはたばこの売渡し本数が減少しなかったことによるものでございます。

○議長（大原 功君） 那須英二議員。

○2番（那須英二君） 当初予算ですと、76億程度でしたよね。今、補正で上げられて最終的には、まだもう一回多分補正があると思うんですけれども、82億というふうになっているかと思うので、差としては6億ぐらいあると思うんですけれども、違いますか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 当初等はそうでございますが、12月に補正をしておりますので、その分も入っておりますので。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） そうなんです。12月から比べればその程度ですけれども、当初と比べると6億というところになるんですよね。なので、幾らコロナで減収を見込んでいたというところで、それがなかったとはいえ、あまりに大き過ぎるんじゃないかと思うんですよね。なので、今年度の新年度予算に関しては83億とスタートしておりますので、戻っていますのであれなんですけど、なぜこんなに差があるのかなというところが疑義があったので質問させていただきました。

コロナの減収が予定よりということでありましたけど、今後もししっかりとそんなに差が大きくならないようにしていただければというふうに思います。

同様に、民生費もかなり大きく減っておりますけれども、これは何でそんな差が出るんでしょうか。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 民生費の当初予算は、障がい福祉計画や介護保険事業計画に基づく事業料や、過去の実績を基に積算し計上しました。また、必要に応じて補正予算も計上させていただきました。

今回の民生費の補正につきましては、3億7,664万2,000円の減額となっておりますが、特に大きな減額の要因といたしましては、9月議会において増額補正させていただいた小規模介護付ホームの整備が、新型コロナウイルス感染症の影響により工期への影響が多大であることを理由に、施設設置法人が本年度中の施設の完成ができないと判断され、事業の実施を断念されたことから、当該補助事業が執行できず、1億5,425万1,000円を減額することとなりました。

そのほかの要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症などの影響によりサービスの利用が減少したこと、更生医療対象者が減少したこと、各種事業が実施されなかったことなどにより、利用実績が見込みより少なかった扶助費や委託料が減額したことによるものでございます。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 民生費も、介護付特別養護老人ホーム等の整備ができなかったというところで大きく減っていると。その他も、コロナ等で受けられない方が多かったというところでございますけれども、毎年のように差額が大きく出ていると思うんです。その差額があれば、逆に言えば1,800万でできるようなスクールカウンセラーの中学校早急配置だってできるわけですよ。だから、そういう差額をやはりしっかりと詰めていただいて、できる市政を取り組んでいただければと思っています。

3点目です。

この補正予算の中で、最終的に労働単価等の表が出ておるわけですが、国からの保育士などのケア労働の賃上げについて、この予算には含まれているのかどうか、あと公務職については含まれているのかどうかを含めてお答えください。

○議長（大原 功君） 山下健康福祉部長。

○健康福祉部長兼福祉事務所長（山下正巳君） 保育士の処遇改善につきましては、国の施策を受け、幼稚園や保育所の共有及び保育士等の処遇改善のため、令和4年2月から収入を3%程度、月額にして9,000円程度引き上げる措置を行う民間事業者に対し、賃金改善を行うための費用を補助するものでございます。

本市における当該事業所は、認定こども園1か所と、同事業者が運営する児童クラブ1か所で、補助金額総額は99万7,000円となり、全額が国庫補助となるため、歳入にも同額を補正計上させていただきました。

なお、本市の保育士の初任給につきましては、国が示す基準よりも4号給上げておりますので、処遇を改善する予定はございません。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 質問としては終わらせていただきますが、民間事業者には9,000円上



げたけれども、ただこれには、施設として渡したかと思いますので、事後追求しながら、ちゃんと保育士にその賃金がしっかりと行っているかどうかを追跡調査としてお願いしておきたいと思います。

弥富の保育士については、4号給、最初からスタートから上げているというところになりますので、上げなかったという理由でございますので、その点については確認させていただきました。ありがとうございます。以上でございます。

○議長（大原 功君） 次に、板倉議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

通告に従いまして、質問させていただきます。

議案第10号と議案第18号についてでございます。

まず、議案第10号弥富市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正についてです。

情報通信の情報とは、こういった情報でしょうか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 条例等の規定に基づく申請や、届出などの手続に関する情報でございます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 技術の利用とは具体的にどのようなものでしょうか。

○議長（大原 功君） 横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 窓口で用紙に記入して申請や届出などをするのではなく、電子情報処理組織を使用する方法で行うものでございます。

本市では、現在、あいち電子申請・届出システムによる申請、届出などをしていただくことができます。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） これが利用されることによって、どのように変わりますでしょうか。

○議長（大原 功君） 総務部長。

○総務部長（横山和久君） 今回の条例の一部改正は、法律の一部改正に伴う規定の整備や、市の機関に議会を加える内容となっており、先ほど御答弁申し上げました電子情報処理組織を使用する方法に変更があるというものではございません。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） ありがとうございます。

続きまして、議案第18号弥富市道路占用料条例の一部改正について質問させていただきます。

愛知県の昨年11月の定例議会で可決された県の条例改正に伴う料金の額の変更ですが、県はなぜ値下げするのでしょうか。お願いします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 愛知県の道路占用料は、固定資産税評価額の改定に合わせて3年ごとに見直しを行っております。このたびの改正につきましては、道路価格及び民間における地価に対する賃料の割合を基に占用料を試算した結果、占用料単価の全体的な下落が見込まれることから改正するものとされております。以上です。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 弥富市の土地を利用してもらって一般会計の歳入になる料金ですので気になる場所ですけれども、年間でどれぐらいの占用料の減となりますか。

○議長（大原 功君） 建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 令和4年度予算の試算でございますと、約170万円の減額を見込んでおります。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 県の占用料改正に市が合わせる必要というのはあるのでしょうか。お願いします。

○議長（大原 功君） 伊藤建設部長。

○建設部長（伊藤重行君） 市内の県道の道路占用料と、弥富市道の道路占用料の均衡を図るため、弥富市は従来から県の道路占用料を準用して合わせております。したがって、今回の改定につきましても県の道路占用料と合わせることにしたものでございます。以上です。

○議長（大原 功君） 板倉議員。

○1番（板倉克典君） 弥富市の地価が激しく下がっているわけではありませぬので、質疑したく思いました。

これで私の質疑を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

議案第19号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結についてと、議案第20号弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結について質問させていただきます。

いずれにしても、19号の東海旅客鉄道とは29億5,180万円、名古屋鉄道株式会社とは10億9,247万円が、今回たったこれだけの議案で議論しようとしています。

質問の1番目です。

弥富駅の自由通路、それから橋上駅舎化と踏切問題というのは、総額で46億円を使う行政

の計画として、様々な調査、最低限必要な調査・検討がされていません。

弥富市は、自由通路の想定利用者、ＪＲは2,900人、名鉄は2,800人、それ以外は300人、合わせて1日6,000人の利用者を想定していると答弁されています。弥富市が事業主体となって、道路としての自由通路を建設するのであれば、市道としての道路整備をする必要性があるだけの鉄道利用者以外の純粋な弥富市の歩行利用者の絶対数が不可欠です。少なくとも、鉄道利用者に匹敵する程度の需要が大前提です。

自由通路の利用者のほとんどが鉄道利用者であれば、近鉄弥富駅のように鉄道事業者が自由通路の事業主体になるのは、国の要綱に照らし合わせても当然です。弥富市が事業主体になるのは、費用対効果を無視した不当な地方自治です。市長が適切に判断すれば、本事業は鉄道事業者が事業主体になることが順当であることは明らかです。その方向に沿って鉄道事業者と十分な協議をしていません。かつ、弥富市として適正な補助額等について適正な主張をしていません。

弥富市が事業主体になると判断したことは、弥富市民に著しく不利益を与えます。議会や住民への説明も十分でなく、全く不的確、不十分な計画です。住民投票で事業の是非を問うべきです。市長の考えを伺います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 本会議の佐藤仁志議員の御答弁でもいただきましたが、住民投票は行いません。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） この議案が、国の要綱、国の要綱と何度もおっしゃっているんですが、その国の要綱は決して何通りもあるわけです。その何通りもあるうちに、道路としての自由通路であるのであれば、普通に考えれば鉄道利用者じゃなくて、道路としての自由通路としての利用者数が見込めるはずですよ。それが無いのに、なぜこれを採用するかということ聞いています。

先ほどの質問のところで、最後に住民投票で事業の是非を問うべきですよというふうに話を終わりましたので、市長さんから住民投票をしませんということですが、もともとの6,000人のうちの300人というのが市民のどの方に聞いても納得できないとおっしゃっていますが、市長はどういう理由をもってこれが適正なのか、ちょっと私には理解できないので質問しております。

〔発言する者あり〕

○6番（佐藤仁志君） 私としては、この6,000人のうち300人をもってしてこの協定書の大前提となっているので、その前提がおかしいということについて質問させていただきました。

お答えいただけないので、2番目に移ります。

協定を結んでしまうと、40億円がＪＲ東海と名鉄に対して設計も施工もお任せで支払えるのがこの協定書方式です。全くチェックできない状態で、40億円のお金が東海旅客鉄道と名古屋鉄道株式会社に入っていきます。

一方では、国の補助金が全額出る保証はありません。そうなれば、さらに市の負担は増えます。最低でも28億円の弥富市の公費を支払うのに、議会がチェックできません。議会がチェックできない事業は、公共事業と言えないと思います。

市長は、東海旅客鉄道と名古屋鉄道株式会社を信頼していますとおっしゃっていますが、先ほども金額についてチェックしているというふうにおっしゃいながら、市がこの金額の内訳を議会に公表しません。これでどうやってこの議案について審議をするのか、全く議案そのものについて普通でない事業方法をされたいということですので、その理由がなぜかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（大原 功君） 安藤市長。

○市長（安藤正明君） 議案に提出しているものとは違うものですから、御答弁はできません。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員、市長に分かりやすいように聞いてください。そうじゃないと、なかなか市長も聞いておるほうが答弁できないので、まとめてちゃんと言ってください。お願いします。

〔発言する者あり〕

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員、今の質問の内容がちよっと違うので、会議規則の第55条第1項の規定により、議題以外の質問になっておりますので十分注意してください。

佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 具体的な数字とか根拠とか資料を示していただいていないものですから、こちらもいろいろと独自に調べて、本当に病気になりそうぐらい調べておるんですが、そういう意味で質問が適切でなかったとするならば、皆様におわびをさせていただきます。

でも、この問題は本当にとてつもなく大きな問題ですので、そのことを、議案質疑じゃないとおっしゃればそうかもしれません。でも、本当に市民の皆さんも疑問に思っていますし、これをやるというのは本当につらいです。泣きたい気分です。以上です。

○議長（大原 功君） 佐藤仁志議員、何遍も言いますけれども、自己意見だけでなく、やっぱりその原因だから、会議規則の第55条第3項の規定により質問のことをきちんとしていかないと、市長だって答えられない。議員の方聞いておっても、議長も聞いておっても分からんわな。だから、これではいかんと思うんだわね。傍聴者の方も聞いてみえることも分からんと思うんだわ。意味が分かるように、自己意見じゃなくて、きちんとしてください。

○6番（佐藤仁志君） 大変失礼いたしました。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

本案24件は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

本日、安藤市長より議案第26号及び議案第27号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第26号及び議案第27号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第26 議案第26号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第16号）

日程第27 議案第27号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（大原 功君） この際、日程第26、議案第26号及び日程第27、議案第27号、以上2件を一括議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） 本日追加提案し、御審議いただきます議案は、予算関係議案2件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第26号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第16号）につきましては、国の補正予算に伴い、当初予算に計上させていただきました弥生小学校の長寿命化改良工事を令和3年度の補正予算として計上するものでございます。

次に、議案第27号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第1号）につきましては、新生児への出産臨時特別給付金を支給するため関連予算を計上するほか、弥生小学校の長寿命化改良工事に関する予算を減額するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大原 功君） 議案の説明を横山総務部長に求めます。

総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第26号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第16号）につきましては、歳入歳出それぞれ7億2,869万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を190億3,357万7,000円とし、繰越明許費及び地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の増額の内容といたしましては、教育費国庫補助金 2 億 3,489 万 9,000 円、教育債 4 億 9,380 万円でございます。

歳出予算の主な内容といたしましては、教育費におきまして、小学校修繕等工事請負費 7 億 2,357 万 8,000 円の増額を計上する一方、総務費におきまして、財政調整基金積立金 618 万 2,000 円の減額を計上するものであります。

次に、議案第 27 号令和 4 年度弥富市一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 7 億 1,252 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 160 億 7,747 万 9,000 円とし、地方債の補正を計上するものであります。

歳入予算の内容といたしましては、民生費国庫補助金 586 万円、総務費国庫補助金 1,650 万円の増額を計上する一方、教育費国庫補助金 2 億 3,489 万 9,000 円、財政調整基金繰入金 5,008 万 2,000 円、教育費 4 億 4,990 万円の減額を計上するものであります。

歳出予算の主な内容といたしましては、民生費におきまして新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 586 万円、出産臨時特別給付金 1,650 万円の増額を計上する一方、教育費におきまして、小学校修繕等工事請負費 7 億 2,357 万 8,000 円の減額を計上するものでございます。

○議長（大原 功君） これより、議案第 26 号及び議案第 27 号の質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

以上をもって質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 10 時 56 分 休憩

午前 10 時 58 分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

本案 2 件は、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

早川議員ほか 5 名より、発議第 1 号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第28 発議第1号 ロシアによるウクライナへの侵略行為を断固非難する決議について**

○議長（大原 功君） この際、日程第28、発議第1号ロシアによるウクライナへの侵略行為を断固非難する決議につきまして、議題といたします。

本案は議員提案でありますので、提出者の早川議員に提案理由の説明を求めます。

早川議員。

○12番（早川公二君） 発議第1号ロシアによるウクライナへの侵略行為を断固非難する決議について申し上げます。

この案を提出するのは、令和4年2月24日、ロシアによるウクライナ領土への軍事侵攻が、自制を求める世界の多くの声を無視する形で開始され、既に攻撃を受けている都市や地域では、非戦闘員の一般市民にも多くの死者が出ております。

今般のウクライナに対する一方的な武力行使は、同国の国家主権と国民の人権を踏みにじる明白な国際法違反、国連憲章違反であるだけでなく、国際秩序の平和と安全にも深刻な影響を及ぼす暴挙と言わざるを得ず、最も強い言葉で非難する。

また、核兵器使用の可能性をも示唆するロシア指導者の恫喝や、軍による原子力発電所への攻撃は唯一の戦争被爆国であり、福島第一原発事故を経験した日本の国民として、断じて許すことはできない。

私たちの住む弥富市は、一人一人の命を大切にし、核兵器のない、脅威のない平和な社会を目指して、平成11年には世界の恒久平和を希求するため「平和都市」を宣言し、平成23年より「平和首長会議」に加盟した。

私たち弥富市議会は、生命の尊厳と恒久平和を希求する弥富市民を代表する議会として、ロシア政府に対し、ウクライナからの即時かつ無条件の撤退と、全ての人々の人権が尊重される平和的解決を断固求める。

そして、我が国の政府におかれても、国際社会との強固な連携の下、侵略行為に対する重い代償として、あらゆる選択肢を視野に毅然とした制裁措置の徹底及び強化を要請するものである。

以上、決議するものであります。議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

発議第1号は、原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第1号は原案どおり可決決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、会議はこれにて散会いたします。御苦労さまでした。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時03分 散会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 議員 板 倉 克 典

同 議員 那 須 英 二

令和4年3月23日
午後2時00分開議
於 議 場

1. 出席議員は次のとおりである（16名）

| | | | |
|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 板 倉 克 典 | 2 番 | 那 須 英 二 |
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
| 5 番 | 加 藤 明 由 | 6 番 | 佐 藤 仁 志 |
| 7 番 | 横 井 克 典 | 8 番 | 江 崎 貴 大 |
| 9 番 | 加 藤 克 之 | 10 番 | 高 橋 八重典 |
| 11 番 | 鈴 木 みどり | 12 番 | 早 川 公 二 |
| 13 番 | 平 野 広 行 | 14 番 | 三 浦 義 光 |
| 15 番 | 佐 藤 高 清 | 16 番 | 大 原 功 |

2. 欠席議員は次のとおりである（なし）

3. 会議録署名議員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 3 番 | 小久保 照 枝 | 4 番 | 堀 岡 敏 喜 |
|-----|---------|-----|---------|

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（35名）

| | | | |
|--------------------|---------|--------------------|---------|
| 市 長 | 安 藤 正 明 | 副 市 長 | 村 瀬 美 樹 |
| 教 育 長 | 奥 山 巧 | 総 務 部 長 | 横 山 和 久 |
| 市民生活部長 | 伊 藤 仁 史 | 健康福祉部長兼
福祉事務所長 | 山 下 正 巳 |
| 建 設 部 長 | 伊 藤 重 行 | 教 育 部 長 | 柴 田 寿 文 |
| 総務部次長兼
企画政策課長 | 伊 藤 淳 人 | 健康福祉部次長兼
保険年金課長 | 服 部 利 恵 |
| 建設部次長兼
土木課長 | 小笠原 己喜雄 | 会 計 管 理 者 | 伊 藤 えい子 |
| 教育部次長兼
歴史民俗資料館長 | 伊 藤 隆 彦 | 監 査 委 員 長 | 佐 藤 雅 人 |
| 総 務 課 長 | 鈴 木 博 貴 | 財 政 課 長 | 立 石 隆 信 |
| 人事秘書課長 | 山 森 隆 彦 | 防 災 課 長 | 太 田 高 士 |
| 税 務 課 長 | 横 江 兼 光 | 収 納 課 長 | 細 野 英 樹 |
| 市民課長兼
鍋田支所長 | 伊 藤 篤 由 | 環 境 課 長 | 田 口 邦 郎 |
| 市民協働課長 | 藤 井 清 和 | 商工観光課長 | 浅 野 克 教 |
| 十四山支所長 | 山 田 淳 | 健康推進課長 | 山 守 美代子 |

| | | | |
|---------|---------|---|---------|
| 福 祉 課 長 | 梅 田 英 明 | 介護高齢課長兼
総合福祉
センター所長兼
十四山総合福祉
センター所長 | 安 井 幹 雄 |
| 児 童 課 長 | 飯 田 宏 基 | 農 政 課 長 | 上 田 忠 次 |
| 都市整備課長 | 三 輪 秀 樹 | 下 水 道 課 長 | 水 谷 繁 樹 |
| 学校教育課長 | 渡 邊 一 弘 | 生涯学習課長兼
十四山スポーツ
センター館長 | 中 野 修 |
| 図 書 館 長 | 岩 田 繁 樹 | | |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | | | |
|-------------|---------|-----|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 佐 野 智 雄 | 書 記 | 佐 藤 文 彦 |
| 書 記 | 鷺 尾 里 恵 | | |

6. 議事日程

| | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第2号 令和4年度弥富市一般会計予算 |
| 日程第3 | 議案第3号 令和4年度弥富市土地取得特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第4号 令和4年度弥富市国民健康保険特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第5号 令和4年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第6号 令和4年度弥富市介護保険特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第7号 令和4年度弥富市下水道事業会計予算 |
| 日程第8 | 議案第8号 新市基本計画の変更について |
| 日程第9 | 議案第9号 弥富市部設置条例及び弥富市農政推進協議会条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第10号 弥富市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第11号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について |
| 日程第12 | 議案第12号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について |
| 日程第13 | 議案第13号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について |
| 日程第14 | 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について |
| 日程第15 | 議案第15号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について |
| 日程第16 | 議案第16号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第17 | 議案第17号 海部南部水道企業団規約の変更について |
| 日程第18 | 議案第18号 弥富市道路占用料条例の一部改正について |

- 日程第19 議案第19号 関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について
- 日程第20 議案第20号 弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結について
- 日程第21 議案第21号 市道の廃止について
- 日程第22 議案第22号 市道の認定について
- 日程第23 議案第23号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第15号）
- 日程第24 議案第24号 令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第25 議案第25号 令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第26 議案第26号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第16号）
- 日程第27 議案第27号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第28 請願第1号 駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書
- 日程第29 請願第2号 県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願書
（追加日程）
- 日程第30 議案第28号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第17号）
- 日程第31 発議第2号 弥富市議会委員会条例の一部改正について
- 日程第32 発議第3号 弥富市議会会議規則の一部改正について
- 日程第33 発議第4号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出について
- 日程第34 海部南部消防組合議会議員の選挙について
- 日程第35 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について
- 日程第36 閉会中の継続審査について

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午後 2 時00分 開議

○議長（大原 功君） ただいまより、継続議会の会議を開きます。

なお、傍聴者の皆さん方におかれましては、会議中は静粛に、よろしくお願いを申し上げます。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（大原 功君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第88条の規定により、小久保照枝議員と堀岡敏喜議員を指名いたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第 2 議案第 2 号 令和 4 年度弥富市一般会計予算

日程第 3 議案第 3 号 令和 4 年度弥富市土地取得特別会計予算

日程第 4 議案第 4 号 令和 4 年度弥富市国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 5 号 令和 4 年度弥富市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 6 議案第 6 号 令和 4 年度弥富市介護保険特別会計予算

日程第 7 議案第 7 号 令和 4 年度弥富市下水道事業会計予算

○議長（大原 功君） この際、日程第 2、議案第 2 号から日程第 7、議案第 7 号まで、以上 6 件を一括議題といたします。

本案 6 件に関しては、審査経過の報告と結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） それでは、行財政委員会に付託されました当初予算について委員長報告をさせていただきます。

行財政委員会に付託されました案件は、議案第 2 号令和 4 年度弥富市一般会計予算についてははじめ 6 件です。

本委員会は、去る 3 月16日及び17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、16日に総務部所管の当初予算について、議案第 2 号令和 4 年度弥富市一般会計予算及び議案第 3 号令和 4 年度弥富市土地取得特別会計予算、以上 2 件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、選挙常時啓発事業の令和 4 年度明るい選挙推進協議会の開催予定はとの質問に、市側より、令和 4 年度は参議院議員通常選挙が 7 月に想定されており、選挙期日の 1 か月前に開催する予定で、常時啓発事業についても議題とする予定です。なお、弥富市長選挙及び愛知県知事選挙においても、選挙期日の 1 か月前に開催する予定ですとの答弁が

ありました。

また、まち・ひと・しごと創生推進事業業務委託料は、市と市民の協働により市民ニーズとその解決に寄与する人材や場所等の地域資源をマッチングさせる仕組みを構築するとあるが、どんなことですかとの質問に、市側より、地域資源バンクという仕組みやアプリをつくり、ノウハウを持った人や利用可能な場所等をこの地域資源バンク制度のアプリ上に登録していただき、これらの地域資源と多様化する市民ニーズをマッチングさせます。そうすることで、ニーズの解決に寄与するとともに、市民同士がつながり、市民同士で諸課題を解決していく持続可能な地域社会の構図を図っていくことを目指していますとの答弁がありました。

続いて、建設部所管の当初予算について、議案第2号令和4年度弥富市一般会計予算、議案第3号令和4年度弥富市土地取得特別会計予算及び議案第7号令和4年度弥富市下水道事業会計予算、以上3件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、カメムシ防除の共同防除事業費補助金の補助単価を増額し、制度を拡充した理由はとの質問に、市側より、補助金の単価を上げることによって、さらに共同防除に参加していただく面積を広げることが拡充の理由ですとの答弁がありました。

また、木製遊具は木造の耐用年数を想定しての計画を立てていたのかとの質問に、市側より、木造遊具の耐用年数は10年程度と考えており、設置時には耐用年数を想定して設置している。木製遊具に限らず公園遊具については、適切な点検、管理により遊具の状況を確認し、修繕を行うことで、耐用年数経過後も安全に利用できる状態に維持管理し、長寿命化を図っているとの答弁がありました。

17日には所管を入替え、教育部所管の当初予算について、議案第2号令和4年度弥富市一般会計予算を審査いたしました。

委員から通告にて、ICT支援員は現在1人配置していると認識しているが、令和4年度までに4校に1人配置するよう示されているとのことだったが、配置状況はどのようなものかとの質問に、市側より、1人を常勤で雇用し、来年度からは2人体制となります。国の配置は、4校に1人を配置するよう要請があります。本市は業務委託による配置ではないので、訪問予定日以外であっても臨機応変に対応が可能ですとの答弁がありました。

また、スクールソーシャルワーカー1人を小・中学校に派遣するが、派遣開始時期などどのようなものかとの質問に、市側より、スクールソーシャルワーカーは拠点を適応指導支援室に置き、4月から各学校を巡回しますとの答弁がありました。

続いて、市民生活部所管の当初予算について、議案第2号令和4年度弥富市一般会計予算を審査いたしました。

委員から通告にて、結婚新生活支援補助金の補助金額が令和3年度に比べて引き下がった理由はとの質問に、市側より、令和3年度は令和2年度より14件増加し、25人の方にこの制

度を御利用いただくことができた。年々認知度も上がり、多くの方に御利用いただいたので、上限額を下げて予算枠の範囲で利用していただける数を増やすこととしたとの答弁がありました。

また、弥富市観光協会補助金の増額で、事業の拡充が市内外での金魚すくい事業とあるが、具体的な内容はとの質問に、市側より、金魚すくい事業は、本市の特産品である金魚の需要喚起、観光人口の流入、ふるさと納税の推進などを目的に、金魚すくいをはじめ、弥富金魚の歴史を学ぶ金魚の学校、金魚飼育の不安を少しでも解消する金魚飼育相談を併せて実施し、市外では各務原市のオアシスパーク、春日井市朝宮公園、安城デンパーク、市内では海南こどもの国での金魚まつりや秋まつりでの実施を予定しているとの答弁がありました。

続いて、健康福祉部所管の当初予算について、議案第2号令和4年度弥富市一般会計予算、議案第4号令和4年度弥富市国民健康保険特別会計予算から議案第6号令和4年度弥富市介護保険特別会計予算まで、以上4件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、子宮頸がんの積極的勧奨の再開及びキャッチアップ接種とはとの質問に、市側より、令和3年11月に専門家の評価により令和4年4月から積極的勧奨が再開され、対象者は小学校6年生から高校1年生の女子となる。積極的な勧奨を差し控えている間に、定期接種の対象者であった平成9年生まれから平成17年生まれまでの女子がキャッチアップ接種の対象となるとの答弁がありました。

また、3歳児健診において、スポットビジョンスクリーナー導入の周知と開始時期はいつ頃かとの質問に、市側より、3歳児健診対象者に個別通知をします。導入時期は、令和4年7月の3歳児健診から開始を予定していますとの答弁がありました。

以上のような付託された議案について質疑を経て、17日に討論に入り、議案第2号について、弥富駅関連の予算は、本来市が事業主体となる予算ではない。下水道会計への支出も見直すべきである。議案第3号について、JR・名鉄弥富駅自由通路の関係で補償費が入っている。議案第4号について、年々繰入金もなくなっており、国保の負担は耐えられるものではない。制度ごとに見直すべきである。議案第5号及び議案第6号について、制度自体根本から見直す必要がある。議案第7号について、市街地をかなりの面積で整備していくが、将来負担を減らすという観点から合併浄化槽に切り替えていく必要があるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第2号から議案第7号まで、以上6件は賛成多数により原案を了承したことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑ないことを認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

議案第2号令和4年度弥富市一般会計予算について、反対の立場で討論します。

本予算にJR・名鉄弥富駅自由通路に関する予算が計上されていることと、下水道会計に対する負担金が依然として多いことが主な理由です。

予算編成について十分に精査がされていません。民間事業者の会計は、予算よりも決算が重要視されますが、公共団体は予算が重要です。議会が認めた予算以外には、一円たりとも執行することができません。皆さんから集めたお金をどういう目的で、どう使うか、どういふところに配分するのか、全ての事業について原因、現状分析、どうあるべきなのか、実現する方法、様々な制度について意見を闘わせ、比較検討した上で予算編成をするのが真っ当な行政組織です。編集の「編」、成熟の「成」で「編成」、予算の編成です。

再三質問しましたが、財政と企画政策が一緒に事業担当課の予算をヒアリングすることが昨年からはまったことは評価しています。今後は、他都市で行われている予算編成過程を市民に公開したり、岩倉市のように予算案をインターネットに公開し、意見を募集した上で議会に諮る、そのように改善してほしいと思います。

しかし、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化の予算に象徴されるように、事業の仕分ができていません。公共団体が主体となるべき事業なのか、民間が主体となるのか、民間主体で公共団体は支援するべき事業なのかの仕分ができていません。民間支援型として、民間区画整理事業の設立のための設計費なども計上されていますが、この民間の事業に対してどれだけ支援をするのかの理論的な整理も、限度額さえも決めないまま漫然と進めています。

かつて長野県知事が、ダム事業の事業費が当初の予定額の何倍にもなっている、これを部下にとがめたところ、県の幹部は、そんなこともこの新米知事は知らないのかというふうに、小さく始めて大きく育てるのが公共事業のうまみと返したそうです。その心の声を翻訳すると、金額が大きいと反対される。小さい金額でも効果は絶大。県民が堤防整備のほうが安いと言っても、それはお金も時間もかかるからできません、ほかの方策はありませんと言っておけば、県民は喜んで、知事さん、再選されるでしょうと。あとは理由をつけて大きくすれば、県としての予算も大きくなるし、業者は喜ぶ。役人も出世ができる。みんなハッピーじゃないですか。これが以前の人口増加期の公共事業の実態でした。今回もよく似た話だと思いませんか。しかし、これからは人口減少期です。今言ったような形で無駄に大きな公共施設がダブって複数建てられたストック、不良債権が積み上がっています。その借金返済と維

持管理と更新が、これから減っていくという小さな肩にのしかかっています。弥富は違うと言いたいんでしょうが、弥富も25年ぐらい前から肝腎の65歳未満の人口は目に見えて減っています。

近鉄弥富駅の利用者も、橋上化した25年前、1日約1万6,000人が今や1万2,000円人、4分の3、ちょうど弥富市の少子化と同じカーブをたどっています。下水道事業も着手したときの絶大な費用対効果はどこへ行ってしまったのでしょうか。利用料を負担する人口が減り続ける中で、いまだに新規工事をやめない。誰が尻拭いをするのでしょうか。4年ごとの選挙で入れ替わる市長や議員ではなく、尻拭いは住み続ける市民です。逃げ出せばいいという市民の意見も聞こえてきています。

そこで、予算編成は行政職員全員が市民に対して責任を持つ気構えが必要です。行政職員は採用時に、以下のような宣誓をしています。私は、地方自治の本旨を呈するとともに、公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。地方自治法は、地方自治体は、その義務を処理にするに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。地方財政法は、地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要かつ最少の限度を超えて、これを支出してはならないと規定しています。

J R・名鉄弥富駅関連と下水道に対する支出は法令に違反していると思います。どうか市民に公開し、議会できっちりと議論ができるような費用負担の在り方、費用対効果について具体的な検討を組織的にやり直すべきです。せめて来年度の予算編成においては、真っ当な行政組織としての予算の編成を行っていただくことを願って、反対討論とさせていただきます。以上です。

○議長（大原 功君） 次に、那須英二議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

議案第2号から議案第7号まで、一括して反対の立場で討論とさせていただきます。

今回の一般会計予算は、私が議員になって10年たちますけれども、今までのどの予算よりも、さらに残念ながら予算となっています。なぜなら、昨年11月末に弥富市の中学校で起きてしまった事件に対して正面から向き合う予算になっていない。市長の市政に対する姿勢が、あの事件に対しての気持ちが全く入っていない予算となっているからです。

あの事件は、平穏な学校でのどこでもいつでも起こり得るという教訓を教えてくださいました。それを防ぐには、日頃から子供たちの様子を温かく見守ってくれる存在が必要不可欠です。家庭、先生、生徒、地域の全てがつながり、連携し、見守ることが必要なのは言うまでもありません。その点においては、スクールソーシャルワーカーが1名配置されるということですが、1名で全小・中学校の生徒、家庭をつなぐ、見るのは到底不可能です。

また、今、学校における教員の多忙化が問題視され、先生たちにも余力がなく、また先生という立場であるがゆえに同じ目線にはなれないという点からも、違う角度から子供たちと同じ目線でメンタルケアができるスクールカウンセラーが必要です。しかし、スクールカウンセラーは増員されず、小学校でほんの僅かに相談回数が増えただけ。中学校は、事件前の週1回の体制に全く変わりがないどころか、1時間すら増えていない予算となっています。常勤配置するには2,000万円程度あればできます。ここ2年で財政調整基金を4億円も積み増していることを考えれば、財政面では心配なく行うことができます。あとは、やる気、気持ち次第だということです。

あの事件があった当該自治体だけに全国が注目し、対策を考えているものだと思います。現に近隣自治体でもカウンセラーを増員する動きがあります。私は学生時代、カウンセラーを目指しておりました。その経験からも、名古屋市のようにカウンセラーの常勤・常駐配置が必要不可欠だと思います。週1回しか来ないカウンセラーに信頼を寄せて心のうちを相談するなんていうことはなかなかできません。待っていて何かあったら相談に来てねでは来ないんです。相談できません。それでは意味がありません。毎日、登校時から下校までずっと見守ることで、心の変化に気づくことができます。そうした中で声をかけて、心配してくれる人が近くにいるんだという相談しやすい状況をつくり出してこそ、そのカウンセラーの真価が発揮されるものだと思います。他にも様々ありますけれども、長くなるので割愛します。

今回の予算には、あの事件を受けてもなお、カウンセラーの常勤・常駐体制が重要視されず、あろうことか中学校には1時間も増えないというあり得ないほどのがっかりな予算になっています。あの事件を受けても、なお動けない市長であるなら、その座に座る資格はありません。

委員会の中でも市長の姿勢を聞かれましたが、その答弁にもがっかりです。学校や教育現場から要望があれば検討します。違うでしょう。本気で弥富を思うのであれば、弥富で二度とあのような事件を起こさない、そのために考え得る、でき得ることは全てやる、そのような姿勢が、気持ちが全く感じられない予算でありますし、市長の気持ち、姿勢でした。こんな予算に断じて賛成できるものではありません。

また、その一方では、議案第3号の土地取得も含め自由通路を進めるという予算が含まれており、どちらが優先されるのか、どこを見て市政を運営しているのか、全く市民を見ていないことが見えてきます。

ほかにも、これだけ長引くコロナ禍で、市として本当に困っている市民に対して助けたいという気持ちも全く伝わってきません。市独自で行っているのは、ほとんどが他市町村で行っている支援と国・県の支援にほんの少し拡充する程度であり、さらには市民への周知も複雑多岐にわたるからといって支援策一覧などを廃止し、市民に分かりやすく伝えるという努

力すらしません。冷たい市政運営となっています。こうした災害時こそ、市が市民を救うための手だてを、ありとあらゆる知恵を結集させ、対応に当たらなければならないのに、聞く耳すら持っていません。施政方針では、とら年で年男であり、千里を一里で駆ける虎のように動くと言っていますが、全然動いていません。むしろ、市民の声を聞かず自由通路事業に固執する姿勢は逆走していると言っても過言ではないでしょう。

国保、介護、後期高齢者の特別会計である議案第4号から6号については、市民、国民の負担は限界に来ており、制度そのものの抜本的な見直しが必要です。

議案第7号の下水道事業については、今回、一般会計からの繰入れが4億5,000万円ほどとなっており、前年度より多少下がったものの、毎年5億円規模で繰入れが今後も未来永劫的に必要になる状況であり、さらなる大胆な見直しが必要となっています。

以上、2号から7号について一括して反対討論とさせていただきます。特に2号については本当に残念でなりません。即刻見直すか、すぐにでも補正予算でスクールカウンセラーの常勤・常駐体制を整備することを強く求めて、討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

議案第7号令和4年度弥富市下水道事業会計予算について反対討論をさせていただきます。

下水道予算は、毎年4億円以上の一般会計からの繰入金で維持されています。比較的接続率の高い農業集落排水でも1億9,200万円の繰入れが予定されております。公共下水道事業は接続率が50%を切り、収支が改善される様子も見受けられません。また、接続率向上に向けた取組も積極的に行われているとは思われません。延々と一般会計からの補填が続くと推測されます。

最近公表された市街化調整区域内の公共下水道整備を合併処理浄化槽での処理に方針転換を行ったものの、時既に遅しであります。今後予定される公共下水道未整備地区で、既に合併処理浄化槽を設置した世帯にしてみれば、ますます公共下水道への切替えを拒む理由となることでしょう。

以上、下水道経営の不適切さを申し上げまして、反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第2号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第3号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第4号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定いたしました。

次に、議案第5号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第6号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第7号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第8号 新市基本計画の変更について

日程第9 議案第9号 弥富市部設置条例及び弥富市農政推進協議会条例の一部改正について

日程第10 議案第10号 弥富市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第11号 弥富市個人情報保護条例の一部改正について

日程第12 議案第12号 弥富市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第13号 弥富市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第14 議案第14号 愛知県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

日程第15 議案第15号 弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

日程第16 議案第16号 弥富市国民健康保険税条例の一部改正について

日程第17 議案第17号 海部南部水道企業団規約の変更について

日程第18 議案第18号 弥富市道路占用料条例の一部改正について

日程第19 議案第19号 関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について

日程第20 議案第20号 弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結について

日程第21 議案第21号 市道の廃止について

日程第22 議案第22号 市道の認定について

日程第23 議案第23号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第15号）

日程第24 議案第24号 令和3年度弥富市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第25 議案第25号 令和3年度弥富市介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第26 議案第26号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第16号）

日程第27 議案第27号 令和4年度弥富市一般会計補正予算（第1号）

○議長（大原 功君） この際、日程第8、議案第8号から日程第27、議案第27号まで、以上20件を一括議題といたします。

本案20件に関しては、審査経過の結果と報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） それでは、行財政委員会に付託されました議案について委員長報告をさせていただきます。

行財政委員会に付託されました案件は、議案第8号新市基本計画の変更についてをはじめ20件です。

本委員会は、去る3月16日及び17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、3月16日は総務部、建設部の所管する審査を行いました。

まず、議案第8号新市基本計画の変更についてから議案第15号弥富市消防団員等公務災害補償条例の一部改正についてまで及び議案第18号弥富市道路占用料条例の一部改正についてから議案第22号市道の認定についてまで、以上13件を一括審査いたしました。

委員から通告にて、議案第8号新市基本計画の変更により歴史民俗資料館の解体事業だけが認められたのか、ほかにも適用事業があるのかとの質問に、市側より、令和3年度において実施設計に着手した事業が歴史民俗資料館の解体工事だけですので、他に適用事業はありませんとの答弁がありました。

また、議案第19号及び議案第20号、分断されている南北地区の連携強化を目的にするので

あれば、連続立体交差事業を検討すべきではないかとの質問に、市側より、弥富駅周辺の連続立体交差事業は、近接した鉄道が3路線あること、隣接する住居等に影響があること、国道155号線等の跨線橋に干渉すること、事業費が膨大であること、事業主体が県であることなど課題が多いことから、具体的な検討はしていないとの答弁がありました。

続いて、議案第23号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第15号）を審査しました。

最初に市側より説明があり、委員から通告にて、ゴルフ場利用税交付金の500万円の補正は、当初予算1,000万円に対して50%増である。当初予算の計上についての考え方はとの質問に、市側より、令和3年度当初予算では、予算積算時に交付されている令和2年度8月交付分の実績を基に令和2年度決算見込額を算出し、そこから新型コロナウイルス感染症による影響を見込み計上しましたとの答弁がありました。

また、名西ソイルリサイクル株式会社配当金52万9,000円が増額補正されている。予算書においては1,000円の計上である。予算計上の在り方についての考えはとの質問に、市側より、予算編成時には配当金の有無や金額が分からないということで、毎年、当初予算は予算科目を起こし、1,000円を計上しています。年度内に配当金の歳入があった場合には、実績額に合わせて3月議会に補正予算を計上していますとの答弁がありました。

17日には所管を入れ替え、市民生活部、健康福祉部、教育部の所管する事項の審査に入り、まず議案第16号弥富市国民健康保険税条例の一部改正について及び議案第17号海部南部水道企業団規約の変更について、以上2件を一括審査しました。

委員より特に質疑はありませんでした。

続いて、議案第23号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第15号）から議案第26号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第16号）まで、以上4件を一括審査しました。

最初に市側より説明があり、委員より、繰越明許で小学校管理運営事業7億3,488万1,000円、これを全て繰り越すということですが、弥生小学校の長寿命化改良工事に関する費用で、他の小学校についての費用はないということでもいいのかとの質問に、市側より、今回の費用については弥生小学校長寿命化改良工事の費用ですので、他の費用は入っていないとの答弁がありました。

その後、議案第27号令和4年度弥富市一般会計補正予算（第1号）を審査しました。

委員より特に質疑はありませんでした。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、17日に討論に入り、議案第9号について、特命事項は他の課と合併してより多くの職員で対応すべきで、これ以上課の内容を細分化すべきではない。議案第18号について、固定資産税の減によって県が下げたことに準拠したが、法的には県に合わせる必要はない。議案第19号について、自由通路は鉄道事業そのものであり、弥富市が事業主体となるべきではない。議案第20号について、名鉄のホームや駅

舎は鉄道施設そのものである。線路の引き直しにしても、ＪＲ東海のエレベーターが原因であるとの反対討論がありました。

採決の結果、議案第８号は全員賛成で原案を了承、議案第９号は賛成多数により原案を了承、議案第10号から議案第17号まで、以上８件は全員賛成で原案を了承、議案第18号から議案第20号まで、以上３件は賛成多数により原案を了承、議案第21号から議案第27号まで、以上７件は全員賛成で原案を了承したことを御報告し、行政財政委員会の報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

これにより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

まず、横井議員。

○７番（横井克典君） ７番 横井克典です。

私は、議案第19号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結についてと、議案第20号弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結についての２議案について、反対の立場から討論を行います。

私は、ＪＲ・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業について、令和２年度からこの３月議会まで幾度となく、自由通路事業に対する市の考え方や、その疑問点などを質問いたしました。残念ながら、市からは市民の皆さんに事業の内容を十分に理解、納得していただけるような明確な答弁はいただけませんでした。

例を挙げますと、事業費46億円の財源内訳や市及びＪＲ・名鉄３者の事業費の負担割合について市民に公表する考えがないということ、またこの自由通路のみの利用者300人の積算根拠が不明確なこと、さらには国土交通省から危険踏切として指定されている弥富駅西側の踏切道拡幅や踏切に接続している前後の道路の拡幅のめども立っていないこと等でございます。

また、市が昨年実施したＪＲ・名鉄弥富駅利用整備事業に関するアンケート結果において、「あなたの世帯に世帯人員分の負担を求めた場合の毎月の世帯１人当たりの負担額」の答えで一番多かったのが「負担金ゼロ円」で、アンケート回答者数503件中268件ありました。全体の約53%で過半数を超えております。

また、その負担をゼロと回答した理由で一番多かった回答が、「そもそも事業の必要性がないから」が84件、２番目は「本事業は実施したほうがよいと思うが、税金で行うことは反対だから」が83件でした。このようなことから、この自由通路事業は多くの市民に事業内容

が十分に理解されておらず、市民が望んでいる事業でないことがうかがい知れます。

また、駅周辺整備の全体像を描かない、この自由通路事業と駅北口広場等整備事業でのつながりのまちづくりの進め方はパッチワークのようで、調和の取れた連続性のあるまちづくりとはいえません。木を見て森を見ずになってしまいます。市民が望んでいる、人を呼び込み、にぎわいと魅力あふれる弥富駅周辺のまちづくりを実現することは困難ではないでしょうか。

自由通路事業は、新庁舎建設事業費53億円に次ぐ過去2番目の大規模事業でございます。これまで市は市民に対して、自由通路事業の内容、情報を広報「やとみ」においては昨年5月を最後に記事が掲載されていません。これまで掲載する機会は幾度となくありました。昨年に開催された区長・区長補助員との情報交換会や名古屋都市計画道路の変更に関する説明会などで出された貴重な質疑応答などを掲載することができたのではないのでしょうか。こういった市民の誰もが疑問に思うような質疑応答を市は広報「やとみ」を通じて広く市民に発信し、理解を深めてもらうべきでした。市民に対しての丁寧な説明が欠けていたと思われます。市民の情報不足を放置して、市民の懸命な判断を惑わすものになっていると私は感じます。

また、市は市民に対して説明責任、アカウンタビリティを果たすことができず、市民との合意形成、コンセンサスも図ることができませんでした。私は、これまで多くの市民の皆さんから自由通路事業についての質問や御意見を頂戴し、そのほとんどの御意見等が、市の自由通路の進め方に対して疑問や不信感を持った御意見でした。私は、市と市民との間に事業の進め方、考え方に大きな乖離があることを感じております。市は、これまで市民との考え方の溝を埋める努力をされず、その結果として幾度となく市議会に自由通路に関する請願が提出されたのではないかと考えます。

また、この3月議会では、私を含め、大原議長、佐藤仁志議員から住民投票をやったかどうかと市長への発言もございました。結論としましては、弥富駅周辺のまちづくり、いわゆる駅周辺の再開発事業と併せて自由通路事業を一体とした、もっと整備範囲を広げた計画への見直しを図るべきだと考えます。まずもって市民の皆さんに、点ではなく面的に整備した駅周辺の完成予想図を見てもらうべきではないのでしょうか。

また、市は市民ニーズだけで進めている事業ではないと答弁されました。しかし、まちづくりは市民ニーズを積極的に取り入れ、10年、20年の中長期的な視点を持って市民と共に駅周辺のまちの全体像を描き、骨格となる幹線道路の整備から始めることがまちづくりの基本ではないのでしょうか。

また一方、市の財政状況を見ますと、平成26年度から令和元年度までの決算は6年連続して実質単年度収支が赤字となりました。令和2年度の決算は、久しぶりに実質単年度収支が

黒字になり、また令和3年度も黒字が見込まれます。しかし、これは新型コロナウイルス感染症の影響による各種事業の中止の未執行額の増加や、基金残高が減少傾向にある公共施設整備基金などに計画的に積立てができていないこと、さらには市企業立地促進に関する条例の廃止による奨励金支払額の大幅な減少など、積極的な行財政改革の成果による黒字ではなく、結果として黒字になったというような印象は否めません。私の試算では、令和2年度、仮に公共施設整備基金や減災基金、三ツ又池保全基金に3億円を基金として積立てを行った場合は、逆に約5,000万円の実質単年度収支が赤字になります。令和3年度決算見込が黒字になったとしても、継続して黒字化したとは言い難い状況です。

さらには、令和4年1月14日付、東海財務局による財政状況把握ヒアリング結果では、令和2年度の債務返済能力が「やや注意」から、令和7年度の見通しでは「注意」になっております。これらのことから今後の市の財政状況を中長期的に見ますと、まだまだ財政健全化には不安定要素が多い状況であります。

いずれにしましても、しばらくの間、市は財政状況をしっかり見極め、多くの市民の意見に耳を傾け、ここは一旦立ち止まって協定及び覚書の締結を見送り、時間をかけて、しっかり議論を重ねていくべきではないでしょうか。

以上、議案第19号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について及び議案第20号弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結についての2つの議案について反対する主な理由を申し上げました。

議員各位におかれましては、多くの市民の声、民意を尊重していただき、当該議案を不採択としていただきますようお願い申し上げ、私の反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 議案第9号と19号、20号について反対の立場で討論をします。

議案第9号弥富市部設置条例及び弥富市農政推進協議会条例の一部改正について、まず最初に反対の立場で討論します。

課の数としては増減がないものの、ますます組織を細分化しています。今回の改正により観光課のいわゆる主な職員は課長1名、グループリーダー1名で、あとは再任用職員が1名、会計年度任用職員が1名という状況の中で、勤務場所は現在図書館棟と言っているところの歴史民俗資料館の事務所、月曜休みで土・日などは事務所を開けないということだそうです。

私は、実は戸田川緑地農業文化園で2年、名古屋城管理事務所で3年、文化園は月曜休みでしたが、名古屋城管理事務所は年末年始4日以外は全て開園しているという施設に係長として兼務した経験があります。ただ、弥富市と違って何十人という組織全体のバックアップがありました。それでも、休みで自宅にいても、あるいは家族と旅行に行っている、結局は職場からトラブルの電話がかかり、24時間365日気が休まることのない5年間でした。も



ちろん、大きな組織であれば、自分が休みでも、出張して不在のときでも、事故やトラブルが発生しても、同格の課長級、係長級の責任者が当然、その事務所の責任者として責任を持って処理してくれます。このような職場を、正規職員と言っているのか分かりませんが、基本2人で回すというのは、そんなあえて組織を細分化する必要があるんでしょうか。

大きな課の一部として出先という位置づけであれば、課全体のバックアップがしてもらえます。また、経験上ですが、小さな組織は、どうしてもたった1人で俗人的な判断に流されます。相談しようと思っても、しょせんほかの課であれば、真剣な相談も助けも当てになりません。独断専行したくなかったんですが、組織的に孤立させられてガラパゴス化は避けられませんでした。

また、安藤市長になってからの人事異動が、何かテトリスというんでしょうか、習熟する前に異動させるので、職員に専門能力がついていません。特に都市計画など専門性が高い職域、そういったところで知識も能力も蓄積できていません。今回、JR駅問題について何を質問しても答えられない。何を検討していかなきゃいけないかということも、結局、組織の中に蓄積されていなかったんですね。

弥富市と人口規模が似ている高浜市と岩倉市の組織を比較してみました。弥富市の課の数は約29、高浜市と岩倉は23と21です。3対2ぐらいの差があるわけですね。弥富市については明らかに課の数が多過ぎます。ということは、課の規模が小さ過ぎます。規模が適正であれば、仕事の割り振りにおいて主担、副担当など複数の職員が担当して、日常的にダブルチェック体制を担保し、さらに同じ課で複数の人間のチェックとアドバイスがいただけます。これが組織の力です。弥富市は課の人数が少ないので、人事異動に伴う引継ぎなども課全体でカバーできていません。これは私も課の人と話をしていて経験しています。安藤市長が課を増やし過ぎたため、縦割りの弊害が目立ちます。課同士の調整ができていません。弥富市の課の規模が小さいことは弱点です。

多くの市役所で採用されている方法は、今回のような特命事項は、特命事項を担当する課長級の主幹、係長級の主査を課の中に置く方法です。そうすれば、特命事項を託された主幹や主査は、課全体のバックアップを受けてできます。逆にラインの課長というのは、職員の管理監督や役所として前例を守るべき、いわゆる保守的な仕事がメインです。ラインの課長が守り、特命の主幹が攻める、これが普通のチームワークです。

今回の観光振興と、観光協会というんでしょうか、この特命事項は、むしろほかの課と合併して、より多くの課の職員が動員できる課の体制をバックアップして特命主幹としてやるべきです。今後、令和4年度の実態を踏まえて、令和5年度は大きな組織の中に戻してやっていただきたいと思います。

今回の異動については、観光行政をどうするか置いておいても、組織の細分化について異

議を唱え、反対討論とします。

次に、議案第19号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定の締結について及び議案第20号弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結について、反対の立場で討論します。

この計画に取りかかった時点から、議会側は市に対して様々質問や資料の提示を求めてきました。自由通路の整備に関しての国の定めた要綱をはじめ、必要な資料の提出や説明がなかったことが問題です。要綱に沿って誰が通路の事業主体になるべきかの分析、検討、そして事業方法についての的確な議論がなされてこなかったことは明白です。

南北の市街地分断を解消するためと称していますが、通行量を示さずずっとやり過ぎてきて、ようやく昨年の9月議会で300人というあやふやで市街地分断の解消には程遠い数字を示しました。踏切通行の危険性を減少させると言っていますが、自由通路建設によって踏切の通行量がどのように減少するのか、そういう予測のデータも一切示していません。それでも決まったことだからと行政を押し進めるのは、市民全体への背任と言うべきです。

県が決めたマスタープランを実行する事業であるということで、県が示している資料を忠実に読み直してみました。こう書いてあります。「駅周辺を商業・業務、医療・福祉などの都市機能が集積し、暮らしやすいまち中を形成する都市拠点に位置づけます」と言っています。これをこの字面どおり読めば、これは市役所や海南病院までを含む地域全体を指していると思います。

仮に弥富市のほうの都市計画マスタープランもチェックしましたが、自由通路は記載されていても、事業主体が弥富市だとは示していません。近鉄の駅のように、事業主体が鉄道事業者であることは何の不思議もありません。ただ、答弁を聞いていると、鉄道事業者がやるはずない、自由通路だから道路、したがって市道として建設するのがふさわしいなどというレベルの理解で事を進めてきた。最初の思い込みが、この事態を招いてしまっています。真っ当な企業経営者や組織人であれば、様々な分析、検討、評価もせずに、鉄道事業者がやるはずがないといって開き直るようなことは普通はないと思います。

都市計画審議会や行財政委員会の審査で、この事業に疑問を呈して反対しておられる大原議長もおっしゃっているように、特別委員会を設置して、詳しい情報を提出して審議することが必要です。今後、この協定案が同意され、協定が結ばれた後においても、その内容、執行・支払いが適切に行われているかどうかをしっかりとチェックするのは議会の役割であり、義務です。協定を結ぼうとしている弥富市長及びその執行部がきちんと説明する、情報を開示して説明責任を果たされていないとすれば、議会と市民に対する背信行為と言えるのではないのでしょうか。

また、仮にですけれども、十分な情報開示がないまま、議会、議員が協定を認めてしまっ

たとするならば、見ようによっては市民に対する背信行為になってしまわないのでしょうか。何のために議会があり、何のために行政があるのか、根幹を揺るがすものになります。

具体的な問題点を述べます。

弥富市は、国が定めた要綱を根拠に自らが事業主体となり、自由通路の整備を進めるとしていますが、その根拠が不当です。

市道としての道路整備をする必要性があるだけの純粋な歩行利用者がいない。

市は、自由通路が駅東西踏切の安全確保につながると主張していますが、根拠となるデータを一切示していません。

工事の設計、施工検査についても不当です。ＪＲ東日本のように、半橋上化方式を採用すれば、もっと安くできるという例もあります。

次に、弥富市として公衆便所を設置する計画です。であれば、ＪＲ東海の既存便所の機能が代替できます。補償で便所を造らないという方法もＪＲと交渉すべきです。

実はＪＲ蟹江駅を調査したところ、無人化が進んでいます。コロナ禍による在宅勤務が加速し、情報化社会がさらに加速し、集中旅客サービスシステムというんだそうです、ＪＲ東海。遠隔による切符販売を広く進めています。関西線も、この対象に入っています。将来の無人化を想定して、必要最小限の駅スペースとなるようにＪＲ東海と交渉すべきです。

そもそも名鉄の線路の引き直しが必要となった理由は、ＪＲ東海の上りホームの幅員が不足しているからです。弥富市の自由通路がはみ出したわけではありません。ＪＲ東海と名鉄が話し合う事項です。

ＪＲ東海と名鉄の共同利用駅なので、乗客のうっかりミスで乗換えのトラブルが発生しているとＪＲ東海と名鉄が言っているそうです。しかし、その対応は鉄道会社の問題です。それを理由に、名鉄が独立した駅舎とホームを新設すると言っています。これは名鉄の事業そのものです。

昭和29年に設置された既存の跨線橋は、当然老朽化しています。耐震性にも疑問があります。改修や撤去はＪＲ東海の義務です。現在でもＪＲ弥富駅の南側には、旅客のために自動車の乗降停車場所があります。鉄道事業そのものです。

ところが、南側を駅前交通広場としてＪＲ東海から約640平米、ＪＲ東海の用地を弥富市が買収までして整備するのは何ででしょうか。公共事業は公平性と競争性を担保するために一般競争入札で決定しなければなりません。ところが、ＪＲ東海、名鉄が、それを設計も施工業者の選定も決定する、これでは価格競争の原理が働いた公共事業とは言えません。公共事業である以上、設計金額、工事金額について、全て開示されなければなりません、これも非開示です。鉄道会社と何らかの利害関係のある会社がもし施工するのであれば、工事の監理や検査は、その鉄道会社がするのではなく、つまり利害関係者ですね、第三者機関が行

わなければ公共工事として信用できません。

もう一つ、皆さんに気をつけていただきたいのが、この協定は双方の自由な意思に基づく契約という建前になっていますが、実際には対等の契約ではありません。情報量に圧倒的な差があるからです。圧倒的にＪＲと名鉄には知識も技術もありますが、弥富市役所、議会、市民には知識も能力もありません。さらに、施工する場所が鉄道敷地内です。鉄道敷地内なので、鉄道の理由、営業上の理由と言われたら、弥富市が何を言ったって、これはできませんと言われたら、引き下がらざるを得ないということです。何かしてほしいと言ったら、お金を出してということになるということです。名ばかりが対等な契約行為が、この協定です。これは、この２年間、情報開示請求をしても、何を聞いても、結局、ＪＲと名鉄の事業に支障があるといって、ＪＲと名鉄の都合で全てはねつけられてきた事実が証明しています。

さらに、２年前の概算工事費に比べて、今回約５,５００万円増額だそうです。理由は人件費の上昇分だそうです。弥富市ははっきりしたことを言うてくれません。というか言えません。令和４年度に実施設計が行われるそうですが、これだけかかりますと言われたら、今の弥富市長と弥富市の幹部は仕方がないというふうになってしまうことが予想されますが、それで本当にいいんでしょうか。

とはいうものの、平野議員などから、市長の説明は不十分ではないかという多数の発言がありました。そのとおりだと思います。これを受け止めるためには、そういう場が必要です。当然のことですが、特別委員会をつくって市に説明していただく、それが重要だと思いますし、我々議会人としても市民の皆さんからいろいろ疑問を聞いていますので、これは特別委員会という場でもって集中的にきちんと議論と検証ができる仕組みを議会としてつくっていくことが、少なくとも賛成する立場の皆さんの当然の責務じゃないですか。当然つくられると思いますが。

ということで、以上、反対討論とします。

○議長（大原 功君） ここで１時間経過しましたので、暫時休憩いたします。再開は午後３時２０分といたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

午後３時０９分 休憩

午後３時２０分 再開

～～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、那須議員。

○２番（那須英二君） ２番 那須英二。

議案第１８号から２０号に対して一括して反対討論をさせていただきます。

まず、議案第18号ですが、弥富市道路占用料の条例の一部改正ということでございます。

道路の電柱などの占用料に対する見直し、すなわち値下げということですが、県に準じて行わないことは確認されました。また、電柱などを整備している企業は、体力に余裕のある事業者であり、引き下げる理由がございません。

そして、議案第19号、20号、ＪＲ・名鉄弥富駅の自由通路の工事協定や名鉄との覚書という議案になっておりますが、この議案が通れば、いよいよ46億円、税金負担45億円の自由通路事業がスタートし、新年度には設計や調査、手続等が行われ、令和5年度には工事着工が予定されております。多くの市民が望むのは、自由通路による南北分断等の解消ではなく、踏切及び前後の接続する道路の拡幅であります。

昨年、国交省より、47都道府県で全国93か所の危険な踏切、改善すべき踏切のうち、25都道府県、愛知では14件、そのうち3か所が、この弥富駅における東西の踏切だと指定されています。

そうした中で、国の通達にもある鉄道内の歩道の部分が狭い、あるいは歩道がない場合、危険な状態の解消のために、国の要綱に照らし合わせても他の踏切を閉じる等のペナルティーがなく、歩道部分に関しては拡幅、あるいは新設できることが新たに分かりました。それでもなお、この踏切における歩道設置という直接的な危険な状況の解消の方法ではなく、自由通路による間接的な方法に固執しています。

本来であれば、この通達が平成8年には出ておりますから、その時点から踏切の安全のための歩道設置、あるいは前後の道路の拡幅に動き出すべきであったと思います。今現在に至っては、議会にそういった説明すら行われず、危険解消には自由通路しかないかのような説明を再三繰り返し、それに気づいた議員が指摘をしても立ち止まって考え直そうとはせず、いまだに自由通路に固執し、進めています。

駅がきれいになることは、よいことだと言う市民の方もいます。もちろん、そうです。ですが、駅をきれいに建て替えるのは誰ですか。弥富市ですか。違います。鉄道事業者です。踏切の安全を確保するのは誰ですか。鉄道事業者です。もちろん、市はそのサポートを行うことは必要だと思いますが、税金によって98%の負担を行う自由通路による整備は、あまりに不平等であり、市民の理解が得られるものではありません。

近鉄事業者の通路は、近鉄事業者が主体となり整備を行い、3分の1の税金負担で行われています。また、その維持管理、点検、改修などは近鉄事業者が行っています。今回のこのＪＲ・名鉄弥富駅の自由通路は、総事業費46億円超のうち45億円超の98%の税金負担に加え、維持管理、点検、改修などは弥富市が行います。なぜこんなに近い駅同士で、このように違いがあるのか、理解に苦しみます。

公共施設再配置計画では、40年間で332億円不足するので、維持管理費を減らしていかな

ければならないとしているのに、コストを削減していく方向とも逆行しています。将来的にも大きな負の遺産となりかねない莫大な維持管理費が必要になるものを認めるわけにはいきません。

また、財源には国の保育無償化等により交付税が増えた分を見込んでいます。本来であれば、遅れた子育て支援、保育士の増員や土曜日午後の保育、保育の給食費の減免等の実施、あるいは子供のための交付税と捉えればスクールカウンセラー等の拡充に充てるべき資金を自由通路事業に充てるという点においても、到底納得できるものではありません。

この自由通路事業が本当に市民が望んでおり、必要であるというならば、住民投票を行い、市民が本当に税金投入、45億円を行って、今後の福祉サービスや子育て支援、市内道路整備や防災対策にかかる予算が減ってもよいという負託を受けるべきだと思います。そうでないなら、鉄道事業者が主体となる方向で考え直し、最少のコストで最大の効果を上げるという自治体における本来の税金の在り方を遵守していただくことを強く求めて、反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

最初に、議案第19号関西本線弥富駅自由通路新設及び橋上駅舎化工事の協定締結について反対討論をいたします。

この事業の目的の一つが、J R 弥富駅の東西の踏切道利用者を自由通路に誘導し、踏切利用者の減少を図ろうとする名目の下に進められており、自由通路計画当初から踏切道の拡幅はできないとの理由を前提に進められてきました。つまり、踏切拡幅ができないから自由通路を造るしか手法がないかのような理由で進められた46億円の巨額な税金を投入する事業であります。

しかし、今年1月に国土交通省の出先機関である中部運輸局に出向き調査を行ったことから、平成8年及び13年に国土交通省通達により歩道部分の踏切拡幅はできる、できた事実が判明をいたしました。市長もこの通達を知らなかったことを認めていることであります。知らなかったことを知った以上、この巨額な46億円の事業の協議を最初からやり直すことが当然であり、このまま強行突破することは暴挙としか言えません。

踏切道の危険性は今に始まったことではありません。長期にわたって放置されてきた事実を真摯に認め、早急に踏切道の改善と、それに続く近隣道路の歩道整備を最優先に行うことを求め、反対討論とします。

続きまして、議案第20号弥富駅自由通路新設に係る鉄道施設整備に関する覚書の締結について反対討論をいたします。

議案第19号と同様な理由とともに、J R 弥富駅の西側の名鉄踏切道とJ R 踏切道の危険性

は、踏切道改良促進法で国土交通省から改善を求められている踏切道でもあります。踏切道改良促進法で国土交通省が公表した「踏切安全通行カルテ」には、交通が錯綜し、交通誘導員を配置しなければならないほど危険な状態になっていると記載されております。ガードマンが配置されて交通整理を行っている踏切道は、ほとんどの人はこの場所以外に見たことがありません。それほど危険な状況であります。前服部市長時代、現市長の15年以上の周辺道路を含め、何一つ改善をされていません。橋上駅舎自由通路ができたとしても、この状況が改善されるとはとても考えられません。市側も自信を持って自由通路完成後は交通誘導員が不要と言い切れずに、完成後の状況を見て検討すると言えない状況なのであります。

また、現在、名古屋鉄道はＪＲのプラットフォームを使い、ＪＲ所有の跨線橋を使用、ＪＲの駅舎でＪＲによる切符販売及び改札業務を委託し、金額は不明なるも、相当額をＪＲに支払っているものと推測されます。この事業完成後は、自前の駅舎で自動券売機、自動改札機を設置し、弥富市提供の自由通路でＪＲに対する負担なしで営業ができることとなります。近年、名鉄は、五ノ三駅、町方駅等の多くの無人駅で、以前はプラットフォームしかなかった駅に駅舎を新築し、自動券売機と自動改札機、遠隔監視カメラ等を整備し、営業を行っております。これらは全て名鉄の負担で行われたと推測されます。今回、名鉄の負担金は、名鉄関連工事費約11億円に対し7,000万円弱、今後、ＪＲに対する名鉄の負担金がなくなることから、極めて有利なおいしい事業であり、言わば渡りに船とも考えられます。

これらの鉄道事業者との交渉過程が不透明であり、一般市民が知る余地はありません。多額の事業費がかかる事業にもかかわらず、不透明さが払拭できないことから、覚書締結には賛成することはできません。

以上の理由から、反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結します。

これより採決をいたします。

議案第8号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第9号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第10号から議案第17号まで、以上8件を原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第10号から議案第17号まで、以上8件は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第18号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第19号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第20号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

次に、議案第21号から議案第27号まで、以上7件は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第21号から議案第27号まで、以上7件は原案どおり可決決定をいたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28 請願第1号 駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書

○議長（大原 功君） この際、日程第28、請願第1号を議題といたします。

請願第1号に関して、審査経過と結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） それでは、行財政委員会に付託された請願について委員長報告をさせていただきます。

行財政委員会に付託されました案件は、請願第1号駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書です。

本委員会は、去る3月16日及び17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。

その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に紹介議員より趣旨説明があり、委員より、請願趣旨に市民への丁寧な説明とあるが、この会の方に市側との説明会の日程調整を提案したが断られた。また、市民とはどこまでのことかとの質問に、紹介議員より、市側に質問状の提出予定があったのでお断りをした。市民の会だけではなく、市民全体に説明してほしい、市民の意見をくみ上げてほしいとの答弁がありました。

また、委員より、市民の会から数度となく請願が出されているが、今回の請願を出された意図はとの質問に、紹介議員より、民間事業者がやるべき事業であって、市は補助する立場である。市民全体に対してきちんと説明がされていない。今後そういったことがないようにしてほしいという2点が従来との違いですとの答弁がありました。

また、委員より、委員会や一般質問などで、事業主体、事業費、事業の進め方についてもしっかりと議論して決めてきたが、それでも説明不足ということかとの質問に、紹介議員より、結論としては不足している。大きな方針を決めるのは議会です。自由通路ありきではなく、様々な方法を検討して費用対効果、あるいは今後の展望について行政内部の検討が全くできていないというのが最大の問題であるとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て、17日に討論に入り、北口の開設は過去から議題となり、行政側と議論をしてきた。どういう形が一番いいのか、鉄道会社との協議、踏切のこと、バリアフリーの改正もあって自由通路となったと理解している。当初から弥富市の事業であり、議会としても関連予算を審議してきた。地域の方にとって北口の開設は大きな要望であったとの反対討論があり、踏切道に関しては、歩道の整備はできることが分かった。市政の在り方、事業に対する進め方、他に方法があったにもかかわらず、それをせず自由通路に固執したやり方自体は市民の疑問を大きく抱いているところである。一時止まって事業全体を一度白紙に戻して再検討していく必要があるとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択と決定されましたことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

佐藤仁志議員。

○6番（佐藤仁志君） 6番 佐藤仁志。

請願第1号駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書について、賛成の立場で討論します。

4回にわたるタウンミーティングで、市民の皆さんが、駅だけでなく、弥富のまちづくり全般について活発な議論をされました。それを要約したのが今回の請願です。

市民の皆さんは、弥富市の事業は市や議会に任せておけばいいと思っていました。しかし、この事業はどう考えても鉄道事業者が行うべき事業であり、市民に理不尽なる負担をかけてはならない。弥富市と議会は市民の声に正面から向き合ってほしい。市民への丁寧な説明、そして市民合意を重視するという市民の望む市政運営の推進を望んで請願を出されました。

請願事項として、1つ目が、JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業は、弥富市が事業主体となる協定の締結を中止し、鉄道事業者が事業主体となる事業として鉄道会社に任せて、弥富市は支援する立場になること。

2つ目は、弥富市に対しては、本来の行政サービスである市民生活、命を守る行政サービスのために事業費を使うこと。そのためには、行政の点検、評価の厳密化、市民への説明、意見聴取、合意形成を基盤とした地方自治の本旨に合うように、あらゆる市政運営について進め方全般を改めること。

その理由として、国の制度等を踏まえた合理的な判断をすれば鉄道事業者の事業であって、自由通路の事業主体になるべきでない。JR・名鉄弥富駅周辺のまちづくりにしても、具体的な将来設計も可能性も見いだせず、駅周辺の総合的な解決策を先送りしています。駅舎が新しくきれいになればといった浮ついたにぎわいづくりではなく、次世代を担う若い人たちも我がふるさと弥富に誇りを持てるよう、市民の声、意見に耳を傾ける市政運営を望んでいます。想定されるあらゆる危機、災害に備えるインフラ整備、これこそが市民の期待する政策であると言ってみえます。そして、何より安心して子育てや学び、働くことができる優しいまちづくり、誰もが健康で文化的な生活ができる福祉の充実も切望されるといって訴えておられます。

これは、タウンミーティングで話し合った多くの意見を集約したものです。コロナ禍で対人接触が非常に厳しく、署名集めには大きな制約がありました。それでも、提出した約1,500、さらにその後も賛同署名が集まって1,600筆を超えて、多くの賛同署名と、熱い熱い弥富市を思う意見も一緒にいただいています。市民が行政や議会のチェック機能を審判する機会としての選挙は4年に1回しかありません。そこで、地方自治法に基づき、直接請求として請願を出されました。

改めて、弥富市の総合計画と都市計画マスタープランを読み直してみました。まさしくそこには実現に向けた取組市政として、第一に協働によるまちづくりの推進を掲げています。市民や事業者との協働、関係機関との連携強化として、都市づくりに関する情報の提供、共

有、都市づくりの課題や提供を受けるような広報・広聴機会の充実を図り、市民や地域、事業者、関係機関との協働による都市づくりを推進しますと宣言されてみえます。

具体的には、情報提供、交流機会の充実、自主的なまちづくりへの支援など、かなり具体的に挙げています。そして、各種事業の進捗管理計画というのは見直すものなんだと。社会情勢は目まぐるしく変化しています。新たな都市づくりの課題、つまり平成22年とか、24年とか、28年に始まったこの計画から既に何年もたっています。その間に、まさしく人口が減少し、災害の問題が逼迫してきています。そういう社会情勢の変化の中で、新たな都市づくりの課題や多様な市民ニーズに対応するためには事業を精査し、検証し、より効果的な手法を採用して実行するPDCAサイクルによるマネジメントは必要ですと明記してあります。

まず、何よりも市や議会は市民の声を聞くこと。もちろん、市民は専門家ではありませんから、専門家でない市民に分かりやすく説明すること。そして、いかなる事業についてもそうですが、特にこういう大きな、弥富市にとって中心的な事業であるならば、市民と協働すること。これが総合計画でも、マスタープランでも、繰り返し強調されています。これが今回の事業において実行されていません。だから、請願が出るんです。

最後に、計画の見直しは、以上、都市計画マスタープラン、総合計画でもあるように、決して恥ずかしいことではありません。むしろ状況に即した見直し、状況を見てきちんと話し合って決断する、これこそが市政と勇気のある証拠です。なかなか変えにくい、特に市長という立場になればなおさら変えにくい。だからこそ、その変更にちゅうちょしないことが、真の優れたリーダーの資質であるといってもよいでしょう。

今、この議場には来ていない多くの市民の皆さんが、この問題について多くの意見を持っていっぱいます。この1,600筆というのは、その一部でしかありません。この請願が出されたことを真摯に受け取り、まさに都市計画や総合計画の精神にのっとって忠実に見直しをいただくことを願って、請願の賛成討論とします。

○議長（大原 功君） 次に、平野議員。

○13番（平野広行君） 13番 平野広行でございます。

私は、請願第1号駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書に対し、反対の立場で討論いたします。

JR・名鉄弥富駅自由通路及び橋上駅舎化事業に関する請願については、令和2年12月議会において、請願の趣旨として、弥富市の負担が大きい事業計画を見直してバリアフリー化に絞った計画への見直しを求める請願、令和3年3月議会において、弥富市の将来に禍根を残さないよう市の負担が極端に大きいJR・名鉄自由通路及び橋上駅舎化事業の中止を求める請願と同時に、これまでの財政状況を考え、本市の実質単年度収支が2年連続で黒字になるまで事業の一時延期を求める請願、令和3年6月議会において、弥富駅自由通路の都市計

画変更の中止を求める請願が出され、その都度、議会において十分審議されましたが、残念ながら、これら4件の請願は全て不採択となっております。

そして、今議会において、この事業は鉄道事業者が主体で行い、弥富市民に大きな負担をかけないこと、市民への丁寧な説明と市民合意を重視した市政運営を行うこと、この2点を請願趣旨として請願が提出されました。

私も、これまでの請願審査において、紹介議員の方から請願趣旨の説明もしっかり伺い、質問し、議論してきました。そして、私は工事協定議案が上程された今議会の一般質問において、財政問題、事業主体、踏切改良問題等、これまで出された多くの請願事項について市側の考え方を再度質問し、その答弁を確認しました。

今回出された請願趣旨の1点目、鉄道事業者が事業主体で行い、弥富市に大きな負担をかけないことについては、過去何度も説明されていますが、この自由通路事業は、市街地の分断の解消、踏切の安全対策、高齢者や障がい者などの利便性向上のために駅周辺エリア一体をバリアフリー化とすることを目的としているため、自由通路の通行者数の多少に関わらず、当然のことながら弥富市が事業主体になると理解しております。これは、国において定められた自由通路の整備及び管理に関する要綱に基づくものであります。

2点目の市民合意を重視した市政運営を行うべきであるという請願趣旨についてであります。本市の市政運営は、最上位計画である第2次弥富市総合計画に基づき進められております。この総合計画を策定するに当たっては、平成29年7月に市内中学2年生415名、そして市内在住の16歳以上の男女3,000名にアンケート調査を実施し、その後、弥富市総合計画審議会が設置され、公募市民を中心とした市民ワークショップを4回開催し、その審査結果の報告、さらには愛知大学入江教授のゼミ生からの政策提言を基に、基本構想、基本計画が策定され、パブリックコメントを実施した後、総合計画審議会からの答申を踏まえ、平成30年12月定例会において総合計画の基本構想を上程し、平成31年1月22日、本会議において質疑及び反対討論もなく、ただ1人三宮議員から賛成討論が行われ、全員賛成で原案が可決されております。

その後、平成31年2月に第2次弥富市総合計画の市民説明会を開催し、市民の皆様に報告するという正規の手続を経て、市民の皆様の御理解の下、市政運営が行われております。決して市民を無視した市政運営ではないと私は思っております。

そして、この総合計画において、本市の最重要課題として取り上げられたのが駅前整備事業であり、当該地区において長年取り組んできた懸案事項の解決策の一丁目一番地として計画されたのが、この自由通路事業であります。自由通路事業の先には、新庁舎まで含めた駅前地区の整備事業を進めることにより、より明るい未来に向けた新しい弥富駅前のまちづくりを進めるというビジョンの上に成り立っているものであり、ぜひ進めなければならない事

業であると思います。今後は、駅前整備に向けた新しい弥富駅前づくりに向けて早急に議論を始め、弥富市議会が一丸となって取り組み、様々な問題の解決に向けて進んでいくべきだと思います。

今回のＪＲ・名鉄弥富駅自由通路事業に関しては幾度となく請願が出されました。請願者の皆様は、弥富市の将来を思い、しっかりと調査・研究をされ、議員個人に対しても説明を繰り返され請願を出されたことに対しては敬意を表しますし、また紹介議員の方からも非常に熱心に説明をいただいたと思っております。私自身、請願の在り方について、また紹介議員としての在り方について大変勉強になった自由通路事業に関する請願でありました。

結論となりますが、これまでの請願説明において、一部理解できる部分ではありますが、残念ながら大部分において理解できないことを申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、那須議員。

○２番（那須英二君） ２番 那須英二。

請願第１号駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書、要約すれば自由通路の請願について、賛成の立場で討論します。

自由通路を整備するには、国から３つのパターンの要綱が示されておりますが、その中には鉄道事業者が主体となるパターンもあります。まさに、すぐ南にある近鉄弥富駅は、近鉄事業者が事業主体となり、税金負担としては事業費の３分の１の負担で行われ、維持管理等も近鉄事業者が行っています。なぜＪＲ・名鉄弥富駅は、弥富市が事業主体にならなければならないのか。

先ほど平野議員からもありましたが、市が整備したいという理由においてでございますけれども、この整備したい部分において議論を深めるところになると思うんですけれども、ＪＲ・名鉄弥富駅は、バリアフリーの適用によって整備する必要がある駅に指定されています。さらには、東西３か所の踏切も危険な状態であり、解消の必要があるということで国の指定も受けています。しかし、いずれも行うべき主体は鉄道事業者です。市はサポートする立場だと言えます。弥富市としては、踏切の前後における道路の安全対策や駅前周辺整備に集中し、駅の建て替えや通路の整備は、本来行うべき鉄道事業者に任せておけばよいと思います。ということによって、弥富市が事業主体になる必要はありません。

莫大な事業費、ＪＲと名鉄が橋上駅と地上駅になり乗換えが不便になる設計、98%が税金によって行われる、あまりに不平等な費用負担。また、踏切内の歩道の整備は、今の法律や要綱に照らしてもペナルティーなく行えるということが発覚した今、白紙に戻して、本来市民が望んでいる駅前周辺整備や安全対策を行うべきだと思います。

市が踏切の安全確保や南北の分断の解消が自由通路しかないような説明を再三繰り返してきましたが、その前提条件が崩れている中、白紙撤回が当然です。よって、この請願の市民

の声は、当然至極もつともなことだと思います。

市や弥富市議会は、この声を受け止め、考え直すべきだと思います、賛成討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 5番 加藤明由でございます。

請願第1号駅の橋上化は鉄道会社に任せ、市政の進め方の見直しを求める請願書、賛成討論をさせていただきます。

議案第19号、20号の反対討論とともに、踏切の改善はできないとの前提で、市長や議会も踏切道改善を求める国土交通省通達を知らずに、また調べることもせずに進められてきた。事業の検討を最初からやり直し、長年放置されてきた踏切及び周辺の道路整備を最優先で行うべきであり、近鉄弥富駅と同様に鉄道事業者主導で行うことを求め、請願を採択していただきたく賛成討論といたします。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

請願第1号の趣旨に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立少数と認め、よって本請願は不採択と決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第29 請願第2号 県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願書

○議長（大原 功君） この際、日程第29、請願第2号を議題といたします。

請願第2号に関しての審査経過の結果の報告を委員長に求めます。

三浦行財政委員長。

○行財政委員長（三浦義光君） それでは、行財政委員会に付託されました2つ目の請願について委員長報告をさせていただきます。

行財政委員会に付託されました案件は、請願第2号県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願書です。

本委員会は、去る3月17日に委員全員の出席により開催し、審査を行いました。その審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に紹介議員より趣旨説明があり、委員より、愛知県立高校自体の志望者が少なく、定員割れが多いと聞いている。海翔高校をこの先、存続させるとして、高校の先行きはどのように考えているのかとの質問に、紹介議員より、県内150ぐらい高校があり、そのうち約80

校が定員割れをしている。そういう中で愛知県として統廃合計画を立てているが、教育予算をしっかりと取った上で小規模校、少人数学級、あるいは地域に根差した学校を存続させてほしいとの答弁がありました。

また、委員より、再編されるに当たって新しい高校にできる学科はとの質問に、紹介議員より、福祉科が津島北高校に追加されますとの答弁があり、続けて委員より、海翔高校は開校当時から定員割れをしていたと記憶している。県立高等学校再編将来構想の中で、人数が少ないところや中山間部、登校するのが難しい地域、近くに高校がないと厳しいという地域、そういうところに対する高校の在り方をどのように認識されているのかとの質問に、紹介議員より、県の構想としては大きな地域に点在させていくことです。この辺りには津島北高校になるが、海部南部地域、弥富、飛島、蟹江からなくなってしまう。少人数学級、小規模校として存続させてほしいとの答弁がありました。

以上のような付託された議案に対する質疑を経て討論に入り、この身近なところから公立高校がなくなることは寂しいことだが、小・中学校の統廃合も考えなければならない時代において、選択できる県立高校の地域圏内での再編は時代の経過とともにやむを得ない。空いているから少人数学級にすればいいという考え方ではなく、制度設計、方針・目的、人材育成、配置などがきちんとできた上で、少人数学級開設の研究準備をしていただきたいとの反対討論があり、今回の構想は、海翔高校の生徒、校長先生、教員に知られることなく発表された。多くの学校関係者、保護者、生徒の方が現場の意見を反映してほしいと願っている。愛知県は教育にお金をかけていないというデータがある。教育予算を厚くして、教員を増やして少人数学級でやっていくこともできる。地域にとって海翔高校は、持続的活力の基になるものだと思うとの賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数により不採択と決定されましたことを御報告し、行財政委員会の報告を終わります。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔「ありません」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。これにより討論に入ります。

討論の通告がありましたので、順次発言を許します。

板倉議員。

○1番（板倉克典君） 1番 板倉克典。

請願第2号県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願書に賛成の立場で討論させていただきます。

昨年11月に県立高等学校再編将来構想案が突然報道され、12月にはその構想が正式決定

だという発表がありました。弥富市内の海翔高校が津島北高校と統合され、新たな学校が津島北高校の土地に開校するという構想です。

弥富市でも小規模小・中学校の統廃合について議論されておりますが、しっかりと保護者の意見を聞いています。今回のこの構想は、海翔高校の生徒、校長、教員に知らされることなく発表されました。高校がある弥富市にも意見聴取されることはなかったと聞いています。多くの学校関係者の方、保護者、生徒の方が、現場の意見を反映してほしいと願われています。これが1つ目の問題です。

2つ目の問題は、海部地区の南部から自転車で通える県立高校がなくなってしまうことです。現在の生徒数は252人ですが、弥富市に通学している252人の生徒が、やがていなくなってしまうという現実です。名古屋市内から通学する生徒もいれば、海部地区全域から通学する生徒もいます。そして、大勢の生徒が弥富駅、佐古木駅を利用し、有料の自転車預かり所などを利用して、買物をして、駅前をにぎやかにしてくれています。額は小さくなくても、経済を回してくれています。

また、少子化で生徒数が減る中で、海翔高校は特色を持った学校でもあります。県立高校で県内で4校しかない福祉系の学科が海翔高校にはあります。卒業生は弥富市内の社会福祉法人をはじめ、県内の様々な福祉施設で活躍されています。弥富の宝のような高校だと感じています。

入試の募集人員に満たない生徒数が統廃合の理由にされていますが、愛知県は教育にお金をかけておりません。総務省統計局が出しているデータで、全日制高校の在学者1人当たりにかかる教育費が、全国都道府県の低いほうのトップに近い状態です。一方で、愛知県は全国トップクラスの財政力を持っています。教育予算を厚くして教員を増やせば、少人数学級でやっていくことができます。

生徒、教師、保護者の意見も尊重してほしい、予算をかけて再建していきたいという愛知県高等学校教職員組合の皆さんの願いに私は賛同し、紹介議員とさせていただきました。この県立高校統廃合は、地域の持続的活力をなくしていつてしまうことになると感じています。

議員の皆様には、弥富地区の県立高校統廃合について、地域や学校現場の声を聞き、意見が反映され、海翔高校の存続を望むという愛知県に対する意見書の採択を求めるこの請願を採択されますようお願いしまして、私の賛成討論を終わらせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、加藤克之議員。

○9番（加藤克之君） 9番 加藤克之です。

請願第2号県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願書につきまして、反対の立場から討論させていただきます。

地域の公立学校がなくなるということは寂しいことですが、統廃合に進む上では様々な要



因があると考えられます。日本社会において、少子化という言葉が、はや10年以上前から聞かれてまいりました。その後、国をはじめ県、各自治体も、努力、精進してきましたが、県内におかれましても県立高校の欠員は、2次募集まで見ていただいても、令和2年で1,499名、令和3年におかれましても2,625人、今回、令和4年におかれましても2,718人の定員割れが現状で進んでいることが分かります。

この3か年を見ただけで6,842名、少子化でこの現体制、人数を続けていくと、効率よく子供たちに教育予算ができない体制が続く、負担も続いてしまいます。しかし、統廃合しますと、例えば全校700人を1校としますと約10校の統廃合になり、人件費をはじめ様々な分野において削減できることにより、よりよく効率的に子供たちに教育予算をかけることができるわけです。

今後は、この少子化の時代に、これまで各県立高等学校が長年にわたり培ってきたきめ細やかな教育をさらに質の高い教育に発展させていくためには、当然必要な人員、人材の確保、新しい令和の時代にふさわしい施設整備のリニューアルなど、県立高等学校の運営基盤の刷新、統廃合によってスクールカウンセラーの常駐、強化に全力を挙げて取り組んでいく時代の流れであります。

よって、今回、この請願第2号県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願の採択に反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 次に、加藤明由議員。

○5番（加藤明由君） 請願第2号県立高校統廃合について意見書の採択を求める請願書について賛成討論をさせていただきます。

県立高校統廃合について意見書の採択を求める。

現在、海部津島地域には、海翔以外に、佐屋高校、愛西工科（旧佐織工業）、津島、津島北、津島東、美和、五条と7校の県立高校があります。この7校は海部津島地域の西部から北部に集中し、とりわけ津島と津島北及び美和と津島東は、ともに2.5キロメートルほどしか離れておりません。海部南部地域では、蟹江高校に続く海翔高校の廃校は、学校の適正配置から大きくかけ離れる事態であります。そもそも地域の意見が全く反映されることなく進められてきた県立高等学校再編将来構想は地元として認めることはできません。私は、生徒数の減少を理由とした再編成に反対するものではありません。しかしながら、この適正配置のバランスを著しく欠いた再編成には反対しかありません。

今回、愛知県教育委員会の県立高等学校再編将来構想を弥富市議会が容認することとなれば、同じ今後予定されている弥富市内の小学校の再編成では、人口集中地域の北部に再編成され、南部の小学校は廃校になってしまうのではないかと、こんな無用な心配を市民に与えることとなります。ぜひともこの請願を採択されますことをお願いいたしまして、賛成討論

といたします。

○議長（大原 功君） 他に討論の方はございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

請願第2号の趣旨に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立少数と認め、よって本請願は不採択と決定いたしました。

ここで暫時休憩し、午後4時25分まで休憩いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時18分 休憩

午後4時25分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（大原 功君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日、安藤市長より議案第28号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第30 議案第28号 令和3年度弥富市一般会計補正予算（第17号）

○議長（大原 功君） この際、日程第30、議案第28号を議題といたします。

安藤市長に提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（安藤正明君） 本日、追加提案し、御審議いただきます議案は予算関係議案1件でございます。その概要につきまして御説明申し上げます。

議案第28号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第17号）につきましては、非課税世帯等臨時特別給付金を4月以降も引き続き支給するために繰越明許費の補正を計上するものであります。

以上が提案する議案の概要でございますが、議案の詳細につきましては総務部長から説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（大原 功君） 提案理由の説明を総務部長に求めます。

横山総務部長。

○総務部長（横山和久君） 議案第28号令和3年度弥富市一般会計補正予算（第17号）につきましては、現在実施しております住民税非課税世帯等に対する1世帯当たり10万円の給付事業において、申請期間が令和4年9月末までであることから、年度内に事業完了が見込めないため、1億7,185万5,000円を繰越明許で翌年度に繰り越すものでございます。以上でございます。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

議案第28号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決決定をいたしました。

早川議員ほか5名より発議第2号及び発議第3号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号及び発議第3号を本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 発議第2号 弥富市議会委員会条例の一部改正について

日程第32 発議第3号 弥富市議会会議規則の一部改正について

○議長（大原 功君） この際、日程第31、発議第2号及び日程第32、発議第3号、以上2件を一括議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者の早川議員に提案理由の説明を求めます。

早川議員。

○12番（早川公二君） 発議第2号弥富市議会委員会条例の一部改正について提案をいたします。

この議案は、社会経済の進展に対応して、行政が著しく多様化し、専門化してくることから、常任委員会を分割し、専門的知識の養成や議案の分割的処理を図ることで、議案の成立までの過程を能率的かつ効果的なものにするために必要があるからでございます。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

続きまして、発議第3号弥富市議会会議規則の一部改正について提案をいたします。

この議案は、弥富市議会委員会条例の一部改正に伴い、必要があるからであります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 質疑なければ、私から質疑をしたいと思いますので、会議規則第54条の規定により、副議長と議事進行を交代いたします。

〔議長、副議長と交代〕

○副議長（鈴木みどり君） 議長と議事進行を交代し、会議を続けます。

質疑の方はありますか。

〔挙手する者あり〕

○副議長（鈴木みどり君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 委員長に発議第2号についての質問をさせていただきますので、簡単に聞きますけれども、きちっとした答えを出していただきたい。

この発議が出される以上は、今の職員も勤務が長くなるということも出てくると思うんですね。それと今はロシアによって、プーチンによってウクライナの殺人事件をやっておる。こういう人がやっているために原油が上がっておるわけですね。そうすると、今、バレルが、1バレル100ドルから、これから150ドルになるという話もありますね。そして、サハリン2についてもダッチ・シェル、これなんかが日本の北海道の北にまでパイプラインで送るような、そういう計画が出ておるわけね。これは三菱と三井から出しておるわけ。それと、もう一つは、ヨーロッパでするモービル、この石油が今なっているんですけども、これも全部、プーチンの人殺し、殺人鬼と一緒になんですね。こういう人がやっておるために、ロシアから

全部、事業者が引き揚げられた。そのために、弥富市も経済的にはかなりの経費がかかると  
思います。

今、ここを1つのやつを2つにすることによって、今までは三役は一体で1つのところ  
に出ておったわけね。2つになると三役は2つにまた、もう一個出なきゃいかん。そうすると、  
三役というのは、委員長も分かると思いますけれども、普通は職員の場合は週40時間という  
ふうに決まっておるんですけども、三役の場合は24時間勤務なんですね。

そうすると、やっぱり今の2つのところに出れば、それだけの分、ほかの事業、福祉の問  
題、教育の問題、あるいは先ほど反対のあった橋上駅の問題、こういうのに対しても弥富市  
の発展については進めなきゃいかんわけ。そうすると、そういう事業が遅れてしまうという  
ことも出てくるわけ。そうすると、弥富市については大変マイナスになるんじゃないかと思  
っています。

それから、もう一つは、職員の給料についても、時給にすると恐らく1時間2,000円か  
2,500円になると思うんですね。こういう方についても、有給休暇も実際に聞くと12日ぐら  
いしか今使われておらんわけ。普通は20日間あるわけね。そうすると、8日間というのは、  
この忙しい時期になってくると、どうしても職員が有給休暇を取れない。皆さんの議会で今  
の質問をするについても、皆さん方が全協、あるいは本会議、あるいは委員会など、対策委  
員会やなんか、そういうところでもいろんなことを聞かれておるわけですね。十分に議員が  
聞かれておるわけ。これをするによって、弥富市の財政はだんだん厳しくなると思うね。  
そういうことになってくると、市民に税の負担をかけさせていいのか。議員が、ただ質問を  
したために2つの委員会をつくるということについて早川議会運営委員長はどのように思  
っているのか。市民の税金を守るためにいる議員でもあるし、また市民、職員の安全対策、  
あるいは職員の健康を守るためにも議員の役目だと思います。そのために職員が健康であれ  
ば、市民が安心して安全で暮らせるわけ。こういうのを考えると、なぜここで今しなきゃい  
かんかということ。

それから、コロナも今だんだん減って、愛知県は1,000人を切ったわけね。やっと1,000人  
を切った中で、来月から2つの委員会にすると、またコロナが増えるんじゃないかなと思  
うんだね。こういうことも考えると、日本経済をよく考えると、今の委員長の考え方だと、  
私が思うには、地方自治を守らない、民主主義を守らないということになっちゃうんじゃな  
いかなあと市民から思われるんじゃないかと。こういう点があるので、しっかりと答えてく  
ださい。

○副議長（鈴木みどり君） 早川議会運営委員長。

○議会運営委員長（早川公二君） 3委員会にするのは、先ほども申し上げました。もう一遍  
言いますよ。社会経済の進展に対応して、行政が著しく多様化し、専門化してくることから、

常任委員会を分割し、専門的知識の養成や議案の分割的処理を図ることで、議案の成立までの過程を効率的かつ効果的なものにするために必要があるからであります。以上です。

○副議長（鈴木みどり君） 大原議員。

○16番（大原 功君） 今はコロナの関係についても、国・県、市も一生懸命頑張っておるわけなんですね。こういうことを考えると、委員会をするには、改選をしてから、もう少し待って、今のウクライナの戦争もなくなる、あるいはコロナも少なくなる、そうなったときにやったらどうですか、もうちょっと。

だから、こういうことについても、いわゆる今のこういう戦争があるために野菜は上がる、それから今の高齢者対策、いろんなものについても税の負担が市民にかかる。あなた市民に、この2つにやると、どのぐらい税金がアップされるのか、あるいは職員の有給休暇が安全に取れるのか、残業は今何時間やってありますか、職員の残業。

○副議長（鈴木みどり君） 早川議会運営委員長。

○議会運営委員長（早川公二君） 職員の残業については、資料がないのでお答えようがございません。以上です。

○副議長（鈴木みどり君） 大原議員。

○16番（大原 功君） ここに書いてあるけれども、市からもらったやつがあるんですけども、市のほうは残業は適切に払っておると言うの。払っておるから、その払っておる金額は幾らですかと言ったら、市長はまだ分かりませんと。有給休暇についても、さっき言ったように12日しか使っておらんわけです。8日間は使われておらんわけです。職員が有給休暇を使わなくても、労働基準監督署によれば、今の20日間は使わなきゃいかんとなっておるわけなんです。

こういうことを考えると、もう少し委員長も、市民が大事か、あるいは今の委員会が大事なのか、一回、そういうことをもうちょっとよく考えてからやっていただいたほうが、委員長としても市民に好かれる、尊敬される委員長になると思います。以上。

○副議長（鈴木みどり君） 議長の質疑が終わりましたので、議事進行を議長と交代します。

〔副議長、議長と交代〕

○議長（大原 功君） 他に質疑の方はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第2号及び発議第3号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号及び発議第3号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方、ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第2号及び発議第3号は原案どおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第2号及び発議第3号は原案どおり可決決定をいたしました。

堀岡議員ほか2名より発議第4号が提出されました。

お諮りいたします。

これを直ちに日程に追加し、議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、発議第4号は本日の日程に追加し、議題とすることに決しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第33 発議第4号 地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出について

○議長（大原 功君） この際、日程第33、発議第4号を議題といたします。

本案は議員提案ですので、提出者の堀岡議員に提案理由の説明を求めます。

堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 発議第4号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

この意見書は、子供たちの学びの継続、医療への適時適切なアクセス、新しい分散型社会の構築、持続可能な地域の医療と介護、地域住民の安全で安心な移動など、特に地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進について特段の取組を求め、政府に対して強く要望し、関係機関に提出することを提案するものであります。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（大原 功君） これより質疑に入ります。

質疑の方ございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） この発議第4号について質疑させていただきます。

デジタル化の推進というところで、コロナ禍におけるオンライン授業については必要だと私も感じております。それはあくまで授業ができない、あるいは学級閉鎖等の対応に限ってはということでございます。この発議の趣旨としては、オンライン授業を平常時から行えるよう整備してほしいということでしょうか。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） コロナ禍がこのまま収まらず、第7波、第8波として就学に支障を来すようなことが今後もあるのであれば、もちろん昨年にGIGAスクール構想の前倒しとして各学校にタブレットなり、その機材、環境というのはかなり整ってはきてはおりますので、そういったことがまだ例えばスキルの的にできないとか、ソフト的な部分で支援が必要だとか、そういったことに関して政府に対して、また県に対して、関係各所に、そういうところで全国格差がないように、制度の進め方を格差がないようにするための意見書でもあります、内容的には。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） このコロナ禍でオンライン授業を行っている、大学等では行われていると思います。そういう中でも、オンライン授業をメインに使っていくと弊害、問題となっています。対面での授業がやはり望ましい。この重要性も言われている中で、この発議の趣旨が、そのような継続的に常時使えるものを望んでいるものなのかどうかというところを確認したいと思います。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 私が使えるものですよと言い切っても、各自治体、各学校での都合もございまして、そういったことが各自由にできるように、各地域でできるように、その環境の中で弥富市なら弥富市で、学校のほうで、学校の方針として、例えばデジタル機器等を使った授業等で、随時やりやすいようにといいますか、適時にできるように、その体制だけは整えておかねばなりませんよね。そういったための支援を国に求めるための意見書ですので、それは必ずそうしなければならないということじゃないじゃないですか。その辺は那須議員も御存じだと思いますので、御審議のほう、御納得いただければと思います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） オンライン授業等における趣旨については分かりました。理解いたします。

また、この発議の2から5にあるようなデジタル化の対応というのは、マイナンバーを前提としたものを想定しているのか、お答えください。

○議長（大原 功君） 堀岡議員。

○4番（堀岡敏喜君） 主題にありますとおり、地方創生というのが主題になっています。この地方創生のデジタル田園都市構想というのが国の大きな政策の一つになっていますけれども、那須議員御存じのとおり、地方創生というのは、東京、都市一極集中をなくして、各地域でそれぞれの特性とか環境を生かしながら、その地域の発展に資するものです。そういったものが人員とかデジタル化云々で格差があっては地方創生の目的を逸してしまうわけですよ。そういったことをなくすために、特段に国に対して配慮をしてくれというのが今回の意見書の趣旨です。

ただ、前回、議運でも説明をさせていただきましたが、例えば医療であるとか、介護であるとか、そういったオンライン診療とかをするに当たって、個人の特定をする部分でマイナンバーカードというのを推進するという事よりも、その中で直接的に必要なということよりも、間接的に関係をしていくということで、この間は説明をさせていただいたと思います。

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 質疑は以上で終わります。

○議長（大原 功君） 他に質疑の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 異議なしと認めます。

よって、発議第4号は委員会への付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論の方はございませんか。

〔挙手する者あり〕

○議長（大原 功君） 那須議員。

○2番（那須英二君） 2番 那須英二。

発議第4号地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書の提出について、この発議について反対の立場で討論とさせていただきます。

コロナ禍におけるオンライン授業というところで整備していく、取捨選択は自由にできるようにという趣旨には賛同するところがございますけれども、2から5の項目である部分においては、間接的であれマイナンバーの推奨が必要というところになるかと思います。

マイナンバーは、便利になる反面、セキュリティーなどのリスクが大きいものでもあります。個人情報保護の観点からも問題があり、このシステム自体にまだまだ未発展なところが

あります。そのシステムの改修には、また莫大な税金が投じられています。この莫大な税金は、本来、福祉等に充当することができるというところがありますので、それを前提としている以上、賛同できるものではないと、反対討論とさせていただきます。

○議長（大原 功君） 他に討論の方ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 討論のないことを確認いたしましたので、討論を終結し、これより採決に入ります。

発議第4号は原案どおり決することに賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（大原 功君） 起立多数と認めます。

よって、本案は原案どおり可決決定をいたしました。

本日の会議時間は、議事都合によりあらかじめ延長をいたします。

お諮りいたします。

日程を追加し、海部南部消防組合議会議員の選挙について行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部南部消防組合議会議員の選挙についてを行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第34 海部南部消防組合議会議員の選挙について

○議長（大原 功君） 日程第34、海部南部消防組合議会議員の選挙について行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選にすることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名いたします。

海部南部消防組合議会議員に、大原功議員、佐藤高清議員、三浦義光議員、高橋八重典議員、小久保照枝議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人にすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部南部消防組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

お諮りいたします。

日程を追加し、海部地区環境事務組合議会議員の選挙について行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、日程を追加し、海部地区環境事務組合議会議員の選挙について行うことに決定いたしました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第35 海部地区環境事務組合議会議員の選挙について

○議長（大原 功君） 日程第35、海部地区環境事務組合議会議員の選挙について行います。

お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法は、本席より指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、本席より指名をいたします。

海部地区環境事務組合議会議員に、佐藤高清議員、平野広行議員を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました諸君を当選人とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君が海部地区環境事務組合議会議員に当選されました。

ただいま当選されました諸君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第36 閉会中の継続審査について

○議長（大原 功君） 日程第36、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第111条の規定により閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員長の申出どおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大原 功君） 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出どおり決しました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、これをもちまして令和4年第1回弥富市議会定例会を閉会いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後4時57分 閉会

本会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

弥富市議会議長 大 原 功

同 副議長 鈴 木 みどり

同 議員 小久保 照 枝

同 議員 堀 岡 敏 喜